

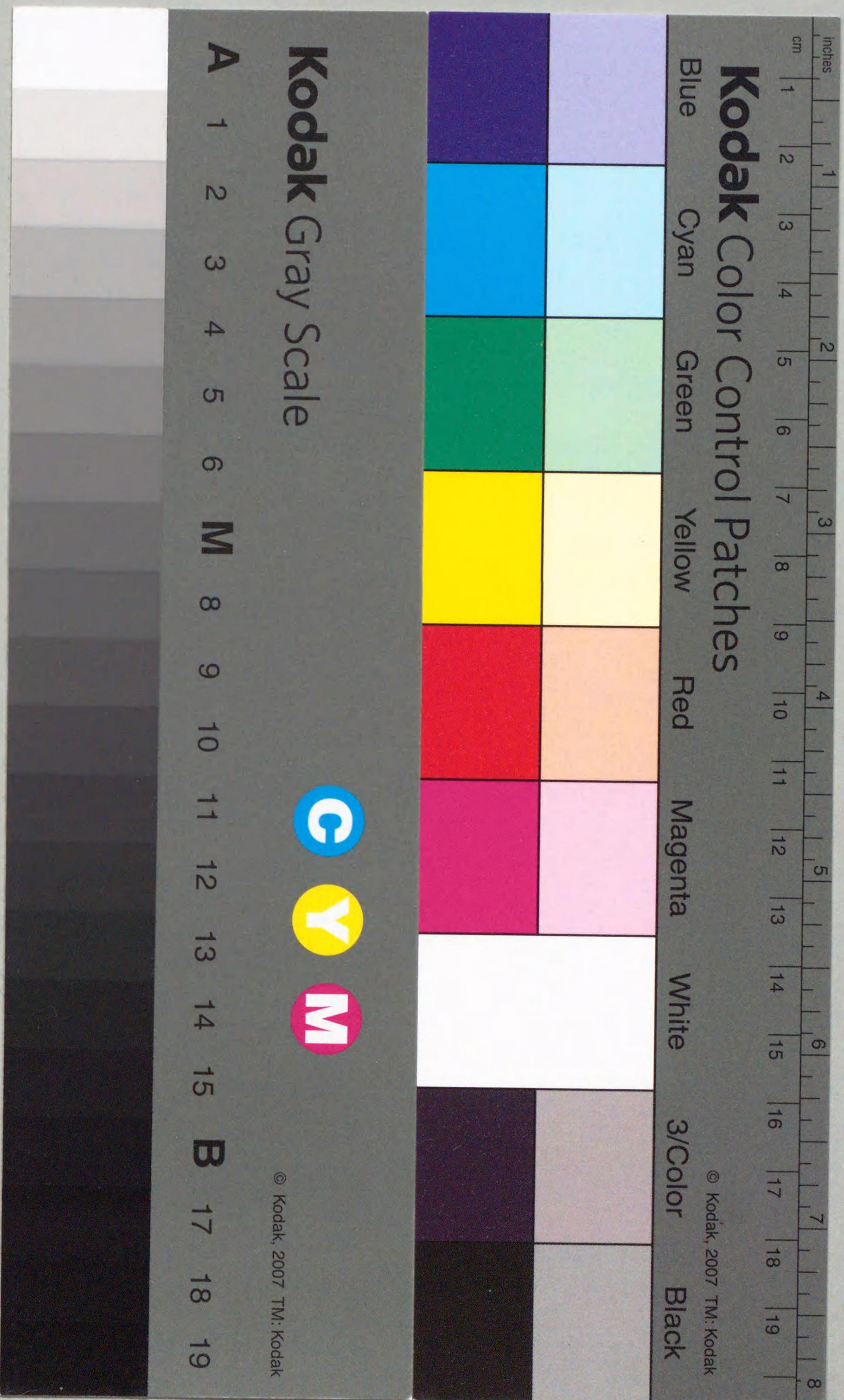
省政彙覽

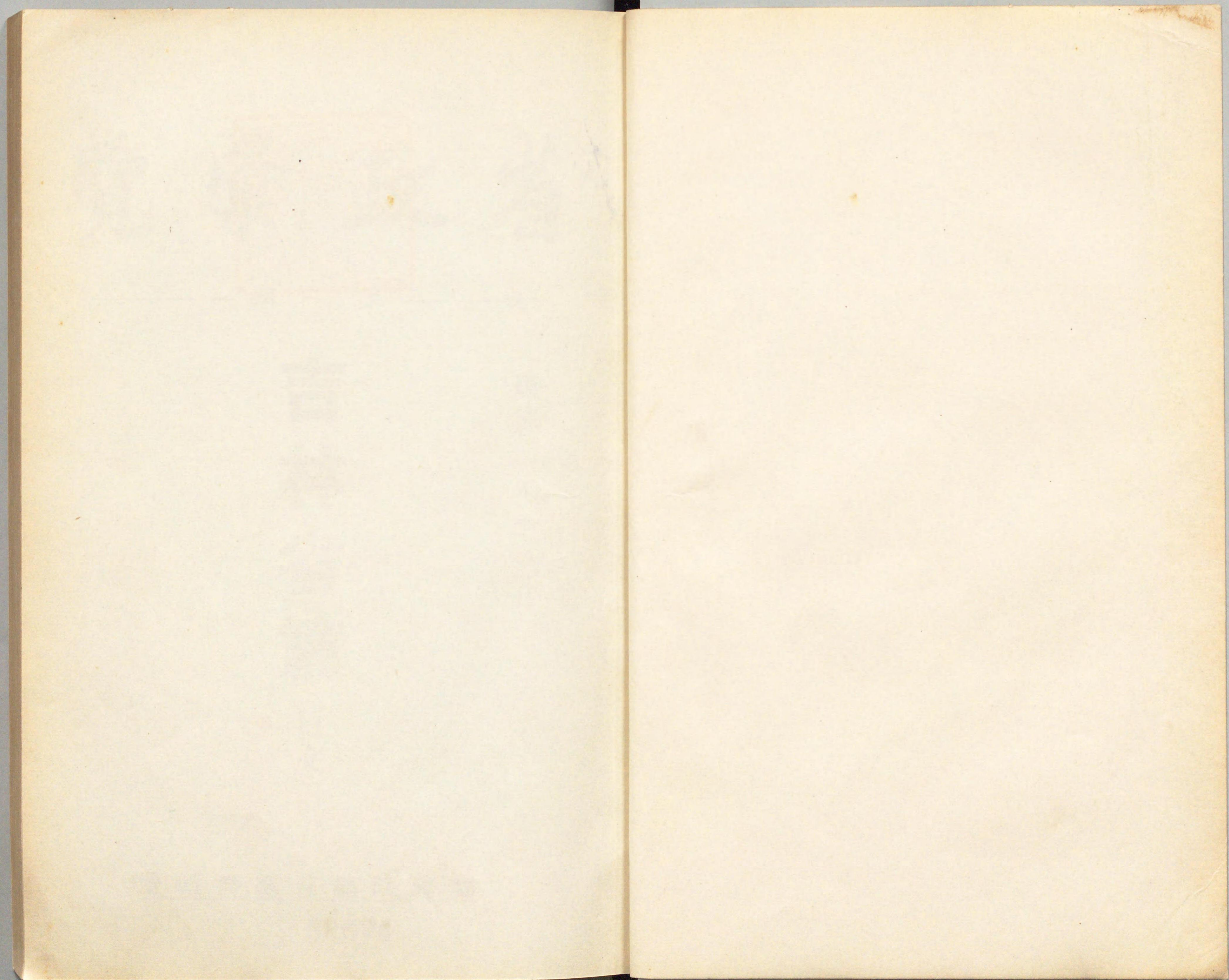
—— 第一輯 ——

吉林省篇 (日文)



國務院總務廳情報處





省政彙覽



第一輯

吉林省篇

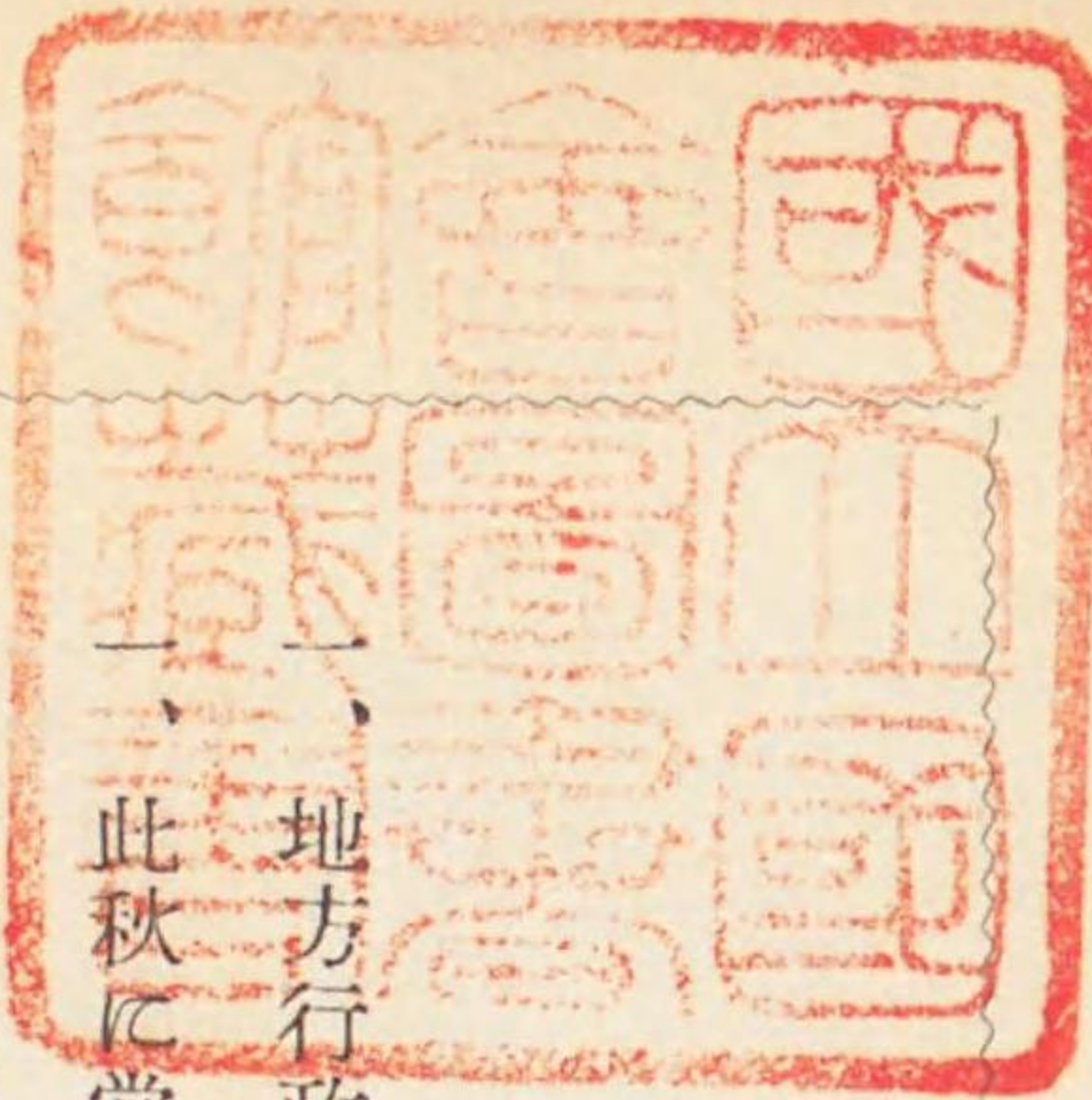
(日文)



康德二年十一月

國務院總務廳情報處

38074



凡例

地方行政制度改革以來茲に一閱年、新制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乗出さんとしてゐる。此秋に當り各省々政の概要を明かにし以て將來の指標たらしむるは強ち徒爾ではあるまいと思はるゝ。

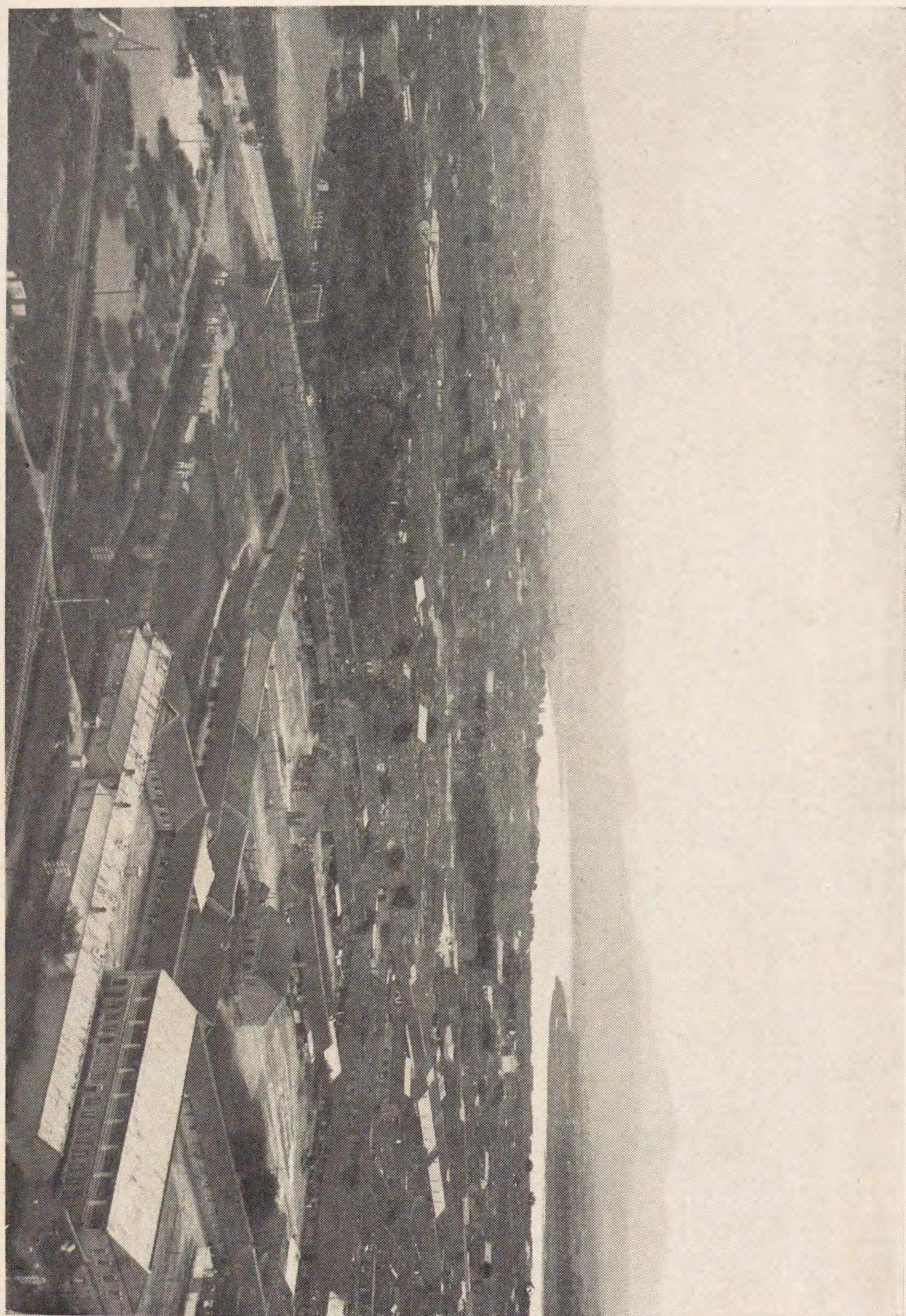
一、本彙覽刊行の目的は此等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。

一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿十省並に興安各省を網羅して完璧を期せんとするものである。

一、本彙覽の篇別順位は康德元年十一月二十三日付國務院訓令に基く省排列順序に據る。

一、本篇編纂に就ては省制改革後日尙ほ殘き爲め資料未だ整はず完備を欠ぐの憾なしとしないが中央關係各部吉林省公署、鐵路總局其他公共機關の資料に負ふ所が少なくない。

康德二年十一月



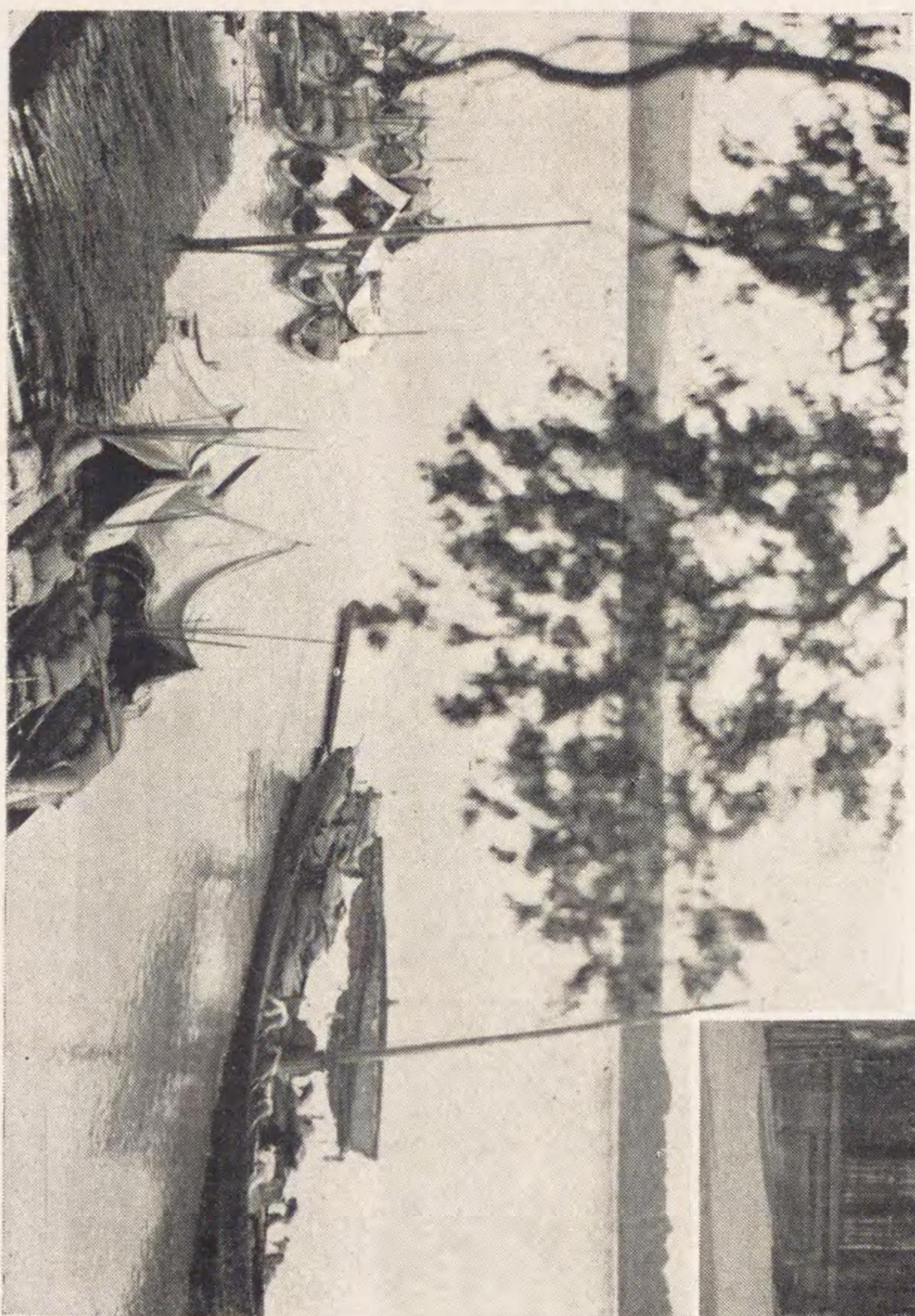
繪 口

吉 林 省 區 劃 圖	吉 林 名 所	京 吉 國 道 開 通	皇 帝 吉 林 初 御 巡 狩	吉 林 省 公 署 主 腦 部	吉 林 省 公 署 開 廳 式	吉 林 省 公 署	吉 林 市 街 全 貌
----------------------------	------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------	----------------------------

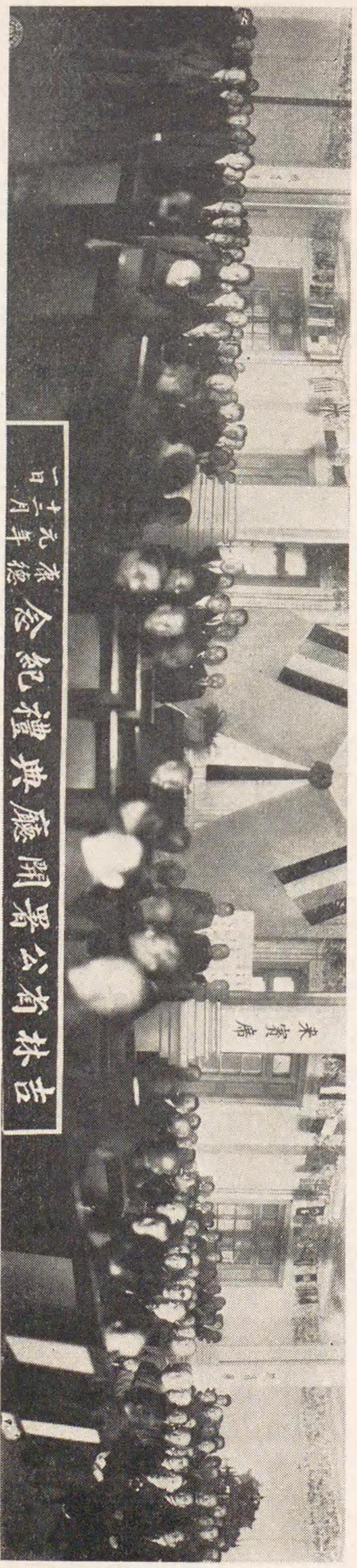
署公省林吉



門正署公省



省公署前面（松花江）



吉林省公署開禮紀念
一九三六年十一月一日

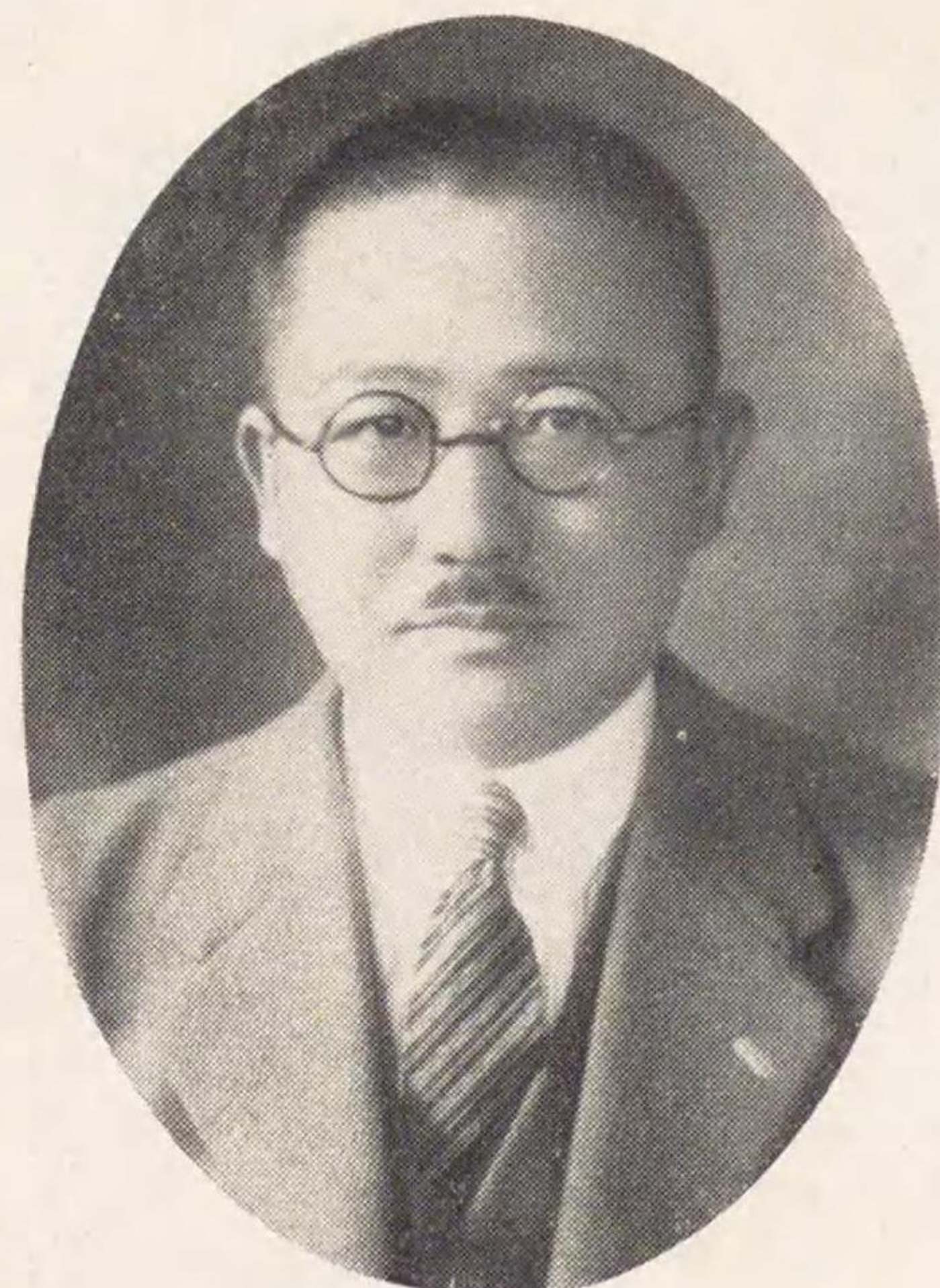
吉 林 省 公 署 主 腦 部



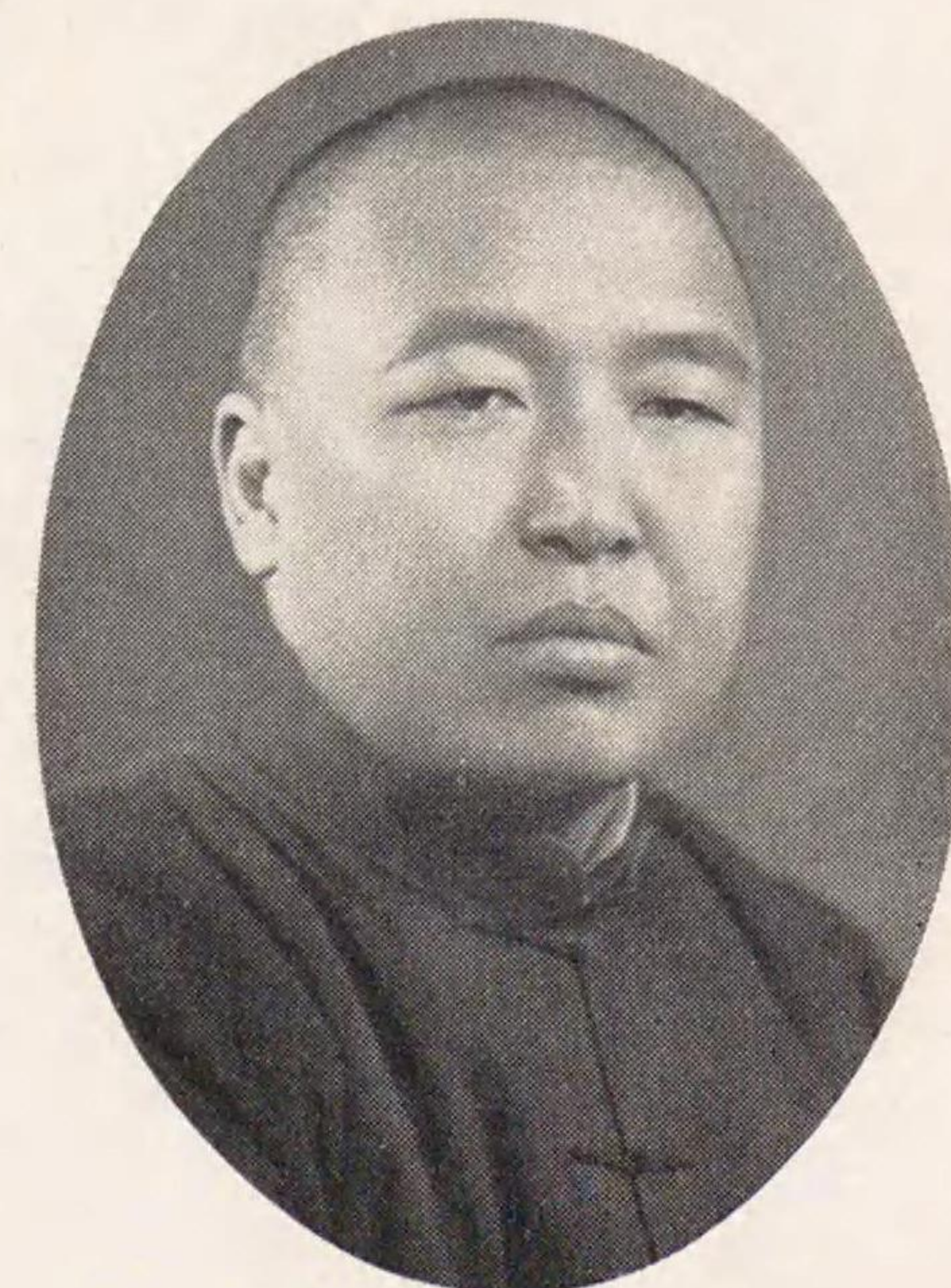
省 長
李 銘 書



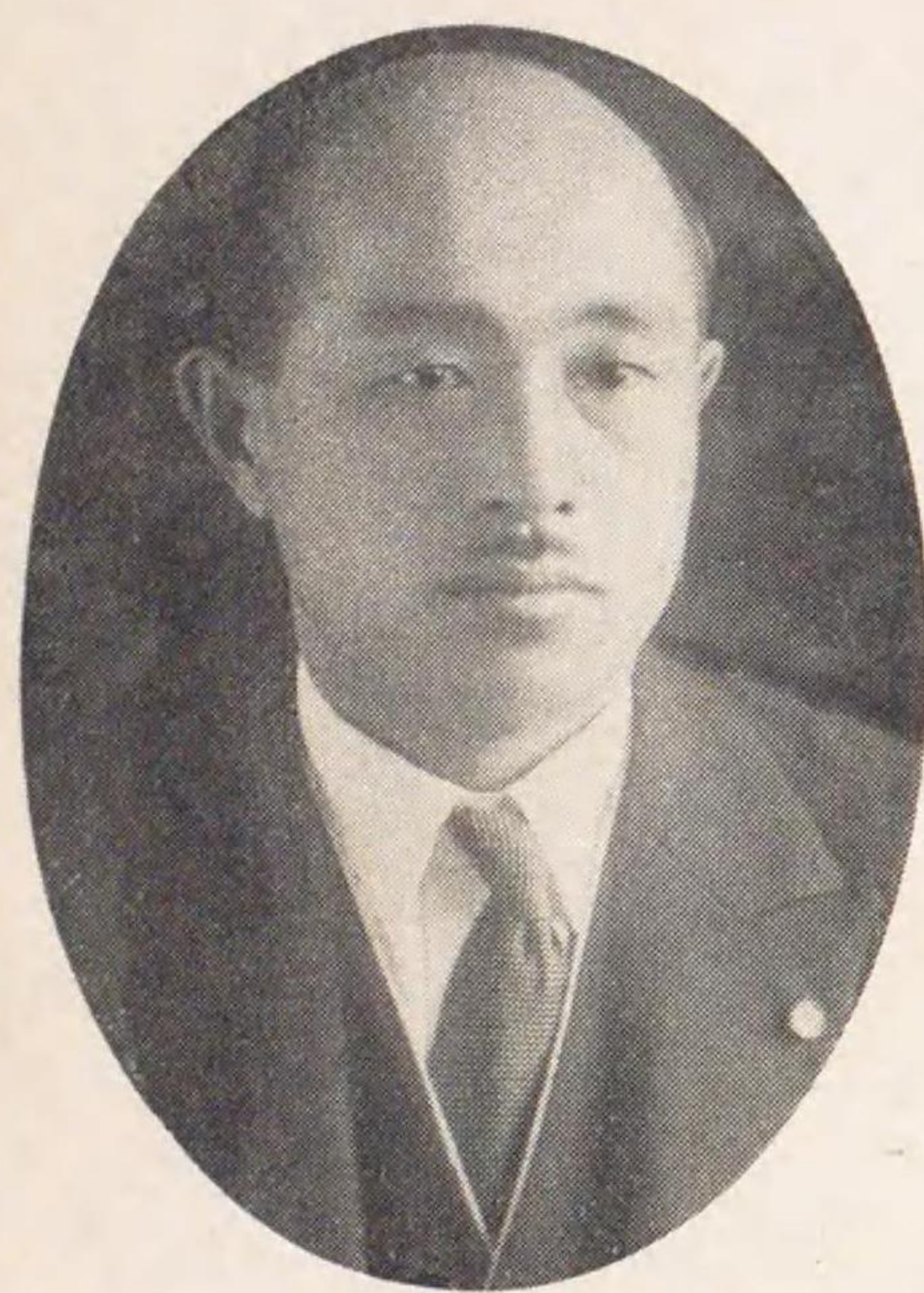
民 政 廳 長
趙 汝 樸



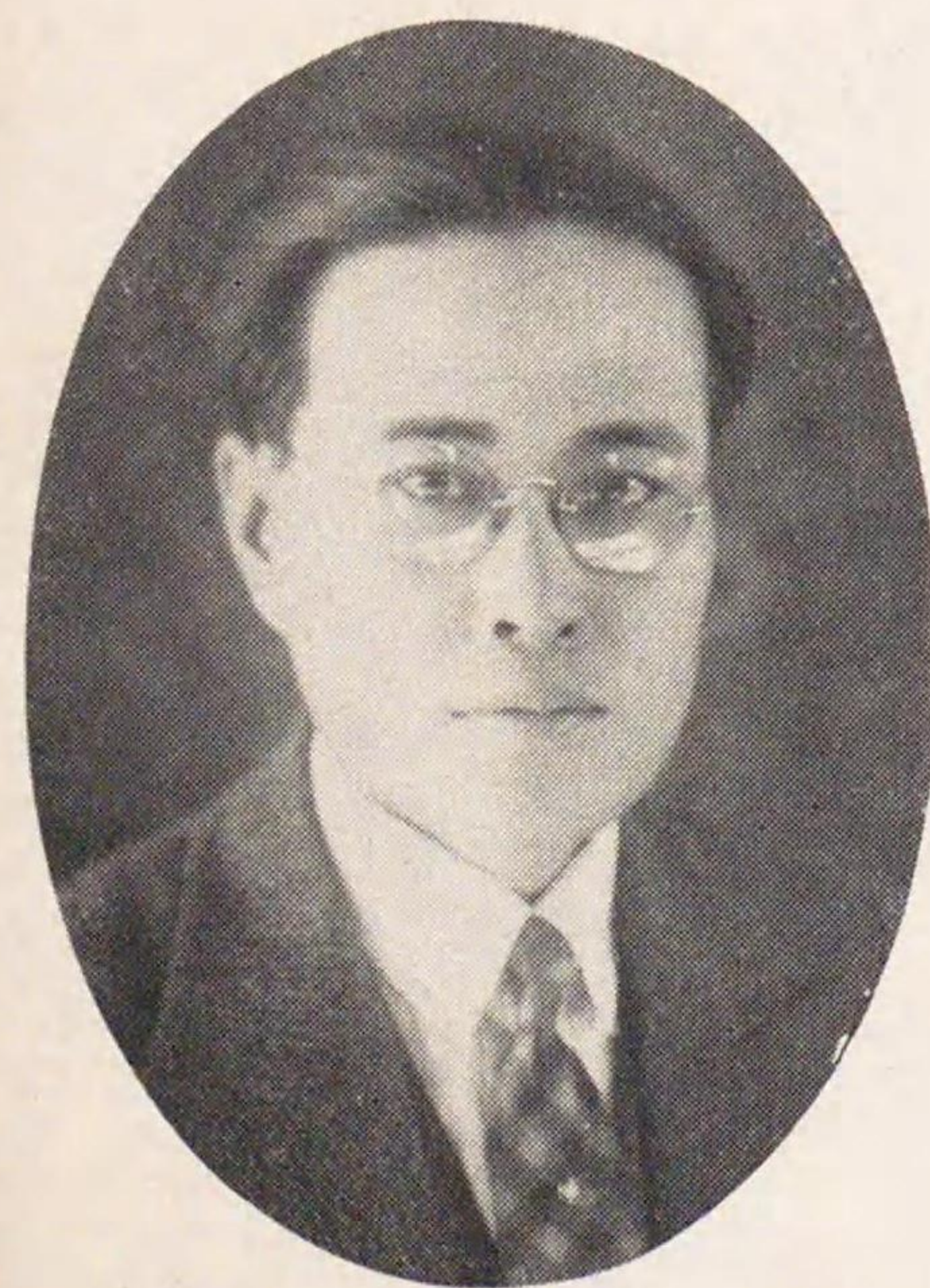
總 務 廳 長
中 野 琥 逸



教 育 廳 長
張 書 翰

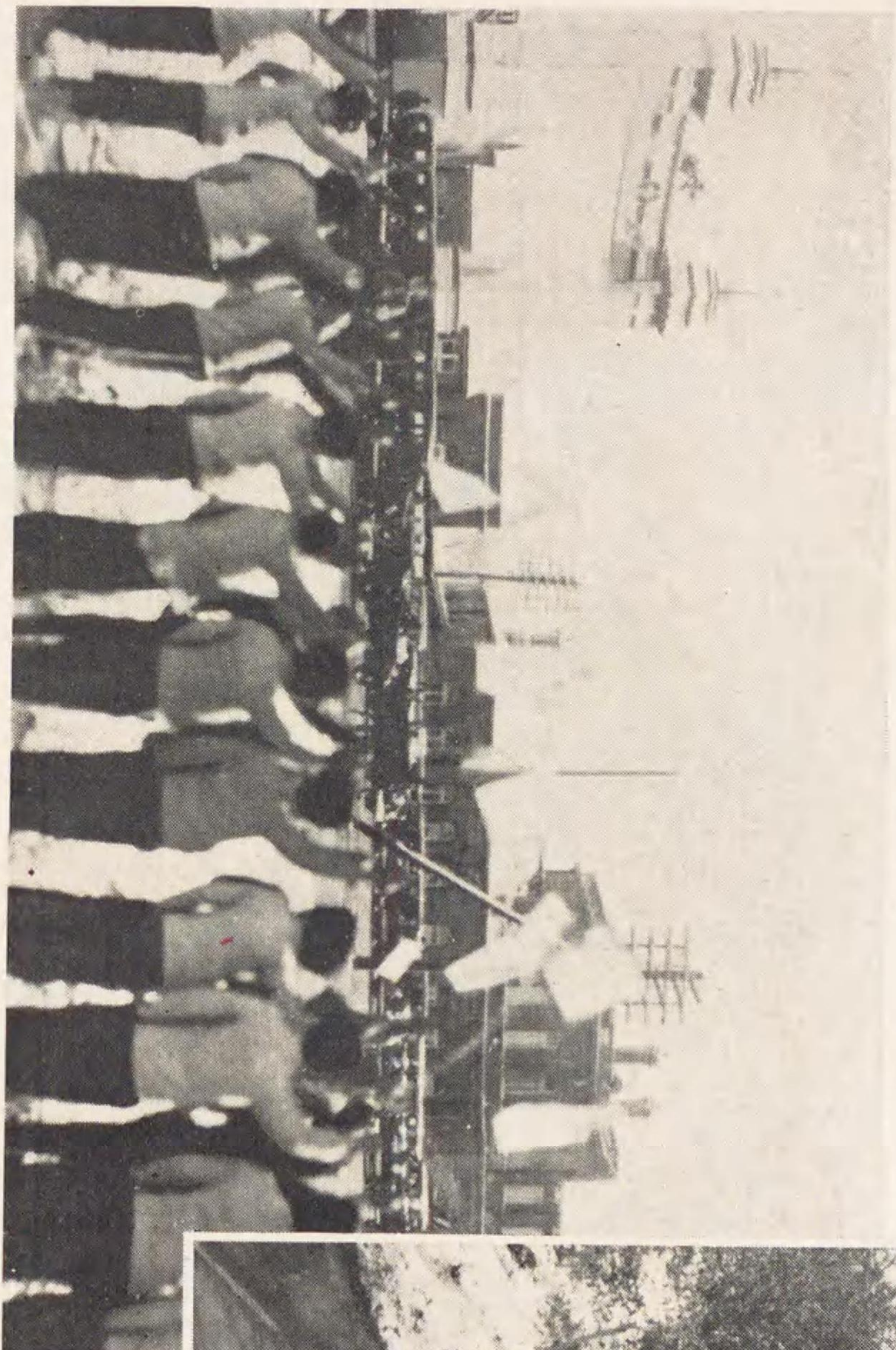


警 務 廳 長
河 志 郎



實 業 廳 長
羅 振 邦

狩巡御初林吉帝皇



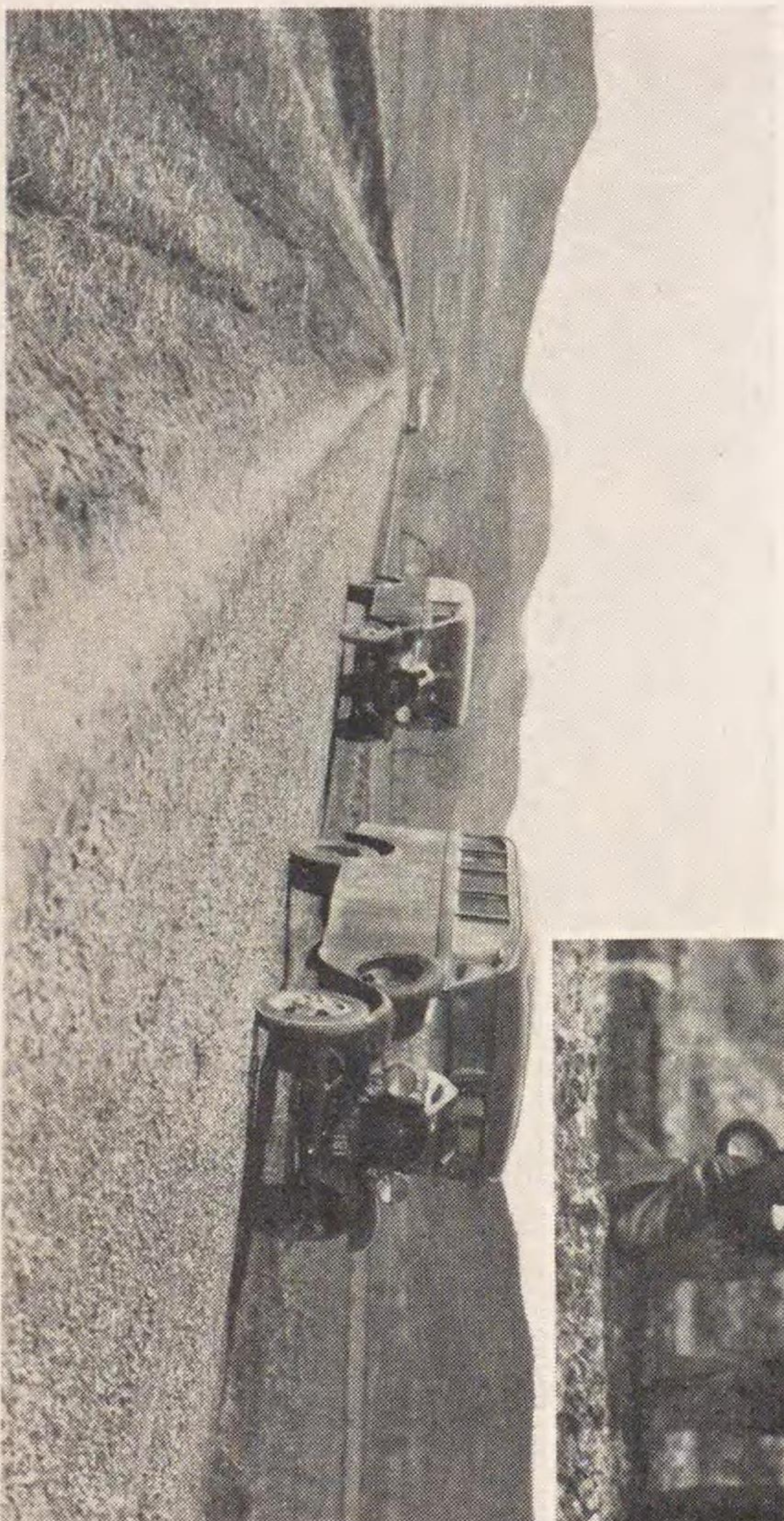
拜親御山白小帝皇

迎奉前驛林吉

通開道國吉京



(線沿道國吉京) 察視御情民帝皇

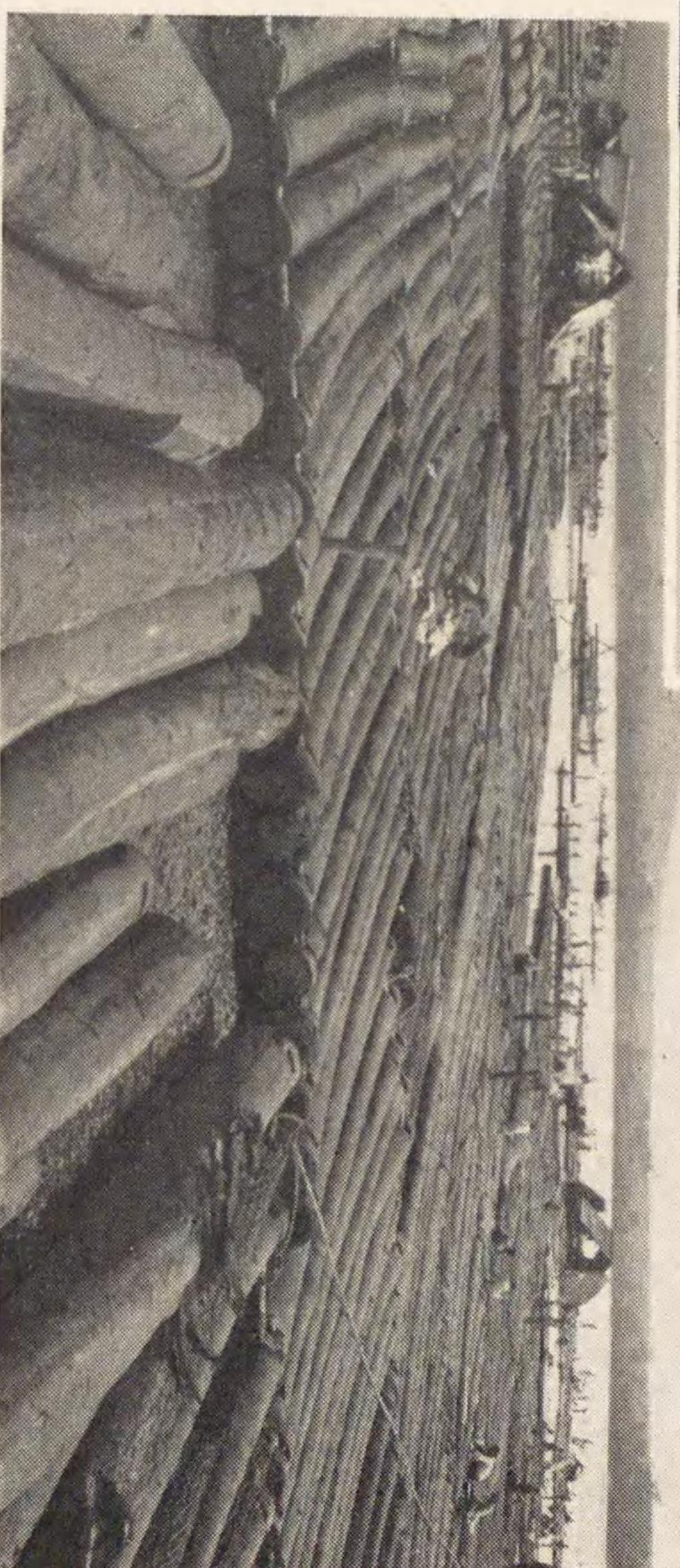


營運車通白道國吉京



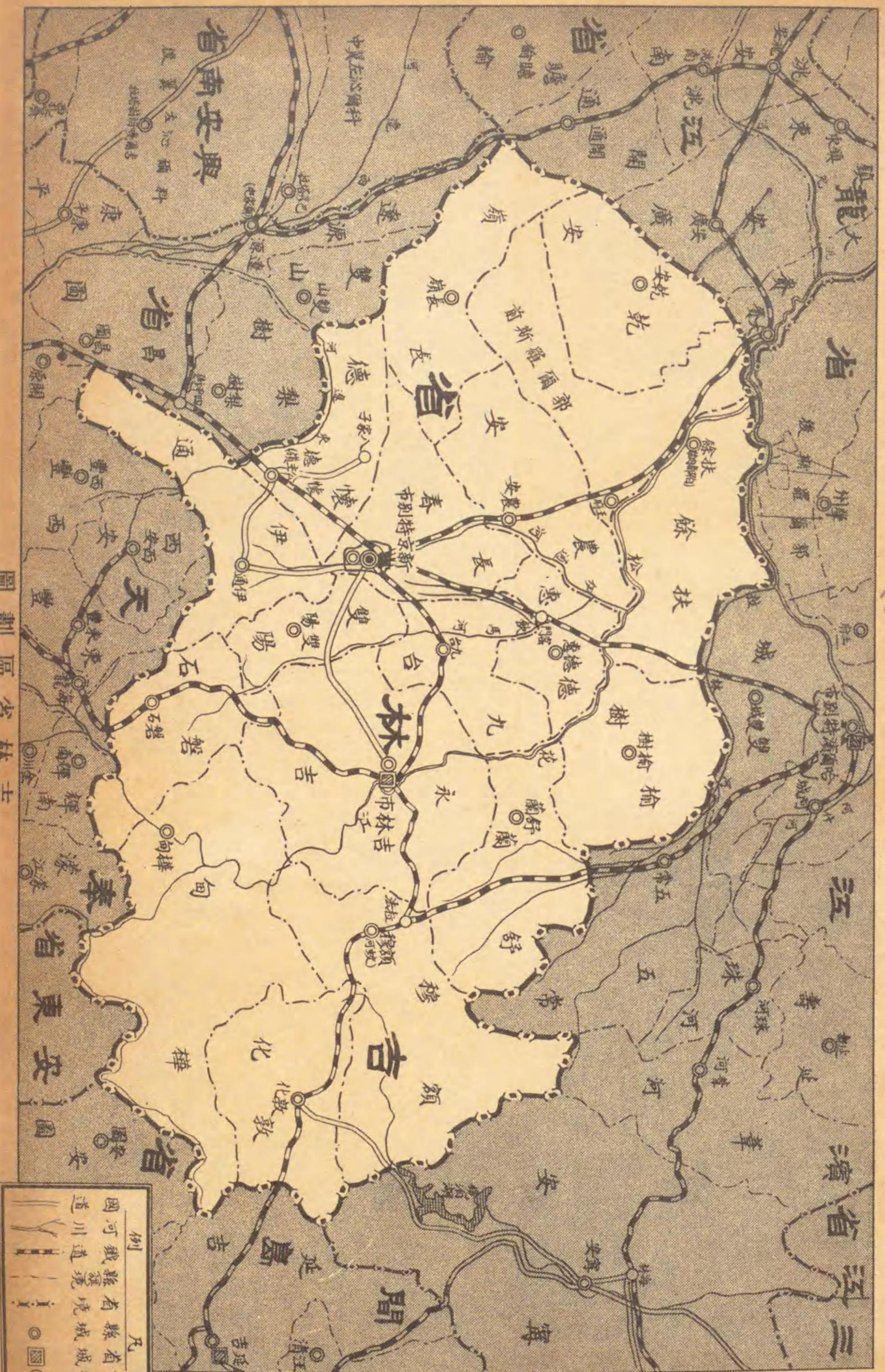
(廟王藥) 山 北

吉林



筏流の江花松

所 名



吉林省區劃圖

目次

第一章 序說

第二章 地誌

第一節 地勢……………三

第二節 面積・人口……………四

第三節 氣象……………四

第三章 行政

第一節 沿革……………六

第一項 滿洲建國前沿革概要……………六

第二項 滿洲建國と省制改革……………九

第二節 省行政機構……………一四

第一項 省公署組織……………一四

第二項 省公署官制……………一五

第三項 省公署分科規程……………一九

第三節 管下地方行政……………二七

第一項 吉林市政……………二八

第二項 縣行政……………二八

第三項 旗行政……………三一

第四項 區村制……………三三

第五項 集團部落……………三四

第四節 人事關係……………三六

第一項 省公署職員……………三六

第二項 縣公署職員……………三七

第四章 財政・金融

第一節 財政……………四〇

第一項 概說……………四〇

第二項 縣別財政……………四三

第三項 旗財政……………五一

第四項 現行地方稅制と其の改革……………五二

第二節 金融機關……………五六

第一項 概說……………五六

第二項 滿洲國側金融機關……………五七

第三項 外國側金融機關……………七五

第五章 產業・經濟

第一節 農業……………七九

第一項 自然的條件……………七九

第二項 土地利用及作付狀況……………八一

第三項 地價及小作料……………八七

第四項 農家副業……………九一

第五項 農家經濟……………九三

第六項 農業機關及農業施設……………九五

第七項 農業對策……………九八

第二節 林業……………一〇〇

第一項	分布狀態	一〇一
第二項	出材狀況	一〇二
第三項	林場と林業公司	一〇三
第三節	鑛業	一〇六
第一項	金屬鑛業	一〇六
第二項	非金屬鑛業	一〇八
第四節	商業	一一一
第一項	概説	一一一
第二項	商業機關	一一二
第三項	各地商況概要	一一五
第五節	工業	一三五
第一項	概説	一三六
第二項	各地工業概要	一三七
第六節	其他産業	一四六
第一項	畜産業	一四六
第二項	水産業	一四七

第六章 交通・通信

第一節	鐵道	一四九
第一項	京圖線	一五〇
第二項	奉吉線	一五三
第三項	京濱線	一五四
第四項	拉濱線	一五五
第五項	京大線	一五六
第六項	奶子山線	一五七
第二節	水運	一五七
第一項	松花江の水運	一五七
第二項	松花江航運沿革	一六一
第三節	空運	一六二
第四節	道路	一六四
第一項	路線	一六四
第二項	自動車運輸	一六六
第五節	土木事業	一六九

第一項 概說	一六九
第二項 實施狀況	一七〇

第六節 通信

第一項 郵務	一七五
第二項 電信電話	一七九

第七章 文教

第一節 總說

第一項 教育方針	一八一
第二項 教育行政機構	一八二

第二節 學校教育

第一項 概說	一八四
第二項 學制及教科目	一八四
第三項 學校現勢	一八五
第四項 留學生	一八八

第三節 社會教育

第一項 概說	一九八
--------	-----

第四節 宗教

第一項 概說	二一二
第二項 諸宗派	二一三

第八章 社會・衛生

第一節 社會事業

第一項 概說	二二三
第二項 建國以降の救濟事業概要	二二四
第三項 社會事業團體	二三一

第二節 協和會吉林省事務局

第一項 概說	二三七
第二項 事務局沿革概要	二三九
第三項 事務局事業概要	二四一

第三節 衛生行政

第一項	概說	二四七
第二項	衛生施設	二四八

第九章 司法・檢察

第一節	概 說	二五二
第二節	審判・檢察機關	二五二

第十章 軍事・警察・治安

第一節	第二軍管區司令部所屬軍	二五七
第二節	警察行政	二五八
第一項	警務機構	二五八
第二項	各縣警察隊	二五九
第三節	治安概況と肅清工作	二六二
第四節	保甲制度	二六七

第十一章 都市・邑鎮

第一節	都 市	二七二
第二節	邑 鎮	二七七

第十一章 結 論

第一節	治安確立——治安第一主義	二八四
第二節	警務行政方針	二八五
第三節	産業開發方針	二八八
第四節	教育普及刷新方針	三〇〇
第五節	結 論	三〇二

第二章 序説

京橋圖書館

滿洲建國前に於ける東北四省は由來封建軍閥割據の足場として實質上獨立の形態をとり中央は此等地方各省に對して立體的連絡を監督の能力なく統制の機能を缺如して居たのである。故に我國王道建國の聖業は斯くの如き地方行政の舊弊を根本的に除去し、封建軍閥の殘滓たる地方行政制度の改革により實體としての地方自治、制度としての中央統制の確立を企圖し、真正なる地方中間行政機關としての機能を發揮せしむる事は建國當初よりの宿願であつた。然るに當時建國創草の際に當り庶政の改廢刷新を要するもの多く、加ふるに地方行政機構の改革は影響する處甚なからず慎重なる研究と適切

なる時機を必要とするので遷延されて來たものであるが、昨年初頭國務總理の本件に關する諮問機關として民政部内に臨時地方制度調査會を設けらるゝに及び漸く之が具體化の機運到來し、爾來該調査會に於て慎重審議の結果昨年十二月一日を期して地方行政制度の改革を斷行する事となつたのである。即ち之によれば從來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省とし更に從來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の部となし蒙政部を獨立し管下興安西省、南省、東省、北省の四省を管轄せしむる事としたのである。

斯くして新制の下に誕生した十四省（民政部管下十省、蒙政部管下四省）は各々中央集權制の下に統制を固め、内政の整備充實により今や我國は内容的にも形態的にも近代國家の域に進まんとし國運駸々乎として全面的躍進を遂げつゝあるのである。

翻つて吉林省を見るに本省は由來地理的にも歴史的にも特殊事情の下におかれ、地域尤大なるに加へて交通機關の發達全からず、中央政府より委任せる權限範圍も明確を缺ぎ中間機關としての行政機能を充分發揮する能はず、従つて政令の

下達意の如くならず、殊に複雑多岐なる特殊地域を抱有せる爲め行政上の困難はもとより匪賊の跳梁最も甚だしく治安は混沌たる亂脈状態にあつた。此に於て滿洲建國に當り中央地方當局は友邦日本軍の絶大なる援助を得て、銳意治安の肅清に努め省政の振興に意を注ぐ處あつたが、偶々地方行政制度の改革を劃期として省政の更新を斷行する事となつた。即ち省制の改正と共に新たな官制の公布を見、之れによつて省長の權限、地方行政機關の所管すべき事項明確となり、又從來行政上、治安上最も難礁とされてゐた間島地區、依蘭地區、濱江地區及綏寧地區を夫々間島省、三江省及濱江省に分譲し、新區劃は合理的に是正縮少せられ、今や省城は全省の中樞に位して一市十七縣一旗を統轄し、省政の圓滑なる運行を期し得る事になつた。此に於て更生の新省公署は中間行政機關として充分の機能を發揮する事となり産業の開発、文化の促進は交通、通信機關の整備と相俟つて一段の拍車をかけ省政更新の機運は着々熟してゐるのである。



第二章 地誌

第一節 地勢

本省の地勢は之れを山岳地帶、山丘地帶及び平原地帶に三大別する事が出来る。

山岳地帶は本省の東部地方を占め、所謂完達山脈に屬するもので松義嶺、哈爾巴嶺は敦化縣と間島省との境界を南北に走り老張廣才嶺は之れに並行して松花江上流の支流との分水嶺をなしてゐる。尤も此等は左程嶮峻ならず山岳中到處に小平原を有するを特徴としてゐる。

山丘地帶とは山岳地帶より本省の西半を占むる平原地帶に至る間、即ち完達山脈西麓一帯の地とし、所謂密林地帶、疎林地帶と稱せらるゝ地方は概ね山岳地帶、山丘地帶に一致するものである。

河川としては松花江及び牡丹江の兩河あり、牡丹江は其の源を牡丹嶺に發して松義嶺及び老張廣才嶺の間を流れ鏡泊湖に入り更に北流してゐる。松花江は山丘地帶より流るゝ蛟法河、拉林河を併せ平原地帶に於て伊通河、飲馬河を合して北流するもので本省内唯一の可能舟航河川とされてゐる。

斯くして土地の利用に就ても自ら之等地勢に左右さるゝ事は謂ふまでもないが西半の平原地帶は松花江の流れに沿ふて沃野ひらけ、地味豐饒にして可耕地面積は全省の四割を占めてゐる。

一方東部山岳地帶は山脈重疊し此の間に大森林を形成してゐるものであるが、不可耕地としては此等密林地帶及び平原地帶の西端に在る草原地帶に最も多く、概ね全省の六割に及ぶと稱せられるが事實は此等不可耕地と稱する處も局部的に検討すれば、山岳、丘陵は左程峭峻ならず大波狀形に等しく隨處に小平原を有するを特徴とし、一般に此等丘陵山岳と雖も中腹地帶まで耕地化されてゐる状態である。

第二節 面積・人口

本省は一市十七縣一旗より成り、其の面積八九、九一〇・三五二平方粁（三五九、六四一・四〇八平方哩）と稱せられ、人口四、六五六、六九七人を擁し、一平方粁に付五一・八人の人口密度を有する。

今吉林省初め各縣旗別面積、人口を表示すれば下記の如くである。

第三節 氣象

本省の氣象に就ては新京、吉林地方以西の平原地方と吉林以東の山岳森林地帯とは自ら其の趣を異にするものである。

即ち京吉地方以西は概ね平原地帯を中心として略々新京に近く吉林以東、敦化地方を中心とする方面にありては西部一帯平原地方に比較して特異性を持つてゐる。

今月別氣象に付西部、東部兩地域に分ち主要地方別に表示すれば次の如し。

地方別			面積	千分比	人口	每平方千米 平均人口
吉林市	永吉縣	額爾古納縣	12,325	0.1	143,250	11,622.8
額爾古納縣	敦化縣	樺甸縣	8,595,862	95.6	512,793	59.7
			8,378,769	93.2	103,852	12.4
			4,877,640	54.3	68,473	14.0
			10,463,486	116.4	132,310	12.6
磐石縣	伊通縣	雙陽縣	3,810,345	42.4	135,489	35.6
			4,608,323	51.3	355,862	77.2
			2,274,237	25.3	253,270	111.4
			3,122,089	34.7	299,488	95.9
			4,058,233	45.1	468,428	115.4
懷德縣	長嶺縣	乾安縣	3,121,752	34.7	302,880	97.0
			4,608,323	51.3	127,208	27.6
			4,513,563	50.2	52,791	11.7
			5,466,149	60.8	380,165	69.5
			4,219,309	46.9	292,469	69.3
扶農縣	德惠縣	樹蘭縣	2,573,479	28.6	238,367	92.6
			4,867,666	54.1	553,759	113.8
			5,007,312	55.7	235,450	47.0
			5,331,490	59.3	—	—
計			89,910,352	1,000.0	4,656,697	51.8

地方別面積人口一覽表

地方別氣象一覽表

「新吉林省概說」
(吉林省公署發行)

月別平均氣溫 (一印零下)														降雨量		降霜	
觀測地	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均 降雨量	終霜	初霜	
東部地方	吉 林	—20.5—	10.2—	5.0	7.1	20.1	23.1	24.3	24.8	17.4	10.5—	4.5—	6.3	74.1 mm	17/4	21/9	
	樺 甸	—16.6—	8.3—	4.7	7.0	21.0	23.0	24.8	24.5	17.2	7.2—	2.1—	11.1	6.84	771.80		
	敦 化	—18.6—	16.0—	5.1	3.8	11.2	16.6	20.3	20.1	13.8	6.1—	4.5—	12.4	2.86	604.00	25/4	
	敦 化															20/9	
西部地方	新 京	—17.2—	12.8—	4.0	6.5	14.3	20.0	23.2	21.9	14.8	6.5—	4.4—	14.1	4.56	645.60	4/5	
	公 主 嶺	—16.1—	10.9—	1.8	9.2	16.8	22.7	25.3	24.2	18.0	9.7—	2.1—	12.1	6.91	635.80	6/4	
	扶 餘	—13.1—	7.7—	4.2	7.9	12.0	22.9	23.9	24.3	16.9	9.2—	2.0—	6.6	7.15	505.20		
	農 安	—12.4—	7.1—	4.0	6.9	12.3	22.9	23.7	23.9	17.0	9.3—	1.7—	7.4	6.39	597.60		

尙ほ敦化地方を中心として氣象を觀察するに當地方は山岳森林に圍繞されてゐる關係上、降雨量多く又南北滿洲で見
如き暴風黃砂が少い。但し高原地帯である關係上、日本の北海道根室と同緯度に在りながら年平均溫度は、根室に比し稍々
低溫を示し、最高溫度は七月下旬より八月上旬に於て攝氏三十三度、最低溫度は一月中旬に於て攝氏零下三十四度とされ
てゐる。

第三章 行政

第一節 沿革

第一項 滿洲建國前沿革概要

(一) 古代より清朝末期時代

本省の地は古代肅慎國にして漢晉代には挹婁に、北晉代には勿吉に、唐代には渤海國に屬し、宋代に於ける契丹女眞の地とせられてゐる。元代に於ては開元路の北境に屬し、明代には初め建州、毛憐等の衛地に屬し、次いで遼東都指揮司を設けて之れを統べしめてゐたものである。清代に於ては順治十年昂邦章京(康熙元年將軍と改稱)一名、副都統二名を設け之れを寧古塔に駐せしめて此地を鎮守せしむる事とした。次いで康熙十年副都統一人を吉林に移駐せしむる事としたのであるが、之れ舊來吉林省政の嚆矢をなすものと稱するを得るであらう。次いで康熙十二年初めて吉林城の築造を行ひ、十五年寧古塔將軍を此地に移駐せしめて寧古塔には副都統を駐せしむるに止め、三十二年には吉林副都統を更に伯都訥に移駐せしむる事とし、同五十三年には三姓に佐領(翌年協領に改む)琿春に協領を設くる事とした。

雍正三年再び吉林副都統を設け、翌年吉林に永吉州を設けしを初めとして泰寧縣(寧古塔)長寧縣(伯都訥)等之れに次ぎ、光緒に入つてより漸次府縣の設置を見るに至つたのである。而して光緒三十三年將軍副都統の官を改めて巡撫を置く事とし四道(長春、濱江、依蘭、琿春)を分設し、始めて吉林省政の規模を備ふるに至つた。之れ實に滿洲に於ける省制度上一新機軸を出せるものと言ふ事が出来る。即ち當時日露戰爭の勃發により平隱なる沃野は兵馬倥傯の戰野と化し、匪賊群盜の蠢動横行繁く、治安の紊亂は當時頽勢に傾ける清朝政府をして狼狽せしめ、茲に局面打開の方途を講ずるの已

むなきに至り前記の大改革を齎したのである。該改革は軍政に替ふるに民政を以てせる意味に於て滿洲行政史上特筆に價するものと言ふべく、即ち東三省全般の軍事及行政に關しては東三省總督を置くと共に巡撫は各省一般行政の最高機關として新設行省公署の長たり、茲に軍民兩政が明確に分割され、省政務は概ね巡撫の專決掌理に屬し特に性質緊要なるものゝみに付き總督の指揮を仰ぐ事とされたのである。

斯くて吉林行省公署に交渉、民政、提學、提法、度支の五司及旗務處の六機關をおき各司の長を司使と稱し、交渉司は外交に關する事項を、民政司は民治巡警緝捕に關する事項を、提學司は教育に關する事項を、提法司は被判事務を、度支司は財賦に關する事項を、旗務處は旗人に關する事項を夫々掌らしめたのである。

越へて宣統三年十月武漢革命の勃發と共に翌年二月愛親覺羅三百年の社穆は覆つて民國共和政府の樹立を見るに至つた。

(二) 民國時代

民國新政府は萬機の新制更新を計り、民國元年三月總督巡撫の制を廢して各省都督を置き省内の文武兩政を統轄せしめたが翌三年一月敕令第二號を以て劃一的現行各省行政官廳組織令を發布し、新たに各省行政公署を置き民政長之が長として行政を掌り軍政は護軍使之れを掌る事となり軍民分治の本元に還つたのである。

斯くて本省に於ては同年六月十三日附を以て民政長を任命し、その下に總務處、內務司、財務司、教育司、實業司の一處四司を置き行政公署の組織を確立したのである。

次いで翌三年五月二十三日敕令第七十二號を以て省官制公布せられ、行政公署を巡按使公署に、民政長を巡按使に夫々改稱し、又護軍使を鎮安將軍と改め鎮安佐將軍行署を置いたのであるが更に五年將軍を改めて督軍となし、巡按使を改めて省長と稱する事となつた。

十二年督軍は更に東三省保安副司令と改稱せられ、翌十三年副司令を改めて督辦となし吉林に吉林軍務善後事宜督辦を置く。次いで十七年十二月二十九日易幟あり、青天白日旗東三省に翻るや所謂黨政期に入り翌年二月五日吉林省政府改組成立に關する訓令發せられ、吉林省は中央國民政府令を奉じて督辦を改めて東北邊防軍駐吉副司令長官となし同時に省長を廢し委員制の省政府を設け、常任主席委員を置き副司令は舊制に據る事とし略々省政府の改組を完了したのである。次いで同年六月二十七日に至り民國政府は省警務處組織條令を發布し「省に警務處を設け民政廳長の命を受け全省の水陸警察事務を掌理せしむ」る事とし省政府は秘書處、民政廳、財政廳、建設廳、教育廳、農礦廳、警務處の各廳處を設け、更に二十年三月二十三日省政府組織法の一部修正により農礦廳を實業廳に改むる事となり、同年六月二十五日之を改稱した斯くの如く省政幾變遷を経て二十年九月滿洲事變の勃發となり省政情は茲に一變するに至つたものである。

(三) 滿洲事變直後

民國二十年九月十八日滿洲事變勃發するや、恰かも省政府主席張作相不在中の吉林省城に於て當時の東北邊防軍參謀長熙洽氏は省政府從來の組織を改め吉林省長官公署となし臨時政府組織大綱を決定し、自ら長官となり同月二十八日全滿に率先して獨立の宣言を發したのである。

之より先き吉林省總商會、省農會は事變勃發と共に臨時緊急會議を開き全體一致の議決として全省の軍政、民政一切の事務を掌理し以て全省農、工、商、教各界人民の不安を除去し、民意に副ひ以て大局を維持されん事を熙洽に請願した。斯くて大局を洞察した熙洽は從來の行懸りを抛擲して民心の收攬を計る事とし、斷乎として九月三十日(一)民意尊重(二)綱紀肅正(三)言論自由(四)善政施行の四大眼目を強調せる聲明書を發し、人心の安定、地方時局の收拾に奔命すると共に地方に割據せる反吉林軍に對しては討伐宣撫を開始したのである。即ち十一月五日張作相系反吉林軍は哈爾濱に假省政府を樹立して全局面の動搖を來さんとするや、熙長官は地方に宣撫使を派して新政權への歸順を慫慂し、更に十二月に

は臧式毅の奉天省長就任により益々熙長官の決意を強め李文炳、張景惠に連衡を求め翌年一月八日反吉林軍討伐の爲め一萬の兵を哈爾濱に出動せしめたのである。

次いで二月に入つてより此等反吉林軍敗退し、漸く省内一部の安定を得たるも未だ東北部及僻遠の地には事變の真相を辨せず、新國家建設運動の擡頭を自覺せずして徒らに反抗の氣勢を舉ぐる兵匪の勢猖獗を極むるあり、兩々相恃して時局混沌たるものがあつた。

然れども一方之れと前後して省民の時局に對する認識漸く深まるや、之等は舊東北政權の苛政より逃れて滿洲人の滿洲新國家獨立を要望するの聲隨所に起るに至つた。

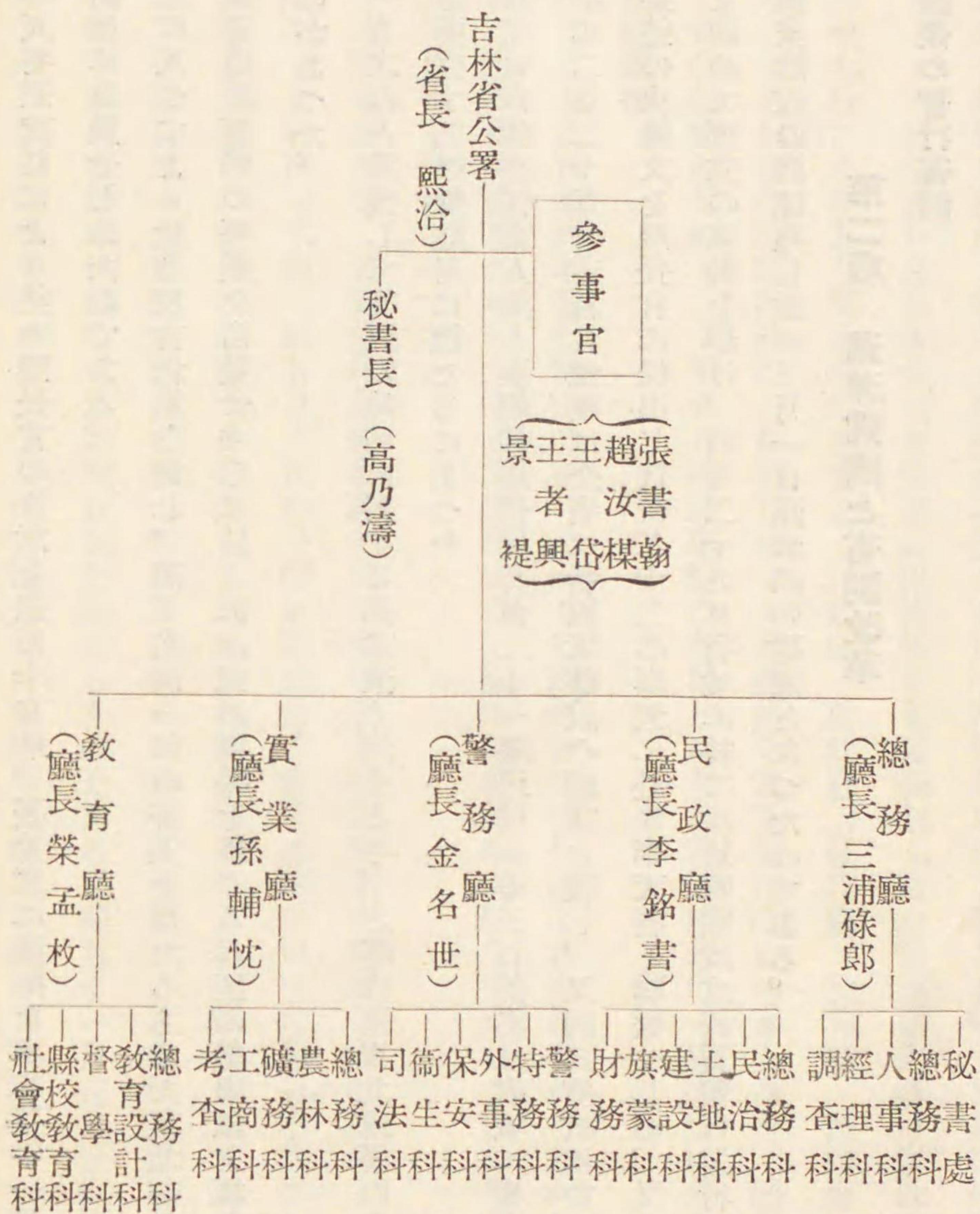
即ち十一月初旬吉林在住旗人要人及朝鮮居留民其他二十一縣民代表等三百餘名は省城に集合して故國滿蒙獨立を懇請する處あり、更に二月二十五日吉林各法團は全省に新國家建設の通電を發し、又同日省城に於て建國促進大會開催せられ、新國家建設要望の決議文を熙長官に提出し代表二十二名奉天に赴き奉天省と聯繫せしめ、又哈爾濱に於ても同様大會を開き聯省結束を固めて獨立の氣勢を擧げ、同月二十九日省城に於ては新國家成立祝賀豫行遊行大會開催され、斯くて各地に澎湃たる新國家建設の機運熟し遂に三月一日滿洲國の建國となつたのである。

第二項 滿洲建國と省制改革

(一) 滿洲建國後の暫行省制

大同元年三月一日滿洲國成立するや同月九日教令第十三號を以て省公署官制公布せられたが其第一條に於て省公署を置く旨規定され、之れに従つて吉林省長官公署は吉林省公署と改稱せられた。又第二條に於て省公署に省長を置く事となつた結果從來の長官は之を改めて省長となし、又舊來の各廳處を廢し第八條に於て省公署に總務、民政、警務、實業、教育の五廳を置く事を規定されたのである。即ち舊來省長官の有せし財政、軍政の權は中央に移管せられ、建設廳は廢せられ

民政廳の一科となし全省警務處は警務廳に改めらるゝ事になつた。
斯くして省公署は其の組織機構を整へ熙洽之れが省長となり、省長の下に次の如き陣容を以て省政の運行をなす事になつたのである。



而して當時地方區劃としては一市四十一縣に分たれ左の四等級の縣制が敷かれてゐたのである。

甲 類 縣 (六縣)	乙 類 縣 (八縣)	丙 類 縣 (二〇縣)	丁 類 縣 (七縣)
永吉、長春、扶餘、双城、 延吉、寧安	德惠、磐石、賓、榆樹、 延壽、琿春、依蘭、汪清	伊通、農安、長嶺、舒蘭、双 陽、五常、阿城、撫遠、珠河、 葦河、和龍、東寧、敦化、穆 稜、樺川、富錦、寶清、方正 額穆、密山	樺甸、濛江、同江、饒河、 虎林、勃利、乾安

(二) 省制改革の趣旨

建國直後に於ける暫行省制は建國勿々の際に制定せられたものであり省區劃に就ても舊東北四省區劃を姑息的に其儘踏襲してゐた爲め省政上妥當を欠ぐ處尠ならず幾多の不便困難を伴つたのである。即ち當時の本省は尨大なる地域を抱擁して行政上尠なからざる支障があり、殊に省城吉林は省公署所在地としては東南に偏在してゐたので省政連絡上の圓滑を缺ぎ中間行政機關として其の機能を發揮する事は至難であつた。故に本省に於ては便宜哈爾濱に民政部駐哈辦事處を置き本省より駐哈連絡員を派遣し延吉方面に於ても亦間島地方の特殊地域に鑑み駐延辦事處を設くる等姑息的辦法を以て辛じて省政の運行に當るが如き有様であつた。

此に於て當局は建國以來萬般の施政を整備すると共に地方行政制度の確立を急務とし之に關する國務總理の諮問機關として大同三年一月民政部内に臨時地方制度調査會を設け臧民政部總長之が調査會長となり同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に區分するを必要と認む。

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並びに其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ。」
右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである。

斯くの如くにして康徳元年十月十一日勅令第二百二十四號を以て地方行政制度改革公布せられ同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

- (一) 各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事
- (二) 自然の地理及歴史の沿革に適合する事
- (三) 交通、經濟其他の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有するを得る事
- (四) 中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる必要ある事
- (五) 治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なるを得る事
- (六) 所管區域内の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事等を趣旨とし、又省制の組織及權限に就ては
- (一) 新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事
- (二) 中央及地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事

(三) 省公署内各廳間の統制を計るに便宜なる事

(四) 中央政府に對する隸屬關係を改め事務の連絡統制に資する事

(五) 建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み、中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事

(六) 省長の權限を明確にし、中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事等を眼目としたのである。

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の連絡を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縱横共に聯繫を保つて省政の更新を期する事としたのである。

而して省長の權限に就ては「省長は民政部大臣の指揮監督を承け各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を受け法律命令を執行し省内の縣長市長及警察廳長を指揮監督し省内の行政事務を管理する外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。此等は外見上舊制と大差なきが如くであるが内實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管すべき事項例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央が掌握し中央行政機關として充分なる機能を發揮せしむるに必要なる權限例へば縣豫算の査定認可權及び所部委任官以下の進退賞罰の如きは省長專決事項とし、縣の手数料、使用料の新設變更、縣豫算各項の流用及豫備費支出、縣の一時借入金の如きは省長の認可を受くべき事項とし其の權限の委任範圍を明瞭に定め又國內治安に就ても萬全を期し得る様其の權限を省長に與ふる事としたのである。

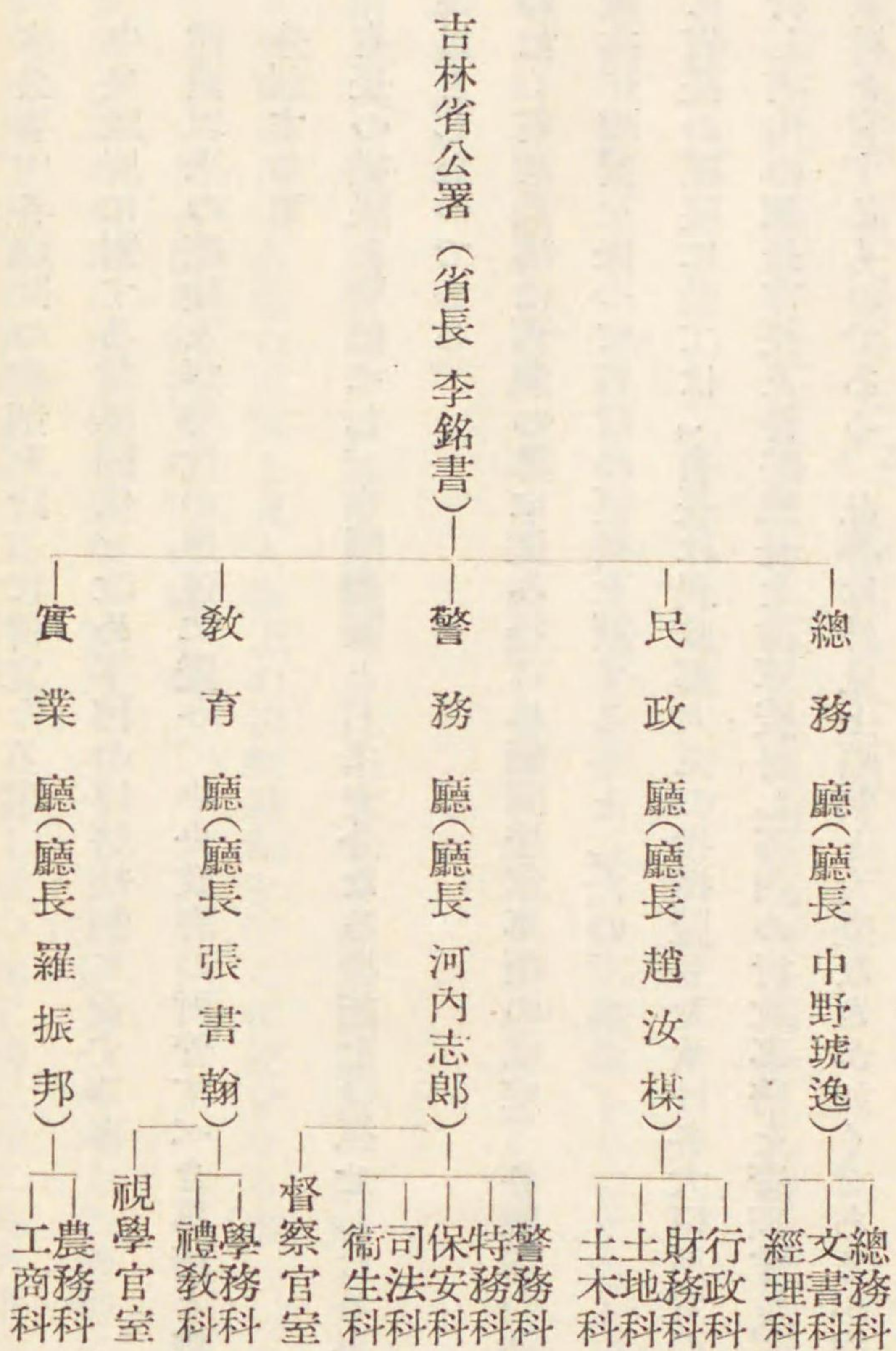
又各廳に於ける所管事項は従前と殆んど大差なきも當だ嘗て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛山監督署に移管せられ國有林に關する事項は森林事務所の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する事項は公有林、私有林並に其植林等の事項に止むる事とした。

第二節 省行政機構

斯くの如くにして本省は從來龍大に失してゐた地域を濱江、三江及間島の三省に分譲して區劃縮少せられ一市十七縣一旗を所管する事となり、從來省政上の不便疎隔を除去し省城吉林は省の中心に位して中間行政機關として其の機能を圓滑に發揮し得る事となつたのである。

今省行政機構に就て其の組織、官制及分科規程を示せば次の如くである。

第一項 省公署組織



第二項 省公署官制

新制省公署官制は康徳元年十月十一日勅令第百二十四號を以て公布せられ同年十二月一日より左の如く施行せらるゝ事となつた。

第一條 省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

省長	十人	簡任（内四人ヲ特任ト爲スコトヲ得）
廳長	四十六人	簡任若ハ薦任
理事官	八十六人	薦任
技正	十八人	薦任
秘書官	十人	薦任
督察官	十人	薦任
事務官	百二十四人	薦任
警正	十四人	薦任
視學官	十七人	薦任
技佐	三十四人	薦任
屬官	千十九人	委任
技士	八十四人	委任
警佐	三十二人	委任

第二條 前條ニ掲クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム

第三條 省長ハ民政部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各大臣所管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理ス

第四條 省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス

第五條 省長ハ省内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得

第六條 省長ハ省内ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス

省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第七條 省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ

但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐劄ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得

第八條 省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス

第九條 省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條 廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條 理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

秘書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

督察官ハ上官ノ命ヲ承ケ省内警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ従事ス

第十二條 省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

總務廳
民政廳
警務廳
實業廳
教育廳

第十三條 民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ掲クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條 總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 人事ニ關スル事項
- 三 官印ノ管守及文書ニ關スル事項
- 四 會計及庶務ニ關スル事項

五 統計及調査ニ關スル事項

六 他廳ノ所管ニ屬セサル事項

第十五條 民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 地方行政ノ監督ニ關スル事項

二 賑災及救恤ニ關スル事項

三 土木ニ關スル事項

四 土地ニ關スル事項

第十六條 警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 行政警察ニ關スル事項

二 司法警察ニ關スル事項

三 衛生ニ關スル事項

第十七條 實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 農林、畜産及水産ニ關スル事項

二 工商ニ關スル事項

第十八條 教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 教育及學藝ニ關スル事項

二 禮俗及宗教ニ關スル事項

三 史跡、名勝、天然紀念物ニ關スル事項

第十九條 省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル（註―別表削除）

第二十條 省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附 則

本令ハ康德元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ秘書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

第三項 省公署分科規程

本省公署分科規程は省制改革後も舊來の規程を其儘踏襲し來つたものであるが先般來省公署に於て之れが改正案を作成し民政本部に申請中の處十一月十五日附を以て認可を得次の如く施行せらるゝ事となつた。

第一章 總務廳

第一條 總務廳ニ左ノ三科ヲ置ク

總 務 科

文 書 科

經 理 科

第二條 總務科ノ職掌左ノ如シ

一 機密ニ關スル事項

二 涉外及特命事項

三 省公署印及省長印ノ典守ニ關スル事項

- 四 職員ノ任免、進退及身分ニ關スル事項
- 五 職員ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
- 六 職員ノ待遇及給與ニ關スル事項
- 七 調査、統計及資料ニ關スル事項
- 八 情報及宣傳ニ關スル事項
- 九 視察及連絡ニ關スル事項
- 十 會議ニ關スル事項
- 十一 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 文書科ノ職掌左ノ如シ

- 一 法令及一般文書ノ審査ニ關スル事項
- 二 文書收發及保管ニ關スル事項
- 三 公報及公示ニ關スル事項
- 四 當、宿值ニ關スル事項

第四條 經理科ノ職掌左ノ如シ

- 一 豫算及決算ニ關スル事項
- 二 收支ニ關スル事項
- 三 公用財産ノ管理ニ關スル事項
- 四 用度及營繕ニ關スル事項

- 五 傭人ニ關スル事項
- 六 廳内ノ取締ニ關スル事項

第二章 民政廳

第五條 民政廳ニ左ノ四科ヲ置ク

- 行政科
- 財務科
- 土地科
- 土木科

第六條 行政科ノ職掌左ノ如シ

- 一 地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
- 二 行政區劃ニ關スル事項
- 三 社會事業ニ關スル事項
- 四 旗蒙ニ關スル事項
- 五 義倉ニ關スル事項
- 六 移植民並ニ拓殖地ニ關ル事項
- 七 入植民族融和輔導ニ關スル事項
- 八 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第七條 財務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 公共團體ノ豫算及決算ニ關スル事項
- 二 地方税ニ關スル事項
- 三 使用料及手数料ニ關スル事項
- 四 地方債ニ關スル事項
- 五 公有財産ニ關スル事項
- 六 其ノ他地方財務ニ關スル事項

第八條 土地科ノ職掌左ノ如シ

- 一 地籍ノ調査及整理ニ關スル事項
- 二 地冊ノ保管及整理ニ關スル事項
- 三 地照ノ發給ニ關スル事項
- 四 土地商租ニ關スル事項

第九條 土木科ノ職掌左ノ如シ

- 一 公共團體ノ土木建築工程ノ監督及補助ニ關スル事項
- 二 直轄土木工程ニ關スル事項
- 三 道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
- 四 鐵道軌道及索道ニ關スル事項
- 五 水面及水利ニ關スル事項
- 六 都邑計劃ニ關スル事項

七 上下水道ニ關スル事項

八 土地收用ニ關スル事項

九 其ノ他土木建築ニ關スル事項

第三章 警務廳

第十條 警務廳ニ左ノ五科及一室ヲ置ク

- 警 務 科
- 特 務 科
- 保 安 科
- 司 法 科
- 衛 生 科
- 督 察 官 室

第十一條 警務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 警衛及警備ニ關スル事項
 - 二 警察規劃ニ關スル事項
 - 三 警察職員ノ教養ニ關スル事項
 - 四 警察統計ニ關スル事項
 - 五 他科ノ主管ニ屬セサル事項
- 第十二條 特務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 集會結社及民衆運動ノ取締ニ關スル事項
- 二 政治、經濟、教育及宗教ノ督察ニ關スル事項
- 三 思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項
- 四 出版及著作權ニ關スル事項
- 五 新聞紙、雜誌、フィルム及其ノ他出版物ノ檢閲ニ關スル事項
- 六 外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
- 七 外國人ノ入國及移民取締ニ關スル事項
- 八 其ノ他特務警察ニ關スル事項

第十三條 保安科ノ職掌左ノ如シ

- 一 安寧警察ニ關スル事項
- 二 風俗警察ニ關スル事項
- 三 營業警察ニ關スル事項
- 四 交通警察ニ關スル事項
- 五 水火消防ニ關スル事項
- 六 其ノ他保安警察ニ關スル事項

第十四條 司法科ノ職掌左ノ如シ

- 一 犯罪豫防ニ關スル事項
- 二 犯罪搜查及檢舉ニ關スル事項

- 三 鑑識及指紋ニ關スル事項
- 五 保甲制度ニ關スル事項
- 六 戸口ニ關スル事項
- 七 銃砲火藥類ノ取締ニ關スル事項
- 八 其ノ他司法警察ニ關スル事項

第十五條 衛生科ノ職掌左ノ如シ

- 一 醫務ニ關スル事項
 - 二 防疫ニ關スル事項
 - 三 保健ニ關スル事項
 - 四 其ノ他衛生警察ニ關スル事項
- 第十六條 督察官室ノ職掌左ノ如シ
- 一 警察事務ノ督察ニ關スル事項
 - 二 其ノ他特ニ命セラレタル事項

第四章 教育廳

第十七條 教育廳ニ左ノ二科及一室ヲ置ク

學 務 科
禮 教 科
視 學 官 室

第十八條 學務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 學校教育ニ關スル事項
- 二 學校衛生及體育ニ關スル事項
- 三 學藝ニ關スル事項
- 四 留學生及育英ニ關スル事項
- 六 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十九條 禮教科ノ職掌左ノ如シ

- 一 社會教育ニ關スル事項
- 二 禮俗及宗教ニ關スル事項
- 三 廟宇、廟產、古蹟、古物、名勝及天然紀念物ニ關スル事項

第二十條 視學官室ノ職掌左ノ如シ

- 一 學事ノ視察ニ關スル事項
- 二 教育ノ指導督勵ニ關スル事項
- 三 視學ノ連絡統制ニ關スル事項

第五章 實業廳

第二十一條 實業廳ニ左ノ二科ヲ置ク

農 務 科
工 商 科

第二十二條 農務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 農事ニ關スル事項
- 二 畜產及林產ニ關スル事項
- 三 水產ニ關スル事項
- 四 開墾ニ關スル事項
- 五 產業團體ニ關スル事項
- 六 氣象測候ニ關スル事項
- 七 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第二十三條 工商科ノ職掌左ノ如シ

- 一 工商業ニ關スル事項
- 二 工商團體ニ關スル事項
- 三 地方金融ニ關スル事項
- 四 電氣及瓦斯事業ニ關スル事項
- 五 公司ニ關スル事項
- 六 度量衡ニ關スル事項
- 七 工藝ノ指導獎勵ニ關スル事項

第三節 管下地方行政

本省の地方區劃は屢述せる如く一市、十七縣、一旗に分れてゐるが左に此等市、縣、旗行政一般を概記するであらう。

第一項 吉林市政

本省に於て市制の實施せられてゐるものは省城吉林市である。凡そ市制に就ては特別市と普通市の二に分つ事が出来るが吉林市は後者に屬し省長を以て第一次監督機關として自治行政をなしてゐるものである。

由來吉林市は民國時代より市政が行はれてゐたのであるが民國十九年吉林省政府發布の規定により市制を敷く事となつた。爾來市政機關に多少の變遷はあつたが滿洲建國以來も概ね舊制に則り今日に至つたものである。現在は市政籌備處をして市政を掌理せしめてゐるのであるが施設未だ徹底整備するに至らず、當局としても新たに普通市制を公布し市政の基礎確立を要望しつゝあり、新市制の下に市政公署を行政機關とする吉林市の新生面を實現する日も遠からざるであらう。

第二項 縣行政

本省に於ける縣は總數十七ヶ縣であるが之を等級により類別列記すれば次の如くである。

類	別	縣數	縣名
甲類	縣	三	永吉縣、長春縣、扶餘縣
乙類	縣	五	德惠縣、磐石縣、九台縣、榆樹縣、懷德縣
丙類	縣	七	伊通縣、農安縣、長嶺縣、舒蘭縣、雙陽縣、敦化縣、額穆縣
丁類	縣	二	樺甸縣、乾安縣

凡そ縣制は市制と共に地方自治團體として重要な行政單位であり、縣政の刷新充實は國家創草の始めより極めて重要

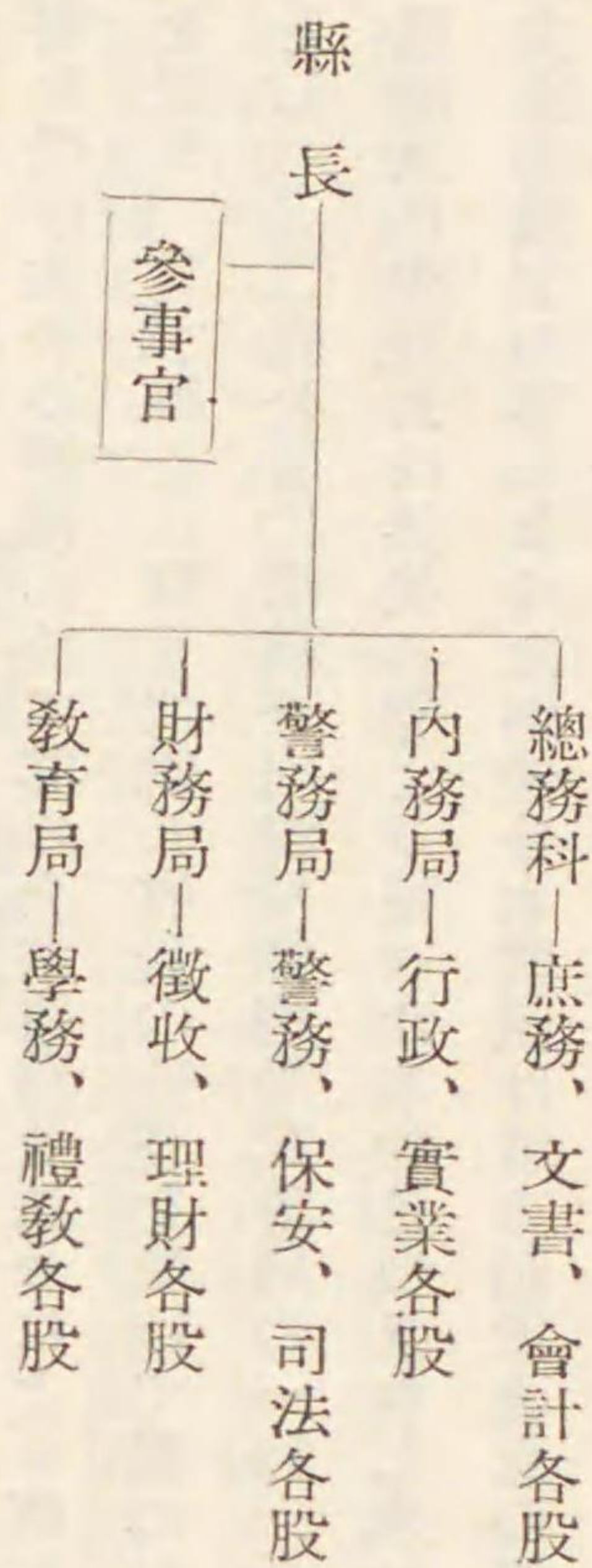
なるものとして當局は諸舊弊の芟除、治安の整備、財政の確立、民衆の教化等萬般の縣政に意を用ひたのである。

即ち滿洲事變勃發直後即ち民國二十年自治指導部の組織せらるゝや地方人心の收拾自治制の確立を目標として舊奉天省二十數縣に指導員を派し縣に委員會組織の行政機關を設け次いで奉天省政府成立せられ翌年一月暫行縣公署條例の制定を見るに至つた。然るに舊吉黑兩省に就ては依然舊制度に則つてゐたので之が統制の爲め民政部は大同元年七月教令第五十四號「縣官制」、教令第五十五號「自治縣制」を公布したが未だ實施の運びに至らず、翌二年八月民政部は訓令第五三三號「各縣臨時改組辦法」を以て縣公署の改組を命じ、參事官指導官經理官の配置と相俟つて該辦法により現行縣行政を實施する事となつた。

今該改組辦法制定に至る経緯を概述するに、右縣制及自治縣制定の趣旨は（一）自治縣の確立、（二）縣行政組織の改革、（三）請負制度の廢止、（四）縣財政紊亂の肅清、（五）參事官制度の採用にあり、同法によれば、（一）縣は法人として國の監督を受け法令の範圍に於て其の公共事務及法令により縣に屬する事務を處理する事とし、（二）縣に縣長參事官以下各職員を置き、（三）縣長は縣を代表し省長の監督を受けて縣の行政を統括し參事官は縣長を補佐して縣政の機務に參劃するものとし、（四）縣公署に總務科內務局警務局實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむる事としてゐる。然るに該縣制及自治縣制は其後各省より種々なる意見の具申し來れるものあり、民政部に於ても各種情勢に鑑み改正の要を認め立案審議する事となつたが何分本問題は地方制度改正の重大案件であり之が審査修正にも尙ほ相當時日を要するのみならず他方建國後一年有半を閲したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め新制度實施前に於て速かに臨時之が規準を明かにするの必要あり取敢へず大同二年八月公布せられたものが前記臨時改組辦法であり、當分縣政は之に據らしむる事としたのである。

而して現在に於ては從來の縣公署と各局との分立は一元的に縣公署に統制包括せられ事務の運行は合理化せられて冗員

の淘汰を計り、他面豫算制度會計制度の確立により舊弊の根源たりし請負制度の撤廢と財務の公正は略ぼ所期の目的を達し、縣政は其の面目を一新するに至つた。更に當局は縣官制の立案を急ぎつゝあるが近く之が公布せられて縣制實施を見るに至らば地方行政上一段の飛躍あるべきは明かなる處である。今各縣臨時改組辦法による縣公署組織を表記すれば次の如くである。



更に茲に附言を要するは各縣公署に日系官吏たる參事官を設置せる事である。

凡そ參事官制度の初めて法制上に規定されたのは大同元年七月五日教令第五十四號「縣官制」並に同日教令第五十五號「自治縣制」であるが實體としては自治指導部より派遣された自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたもので、舊吉黑兩省には配置せられなかつたのであるが後濱江縣初め附近數縣に救済員として派遣されし者が參事官或は屬官として任命せられ又吉林方面政治工作に當り東北各縣の清鄉工作に携はる者等其の都度必要なる縣より參事官、屬官又は警務指導官として縣政に參劃する事となつたのである。參事官の權限に就ては縣官制第八條及自治縣制第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃し及其の命を承け事務を掌る」と規定されてゐる。即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に他面縣政の機務に參劃し治安、財政、文教其他萬般に至る縣行政の指導機關であり其の使命とする處は地方政治に於ける建國理想の挺身の實踐具現である。而して今や入縣以來既に三年、民心の

宣撫、作興、治安の保持、財政の確立等其の實績顯著なるものあり、既に平和建設の第二工程に入り地方僻陬の地にあつて縣政の指導者としてその使命を遂行してゐるものである。

第三項 旗行政

旗は舊來土地制度並に民族の特殊性により蒙古人の自治を認められた地域で建國後興安總署との間に其の管轄明瞭を欠いてゐたのであるが康徳元年十二月地方行政制度の改革と同時に興安總署を廢して蒙政部を設け第一次監督官廳を所管省長とし第二次に蒙政部大臣の監督を受くるものと規定せられたのである。興安各省外の所謂省外蒙旗としては吉林省一濱江省一、龍江省二の四旗とし何れも各省に旗務科を設けて蒙古旗政に關する一切の事項を處理せしめてゐる。

本省内に旗制を敷かれてゐるのは郭爾羅斯前旗である。本旗はもと一種の王國をなし完全に自治を行つてきたものであるが前記行政改革を機として本省の所管に屬するに至つたものである。

總面積六〇萬响、人口蒙古人一六、五一〇人、漢滿人二〇、〇〇〇人と推定せられてゐる。

本旗の行政は奎蒙克塔斯哈喇より四世の孫固穆が崇徳元年征明の功により札薩克輔國公に封ぜられてより十二代今日の齊默特色木不勒に至る迄約三百年來の傳統を有し而して本旗の開墾は乾隆の年間札薩克恭格喇布坦が私に流民を私招開墾せしめたるに端を發したものである。

而して建國前其の王府組織を見るに王倉に拜生達、哈板、包衣達、隨員の數職を置き拜生達是一名にして王府内に於ける內務總官に位し札薩克の重要な私的補佐役を務め、哈板是一名にして拜生達を輔佐する所謂內務幫辦であつた。包衣達は內務管事とし三名を置き王府内の庶務を掌り隨員は上司の命を承けて事務を分掌し、會計は拜生達の辦理とし其他王倉直轄の警備機關として衛隊三〇名、保安隊三〇名を置かれてゐた。

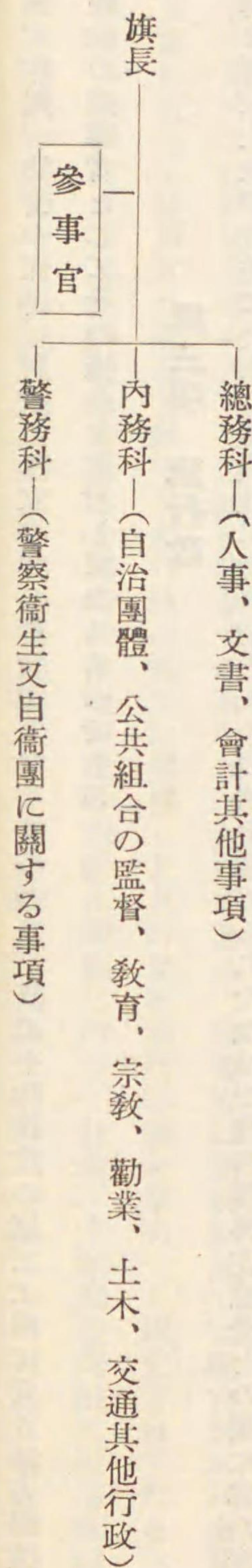
又當時別に旗公署あり、次表の如き組織を以て旗內事務を掌理してゐたのである。

札薩克—協理—管旗章京—
管旗梅倫
印務梅倫—印務札蘭—達筆帖式—學習筆帖式

「札薩克」（旗長）は全旗務を掌理し世襲旗にして其最高輔佐機關として二名の「協理」あり、台吉中より選ばれ印務、軍務、旗務を分掌す。「管旗章京」は旗情に通ずる有能者にして梅倫階級を経たものより拔擢され事實上旗政の事務的統轄者として旗内一切の行政を掌る。「管旗梅倫」（二名）「印務梅倫」（二名）「印務札蘭」（二名）の三職は常に印務處に在り管旗章京の命を受け旗務を分掌す。管旗梅倫は二名にして旗務司法及軍務を分掌し印務梅倫二名は地局總辦及印務を分掌し會計事務は印務札蘭により辦理せらる。「達筆帖式」「學習筆帖式」の二職は所謂書記にして旗公署以外に各地局に配署せられてゐた。

然るに滿洲建國後大同元年七月教令第五十六號を以て各旗に旗制を敷く事となり、之に依つて本旗は新地方制度實施と共に勅令第六十八號を以て十二月一日より旗制を施行せらるゝ事となつた。

該旗制によれば「旗は法人とし國の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依り旗に屬する事務を處理するものとし、旗長以下事務官（二名）技正（一名）警正（一名又は二名）警佐（三名）屬官（五名）を置き特に指定せられた旗に於ては參事官を置く事となつてゐる。本旗に就ても右旗制によるもので參事官は旗長を輔佐して機務に參畫せしめてゐるのである。而して旗公署は左表の如き組織を以て旗行政事務を分掌してゐるのである。



尙ほ旗行政に就て特筆すべきは旗產の問題である。旗產の管理は今民政廳行政科に於て當つてきたものであるが之に就ては種々改革意見もあり特殊問題として興味あるを以て特に其の概要を記述する事とする。

旗產はその端を光緒當初に發し省内八旗は其の所有財產を管理し旗の獨立經營をなしたが光緒三十二年旗族生計確立の目的を以て學校及旗務工廠設立の議起り其の經費捻出の方法として各旗所有財產を集め之を一機關によつて管理する事とし其の前提として光緒三十二年五月時の總督都撫は臨時調查旗務處を設立し各旗所有の財產調査をなし其の收益によつて旗務工廠並に學校の經費に充當する事とした。次いで翌年調査旗務處を吉林省旗務處に改むると共に爾餘の旗財產を逐次旗務處に移管した。

旗務處に於ては宣統三年四月吉林省城大火の爲め旗產の多く焼失して經費不足を來したので民國元年二月初めてその移管せられた財產を處分する事とした。然るに民國六年に至り各旗所有地の所有權が其の佃戸に依つて紛糾を醸したので修正吉林通省旗署官產變賣章程を公布し其の整理に當つた。而して變賣額の四割を旗務生計の基金として其後民國十年旗官兵撤廢の際各旗所有財產は旗蒙科（民國四年五月當時存在せし蒙務處を廢し旗務處と合併して旗蒙科に改む）に移管したのである。次いで昨年十二月省制改革と共に民政廳行政科に之を移管し科内に旗務經理處を置き行政科長をして其の處長を兼ねしめて居る。

斯くして大同元年末までに賣却處分せるもの二〇〇、一九五方丈餘に及び殘存三七、一八八方丈餘は大同二年國有財產となり旗務費は國庫支辨となつた。尙ほその收入中より學校設立、旗費留學生の制等を設け旗蒙子弟の教育に充つると共に旗務工廠に於て旗族子弟の自力能力を與ふる等省内旗人の福祉増進、啓發向上に資する事としてゐる。

第四項 區村制

區村制に就ては民國時代に於て法令の發布せられた事もあるが未だ徹底的に實施されたものなく、滿洲建國後も未だ法規

上自治團體として認められず、法制的統一を欠いてゐるものであるが當だ地方的には民衆の基礎的自治團體としての独自の發展をなすと共に縣政補助機關としての實を挙げつゝある現状である。

區制は從來自治團體としてよりも寧ろ警察區域としての存在で、内容も貧弱なものであつたが區制の自治化も近年に至つて高唱され、整備された區に於ては縣政補助の機關として有力なる活動をなしてゐる。

村制は滿洲社會に特有なる鄉村部落自治に基くものにして村公所を機關として正副村長以下三名乃至五名の役員を置き土地所有の多寡に據る村民負擔を財源として各村独自の財政を持ち教育、農事、水利、道路等に關する村政を行ふと共に警察、保甲自治團體と連絡して治安維持を援くる外、政府及縣公署の法令等を部落民に徹底せしむる等民衆生活上最大の接觸面を有する公共機關である。

尙ほ區村制は未だ法規上の自治團體として認められてゐない事は前述の通りであるが、之が改革は正に就ては省當局として夙に其の必要を感じ、中央政府に對し其の意嚮を傳へて來たものである。然るに今次秋季肅清工作により全省治安も確立の運びとなつたので、此の機會に多年の懸案たりし區村制の改革實施に着手すべく先づ村制實施の機運漸く熟し現に着々準備を進めてゐる。

即ち省當局では曩に九台縣を村制實施の模範村に指定し、爾來積極的に之が指導に努めてゐるのであるが其の成績頗る良好なるに鑑み、今回之を比較的治安確立せる區域即ち九台、長春、農安、榆樹、德惠、雙陽各縣より順次全省に及ぼすべく計劃されてゐる。其の内容は現在の保甲制度を改め甲（平均百五十戸）を併せて一村とし一村を一千戸として平均一縣を約二十ヶ村より三十ヶ村までとするものである。之に就ては從來中央政府に於ても未だ其の機運に至つてゐなかつたものであるが、最近地方治安の確立に伴ひ漸次容認の模様に傾き來年度よりは漸次實施の運びとなるであらう。

第五項 集團部落

滿洲建國後日滿軍警の討伐工作により省内匪賊は漸次掃蕩せられたが本省は由來地理的にも歴史的にも他省に比し一層複雑な特殊事情の下にあり治安尙ほ収まらざるものあるを以て之が對策として被害民救済並に地方治安維持と地方行政の確立工作を兼ねた施設の急務なるに鑑み、帝制實施を期し省當局は中央政府と接衝の上額穆、磐石、間島方面に集團部落を建設する事とした。次いで康徳元年末民政本部に於ても集團部落建設の重要性に鑑み之が建設計劃ある各縣に對し報告書を提出せしめ考究する所あり、一方各縣治安工作の進捗に伴ひ康徳二年度に入つてより更に雙陽、伊通、敦化、樺甸、舒蘭、永吉の諸縣に計劃實施を見るに至つた。

即ち大部分の集團部落は縣城より遠隔の地に散在する農家を一定地點に集結せしめ、之れに警備力を與へて對匪防禦力を鞏化し、警備確保線を擴大すると共に農民をして集結して農村復興に當らしめ行政の圓滑を期し以て一石二鳥の効果を挙げしめんとするものである。

今茲に省内各縣集團部落建設の現状を見るに次の如くである。

省内各縣集團部落調査表

（康徳二年六月現在 吉林省公署民政廳調）

縣名	既完	成	建	設	中	計	劃	中	備	考
永吉		二						一	現在第二期に入り建設中	
舒蘭					一〇			一八		
雙陽					二					
伊通								一一		
磐石		五						二五		
樺甸					一六					

敦 化	額 穆	乾 安	計
	一〇	一〇七	一二四
三	四		三一
(不明)			五五
民國時代完成せるもの			

第四節 人事關係

第一項 省公署職員

本省は他省と趣を異にし滿洲事變直後熙洽參謀長は省政府從來の組織を改めて吉林省長官公署となし自ら長官となり、全滿に率先して獨立を宣言せるもので滿洲建國と共に吉林省公署成立するや熙洽省長として舊吏僚を率ひ聲望隆々たるものがあつた。斯くの如く事變以來其儘の内容を踏襲せる本省に於ては從來の組織に馴致され、辦事皆舊法に則り秘書長をして一切を代辦せしめ各廳又請負の舊態を脱し得ず新政の曙光見るべきものはなかつた。中央政府としては此の情勢に對して極端な人事の刷新をなすは一利なくして百弊多かるべきを慮り、急激なる變革を避けて先づ新組織の理解徹底に努め漸次一般の雰圍氣と必要感を醸生し、然る後之を實施せしめんと企圖し先づ日系官吏の採用を最少限度に限り、此の日系有能者を各廳に配置し他面滿人官吏に對しては人事行政の急變を避けて、漸次之に新組織機構を會得せしめ新政に親しましむる事とした。次いで昨年新省制實施に當り、機構の改變、分科の變革と共に從來省長を兼任せる熙財政部大臣の省長兼任を解き專任省長を置き、人事の刷新を行ひ從來の個人的關係に依る人事行政を排除し適材適所主義に依り、廣く人材を登用する事とした。

現在省公署定員は左記の如くである。

省公署定員表

廳 名	日	滿	特 任	簡 任	薦 任	委 任	計	雇 員	合 計
總 務 廳	日	滿	一	一	六	三五	四二	三七	七九
民 政 廳	日	滿	一	一	五	一八	二四	二〇	四四
警 務 廳	日	滿	一	一	三	二五	二八	二三	五一
實 業 廳	日	滿	一	一	三	一四	一八	一二	三〇
教 育 廳	日	滿	一	一	四	一三	一八	一二	三〇
計	日	滿	一	三	二〇	一〇五	一三〇	一〇四	二三四

第二項 縣公署職員

本省は前述の如く滿洲事變後省主腦部に異動なかりし爲め、地方各縣公署に於ても殆んど何等の動搖を見る事がなかつた。故に奉天省の如く直ちに日系指導員を配置せしむる事なく、徐々に人心の安定を待ち縣公署人事の改革を計るべく漸

進主義を採つたのである。即ち大同元年六月双城、濱江、阿城、珠河、葦河の五縣に少數日系官吏を救済員として入縣せしめ縣行政に觸るゝ事なく専ら匪害水害の調査救済に任ぜしめ、同年十月末縣參事官の任命を爲したが、前記五縣の外は新京吉林を中心とする比較的治安確保せられた數縣に止むる事とした。大同二年當初より日滿軍の討匪工作と併行して次第に遠隔の諸縣にも參事官警務指導官を入縣せしめ、康德元年八月を以て省内全縣に悉く參事官の配置を了するに至つた。而して縣行政は飽くまで縣長を主體として參事官は縣長の補佐役たらしめ漸進的に改革の實を挙げしむる事とした。斯くて治安の恢復と相俟つて舊軍閥政治の弊習を脱せざる縣長は漸次失脚すると共に一方縣政の整備、産業の開発、治外法權の撤廢等縣政上の重大問題あるに鑑み經理官、産業指導官、警務指導官等の配置も自ら必要とさるゝに至つた。今省内各縣の定員表を示せば次の如くである。

省内各縣公署定員表

科局別	股別	甲類縣定員數		乙類縣定員數		丙類縣定員數		丁類縣定員數		備考
		以上員計	役夫	以上員計	役夫	以上員計	役夫	以上員計	役夫	
總務科	庶務股 文書股 會計股	11		11		10		7		
內務局	行政股 實業股	9		8		8		7		
警務局	警務股 司法股 保安股	13		12		8		6		其下に各區警察署局長の區署する警察隊あり
計		22	17	21	14	17	19	11	11	
1 7		1 2		1 0		1 0		1 0		

總計	教育局	財務局	甲類縣定員數		乙類縣定員數		丙類縣定員數		丁類縣定員數		備考
			以上員計	役夫	以上員計	役夫	以上員計	役夫	以上員計	役夫	
計	徵收股 理財股 學務股 禮教股	9		7		8		6			
		13		5		9		5			
28	12	22									
17											
	7	9									
	5	12									
92	12	21									
12											
	內務局の一 股をなす	8									
		9									
69		17									
10											
	內務局の一 股をなす	6									
		5									
44		11									
10											

第四章 財政・金融

第一節 財政

第一項 概説

建國前に於ける吉林省政府經理の實情を見るに、歳入歳出共に財政廳に於て統轄整理し各廳は各々一定の歳出豫算の配布を受け請負式に經理をなして來たもので、累年の豫算決算額は記録されてあるが、其の實單なる形式的記録に止まり其の實數を窺知し得なかつた。即ち決算上に表はれた額は全く經常的費用のみで、臨時的支出は凡て其の都度省長決裁により財政廳豫備金より支出し、或は當該官廳の歳入金より繰越支出する等の方法によつてゐたので、記録として残されてゐるのは右決裁文のみに過ぎない。而かも此の臨時的支出は極めて廣汎多岐にして寧ろ經常的性質を帶び、省財政の全貌は模糊として疑惑の裡にあり其の實體は知るべくもなかつた。

滿洲國新政府は茲に鑑る所あり、經理の明朗刷新を期し大同元年度豫算編成には異常の苦心を拂つたが、次いで大同二年四月監察院審計部の實地審計あり、省經理の全體を計數的に表示する事が出來た。其の結果として豫算經理主義の徹底歳入歳出混淆防止、接濟金の整理、冗員の淘汰等舊弊の打破を行ひ舊省庫金殘額を以て省城内外の諸建設工事を施行する計劃を立てるを得たのである。

一方財政廳は財政の中央移管と共に大同元年六月末を以て廢止し財政部直管下に稅務監督署を設けて専ら稅務監督に當らしむる事とし又今年八月舊案清理處を設けて殘務整理に當る事としたのである。

然るに前記の如く財政廳が稅務監督署として財政部の直轄下に入つた爲め縣市財政の第一次監督個所に關しては事實上

疑義を生じ殊に縣市の豫算査定事務に付各省に於て尠なからざる不都合を來したので當局は此の弊を除去し第一次監督の責任所在を明かならしむる爲め大同二年度に於ては省公署民政廳内に財務科を設け縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし又縣會計規則に就ても各縣行政組織の改革に伴ふ新豫算様式を規定し之を各省（熱河省は特殊事情に鑑み舊制に依らしむ）に示達したのである。

斯くの如くにして紊亂糊塗せる地方財務行政の劃一刷新と共に舊弊を打破して明朗潤然たる新制を行ふ事となつたのである。

今本省財政の概要を見るに本省は新省制實施により地域的に縮少せられたのであるが舊省區劃中より比較的優良な地方を包括し康徳元年度に於ける省歳出歳入額に就て云へば大同二年即ち舊吉林省時代に於て九、一八九、九五三圓に對し新吉林省に於ては四、八七七、六〇二圓（郭爾羅斯前旗を含まず）にして新省十七縣の財政は舊省爾餘の三十七縣に比し遙かに良好である。甞だ縣別に之を見れば磐石、乾安、長嶺、額穆、敦化等の如く何等かの方策を講ずるに非ざれば自立し得ざるものなしとしない。

今康徳元年度歳出歳入並に本年度豫算概要を表示すれば次の如し。

康徳元年度歳出歳入一覽表

歲	出	總	額	4,877,602
	(二)	戶人	當當	7,503 1,085)
公		署	費	1,349,282
警		察	費	1,659,012
教		育	費	676,525
士		木	費	152,673
衛	生及病	院	費	3,641
勸		業	費	45,614
社	會事	業	費	14,816
電	話電氣其	他事	業費	123,009
會		議	費	—
治	安維持及	自衛團	費	5,000
積	立金及基本	財產造成	費	23,661
其	他	諸	費	824,369

歲	入	總	額	4,877,602
稅	(二)	戶人	當當	4,895 708)
對	於土	地之	課稅	2,168,103
對	於家	屋之	課稅	—
對	於營	業之	課稅	214,977
雜			捐	798,797
與	戶別	捐性質	類似課稅	480
稅	外	收	入	1,695,245
稅	收	入	} 合 割	65
稅	外	收 入		35
地	方	債	總	額 216,949
事		業	費	30,000
流	通	券	借 款	9,750
事	變前	後=於	ケル行政費	152,742
(舊	官	銀 號	借 款)	
大	同元	年 度	行政費	24,457
(國	庫	舊省	庫金借款)	

(民政部地方司編「地方財政概要」)

康徳二年度歳入歳出預算一覽表

歳 入 預 算			
經 常 部	財 產 收 入	提出	47,702
		査定	57,702
		提出	42,466
		査定	42,466
	使用料及手数料	提出	14,005
		査定	22,449
	交 付 金	提出	328,441
		査定	328,441
	雜 收 入	提出	985,425
		査定	985,425
	縣 稅	提出	2,326
		査定	2,626
臨 時 部	其 他 收 入	提出	1,420,365
		査定	1,439,109
	合 計	提出	301,792
		査定	301,818
	前 年 度 繰 越 金	提出	341,817
		査定	341,817
	其 他 收 入	提出	643,609
		査定	643,635
	合 計	提出	2,063,947
		査定	2,082,744
	經常臨時部合計	提出	923,680
		査定	505,659

(民政部地方司編「地方財政概要」)

第二項 縣別財政

歳 出 預 算			
經 常 部	祭 祝 費	提出	6,110
		査定	3,300
		提出	516,979
		査定	470,747
	公 署 費	提出	1,215,279
		査定	963,775
	警 察 費	提出	9,345
		査定	7,275
	土 木 費	提出	385,192
		査定	358,427
	教 育 費	提出	20,472
		査定	19,567
臨 時 部	社 會 事 業 費	提出	12,370
		査定	9,726
	衛 生 及 病 院 費	提出	10,326
		査定	9,203
	屠 宰 場 費	提出	40,090
		査定	36,082
	電 話 局 費	提出	18,278
		査定	16,166
	勤 業 費	提出	51,650
		査定	20,487
	預 備 費	提出	33,520
		査定	4,048
其 他 部	其 他 計	提出	2,319,611
		査定	1,918,803
	土 木 費	提出	70,270
		査定	65,450
	積 立 金	提出	74,622
		査定	160,439
	補 助 費	提出	16,216
		査定	9,516
	建 築 費	提出	57,400
		査定	19,900
	其 他 計	提出	83,571
		査定	49,051
歳 出 總 計	公 債 費	提出	365,964
		査定	365,244
	合 計	提出	668,043
		査定	669,600
	歲 出 總 計	提出	2,987,654
		査定	2,588,403

滿洲建國前に於ては由來縣の行政機關に一元的行政官廳存在せず普通行政官廳の性質を有する縣公署と特別行政官廳の性質を有する各局とが並存した事は縣の財政を必然的に二元的ならしめ縣公署に關する經費は省よりの支給額を以て之に充て其の出納も縣公署に於て掌り従つて縣公署の豫決算と稱する場合は各局の豫決算を包含せず、各局の經費は財務局に於て徴收する地方稅收入を以て之に充て其の出納は財務局に於て之を掌るを常とし各局と縣公署との財政方面に於ける關聯は各局の支出に關し縣長の認可を要するのみであつた。従つて國稅の請負徴收は縣長の私有財産と混淆し地方稅は各局の人件費と局長の私囊を富ましむるのみで何等地方事業には使用されず財政には豫決算なく専ら秘密主義を採り會計検査の制行はれず公私の別分明を欠ぎ公金と雖も自由に費消し制度の不備と官吏の墮落と相俟つて通弊その極に達してゐたのである。

斯くして滿洲國建國以來新政府は此に鑑る所あり、銳意地方行政の確立、財政の刷新を期し舊弊を打破する爲め徵稅請負制度の廢止、徵稅機關と會計機關との分離及豫算制度の確立を計る事とした。

然るに地方治安未だ全からず加ふるに水災虫害等による農村の疲弊夥しく爲めに各縣其徵稅思はしからず赤字財政に苦しみ、磐石、長嶺、額穆、乾安等諸縣に於ては到底自立する能はざる状態である。

此に於て政府は行政補助費の發給、行政借款の貸出を行ふと共に農民金融機關の設立春耕貸款の融通等農民金融の圓滑を期してゐるのであるが更に當局としては農村更生の積極的方策として目下復興計劃を樹立し

- (1) 安全地帯の擴大強化
- (2) 放棄されある舊耕地の恢復
- (3) 農民の復皈誘導促進(集團部數の建設)
- (4) 農民住宅の建設獎勵補助
- (5) 農耕資金の貸與種子役畜の斡旋
- (6) 警備電話の架設
- (7) 警備道路の修築
- (8) 縣財政の確立

の要旨の下に五ヶ年繼續事業として施行し農村恢復と共に縣自體の財政確立の促進を期してゐる。
今康德元年度縣別財政に付歳入歳出を細目的に討檢するに次の如くである。

縣別歳入總覽

(民政部地方司編「地方財政概要」)

縣別歳出總覽

縣名	歳入			稅			稅外收入			歳出		
	總額	一戸當	一人當	總額	一戸當	一人當	總額	一戸當	一人當	總額	一戸當	一人當
永吉縣	445,564	5,833	874	283,666	3,713	556	161,898	2,120	317	445,564	5,833	874
敦化縣	202,100	11,622	2,024	114,146	6,564	1,143	87,954	5,058	880	202,100	11,622	2,024
蛟河縣	240,169	18,655	3,710	91,364	7,096	1,411	148,805	11,558	2,299	240,169	18,655	3,710
磐石縣	304,295	14,453	2,343	220,307	10,463	1,636	83,988	3,989	646	304,295	14,453	2,343
伊通縣	337,945	14,200	2,525	79,340	3,333	592	258,605	13,862	1,936	337,945	14,200	2,552
雙陽縣	297,621	5,643	838	252,717	4,792	712	44,904	851	126	297,621	5,643	838
九台縣	267,561	7,410	1,056	172,913	4,789	683	94,648	2,621	373	267,561	7,410	1,056
懷德縣	359,130	8,650	1,181	247,010	5,956	925	112,120	2,703	374	359,130	8,660	1,199
長嶺縣	207,156	3,776	442	185,956	3,389	397	21,120	387	45	207,166	3,776	442
乾安縣	432,677	11,153	1,600	360,745	8,332	1,196	121,932	2,817	404	482,677	11,153	1,600
長嶺縣	116,561	6,694	916	40,498	2,326	318	76,063	4,369	598	116,561	6,695	916
乾安縣	153,477	20,488	2,907	45,580	6,084	863	107,897	14,404	2,044	153,477	20,488	2,907
安廣縣	304,236	5,190	801	198,471	3,386	522	105,765	1,804	278	304,236	5,190	801
德惠縣	274,551	6,829	933	161,011	4,005	550	113,540	2,824	388	274,551	6,829	939
榆樹縣	223,460	7,675	939	200,500	6,886	841	22,960	789	98	223,460	7,675	937
計	4,877,602	7,503	1,085	3,182,357	4,895	708	1,695,245	2,608	377	4,877,602	7,503	1,05

縣別歳入は上記の通りであるが更に之を稅收及稅外收入に分ち細目的に内譯すれば次表の如し。

各縣項目別歲入一覽表

(民政部地方司編「地方財政概要」)

四六

縣名稱	稅		收		入	稅		外		收		入		稅外收入			
	土地課稅	營業課稅	雜損	戶捐 別種稅		財產收入	使用料及 手数料	國庫補助 及補給金	交付金	密付金	縣市債	財產代 價	前年度 繰越金	過年度 收入	罰款	其他 收入	合計
永吉縣	179,826	9,600	94,240	—	283,666	3,481	2,128	—	14,000	—	—	125,000	12,000	500	4,789	161,898	63,377
額穆縣	29,750	47,750	35,646	—	114,146	4,700	5,088	—	1,300	—	63,100	466	11,900	700	700	87,954	56,444
敦化縣	43,164	24,020	24,180	—	91,364	10,360	3,500	—	1,930	—	99,393	—	32,976	300	346	148,805	38,622
樺甸縣	91,000	32,484	96,823	—	220,307	1,188	3,668	—	6,690	—	—	—	35,750	1,192	35,500	83,988	72,287
磐石縣	47,300	5,484	26,556	—	79,340	1,142	18,431	—	—	106,572	—	—	131,540	400	520	258,605	23,766
伊通縣	174,000	4,892	73,825	—	252,717	13,873	6,900	14,400	7,700	—	—	—	—	2,000	31	44,904	84,166
雙陽縣	127,004	4,499	41,410	—	172,913	4,000	1,512	—	4,357	—	—	76,707	7,118	904	50	94,648	64,366
九台縣	153,580	19,200	74,230	—	247,010	21,200	9,560	—	—	—	—	50,000	25,000	480	5,880	112,120	68,322
長春縣	169,231	620	16,105	—	185,956	3,860	6,855	—	—	—	—	—	10,495	—	—	21,210	83,177
懷德縣	320,720	13,520	26,505	—	360,745	2,125	9,436	14,940	4,250	—	—	3,933	80,000	7,061	187	121,932	74,226
長嶺縣	30,000	2,000	8,498	—	40,498	750	1,500	98,853	960	—	—	—	4,000	—	—	76,063	34,666
乾安縣	35,380	—	10,200	—	45,580	900	—	—	—	106,997	—	—	—	—	—	107,897	29,771
扶餘縣	117,213	4,653	76,605	—	198,471	8,083	5,090	—	9,397	—	81,605	—	—	440	1,190	105,765	65,335
農安縣	110,000	6,455	44,556	—	161,011	1,117	1,008	29,400	4,615	—	—	—	75,441	80	1,879	113,540	58,422
德惠縣	164,900	5,800	29,806	—	200,500	1,200	5,000	—	4,500	12,100	—	—	—	—	160	22,960	89,111
榆樹縣	242,280	32,000	89,278	480	354,038	3,250	4,940	—	16,000	—	—	—	16,000	450	2,748	43,388	89,111
舒蘭縣	132,755	2,000	29,340	—	164,095	3,500	11,140	8,306	3,500	—	—	45,523	7,000	1,420	9,179	89,568	64,366
計	2,168,103	214,977	798,797	480	3,182,357	84,729	95,756	135,899	79,199	—	469,767	301,629	449,220	15,887	63,159	1,695,245	65,335

更に行政補助金及行政借款に就て大同元年度以降に於ける新省制管下各縣に割當てられた發給狀況を見るに次の如くである。

◎ 新省管內各縣行政補助費

(1) 大同元年度

八〇、〇〇〇圓以上 磐石、扶餘各縣
 六〇、〇〇〇圓 德惠、長春、永吉各縣
 四〇、〇〇〇圓 額穆、樺甸、伊通、榆樹各縣
 二〇、〇〇〇圓 敦化、長嶺各縣
 一〇、〇〇〇圓 舒蘭、九台、雙陽、農安、乾安各縣

(2) 大同二年度

八〇、〇〇〇圓以上 磐石縣
 六〇、〇〇〇圓 額穆縣
 四〇、〇〇〇圓 樺甸、長嶺、乾安各縣
 二〇、〇〇〇圓 敦化、扶餘、農安、德惠各縣
 一〇、〇〇〇圓 長春、永吉、舒蘭、榆樹、伊通、雙陽、九台各縣

(3) 康德元年度

舊吉林省所管申請額 九三九、〇〇〇餘圓 (延吉縣以下十七縣)

中央政府認可額 五六九、〇〇〇餘圓
右配布濟額 四八四、〇〇〇餘圓

尙ほ豫算決定後に於ける冷水害に因る地方歳入著減を豫想されたので各縣に實行豫算を組ましめ十月末査定す。即ち

舊吉林省管下實行豫算赤字査定額 一、一〇八、〇〇〇圓

中央政府既認可額 五六九、〇〇〇餘圓

追加申請額(査定額より認可額を控除せる不足額を更に追加申請す) 五三八、〇〇〇餘圓

右に付新吉林省管内の分としては

中央政府配付濟額 一五五、〇〇〇圓

德惠縣

磐石縣 四四、〇〇〇

長嶺縣 四〇、〇〇〇

敦化縣 一五、八〇〇

額穆縣 三九、二〇〇

樺甸縣 五、〇〇〇

乾安縣 二五、〇〇〇

敦化、額穆の中二七、〇〇〇圓は
山林警備隊の補助費

追加申請額

四六五、〇〇〇

追加申請認可額

三〇、〇〇〇

(磐石、德惠、額穆、敦化、長嶺、乾安各縣)

◎ 行政借款

康德元年度行政借款に就ては各縣共毎年七月より十月に至る間は殆んど収入なきを常とするを以て此の四ヶ月間は行政借款を以て諸經費を辨するを普通とす。

今康德元年十二月に於ける借款狀況を見るに次の如し。

舊吉林省所管借款申請額 八五六、〇〇〇餘圓

認可額 五六三、〇〇〇圓

更に冷水災に因る十月以降の窮狀に鑑み次の如く追加申請す。

追加申請額 一二六、〇〇〇餘圓

追加申請認可額 八四、〇〇〇圓

行政借款認可額合計 六四七、〇〇〇圓

右の内新省管内各縣の分に就て見るに

借款總額

三五〇、〇〇〇圓

縣別割當

舒蘭 一〇、〇〇〇圓

德惠 四五、〇〇〇

伊通 二八、〇〇〇

農安 三〇、〇〇〇

懷德 四〇、〇〇〇

扶餘 三〇、〇〇〇

敦 化	五〇、〇〇〇
額 穆	二五、〇〇〇
磐 石	五二、〇〇〇
樺 甸	四〇、〇〇〇

京橋圖書館

斯くの如く各縣の國庫補助金は歳入不足を補填するに足らざりし爲め、季節的資金の調節に充當したる行政借款即ち德惠、磐石、舒蘭、敦化、額穆、樺甸各縣の二二二、〇〇〇圓は遂に償還不能に陥り後年度に於て特別の考慮を拂ふの外なき状態となつた。

更に康德二年度に於ても尙ほ自給自足をなし得ざる額穆、敦化、樺甸、磐石、長嶺、乾安、舒蘭七縣に對しては國庫補助金を必要としたるも補助金は國庫豫算の關係上二一九、三三九圓を配付せられたるに過ぎず、歳入不足三五八、一〇八圓に對し尙ほ一三八、七六九圓の補助不足を生ずるに至つた。依つて此の補助不足額は行政借款を以て肩替せしむる事とした。尙ほ本年度は半年度豫算なるを以て全年度を通じ黒字の縣にして半年度に於て赤字を生じた場合は之が歳入欠陥は起債を以て之に充て今年度に於て赤字を豫算する縣に對しては補助金を以て之が補填をなす事としてゐる。（補助金は借款の肩替を含む）

京橋圖書館

今本省に割當てられた右補助金及借款に就て數字的に表示すれば次の如くである。

（民政部地方司財務科調）

縣 名	歳 入 不 足 額	補 填 財 源		
		補 助	借 信	款
額 穆	75,839	60,671		15,168

敦 化	45,882	18,353		29,529
樺 甸	43,634	17,454		26,180
磐 石	118,729	94,983		23,746
長 嶺	18,629	7,452		11,177
乾 安	4,329	—		4,329
舒 蘭	51,066	20,426		30,640
計	358,108	219,339		138,769

第三項 旗財政

省政改革と共に旗制を布き本省の所管に入れる郭爾羅斯前旗の財政は少なからず事情を異にし旗の収入は札薩克の收入とし其收支は私經濟とも稱すべく極めて漠然たるものであるが其歳入概況を示せば次の如し。

（吉林省公署發行「新吉林省概説」）

地 租	三五六、六八〇元	每响哈洋三角（完全旗收）及附加稅每响永洋五角（國收三角二分旗收一角八分）長春總局、德惠、九台、小雙城堡の三分局、農安局、長嶺局に於て徵收す
新京蒙旗房基	八、〇〇〇	
津貼 收入	一一〇、〇〇〇	三成統捐及牲畜稅（百分之一五）蒙酒稅（百分之五十）斗稅（百分之三〇）米穀稅（百分之二〇）（註冊費（百分之三〇）驗契費（三分之一）長春、德惠、農安、長嶺、乾安縣下蒙地より徵收す
養 兵 費	二二〇、四〇〇	熟地每响國幣四毛每伏型（五〇响）羊草一、一〇〇捆、統楷一、一〇〇捆を徵收す

第四項 現行地方税制と其改革

滿洲國成立後財政部の税制に對する態度は地方税制方面にも反映し來り財政的中央集權の確立を期せんが爲め「現行税捐は其徴收機關の如何を問はず従前中央並びに省政府の歳入に屬せしものは總て之を國税とし其他は之を地方税として市縣及び設治局の收入に歸せし」(大同元年九月十九日財政部訓令第七十六號) むる事とし、從來省財政廳に於て徴收せしものを國税として引揚げた外、國税と地方税を劃分し又舊政權治下に於ける甚しき惡税の應急的改廢を行ふと共に其の甚しからざるものは漸進的に改革を行ふこととし先づ軍備補助の名を以て人民を重壓せし給養雜捐は一切免除せられ(大同二年七月二十九日民政部訓令第四七五號) 次いで大同二年十二月には「各市縣に於て徴收の車牌捐暫行規則」康德元年八月には「地方税捐規則」を公布したのである。

斯くの如くにして政府は漸次地方税改正に意を用ひ特に民政部に於ては縣市に於ける地方税制の整理に關し着々成案の作成に努めた結果本年八月二十四日地方税法及同法施行規則を公布する運びとなり來年一月一日より之を實施さるゝ事となつた。本税法は地方財政上最も重大なる關係を持ち一般の最も關心する處であるから茲に現行税制の概要を明かにすると共に新税制改革の趣旨を概説する事とする。

一、現行税制の概要

税制整理の問題が各級の施設中最も重要にして且つ焦眉の急務である事は建國前民國政府に於ても論議せられ、殊に民國十九年に組織された東三省金融整理委員會が前後數十回に亘る調査討議の結果に成る遼寧省財政問題と題する建議書中にも此の趣旨を掲げて居る。

省地方税、縣市地方税の兩者必ずしも同一とは言ひ得ぬけれども従前の地方税は全く國家的統制の外に置かれ各省各縣市當局は各自自由の立場に於て之を設定又は變更するのみならず財政に一定の計劃なきが爲め目前の需要を充たすに汲々として朝に一税を設け夕に一捐を増し所謂肉を削りて瘡を補はんとするの類であつて而かも徵税の便宜のみ重んじた結果は殆んど目的課税乃至目撃課税に墮し租税制度なしと斷ずるも差支なき混亂狀態に置かれて居たのである。

従つて地方税負擔の赴く所國民の大部を占むる農民下層階級へのみ重課となつて現はれ、軍閥、官僚、政商、緣故者等は課税の埒外にあつて何等の負擔を分擔しない實狀にあつたのである。右の様な事情の下にあつた地方税が制度として見ても個別的に見ても租税本然の機能に悖るものゝ多いことは當然であつて、即ち

- (一) 課税の便宜に重點を置く結果負擔の平等原則が閑却され殊に階級的に極めて不公平であること
 - (二) 目撃課税に墮したる結果物税偏在に陥入つて居ること
 - (三) 國家的統制を欠く爲全く區々不統一なること
 - (四) 課徴に當り經費の減少のみに捉はれ請負又は代徴の方法に依るもの多く爲めに税金散逸の虞極めて大であること
 - (五) 地方歳入の弾力性が缺けて居ること
- 等其の主なるものである。

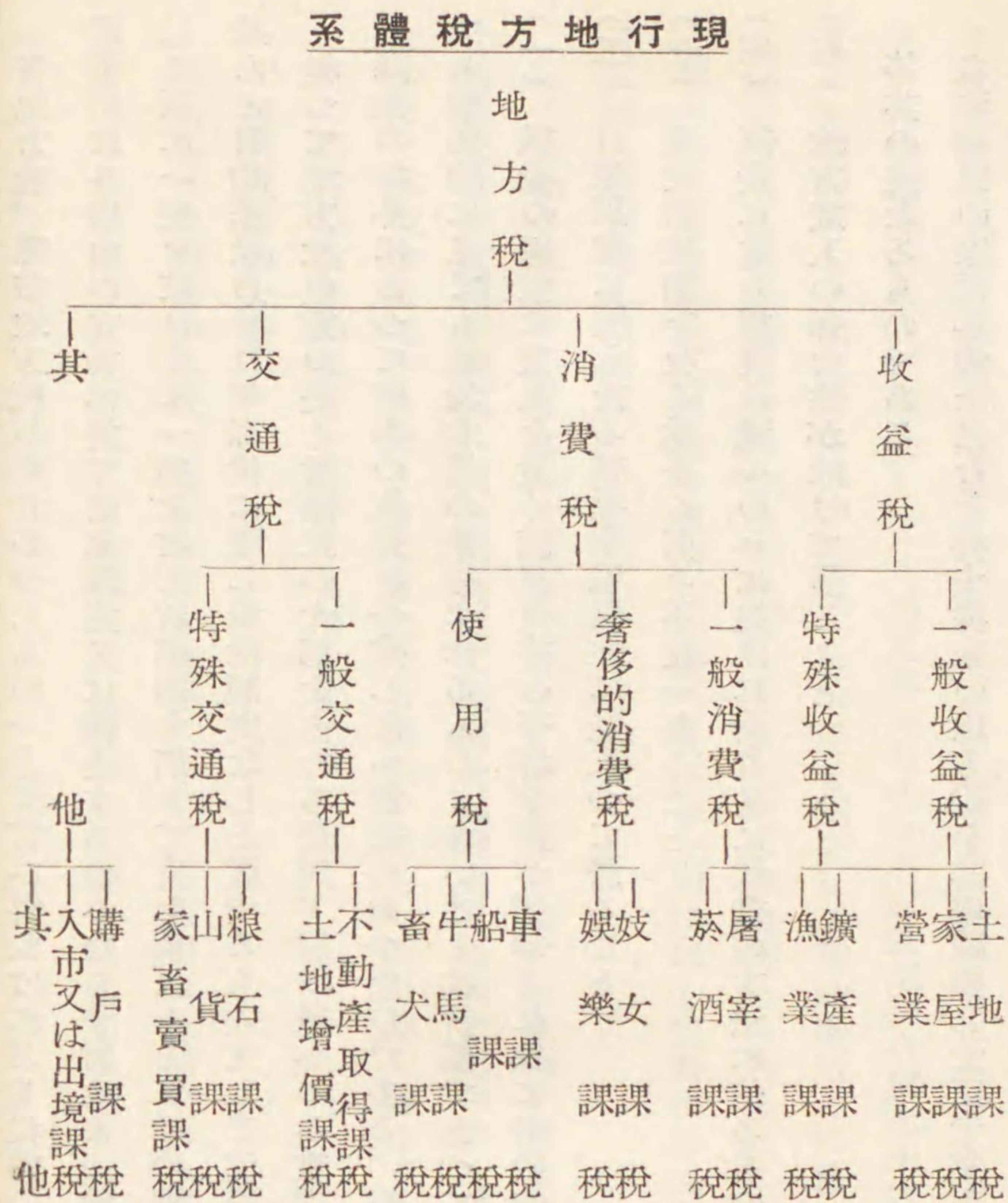
我國建國の際は事情上已むを得ず從來の地方税を其儘踏襲し大同元年九月國地税の劃分を行ひ各省毎に分離交錯したる國地税の收入區分を一應明確ならしめ應急過渡的の辦法を講ずると共に後述の如く地方税制の全面的整理改善を企圖し之が準備調査に着手したのである。

尙ほ地方税制の全面的整理に先立ち大要次の如く二三の特定税種目の統制を試みたのである。
車牌捐(農用車税)の如きは最も移動性に富む物件に對する課税であるから過渡的整理の要を認め大同二年七月動もすれ

は陥り易き重複課税を嚴禁し賦課の率及方法を統制して低賦課率地への移動を防いだのである。

又木材に對する課税は康徳元年八月國稅木稅の改正を機とし、鑛業に對する課税は康徳二年九月實施さるべき國稅鑛業稅の改正を機とし之を統制し其の賦課率の限度を法定し以て負擔の公正を圖ると共に稅源配分の適正を期したのである。

現行地方稅體系及其の稅額概要は次表の如くである。



二、地方稅制改革要領

現行地方稅は前述の如く一部統制を期したものゝ外は概ね從前の制度を踏襲したに過ぎず、從つて可及的速かに之が改善を圖り一面負擔の公正と制度の整備統制を期し他面地方財政の健實なる進展に資すると共に日本人課稅問題の解決を促進し日滿渾然一體の實を擧ぐることゝ邁進せねばならぬ。

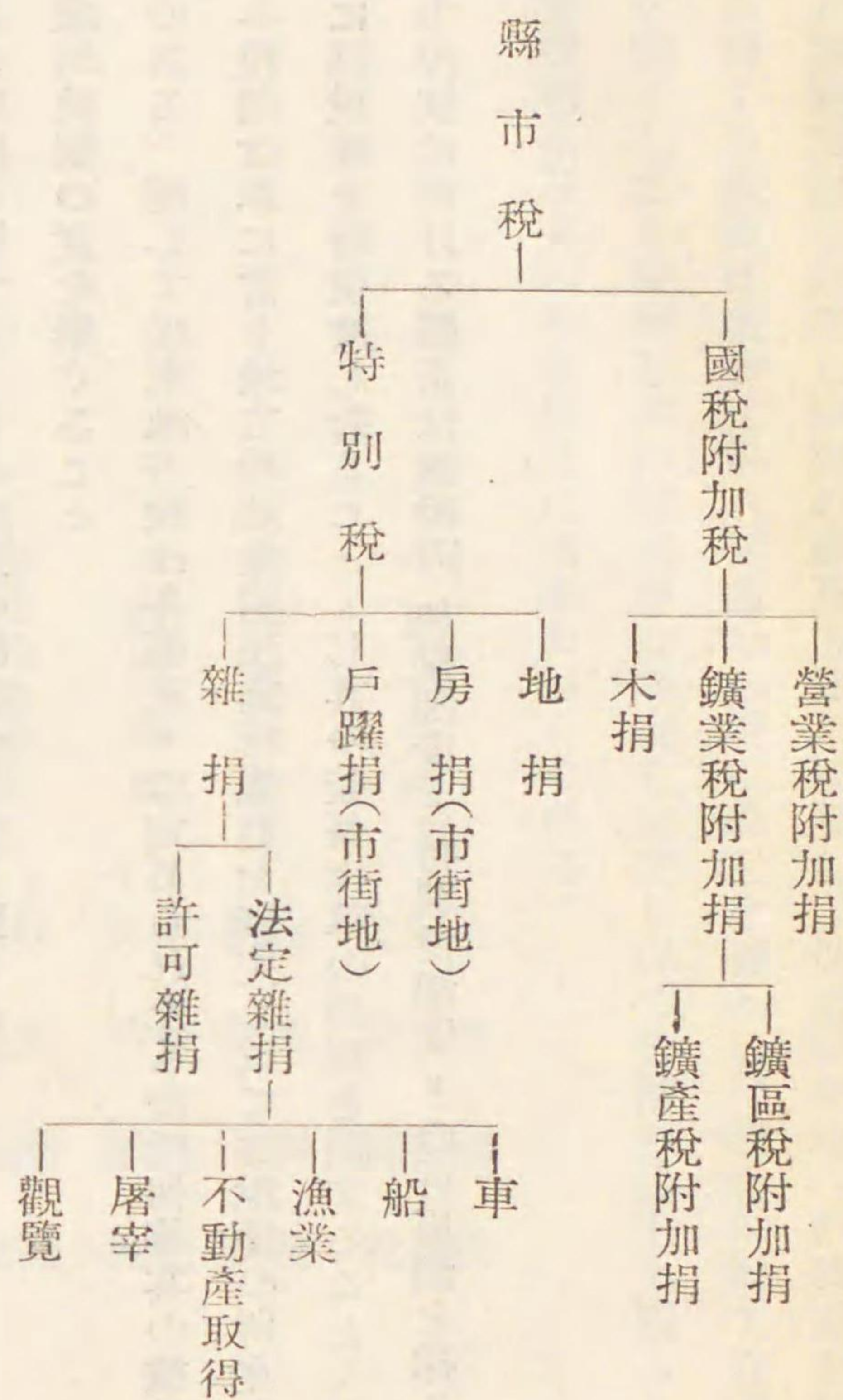
而して之が整理の方針は第一に現行稅制の欠點を是正するに在ること勿論であつて今次の整理に當つては次の諸點に其の重點を置いたのである。即ち、

- (一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し可及的負擔の普通公正化を圖ること
- (二) 國稅制度との調整を圖ること
- (三) 歲入の確保を期すると共に國民の權利の伸張を圖ること
- (四) 國家的統制の實を擧ぐること

等之れである。而して從來地方稅は各縣區々に定められたもので何等其の據るべき成法なく監督指導上不便少なからざりしに鑑み稅制改革に當り地方稅法並同法施行規則を制定し以て課稅權の所在を明徴ならしむると共に全國的に統制ある規格の下に課稅權を行使せしむることゝし其の監督指導の周到を期することゝなつた。

改正地方稅制に於ける體系は國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制を採る事としたが之を表示すれば次の如くである。

系體制稅方地正改
(行施日一月一年三德康)



第二節 金融機關

第一項 概説

本省に於ける金融機關は滿洲國全般に於けると同じく滿洲國自體の金融機關と外國系金融機關とに二大別され更に滿洲國側金融機關としては大體に於て從來の錢莊其他舊式機關と新式銀行とに分つ事が出来る。

由來滿洲の金融機關は極めて幼稚なもので其の發達は一九〇五、六年後に係るものと稱せられ、殊に民國以來目醒しい發展を遂げたものである。然るに之が發達の中心は大都會に限られ地方金融機關は依然として極めて幼稚の域を脱し得なかつた。而かも住民の九割を占むる農民生活の程度は極めて低く今日の資本階級に對立する能はず、又一面農民金融方面

より見るに官銀號(現在の中央銀行)其他銀行各地儲蓄會等の機關はあるが、其の利息は月一分二三厘より二分以上に及び、而かも抵當物を要する外確實なる保證人を必要とし、其の取扱ひ甚だ酷にして此等機關の存在は一部地主階級を利用するに止まり、一般農民は何等の恩恵を蒙る處なき有様であつた。

然るに滿洲事變以來中央銀行成立して、濫發せる舊紙幣の回収を行ひ又支那系資本の本國に引揚ぐるもの少なからず、「デフレーション」は急速に進み、又地方治安の紊亂に因り糧棧の閉店大地主の移住するもの多くして、地方農民金融全く梗塞し正に枯渴に瀕する状態であつた。政府は此に於て春耕貸款、商工貸款等の辦法を以て應急的融資を圖ると共に金融合作社を設置し、自力更生の途を講じ、漸次農村金融の圓滿なる發達と農民の福祉増進に努めてゐるのである。

第二項 滿洲國側金融機關

(一) 新式金融機關

滿洲國側金融機關としては滿洲中央銀行吉林分行の外に、益通、益發、天和泰等の諸銀行があるが今此等に就て一瞥すれば次の如くである。

○滿洲中央銀行吉林分行

所在地 吉林省城西大街
本省内 吉林省城河南街、敦化、樺甸、磐石、伊通、農安、長嶺、德惠、扶餘、榆樹、公主嶺

光緒二十四年吉林に官帖局を創設、三十四年には官錢局を附設し、次いで宣統元年十一月兩者を併合して吉林永衡官銀錢號と稱し、本省に於ける中央銀行として金融界に君臨して居たが、大同元年六月十五日滿洲中央銀行創設せらるゝや舊來の發券銀行たりし東三省官銀號黑龍江省官銀號及び邊業銀行と共に之に統一し、吉林永衡官銀錢號は中央銀行吉林分行として同年七月一日營業を開始し今日に及んでゐる。

今本行最近の營業狀態に就て見るに次表の如くである。

中央銀行吉林分行 (康德二年上半年期)

月 別	預				貸				出				爲				替			
	國	幣	金	票	國	幣	金	票	國	幣	金	票	入	銀大洋	國	幣	金	票		
一 月	1,575,491.20		174,159.07		3,214,010.04		1,963.87		1,801,915.46		250,736.00		—		1,875,195.98		1,500.00			
二 月	2,188,183.68		225,262.31		3,160,857.15		1,963.87		863,896.55		83,177.24		—		1,253,605.56		100,000.00			
三 月	1,401,125.15		107,728.33		2,931,000.54		1,963.87		1,035,232.85		151,427.75		45,985.50		—		—			
四 月	1,314,131.78		65,244.00		2,893,580.11		1,963.87		971,698.94		125,219.38		12,435.80		—		—			
五 月	1,254,293.39		—		2,737,180.36		1,963.87		1,010,524.68		63,019.30		4,640.00		1,449,964.85		84,300.00			
六 月	1,387,190.48		—		2,648,985.22		1,963.87		886,240.88		15,338.65		2,989.10		1,449,848.26		75,401.94			
合 計	9,120,415.68		572,393.71		17,585,613.42		11,783.22		6,569,509.36		638,918.32		66,050.40		6,028,614.65		261,201.94			

○益通銀行吉林分行

本行は民國十五年設立、股份有限公司にして本店を新京に有し、公稱資本壹百萬圓、拂込額二十五萬圓と稱られてゐる
本行昨年上半年期に於ける爲替取組に就て見るに國內、新京、奉天、哈爾濱方面向國幣一〇、四〇六・六一圓、支那向銀三七、〇七八・四〇元に上つてゐる。

○益發銀行吉林分行

本行は民國十五年創立、新京に本店を有し、公稱資本二十萬圓全額拂込と稱せらる。
本行本年上半期營業狀態を見るに爲替取組高國幣一一、六〇八・七一圓、銀七九、三九八・八九元、支拂國幣八、七四四九四圓に上つてゐる。

○益華銀行吉林分行

本行は民國七年創立、本店を新京に有し、公稱資本三十萬圓全額拂込の合資組織である。

○天和泰銀行

本行本年上半期貸金としては國幣二、一五〇圓、銀三、〇〇〇圓、鈔票一七、四〇〇圓を計上せらる。

(二) 舊式金融機關

本省內舊式金融機關としてはは儲蓄會、銀號、票莊、錢莊、錢鋪、當舖等がある。爲替及び貸付を專業とする票莊は新式銀行の出現と共に消滅し銀錠を鑄造し預金及貸付をなす。儲蓄會、銀號は殆んど同性質のものであるが唯異なる所は銀號は法律的に株式會社なるも儲蓄會は然らず、共に農商民の預金貸付を業としてゐる。錢莊は個人或は合資組織による兩替商にして外國貨幣の投機的賣買を營業とし傍ら爲替及貸付を営むものである。錢鋪は小資本にて専ら兩替及び外國紙幣の賣買を主業となし一般貸付をなすものは稀であるが中には預金、貸付等を営むものなしとしない。當舖は所謂質屋にして舊式機關中最も多數を占むるは錢鋪である。

以上に於て明かなる如く儲蓄會、銀號、錢莊、錢鋪等は其業務上より見れば實質的には銀行業務と何等變る處なく唯其經營、商慣習に於て新舊の相違あるのみである。然るに銀行は一般公衆の利害に關する所大きく且つ國家産業の興亡にも密接なる關係を有するが故に政府は之が指導誘掖に努むると共に適當なる取締を行ひ産業の健全なる發達を助成せんが爲め大同二年十一月敕令第八十六號をして銀行法を公布し(一)預金の受入、金錢の貸付又は手形の割引を併せ爲すこと(二)爲替取引をなすことの何れかに該當する業務を営む者は其名稱の如何に拘らず總て之を銀行となし、舊來の銀行にして銀行業務を繼續して營まんとするもの及び從來實質的に銀行業務を営み來りしものにして將來銀行として營業をなさんとするものに對しては康德元年十二月末を限り財政部大臣に對し許可申請をなさしむる事とした。其結果在來の錢莊、錢鋪或

は銀號にして新たに銀行法に據り營業を爲さんとするもの多きを加ふるに至つた。舊式金融機關も亦近代的都市に多く集中し縣城鎮には僅かに當舖あるのみで錢舗の存する所は極めて稀である。而かも事變と共に之等地方に存在するものは殆んど閉店し其復活は他種商舗に比し極めて遅々たるものである。

今本省管内に於ける舊式金融機關を見るに錢莊、錢舗計六十二戸中新京に三十二戸、吉林市に二十五戸あり、當舖計八十八戸の中新京に二十四戸、吉林市に二十一戸あるのみである。

尙ほ吉林市には吉林益民儲蓄會（民國十四年五月設立、資本金哈大洋三十萬元全額拂込）吉林實業儲蓄會（民國十四年七月設立、資本金哈大洋三十萬元全額拂込）吉林大同儲蓄會（民國十四年九月設立、資本金哈大洋三十萬元）の三儲蓄會あるも目下營業停止の状態にある。又裕東銀號（民國十五年三月設立、資本金哈大洋三十萬元）裕農銀行（民國十年設立、資本金哈大洋三〇萬元）農工銀號（民國十八年七月設立、拂込資本金六萬六千元）中孚銀號（民國十七年七月設立、拂込資本金十萬元）の四銀號亦目下營業を停止してゐる。

大同二年十一月九日付敕令第八十六號に依る新銀行として吉林市内に功成玉、種順德、天和興、信誠永の四行を數ふる事が出来るが今康德二年上半期に於ける其の爲替取組高を表示すれば次の如くである。

（吉林省公署總務科調）

銀行別	幣種	取組金	幣種	支拂金	備考
功成玉	銀	903,888.79	國	41,682.05	
福順德	銀	44,852.00	國	8,432.00	
〃	銀	436,866.31		1,425.70	
天和興	銀	33,578.48			

信誠永	銀	121,148.08			
〃	銀	234,365.54			
〃	鈔	6,433.30	國	3,243.00	

尙ほ吉林市内當舖貸出狀況を見るに左表の如くである。

吉林市内當舖貸出狀況（康德二年上半期 吉林省公署總務科調）

店名	種別	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末
永衡昌總當	321	20,735.50 29,113.00 125,726.60	11,719.50 13,959.90 123,486.20	20,029.70 14,443.30 129,066.60	22,076.60 15,088.90 136,054.30	20,942.90 12,940.20 144,057.00	22,331.30 12,229.30 154,159.00
永衡昌分當	321	13,334.30 21,353.00 97,663.40	9,711.20 12,007.80 93,363.80	12,160.60 12,850.50 94,673.90	13,861.60 12,283.40 96,252.10	14,611.60 9,294.50 101,563.20	14,239.80 12,262.20 103,546.80
永衡昌接當	321	20,741.70 28,016.80 132,192.10	13,006.30 15,995.50 129,202.30	21,322.30 19,944.80 130,580.40	20,676.20 18,199.90 133,056.70	23,277.50 17,199.30 139,134.90	21,656.00 14,883.20 145,907.70
永衡昌西當	321	5,197.90 5,053.60 21,570.20	4,626.60 3,147.40 23,049.40	6,413.20 3,220.80 26,241.80	6,781.50 3,362.40 29,660.90	6,136.10 2,801.40 32,995.60	6,376.00 3,200.50 36,171.30
永衡長總當	321	21,321.80 27,063.20 128,606.70	12,548.50 17,870.80 123,284.40	22,530.20 16,942.10 128,872.50	23,238.90 17,181.50 134,929.90	27,257.40 16,561.30 145,626.00	22,771.40 14,413.70 133,981.70
永衡長接當	321	13,583.20 17,426.90 98,908.10	12,045.10 12,686.80 98,266.40	16,584.90 12,340.10 102,511.10	12,734.50 11,843.90 103,401.70	16,685.70 12,826.20 107,261.20	12,667.00 10,016.70 109,911.40

永衡長東當	321	13,037.60 19,452.80 87,610.90	11,303.80 11,972.50 86,942.20	15,594.20 12,894.00 89,642.20	16,495.70 12,534.10 93,603.80	15,276.30 11,612.50 97,267.60	15,276.30 11,612.50 97,267.60
協和盛當	321	4,552.15 5,321.65 24,656.42	4,193.05 4,142.10 24,797.37	4,922.95 4,219.90 25,410.42	5,002.10 4,038.90 26,373.62	5,425.70 3,705.50 28,093.82	5,425.70 3,705.50 28,093.82
世亨久當	321	4,095.75 4,960.55 31,317.95	3,557.45 2,634.45 32,240.95	4,631.25 3,241.85 33,630.30	4,735.00 3,134.40 35,230.90	3,883.50 2,543.40 36,571.05	3,883.50 2,543.40 36,571.05
大亭長當	321	3,439.25 3,936.10 23,019.05	3,033.00 2,391.80 23,660.25	3,914.50 2,514.55 25,060.20	4,163.00 4,121.10 25,102.10	3,760.75 3,627.20 25,235.65	3,760.75 3,627.20 25,235.65
廣合當	321	3,827.20 4,284.80 25,496.60	3,901.30 3,046.30 26,351.60	4,574.60 3,067.10 27,859.10	4,066.10 3,455.60 28,469.60	3,980.80 3,265.70 29,184.70	3,980.80 3,265.70 29,184.70
東興當	321	7,832.30 9,113.30 51,801.30	7,111.90 6,621.70 52,291.50	9,667.50 6,325.80 55,633.20	9,053.30 6,767.90 57,918.60	9,582.40 5,716.00 61,785.00	9,582.40 5,716.00 61,785.00
福興當	321	5,259.90 6,575.80 31,726.70	3,999.60 4,106.65 31,619.65	5,356.95 4,439.00 32,537.60	4,378.05 4,545.00 32,370.65	4,771.40 4,166.35 32,975.70	4,771.40 4,166.35 32,975.70
大順當	321	2,728.10 2,620.70 9,267.00	1,909.30 1,527.80 9,648.50	2,045.80 1,321.10 10,373.20	1,666.70 1,267.80 10,772.10	2,021.10 1,039.10 11,754.10	2,021.10 1,039.10 11,754.10
隆吉當	321	3,099.40 2,376.90 18,675.20	3,181.30 2,418.70 19,437.80	3,732.30 3,148.20 20,021.90	3,329.50 2,313.70 21,037.70	3,381.25 2,605.85 21,813.10	2,787.20 1,716.15 22,884.13

祥記當	321	8,114.00 8,532.50 40,467.70	7,703.10 7,634.80 40,536.00	8,601.70 7,202.00 41,935.70	8,980.90 6,971.50 43,945.10	8,063.40 6,581.90 45,426.60	6,706.00 6,423.80 45,708.80
大亭當	321	4,205.75 4,443.90 26,165.65	3,082.05 2,494.10 26,753.60	4,396.25 4,098.05 27,051.80	3,824.75 3,541.15 27,335.40	3,454.25 2,645.15 28,144.50	3,596.75 2,192.90 29,548.35
源茂順當	321	2,980.00 2,417.00 11,780.20	3,495.10 1,973.90 13,301.40	3,323.30 2,171.00 14,453.70	2,437.50 2,122.80 14,768.40	2,478.40 1,770.30 15,476.50	2,806.70 2,130.60 16,132.60
源茂和當	321	2,139.80 2,309.20 11,298.60	1,707.50 2,115.00 10,891.10	2,432.40 2,067.20 11,256.30	1,605.40 1,793.30 11,068.40	1,309.90 1,624.50 10,753.80	1,283.20 1,274.50 10,768.50
福興東當	321	4,611.50 3,980.45 17,931.65	3,802.15 2,601.55 19,132.25	4,583.70 2,407.60 21,307.35	5,505.10 3,179.65 23,632.80	6,063.15 2,482.15 27,213.80	6,371.50 2,191.70 31,393.60
合計	321	164,843.10 208,858.25 1,015,879.02	125,637.80 131,349.55 1,010,167.27	176,818.30 138,596.05 1,048,119.27	174,612.40 137,746.90 1,084,984.82	182,363.50 125,008.50 1,142,139.82	17,040.51 11,999.95 1,174,923.50

備考 種別1は各月中の貸出高 2は同回收高 3は各月末に於ける貸出残高を示す

(三) 其他の金融機關

(イ) 金融合作社

事變以來地方金融極度に梗塞し地方中小農商民の困却甚しかりし爲め政府は春耕貸款、商工貸款の制を設け之を緩和せんとしたが種々の理由に因り充分なる運用を見るに至らざりしのみならず商民は依然として金融難に追はれてゐたので極めて簡単に而かも出來得る限り低利の貸付をなし得ると共に相互扶助自力更生を根本精神とする協同組合の組織により地方の實情に即する金融合作社創設を要望するの聲漸次旺んとなつた。此に於て本省に於ては奉天省に比し遅るゝこと略々

一年にして康徳元年三月十一日永吉縣に、四月十五日額穆縣に夫々合作社創立總會開催せられ合作社の創立を見るに至つた。當時未だ其據るべき金融合作社法の發布なく而かも合作法は零細農商工民を對象とするが故に法規の作成には特に慎重なる研究を要するので其發布せらるゝまでは兩縣金融合作社を取敢ず實行合作社となし財政部總長委任の下に省長之を監督することゝし夫々創立後一ヶ月を経て營業を開始した。他方同年五月吉林省公署内に財政部直轄の吉林省金融合作社總處設けられ、兩縣金融合作社の指導統制に當り將來中央に金融合作社聯合會設置の曉には其支部とせらるゝことゝなつた。

斯くて康徳元年九月十七日金融合作社法發命せられ、永吉、額穆の兩合作社は該金融合作社法に據る金融合作社として同年十二月十三日財政部大臣の設立許可あり、同月十八日には懷德、二十五日には九台、磐石、長春、伊通、雙陽の各縣に夫々金融合作社設立の許可あり、次いで榆樹縣を加へ合計九社の設置を見るに至つた。

次いで十二月十七日金融合作社の聯絡融合並に指導統制をなす中央機關として金融合作社聯合會成立するに至つたので、吉林省金融合作社總處は吉林支部となる筈であつたが經費其他の都合上同月二十八日中央に引揚げ支部設置は中止せられた。

爾來合作社業務、職員に關する諸規程並びに準則相次いで定められ庶民金融機關として健全なる歩調を進めてゐる。

該金融合作社は金融合作社法(第五條)に於て左の業務を營む事と規定されてゐる。即ち

- 1 社員に對する貸付(保證貸付及担保貸付)
- 2 社員又は財政部大臣の認可を受け社員ならざるものゝ預金受入
- 3 社員又は財政部大臣の認可を受け社員ならざるものゝ定期預金の受入
- 4 財政部大臣の認可を受け手形割引をなすこと

之等業務に就て最近統計を示せば左表の通りである。

省内各合作社業務統計 (康徳二年七月末現在 聯合會作成)

社名	社員數	出資金	諸準備金	政府貸下基金	借入金	預金及定期積金	雜勘定	利益金	合計
永吉	1,738	15,560.00	2,900.00	20,000.00	250,000.00	43,825.26	2,459.85	3,912.35	338,667.46
額穆	1,400	12,210.00	600.00	20,000.00	153,500.00	32,877.75	1,459.49	28.62	220,675.86
懷德	884	4,420.00	3,094.00	20,000.00	40,000.00	13,986.72	1,107.36	—	82,608.08
九台	1,397	6,985.00	2,800.00	20,000.00	40,000.00	72,394.83	765.13	—	142,944.96
磐石	902	4,510.00	1,000.00	20,000.00	33,000.00	4,108.53	2,674.83	6.85	65,300.21
長春	952	4,760.00	550.00	20,000.00	50,000.00	163,422.99	885.23	28.95	245,646.87
伊通	1,155	5,775.00	500.00	20,000.00	90,000.00	6,885.51	1,004.50	63	124,165.64
雙陽	1,183	5,915.00	1,200.00	20,000.00	30,000.00	15,730.70	2,207.37	1.30	75,054.37
榆樹	726	3,630.00	4,002.64	20,000.00	—	1,020.51	—	45.66	28,698.81
計	10,337	63,765.00	16,646.64	130,000.00	636,500.00	360,252.80	12,573.76	4,024.06	1,323,762.26

(資產)

社名	未收出資金	貸付金	預金及郵便貯金	雜勘定	損失金	現金	合計
永吉	12,448.00	265,208.00	57,052.90	1,963.00	1,344.14	651.42	338,637.46
額穆	9,768.00	185,352.00	23,723.05	1,120.00	706.77	6.04	220,675.86

懷德	3,536.00	50,408.00	26,628.98	1,767.29	4.75	263.06	82,608.08
九台	5,588.00	77,458.00	57,348.51	1,088.00	1,023.68	438.77	142,944.96
磐石	3,608.00	52,371.00	7,104.83	993.40	619.78	603.20	65,300.21
長春	3,808.00	105,878.00	132,213.22	2,303.54	—	1,444.11	245,646.87
伊通	4,620.00	113,516.00	393.65	3,202.42	1,051.35	1,382.22	124,165.64
雙陽	4,732.00	56,288.00	11,559.84	2,359.03	—	115.50	75,054.37
榆樹	2,904.00	22,480.00	1,562.47	1,029.00	633.54	89.80	28,968.81
計	51,012.00	928,959.00	317,587.45	15,825.68	5,384.01	4,594.12	1,323,762.26

次に各合作社に於ける貸付及預金利息は各社夫々一ならざるも漸次統一せらるゝ機運にあり永吉合作社に徴すれば次の如くである。

◎貸付利息

類	別	普通利息	過期利息
短期擔保貸付	日歩五錢八厘	日歩七錢五厘	
短期保證貸付	日歩六錢五厘	日歩八錢四厘	

◎預金利息

類	別	間	利息
社員定期預金	六個月以上一年以上	年利八分	年利八分五厘

社員預金 甲(普通)	日歩一錢七厘
社員預金 乙(定期)	年利六分二厘〇五
非社員定期預金	年利九分一厘二五
非社員定期預金	年利七分七厘
非社員定期預金	年利八分二厘
非社員預金 甲(普通)	日歩一錢五厘
非社員預金 乙(定期)	年利五分四厘七五
團體定期預金	日歩二錢三厘
團體貯蓄預金	年利八分三厘九五
團體貯蓄預金	年利七分
團體貯蓄預金	日歩一錢四厘
團體貯蓄預金	年利五分一厘

(口) 大興股份有限公司

舊軍閥時代奉天、吉林、黑龍江各省官銀號は其の附屬營業として滿洲特產物の賣買を初め當舖、電燈、水道、鑛山、製粉、酒造、製織、油坊、航運、印刷、林業、製鹽等殆んど凡ゆる部門に亘る事業に投資し或は直接經營をなし其數六十有餘店に達してゐた。然るに滿洲建國後滿洲中央銀行創設せらるゝや之等附屬事業は同行の手に移る事となり、之が統制機關として同行内に中央實業局を設け之が整理廢合を行ひ漸次分離獨立せしむることゝし遂に大同二年六月分離計劃成り、之等附屬事業中三十八店を擢いて大興股份有限公司を設立するに至つた。本公司は本店を新京に置き本省内には分店營業店を設けてゐるが其營業の根幹たるは當業(質屋業)にして庶民金融機關として重要な役割を演じてゐる。擔保品は各種衣服類、毛皮類、貴金屬、銅錫物其他軍器、穀物不動産を除く動産にして貸出利率は時に依り異なるも最近は月三分、期限は普通十二個月乃至十八個月、貸出總額國幣六、七百萬圓に達すと云ふ。

今本省內營業店を一瞥すれば次の如くである。

◎省内大興公司營業店

店名	業種	所在地
永衡茂	當業	吉林翠花胡同一七
永衡昌	當業	吉林天恩街四九
永衡昌(接當)	當業	吉林河南街
永衡裕	運送、代理業	吉林東車站前街四
永衡長	當業、估衣舖	吉林北大街一三四
永衡長(接當)	當業	吉林糧米行街二
永衡長(和記當)	當業	吉林東關三岔路口
永衡和	雜貨、當業	樺甸縣東大街
永衡厚	雜貨、當業	雙陽縣東大街
萬生泉	當業、燒鍋、雜貨、油坊	懷德縣楊家大城子本街
萬生泉(分櫃)	雜貨、當業	公主嶺數島町一一

敦化、蛟河には目下營業店開設準備中

(四) 特殊金融

(イ) 春耕貸款

大同元年度に於ける春耕貸款は兵匪水災を被れる貧農春耕の爲め百响以下の自作農に對し各縣々長責任の下に無利子を

以て貸放し秋期收穫と共に回収するを條件としたものであるが偶々大同元年の大水災の爲め大部分之が救済に使用せられ、事となつた。

大同二年度に於ては前年度水災の被害もあり春耕貸款の必要切實なるものがあつたので早春より春耕貸款辦法を定め、水災匪禍により窮乏せる農業經營者に對し同年耕作に必要な種子、勞力等の諸經費に充當する資金として既墾地一响に付國幣三圓を限り(一戸當り一五〇圓を超過するを得ず)舊吉林省國幣四百八十萬圓零六百元を限度として滿洲中央銀行より貸出すこととなつた。之れが爲め省に春耕資金監理委員會本部を、縣に同分會を置き資金借受人の認定、金額の査定、元利支拂の鑑定其他の重要事項を審議せしむる事とした。本貸款の貸放は既墾地を擔保とし省監理委員會縣分會保證の下に行ひ小作農にして之が借受をなさんとする者は農耕資力の窮乏せる地主、自作農及び地主を連帶債務者とするを要し月息八厘にして翌年四月末までに返済せしむる事とした。

然るに本貸款は手續繁雜なるのみならず一响當り貸放額過少にして且つ地理的に不利なる地方農民は其借受到費用嵩み實際受取額は些少となるのみならず、又本省北部農民には兵亂の爲め擔保に供すべき地券を喪失するもの少からずして本貸款は充分なる目的を達成するに至らざる嫌なしとしない。

政府は此に鑑みる所あり、康德元年度に於ては前年度と同組織なるも貸放條件を緩和し「農民復興貸款」として天災、匪禍により窮乏せる農民に對し舊吉林省國幣三百六十萬圓を限度とし復興資金を貸與することとなつた。即ち本貸款を借受けんとする者は既墾地の地券を擔保とするを要するも擔保物件を有せざる者は村長、十家長、地方紳士を含む五名以上の連帶保證書を以て之に代へ均しく農民復興貸款監理委員會及同縣分會の保證を承け借款をなすことを得る事とし、借受金額は既墾地一响當り國幣九圓(一戸當り四五〇圓を超過するを得ず)を限度とし月息七厘(銀行計算法による)貸付日より三年以内に元利の完済をなすを要し貸付期日を康德元年六月末と定めたのである。

今大同二年度及康德元年度貸放状況を見るに次表の如くである。

大同二年度貸放状況
康德元年度

(康德元年十二月 吉林總務科調)

縣別	大同二年度貸放額	康德元年度貸放額	同上豫定額
長春		七〇、〇〇〇・〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇
永吉		二二、二一六・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇
九台		七二、〇六五・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇
額穆		七〇、〇〇〇・〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇
舒蘭		四二、六〇四・〇〇	九五、〇〇〇・〇〇
雙陽	七、八一八・〇〇	九〇、〇〇〇・〇〇	九〇、〇〇〇・〇〇
敦化	一四、〇〇五・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇
磐石	三〇、七八〇・〇〇	一六〇、〇〇〇・〇〇	一六〇、〇〇〇・〇〇
樺甸	五、三一三・〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇
扶餘	八五、一一一・〇〇	一八〇、〇〇〇・〇〇	一八〇、〇〇〇・〇〇
乾安		二九、九九七・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇
伊通	九九、二二八・〇〇	一七〇、〇〇〇・〇〇	一七〇、〇〇〇・〇〇
長嶺	二二、一九九・〇〇	三九、九九八・〇〇	四〇、〇〇〇・〇〇
德惠	三七、三九一・〇〇	九四、九三一・〇〇	九五、〇〇〇・〇〇
榆樹	八〇、五一四・〇〇	一八〇、〇〇〇・〇〇	一八〇、〇〇〇・〇〇

農安	一一〇、七三九・〇〇	一二八、六八〇・〇〇	一三〇、〇〇〇・〇〇
懷德	四九三、〇九八・〇〇	一、四七二、四九一・〇〇	一、六一〇、〇〇〇・〇〇

◎次に康德二年度に於ては左記要領により窮乏特に甚だしき德惠、伊通、磐石、舒蘭、敦化、樺甸の六縣に限り貸放する事としたのである。

A、康德二年度春耕資金貸放要綱

一、本貸金は縣とし、縣より農民に轉貸せしむるものとす。

二、起債要領

名 稱 農耕轉貸資金起債

借入先 滿洲中央銀行

借款利率 年六分五厘

償還期限 次回糧穀出廻期より第三年目の粮石出廻期に至る。即ち三回の元金均等償還とし繰上償還を妨けず

償還財源 資金回收金及び一般歳入

縣に於て轉貸資金を回收せるときは直に中央銀行に返還するものとす。

三、貸出限度

德惠縣

八〇、〇〇〇圓

舒蘭縣

八〇、〇〇〇圓

伊通縣

五〇、〇〇〇圓

敦化縣

四〇、〇〇〇圓

磐石縣

三五、〇〇〇圓

樺甸縣

四〇、〇〇〇圓

計

三二五、〇〇〇圓

四、轉貸に就きては政府は資金の斡旋をなすに止まり縣に於ては轉貸資金を起債せしむ。

轉貸先 自作又は小作農に限ること

轉貸方法 出來得る限り現物（種子、家畜）を實際價格により貸付くること。現金貸付は可能的に避くること

轉貸條件 (1) 金額 一戸に付國幣一〇〇圓を限度とす

(2) 利率 年利一割八分

(3) 回收期限 借入年の收穫期に元利金額を返還せしむるを原則とし已むを得ざる場合に限り縣の起債償還期限以内に返還せしむること

五、貸出は五人以上の連帶保證に依り信用貸とするも擔保を徴し得るものは之を徴し信用貸擔保貸の何れの場合に於ても別に村長、甲長又は之に準すべきものにして地方的に責任を持ち得る者一人以上の中間保證人を立つるを要す。

六、縣割當最高額の超過及び他縣への貸出は之を許さず

七、以上各項の外轉貸に關する詳細規程は關係各縣に於て適宜之を定めしめ起債許可申請の際添附せしむること。

B、貸放實況

本年度春耕資金の貸出は期日後れた爲め現物貸出を爲し得ざりし磐石、舒蘭を除き德惠、伊通、敦化、樺甸の四縣には前記貸出限度を以て現金貸出をなす事としたのであるが現物貸出を受けたる舒蘭、磐石兩縣の内譯次の如し。

○舒蘭縣

一、大麥購入費

一二、二五五、五〇圓

内譯 品代

九、五〇〇、〇〇

(一、〇〇〇石份)一布度當九十五錢

運賃諸掛

二、九五五、五〇

二、馬鈴薯購入費

一、〇〇五、二八

内譯 品代

七五〇、〇〇

(四、〇〇〇貫一斤當三錢)

運賃諸掛

二五五、二八

三、其他

六六、七三九、二二

合 計

八〇、〇〇〇、〇〇

○磐石縣

一、大麥購入費

八、〇〇〇、〇〇

内譯 品代

五、七〇〇、〇〇

(六〇〇石份一フード九十五錢)

運賃諸掛

二、三〇〇、〇〇

二、第一次耕牛購入費

一四、〇〇〇、〇〇

内譯 品代

一四、〇〇〇、〇〇

(二〇〇頭)

三、第二次耕牛馬購入費

一三、〇〇〇、〇〇

(四〇〇—三〇〇頭を縣城に於て買付け農民に貸與す)

合 計

三五、〇〇〇、〇〇

右の外金融合作社に於て地券擔保に貸付けたる額三三、〇〇〇餘圓に上る。

(口) 商工復興貸款

地方金融難緩和を圖らんが爲め既に農民に對しては春耕貸款の貸出あり、同時に商工業者をも併せ救済し農商工の復興

を計り以て産業を助長せんとする機運濃厚となるに及び、康德元年商工復興貸款の貸放をなすことゝなつた。即ち水災、匪禍等により被害を蒙り窮乏せる商工業者又は特産買付資金に窮乏せる商工業者に對し其運轉資金として舊吉林省國幣四百萬圓を限度とし借受希望者を以て組織せる各縣商工復興資金借款會會員に對し中央銀行より貸出したのである。之によれば借受希望者は適當と認めたる房照、地照其他の動産、不動産を擔保として提供するを要し、滿洲中央銀行及商工復興貸款監理委員會縣分會は擔保物件の評價協定をなし縣分會保證の下に、不動産に就ては評價々格の百分の六十を限度とし動産に就ては百分の七十を限度として貸放するものにして擔保貸付としては一人三千圓、保證貸付にありては千圓を越ゆるを得ざる車とした。而して擔保物件を有しないものは借款會々員十名以上の連帶保證書を以て之に代ふるを得せしめ月息七厘（銀行計算による）にして借受期日より一ケ年以内に元利を完済するを要し若し六ヶ月以内に完済したる時は月息六厘五毛一ケ年を経過し尙完済するを得ざる場合は該延滞金額に對し月息一分の利息を附すことゝしたのである。

市縣別商工復興貸款明細表

（康德二年五月底現在 吉林省公署發行「新吉林省概説」）

縣名	貸付		收回金額	現在		貸出決定額
	戶數	金額		戶數	殘額	
省城	一	100,850.00	3,000.00	一	97,850.00	450,000.00
永吉	二八	209,210.00	4,000.00	二四	205,210.00	250,000.00
九台	一	12,646.00	5,853.00	一	6,793.00	100,000.00
舒蘭	二〇	73,210.00	35,835.00	一八	37,375.00	100,000.00
額穆	一〇	53,956.00	1,150.00	一〇	51,806.00	100,000.00

敦化	一	3,700.00	一	3,700.00	100,000.00
磐石	一	36,500.00	一	36,000.00	100,000.00
扶餘	二〇	48,800.00	九	11,000.00	160,000.00
德惠	一	6,510.00	一	5,870.00	20,000.00
榆樹	五	109,200.00	八	8,500.00	20,000.00
農安	四〇	80,000.00	三五	60,000.00	80,000.00
樺甸	一	一	一	一	30,000.00
乾安	一	一	一	一	10,000.00
伊通	一	一	一	一	20,000.00
長嶺	一	一	一	一	50,000.00
合計	一六八	772,051.00	二八七	507,800.00	1,830,000.00

第三項 外國側金融機關

(一) 日本側金融機關

本省々城を中心とする日本側金融機關としては滿洲銀行、吉林銀行の二行であるが、今之等兩行に付康德二年上半期の營業狀態を示せば次の如し。

滿洲銀行吉林支店（康德二年上半期）

月別	預		貸		爲替		替	
	國幣	金額	國幣	金額	受入	拂出	金額	出票
一月	275,864.36	724,739.39	200,481.75	1,118,865.55	41,074.00	802,653.00	26,339.00	667,370.00

月別	預	金	貸	出	爲	入	拂	替
月別	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票
一月	197,215.04	1,379,402.91	197,215.04	1,379,402.91	35,763.00	512,037.00	7,615.00	568,259.00
二月	—	751,101.72	—	1,813,964.54	107,435.00	846,450.00	66,522.00	761,305.00
三月	336,624.46	817,513.19	189,075.00	1,922,247.13	45,239.00	815,622.00	51,703.00	969,374.00
四月	433,161.75	1,154,476.79	200,866.47	1,871,313.84	100,362.00	379,513.00	68,201.00	1,264,479.00
五月	438,744.17	945,376.10	176,412.33	1,437,803.70	67,578.00	727,467.00	44,473.00	1,066,298.00
六月	1,757,639.78	5,772,610.10	964,050.59	9,598,597.67	337,456.00	4,083,742.00	264,853.00	5,297,085.00
合計								

吉 林 銀 行 (康德二年上半年)

月別	預	金	貸	出	爲	入	拂	替
月別	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票
一月	275,846.36	724,739.39	—	423,562.64	—	3,877.25	—	800.00
二月	—	202,366.55	—	440,681.40	—	4,456.61	—	1,000.00
三月	—	192,095.21	—	422,403.01	—	11,771.83	—	1,200.00
四月	—	187,277.80	—	410,781.68	—	11,771.83	—	1,680.00
五月	—	173,602.63	—	394,651.15	—	2,484.25	—	940.00
六月	—	163,740.74	—	347,987.09	—	5,380.43	—	—
合計	275,846.36	1,643,822.32	—	2,440,066.97	—	39,742.20	—	5,620.00

(二) 中國側金融機關

中國側金融機關として本省域に分行を有するものは中國銀行、交通銀行の兩行であるが今其の營業狀態を見れば次の如

中 國 銀 行 吉

月別	預 金				貸	
	國幣	金票	鈔票	銀大洋	國幣	金票
一月	1,039,922.18	34,632.56	142,728.16	152,206.29	358,439.05	—
二月	894,576.30	20,841.36	26,179.70	54,577.46	300,030.72	—
三月	1,187,115.62	8,972.36	143,832.05	153,250.05	288,487.70	—
四月	1,164,810.97	7,745.36	143,342.05	151,922.99	262,248.97	—
五月	1,161,047.98	11,770.16	157,453.17	151,286.99	246,756.48	—
六月	718,851.13	20,008.91	159,005.37	23,513.84	183,265.45	—
合計	6,216,324.18	103,970.71	772,590.50	686,757.62	1,639,338.37	—

林 分 行 (康德二年上半年)

出	替							
	爲				拂			
	國幣	金票	鈔票	銀大洋	國幣	金票	鈔票	銀大洋
—	—	—	—	—	100,914.86	28,641.95	1,444.50	—
—	—	—	—	—	34,747.74	4,874.65	3,200.00	—
—	—	—	—	—	86,554.50	5,198.35	7,000.00	—
—	—	—	—	—	95,070.90	12,686.66	—	—
—	—	—	—	—	82,159.90	—	—	—
—	—	—	—	—	36,119.12	9,920.30	9,523.63	—
—	—	—	—	—	435,567.02	61,321.91	21,168.13	—

吉 行 銀 通 交

月 別	預 金				貸		
	國 幣	金 票	鈔 票	銀 大 洋	國 幣	金 票	鈔 票
一 月	251,634.80	9,603.90	58,713.10	286,009.80	70,334.50		79.39
二 月	155,794.40	9,603.90	58,731.10	208,212.12	67,785.50		79.39
三 月	102,798.29	9,603.90	58,813.10	215,650.87	50,871.50		79.39
四 月	110,462.14	9,203.90	61,573.10	243,675.09	70,361.94		79.39
五 月	145,390.59	10,253.90	62,573.10	225,068.90	86,474.06		79.39
六 月	177,028.08	10,922.17	65,065.29	174,567.40	189,986.60		86.29
合 計	943,108.30	59,191.67	365,468.79	1,353,814.18	535,814.10		483.24

林 分 行 (康德二年上半期)

出		爲				替			
鈔 票	銀 大 洋	受		入		拂		出	
		國 幣	票 金	鈔 票	銀 大 洋	國 幣	金 票	鈔 票	銀 大 洋
16,034.68	102,776.21	9,817.27	—	—	7,565.03	2,065.67	—	—	215.00
12,500.00	102,917.67	4,402.01	—	—	6,763.73	853.86	—	—	290.00
12,500.00	95,669.21	3,148.40	—	—	90.00	5,841.18	—	—	7,388.31
12,500.00	94,524.26	1,657.76	—	—	502.00	6,672.04	—	—	10,106.30
12,500.00	96,644.16	3,396.34	—	—	205.00	4,190.04	—	—	9,495.50
12,500.00	5,720.00	1,312.21	—	—	385.00	2,338.17	—	—	37,078.52
78,504.68	498,251.51	23,733.99	—	—	15,465.70	21,960.98	—	—	64,573.63

第五章 産業・經濟

第一節 農 業

第一項 自然的條件

農産物の作柄は主として氣象、土壤、種子並びに勞力及び資本の四要素に依り規定せらるゝことは言ふを俟たざる處であるが茲に自然的條件たる省内氣象、土壤に就きて概要を記述する事とする。

一、氣 象

氣溫は春秋の兩季短く、夏冬の兩季長く且寒暑の較差極めて大きく、月平均氣溫は七月最高一月最低とし農耕期に入る四月に至れば急激に氣溫上昇し成熟を終つて收穫に入る九月に至れば急激に下降する。而して冬季に於ける地中の凍結は各地によつて大いに異なるが平均凡そ一米乃至二米に及ぶと稱せられてゐる。

雨量は極めて少く日本内地に比し年總量其の三分の一に過ぎざるのみならず雨期の出現又大陸的特徴を有し特に春耕期雨量少なきは農作上不利を來し之が爲め三年一回程度の發芽不良による不作を來す。雨量は概ね七、八兩月を最大とし九月以降は激減するを常とす。風向は大體西南一定し風速比較的大である。

農作物發育期に於ける日照時數は長く初霜遲き爲め無霜期間は割合に少い。

氣象斯くの如くにして之が爲め農法の受くる制約は次の如くである。

(1)栽培物の制限 以上の如き氣象の結果栽培作物は高粱、大豆、粟等比較的乾燥に耐え得る畑作物を適當とす。作物は人工的に淘汰改良せられてゐるので氣候に對する適應性は相當強いが極端なる地域には栽培不可能なるが故に個々の作物

の地理的分布は依然氣候により大いに制限せらるゝのである。

- (2) 農地利用の制限 農作物生育期間の短い結果輪作困難にして一毛作に止めざるを得ない。
- (3) 耕種作業に及ぼす關係 土壤の保水法に就ては在來農業技術は簡單であるが乾燥農法に合致してゐる。即ち雨水を長く地下水として保留し之を毛細管現象によつて逐次乾燥期に於ける土壤の水濕を補ふものである。
- (4) 農具に及ぼす影響 農具は土地及び耕作面積の廣狭によつて支配せらるゝ所大なるも亦氣象により支配せられ、降水量少く、土壤常に乾燥し畑作を主とし且つ粗放耕作をなして居る關係より畜力を動力とし構造又原始的であるが大農具を使用してゐる。

(二) 土 壤

現今農業地として開拓せられた耕地の大部分は第四紀古層又は新層に屬し地質學上最も新しく形成せられた沖積層及び洪積層の壤土並びに植土であつて砂土及礫土の分布は比較的少ない。

其化學的性質に就て見るに有機質並に窒素の含有量乏しきのみならず石灰、硫酸の成分又不足してゐるが磷酸の含有量は比較的多い。而して其物理的性質を見るに一般に極めて繊細であり、凝集力、附着力に富み重粘にして孔竅容量に乏しい。従つて空氣と雨水の浸透不良なるも水分及養分吸收力は極めて大きい。

滿洲土壤の最大欠點は有機物、窒素含量の乏しいこと、アルカリ鹽類多いこと及び重粘なる事の三點であるが、有機物窒素の少ないのは蓋し在來滿洲農民が僅少なる土糞を肥料とし吸收力大なる高粱粟等の限られた穀類を長年月に亘つて栽培し且つ燃料に窮してゐる結果作物の根幹に至るまで根共採取し有機物をも残す事なく専ら掠奪農法に終始せる結果に外ならない。

肥料の三要素たる窒素、磷酸及加里は如何なる土壤と雖も常に不足するものであるが、有機物並に窒素含有量の不足は

土壤の地溫を高め且つ崩軟ならしむることが出來ず又重粘にして雨水の浸透力と孔竅量に乏しい缺點を招來し居る。而して窒素の補給は僅かに豆類の輪作と寒冷による土壤の風化促進等に依つて行はれて居るに過ぎない。

アルカリ鹽類の多い土壤は本省内に於ては遼河の上流地方たる懷德縣の一部に見らるゝ所であるが、アルカリ土に於ては其含有量極端に多いときは雜草の生育すら困難を來し、然らざる場合に於ても高粱粟等を除く一、二作物の栽培を可能とするのみで、其收穫量劣等にして有機物の缺乏して居る場合には更に不良となるを常とす。滿洲土壤の長所とする所は磷酸に富むこと水分及養分の保持力大なること土壤、粒子の繊細なる爲め「ローラー」を以て鎮壓する時は水分の蒸發乾燥を防ぎ得ること等である。

以上の如き自然的條件の下に栽培せらるゝ作物の種類は約六十種に過ぎず、日本内地に於ける四〇一種或は北海道及朝鮮北部等冷帶地に栽培せらるゝ種類を含む二一一種に比するときは極めて僅少であり、一作物の作付面積の廣大となつた一因も亦之れが爲めである。而して本省に於ける普通作物に屬するものは大豆、小豆、高粱、粟、包米、小麥、大麥、燕麥、黍、稗蕎麥、水稻、陸稻等とし特用作物に屬するものは烟草、線麻、青麻、蔑麻、芝麻、瓜子、藍靛、落花生等である。

第二項 土地利用及作付狀況

(一) 土地利用狀況

本省は之を東部完達山脈の走る山岳地帯と其の東方一帯の地を占むる山丘地帯及西部地方を占むる平地地帯とに分つ事が出来る。所謂密林地帯疎林地帯と稱せらるゝ地方は略々山岳地帯及山丘地帯に相當するものである。土地利用の最もひらけてゐるのは勿論平原地帯であるが、其の最西部龍江省に接する地方は草原地帯に屬し不毛の地少なからず、而して山岳地帯と稱せらるゝ地方と雖も些細に之を見る時は左程峻峻ならざるのみか隨所に小平原盆地があり、よく利用耕作せられてゐるのは其の特徴とする處である。

今康德元年度土地利用状況に就て見るに左表の如くである。

地方別土地利用統計表

(實業部農務司編 「康德元年度農業統計」)

(單位百)

地方別	總面積	可耕			不可耕地	總面積＝對スル比率(%)				可耕地＝對スル比率(%)	
		既耕地	未耕地	小計		可耕地	不可耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地
吉林省 市 吉 穆 化 甸	2,159,160	314,470	55,440	369,910	1,789,250	17.1	82.9	14.5	2.6	85.0	15.0
	1,572,260	65,200	51,140	116,340	1,455,920	7.4	92.6	4.2	3.2	55.0	4.4
	849,500	55,720	432,940	488,660	360,840	57.5	42.5	50.9	6.6	11.4	88.6
	467,530	86,760	32,700	119,460	348,070	25.6	74.4	18.6	7.0	72.6	27.4
	331,660	100,580	26,190	126,770	204,890	28.2	61.8	30.3	7.9	79.3	20.7
盤伊雙九長	508,520	213,720	—	213,720	294,800	42.0	58.0	42.0	—	100.0	—
懷長乾扶農	125,500	124,910	—	124,910	590	99.5	0.5	99.5	—	100.0	—
德嶺安餘安	497,470	167,300	21,370	188,670	308,800	37.9	62.1	33.6	4.3	88.7	11.3
惠樹蘭斯旗	375,730	269,010	34,420	303,430	72,300	80.8	19.2	71.6	9.2	88.7	11.3
德榆舒爾郭前	282,450	215,250	57,470	272,720	9,730	96.6	3.4	76.2	20.4	78.9	21.1
	477,580	117,920	113,500	231,420	246,160	48.5	51.5	24.7	23.4	43.1	50.9
	349,430	54,580	170,390	224,970	124,460	64.4	35.6	15.6	48.8	24.3	75.7
	464,310	294,800	14,740	309,540	154,770	66.7	33.3	63.5	3.2	95.2	4.8
	391,550	306,080	—	306,080	85,470	78.2	21.8	78.2	—	100.0	—
計	754,300	430,500	62,970	523,470	230,830	69.4	40.6	61.1	8.3	88.0	12.0
	1,669,820	123,930	574,860	698,790	971,030	41.8	58.2	7.4	34.4	82.3	17.7
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	11,276,770	2,970,730	1,648,130	4,618,860	6,657,910	41.0	59.0	26.3	14.7	64.3	35.7

即ち可耕地は全面積の四一%、既耕地は可耕地の六四%強を占め尙ほ三五%餘の未耕地を有してゐる。然し乍ら事變以來

年々の匪禍水害等により既耕地にして廢耕地となつたものが多いが治安確保の進行と共に耕地面積も擴大しつゝあり、長春縣をはじめとし双陽、九台、榆樹、長嶺の諸縣は既耕地面積に回復するを得た。

更に本省内農家戸口及び一戸當り耕地面積に就て見るに次表の如くである。

各縣別農家戸口及び一戸當り耕地面積

(吉林省公署總務科調)

縣別	農家			小作農	農家人口	一戸當り平均耕地面積
	總戸數	自作農	自作兼小作農			
永吉	七五、三七七	三六、一八一	一六、五八三	二二、六一三	四九五、六七八	一五、七陌
額穆	九、九八一	四、七九一	二、一九六	二、九九四	八八、四〇七	一四、三
敦化	八、四三五	四、〇七九	一、八五六	二、五三〇	四八、八〇〇	九、三
樺甸	一七、三八五	八、三四五	三、八二五	五、二一五	一一五、二八九	三、五
磐石	一六、七一五	八、〇二三	三、六七七	五、〇一五	一一三、三五二	七、五
伊通	四〇、一二〇	一九、二五八	八、八二六	一二、〇三六	二八二、七三七	四、八
双陽	二六、八四〇	一二、八八三	五、九〇五	八、〇五二	一一八、三八七	四、六
九台	三八、八三五	一八、六四一	八、五四四	一一、六五〇	二五〇、一九六	四、一
長春	六〇、〇〇八	二八、八〇四	一三、二〇二	一八、〇〇二	四二六、八二二	三、九
懷德	三六、四七九	一七、五一〇	八、〇二五	一〇、九四四	二七四、三四三	五、六
長嶺	一七、三一四	八、三一一	三、八〇九	五、一九四	一一九、九〇五	六、六
乾安	七、四五二	三、五八〇	一、六四一	二、二三〇	五二、五七一	五、六

扶餘	三二、九三三	一五、八〇五	七、二四六	九、八八二	二二〇、五三二	八、三
農安	三一、三六八	一五、〇五七	六、九〇一	九、四一〇	一七一、四五〇	五、五
德惠	二二、五二九	一〇、八一四	四、九五六	六、七五九	一五八、四二七	五、四
榆樹	六七、九九六	三二、六三八	一四、九五九	二〇、三九九	五〇八、八七八	五、三
舒蘭	三五、四三〇	一七、〇〇六	七、七九四	一〇、六三〇	二〇五、三一〇	六、九
合計	五四五、一九六	二六一、六九六	一一九、九四五	一六三、五五五	三、六五一、〇八四	六、七

即ち本省の農戸數は五四五、一九六戸にして全省戸數の七五%を占め約四八%は自作農、二二%は自作兼小作農、三〇%は小作農とし一戸當り耕地面積は平均六・七陌にして其の最大なるは永吉縣一五・七陌最小なるものは樺甸縣三・五陌とす。

(二) 作付狀況

普通農作物の大宗をなすものは大豆、高粱とし粟、包米、小麥等之に次ぎ特用作物としては烟草、麻、蘇子等である。又近時朝鮮人移民の激増と共に水稻の栽培漸く盛んとなつた。

康德元年に於ける作付面積は三四二萬五千餘陌とされ平年作なる場合に於ては普通作物收穫量約三七六萬廬餘たるべきものが昨年七八月に於ける冷水害の爲め平年作に比して最高六十%の減收を見た縣さへあり全省總收穫量は前年の半にも達しない一五〇萬廬前後に過ぎなかつた。之が爲め懷德、磐石、伊通、樺甸、永吉、敦化、額穆、舒蘭、雙陽等の諸縣に於ては農穀の欠乏を來し多大な憂患があつた。

此に於て畏くも皇帝陛下の御下賜金を忝ふし且つ省並びに中央政府當局相諮り總計四萬一千四百五十一石の救濟糧穀と共に平糶資金三十萬圓の融資を行ひ辛じて窮狀を打開する事が出來た。又本年春耕に際しては更に金融合作社設置の縣に

は其の貸出を督勵し其の設置なき縣には春耕貸款を實施し或は早期收穫物の栽培獎勵をなした結果作付面積も前年に比し二五、四〇〇陌餘増加を見るに至つた。且つ播種期に於ける降雨量稍々多き爲め額穆、敦化、樺甸等諸縣には相當の被害あり、全省内に亘り目下調査中である。

今康德元年度に於ける農作物作付面積及收穫量を見るに次の如し。

地方別普通作物作付面積表

(實業部農務司編「康德元年度農業統計」)

(單位町)

縣	大豆	小豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	大麥	黍	稗	蕎麥	水稻	陸稻	其他雜穀	合計
吉林	129,210	960	250	85,320	73,430	6,780	40	140	1,110	6,850	—	2,580	3,770	1,110	311,550
永吉	24,950	1,080	1,090	1,490	10,560	9,650	170	860	800	2,110	760	1,320	10	20	54,870
敦化	16,330	940	—	—	4,080	1,880	2,040	1,570	380	1,880	40	1,040	—	530	30,670
樺甸	6,710	430	270	2,900	2,820	2,120	1,110	410	280	140	1	320	40	1,290	18,980
磐石	9,950	410	240	6,930	2,730	5,230	140	110	120	210	130	1,920	100	330	28,550
伊通	62,720	5,530	88	55,130	44,220	7,890	1,110	1,180	6,120	1,070	—	900	2,650	810	190,210
雙陽	48,330	2,090	1,920	31,150	23,020	10,570	100	230	2,190	1,000	410	320	280	390	122,000
九長	59,400	2,280	320	22,850	27,420	180	1,030	110	1,110	2,760	50	430	2,360	40	120,340
懷德	74,290	2,150	1,110	63,240	65,080	5,830	1,230	610	3,380	2,760	—	1,470	2,210	—	223,360
農安	67,770	4,550	1,200	69,940	42,170	2,580	1,470	740	7,570	2,100	740	1,110	3,220	1,010	260,170
乾扶	4,120	1,870	2,420	30,400	35,530	30,980	3,720	180	1,790	290	760	—	—	2,620	114,680
扶餘	11,460	2,300	2,660	10,480	11,380	6,100	—	—	2,310	—	4,180	—	—	460	51,330
德惠	73,700	7,370	15,110	73,700	22,110	14,746	36,850	740	40,540	2,580	3,690	—	3,690	—	294,820
農安	69,660	6,470	5,280	89,140	79,480	9,850	5,300	5,650	9,520	1,960	1,840	90	120	—	284,090
德樹	40,390	740	13,630	30,950	22,630	3,370	1,660	440	1,470	220	150	310	370	880	121,210
舒蘭	152,130	23,050	20,280	92,200	92,200	3,310	26,280	2,310	9,220	4,610	1,380	460	18,440	—	444,870
郭爾羅斯前旗	44,040	500	590	27,880	16,640	7,910	760	350	540	4,250	120	120	640	90	104,430
計	895,160	62,720	67,250	693,700	575,500	131,700	83,010	15,630	88,450	34,790	14,350	12,390	37,900	9,580	2,722,130

地方別工藝作物作付面積

(實業部農務司編 「康德元年度農業統計」)

(單位畝)

縣名	棉花	菸葉	青麻	線麻	小麻子	蘇子	大麻子	芝麻	瓜子	其他	合計
林	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
吉	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
永	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
額	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
敦	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
樺	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
盤	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
伊	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
雙	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
九	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
懷	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
乾	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
扶	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
農	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
德	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
榆	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
郭	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
爾	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
羅	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
斯	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
前	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旗	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	60	4,400	1,870	4,680	6,880	14,070	300	4,650	660	3,230	40,800

地方別農産物收穫高

(實業部農務司編 「康德元年度農業統計」)

(單位百畝)

縣名	大豆	小豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	大麥	黍	稗	蕎麥	水稻	陸稻	其他雜穀	合計
----	----	----	------	----	---	-----	----	----	---	---	----	----	----	------	----

林	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
吉	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
永	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
額	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
敦	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
樺	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
盤	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
伊	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
雙	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
九	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
懷	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
乾	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
扶	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
農	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
德	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
榆	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
郭	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
爾	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
羅	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
斯	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
前	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旗	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	654,000	71,680	23,910	431,800	301,760	140,530	83,390	25,730	55,740	37,930	11,210	53,100	15,570	4,110	1,910,460

第三項 地價及小作料

(一) 地 價

地價は各縣各地に於て夫々異つてゐるが滿洲事變直後は治安の紊亂に因り概して異常なる低落を來した爲め農民は或は賣急ぎ或は地價の回復を待ち賣却せんとするもの多かつた。之に反し獨り縣城附近、鐵道沿線等比較治安的の維持せられた地方は稍々騰貴し、爾來治安の恢復と共に上昇の趨勢を辿つてゐる。尙ほ荒地の地價が長春、永吉縣等開墾の進んだ諸

縣に於て他縣の其れに比し特に安價なるは斯る縣に残存する荒地は他の諸縣に残存せる荒地に比し農耕價值の乏しい爲めである。

本省内代表的數縣に就て地價を例示すれば次の如し。(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

○長春縣 (康德元年調)

第一區(最高)		第二區(最高)		第三區(最高)		第四區(最高)		第五區(最高)	
旱田	上二七圓(三五圓) 中二四圓(三五圓) 下二六圓(三五圓)	旱田	上八七圓(三〇圓) 中五八圓(二八圓) 下四六圓(二六圓)	旱田	上二八圓(三〇圓) 中二八圓(二六圓) 下三六圓(二六圓)	旱田	上八五圓(二〇圓) 中五八圓(二六圓) 下四六圓(二六圓)	旱田	上二七圓(九〇圓) 中二七圓(六〇圓) 下二七圓(三〇圓)

○榆樹縣 (康德元年調)

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區
旱田 二〇〇圓	旱田 一〇〇圓	旱田 一三〇圓	旱田 一三〇圓	旱田 一五〇圓	旱田 一五〇圓	旱田 一三〇圓	旱田 一〇〇圓	旱田 一三〇圓
水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇	水田 一〇〇
荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇	荒地 一〇〇

○九台縣 (康德元年調)

既墾地	旱田 上二〇圓 中九〇圓 下五〇圓
未墾地	水田 賣買の實例なし
可耕	毛荒 (可耕旱田地) 五〇圓
未墾地	水荒 (可耕水田地) 二五

○額穆縣敦化縣地方 (大同二年調)

既墾地	旱田 上二〇圓 中七〇圓 下二八圓
未墾地	水田 上二六圓 中九八圓 下七〇圓
可耕	可耕旱田 上二〇圓 下二五圓
未墾地	可耕水田 上二五圓 下一五圓

○磐石縣 (大同二年調)

縣城外附近最好農地

既墾地	旱田 上四〇圓 中三〇圓 下二〇圓
未墾地	水田 上三五圓 中二五圓 下一五圓
可耕	可耕旱田地 二五〇圓
未墾地	可耕水田地 二五〇圓

○乾安縣 (康德元年調)

縣城外附近

旱田 一〇圓

縣城より遠邊の地 旱田 四圓

○雙陽縣 (康德元年調)

既墾地	旱田	上	三〇〇〇圓	中	一四〇〇圓	下	一〇〇〇圓
水田	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓
	旱田	上	二〇〇〇圓	中	一三〇〇圓	下	一〇〇〇圓

郭爾羅斯に於ける未開放地は旗長統治の下に旗民自由に遊放してゐる爲め土地の私有従つて又土地の賣買の如きは行はれてゐなかつたが、漸次旗民の土地所有意識を強め旗民隨意に附近の土地を劃分し荒地を耕熟し之れを自己の所有地たらしむるに至り、永年に亘る土地の所有は遂に私有地として一般に認めらるゝに至つた。而して荒地の自由開墾の慣例は十年來禁止せられ私有地は旗民の間に於てのみ自由に讓渡し得るものである。王府附近に於ける讓渡價格左の如し。

上等地	每晌	四〇元
中等地	同	三〇元
下等地	同	二〇元

(二) 小作料

小作料は小作契約の種類に依つて異なる。租地或は租借と稱せらるゝ所謂小作に就ては永租(永小作)たると佃(普通小作租とも稱す)たるとを問はず普通收穫量の二分の一乃至三分の一とす。分購、辨購、分種、種分收と稱せらるゝ所謂分益小作に就ては豫め約定せられた率に據つて收穫物は分配せらるゝが辨理購或は辨内購と稱し家屋、農具より種子、肥料、日用品、衣服、食糧に至るまで地主より貸與せらるゝものに於ては普通分配率地主六、七分小作人三、四分とし辨外購と稱し家のみの支給を受くるものは地主四、五分小作人五、六分を普通としてゐる。

小作料は普通穀納とし畑作なる場合に於ては其種類は三色と稱し大豆、高粱、粟の三種を普通とするが亦大豆、高粱の

二色或は大豆のみを納むるものもある。水田小作に於ては粳を以てするを普通としてゐる。今省内數縣に就ての小作料を例示すれば次の如し。(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

○額穆縣敦化縣地方

水田	上	六、三〇〇	旱田	上	四、八〇〇
中		五、〇〇〇	中		二、四〇〇
下		三、八〇〇	下		一、四〇〇

○九台縣

旱田	上	二、六〇〇	大豆、五、五
中	一、五〇〇	高粱九、〇	粟八、五
下	〇、九〇〇		

○懷德縣

旱田	上	五、四〇〇	最良地一晌當り收穫量平均
中	三、六〇〇		
下	一、八〇〇		
		大豆一〇、〇	粟一二、〇
		高粱一一、〇	

○乾安縣

旱田	〇、八〇〇	〔平均一晌當り收穫量 二石〕
----	-------	----------------

第四項 農家副業

農業經營上比較的不利なる自然的條件に制約せらるゝこと大なる本省農業に於ては農家經濟の増進は農閑期の有效なる利用と副業に依る多角的經營に依り之を補足するの外はない。従つて從來本省農家の副業は少しとせず、嘗だ其多くは自

然物の原始的採取或は家内工業的のものと其指導改良は本業の指導改良と共に農業指導の中心をなすものと謂ひ得るであらう。

今本省に於ける農家副業の主要なるものを舉ぐれば次の如くである。

一、冬期間の伐木集材

敦化、額穆、樺甸等森林多き諸縣に多く見る所とし、冬期間に於ける伐木集材の可能労働日数は百日と稱せられ京圖線一帯に於ける其賃銀は一人一日敷出費（牛扒犁による集材地點迄の運搬費）二圓一〇錢にして、驛出費（集材地點より驛まで）は其運搬の距離により一圓八〇錢乃至六圓である。伐採賃銀は衣食附一日一圓を以て普通としてゐる。

二、牛馬車及橇による穀類木材其他の運搬

京圖沿線に於ける牛馬車橇による穀類其他の運搬費收入一日單價人一二〇圓、家畜二、〇〇圓とし之が副収入は看過し得ざる額に上るのである。

三、山貨採取

山貨は曾つては本省の主要特産として多く東方山間地より採取せられ省城に於ける其取引は殷賑を極め省内農商民を潤すこと大なるものがあつたが、最近匪患の出沒と植付の減少等に依り産出額に減少を來したのであるが、其主なる山貨は五十數種に上り藥草、毛皮類、菌類、麻類、烟草及山梨、山葡萄、山楂子等の果實類を主としてゐる。

四、澱粉製造

澱粉製造の主なるものは馬齡薯、玉蜀黍及線豆を原料とするもので馬齡薯粉は調理用に、玉蜀黍粉は製布用に、線豆粉は粉條子の製造に用ひられてゐる。澱粉槽は家畜の飼料となり養豚を併用することに依つて一層有利なる副業と云ひ得るであらう。

五、人蔘栽培、養蜂、養鹿

人蔘栽培、養蜂、養鹿は貴重な醫藥料の生産業として又重要な副業とし大同二年十二月に於ける吉林市へ上場せられた人蔘は一三、八〇〇兩に上り一兩十四錢を以て取引せられたものである。

養蜂は蜜源に恵まれてゐる本省としては將來有望な副業の一と云ひ得べく現今吉林の南山地方に於ては各處に行はれてゐる。一箱の収益五圓乃至十五圓、一箱採蜜額二十斤乃至三十斤内外年産額十萬斤以上に達する。

養鹿は未だ廣く普及せず、僅かに山間の富豪農民により鹿茸採集を目的とし飼育せられ、樺甸縣に於ける韓家のものは最も有名である。鹿茸は貴重な精藥として其袋角は一本數百圓乃至千圓に上る。

六、木炭製造及薪の採取

冬季に於ける木炭製造及薪の採取は農村の主要副業をなし、京圖線及奉吉線沿線よりの出荷多く、木炭製造技術は極めて原始的にして其指導と販路の統制指導をなすに於ては農民を潤すこと大なるものあるべしと豫想せらる。

七、羊豚鶏の飼育と魚獲

八、小賣商の兼營

第五項 農家經濟

本省の農家戸數は五四五、一九六戸にして全省戸數の七五%を占め其の種別は地主、地主兼小作農、自作農、自作農兼小作農及地主兼農業労働者に分ち得べく、就中自作農約半數、自作兼小作農約二〇%を占め、其他は地主及小作農等に大別され一戸當り耕地面積は平均六、七陌とし其の最大なるものは永吉縣一五、七陌、最小樺甸縣の三、五陌である。

而して七、八名の家族が自活する爲め耕作するを要する地積は凡そ十二、三垧とされ且つ一労働者の標準播種面積は六垧と稱せらるゝが故に自作農にして勞力過剩を來す農家に於ては自ら小作を兼營するに非ざれば農業労働者として一部過剩

勞働力を之に向け地主兼農業勞働者となり或は又商品生産的家内工業又は小賣商を営み其の家内經濟を潤すを普通としてゐる。而して滿洲事變以來地方治安の紊れた結果農業者の居村を引揚ぐるもの多く之が爲め農業勞働力の過少を來し耕地の荒廢せる地方があり又大中地主にして外鎮に退居し其の所有地を小作に附するもの増加し其の結果比較的大規模の經營をなす小作農を出し過少地主が其の過剩勞働力を處理せんが爲め之等大規模經營の小作人に雇傭せらるゝ如き奇現象を呈する地方さへある。加之均分相續制度に基く土地の佃分の租稅公課負擔の重壓により地主兼小作農、自作農兼小作農地主兼農業勞働者及零細自作農等の農村に於ける經濟的地位は低下し或は純小作農或は農業勞働者の域に轉落するものあるに反し小作農は其の地位を漸次高め零細自作農に勝る經濟生活を營むものがある。

今例を永吉縣南荒地にとり農家の經濟的順位を見るに次の如し。

- 一、地主兼小作農 六四二、〇九圓
- 二、小作農 六一四、三三圓（過小農一戸を除けば七一〇、七五圓となる）
- 三、自小作農 四七八、四四圓
- 四、自作農 八九、七〇圓
- 五、地主兼農業勞働者 七八、六九圓
- 六、農業勞働者 七七、二五圓

更に前述の如く滿洲事變後地方治安の紊亂により農民の居村を引揚ぐるもの多きを加へ殊に中小農民は嘗て糧棧又は大地主より資金の融通を受けてきたものであるが此等は相次いで都會地に移住せる爲め茲に金融の途を斷たれ、今日に於ては金融合作社春耕貸款等により融資を受け春耕に備へてゐる狀態である。而して農家は農閑期或は冬期を利用して木材の伐採運搬、炭燒、養蜂、養豚其他副業を営みつゝあるも近時に於ける水害、匪禍の續出に因り收穫量は減少し穀價は騰貴するに拘らず農家は愈々窮地に陥つてゐる。今試みに比較的農業經營に恵まれた省城附近農家を捕へて其の收支狀況を示せば次の如くで爾余の窮乏地方に於ける狀態は自ら推知するを得べく以て農家經濟の實態を窺知し得るであらう。又同時に左表により小農作の一般農家に於ける優位を推知する事が出来る。

農家收支狀況例表

（康德元年度 吉林省公署實業廳調）

調查個所	種類別及耕作面積	收			入			支					出		差引
		普通作物收入	特用作物收入	副業收入	雜收入	計		食費	被服費	住居費	稅捐公課	其他	計		
永吉縣第二區某	自作農（六畝）	二二・五〇	九・五〇	六・〇〇	—	三八・〇〇		九六・五〇	五〇・五〇	一六・〇〇	三四・〇〇	一六・五〇	三五八・五〇		（一五）
永吉縣第二區某	自小作農（一二畝）	一九九・〇〇	一三三・五〇	一三三・〇〇	—	五五三・五〇		一六八・二〇	八八・〇〇	三四・一〇	三三五・九〇	一五〇・五〇	七五八・八〇		（一四〇）
永吉縣第三區某	小作農（一〇畝）	一、七八・〇〇	—	—	六〇〇・〇〇	二、三八・〇〇		四一〇・〇〇	一九五・〇〇	一四・〇〇	八四四・〇〇	二三八・一〇	一、七〇一・一〇		六六・九〇

第六項 農業機關及農業施設

（一） 農業機關

農業機關として各縣に農會がある。國民政府は民國元年六月農會規程を公布し次いで十二年五月之に修正を加へ更に十六年農會條例を頒布し、現今の農會は同條例に依據するもの最も多し。縣域に縣農會あり、縣下主要鎮に鄉農會を置き農家の福利増進を圖ると共に他方農業に關する諸調査並びに意見の具陳をなす等農政機關としての職務を執行してゐる。然し乍ら其活動は目覺しからず、其地位は商會の其れに及ばざる嫌なしとしない。

各縣農會狀況調查表

(康德元年度 吉林省公署實業廳調)

縣別	會址所在地	會長氏名	設立年月日	職員數	會員數	收 支 狀 況			
						收	入	支	出
永吉	吉林市維新街	趙景轡	民二・三	四	九五	〇	三六〇	〇	三六〇
額穆	蛟河鎮街	孫繼先(改選)康一・七・一五	民二・三	一	八二	〇	〇	〇	〇
敦化	縣城東北隅關帝廟內	張錫恩(恢復)大二・一・一	民二・一	一六	二・四〇〇	〇	七〇	二・四七〇	一・八〇〇
樺甸	縣城西大街	李惠卿	民六・二	一九	一七六	〇	一・六〇〇	〇	〇
磐石	縣城內大南門裡	杜占春	民五・二	四	九五〇	〇	一・四八〇	〇	一・四八〇
伊通									
雙陽	縣城內	孫顯庭(改選)康一・二・一五	民二・一五	一	九〇三	〇	〇	〇	〇
長春	新都市十三道街	張雲溪	民五・四	八	下級農會	〇	一・三四	〇	一・三四
懷德									
長嶺	縣城北大街	于稔之	民三・三	一七	一三	〇	〇	〇	二〇〇
乾安	縣城南大街	楊福陞	民九・二	一三	一三	五〇〇	〇	七六六	二〇〇
扶餘	縣城內東南營子	李典之	民二・二	一九	八〇	〇	〇	〇	〇
農安	縣城內南大街縣倉院內	畢聘三	民七・一〇	一〇	五	〇	六〇〇	〇	六〇〇
德惠	縣城內	劉雲閣	民二・三	四	二二〇	〇	二・七二二	〇	二・七二二
榆樹									

舒蘭	縣城內	譚承憲	民六・九	一三	八〇四	四八二	三三〇	八三三	一	八七七	八七七
九台	縣城內敷文街萃彥胡同	孟廣宙	大・一・一〇	八	七	〇	五〇〇	〇	五〇〇	〇	五〇〇
郭爾羅斯前旗											
省城	吉林市維新街	伊鏗額	宣一・三	五	二七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(二) 農業施設

農事指導の爲め農事試驗場の設置は早くより計劃せられ既に清朝時代吉林に、民國中期には主要各地に其の設置を見るに至つた。今其の主あるものを挙げれば次の如きである。

(イ) 吉林省立農事試驗場

本場は大清國皇帝載恬陛下の御代時の中丞朱家寶松花江南岸龍王廟東の官有地を測量し東三省總督徐世昌と共に吉林地方農事試驗場を設立せんとし之を皇帝に奏准し光緒三十四年胡宗瀛を監督となし建築費四九、〇〇〇餘兩を以て建設せられたものである。次いで附近の民有地を加へ宣統元年には東萊門外の官地を以て江北支場を設立し同年東公園の水害に因り回復困難なりし爲め同試驗場に合併せられたものである。民國三年一月江北支場を撤廢し、該地を農學校實習地に貸與し滿洲建國後大同二年九月農事試驗場々務擴張の爲め以前の小作地全部を買上ぐる事とした。

試驗場地積計 八一晌九四三

内 譯

自作試驗地 一一、四〇〇

場院宅地、植物園 約一四、七〇〇

基他被水地 一九、〇四〇

其 他

三六、七七〇

〔經費不足に付き技術員指導の下に作分に依り小作せしむ〕

現今場務は樹藝、園藝、牧畜、養蠶、養蜂、調査の各項に分れ場長以下技士二名事務員三名農夫十五人あり、年預算一〇、五六二圓に上る。

(ロ) 榆樹縣農事試驗場

本場は民國十七年四月縣城西北隅に設立せられたもので地積一晌五二に及ぶ。

第七項 農業對策

前項以上農村實態に付概説したのであるが總じて農村經濟狀態は今や憂ふべき狀態にあり、殊に水害冷害等により農作物の減收夥しく平均二〇%最高五〇%減の慘狀を呈し其の結果伊通、懷德、双陽、磐石、樺甸、永吉、敦化、額穆、舒蘭各縣に於ては糧穀の缺乏を來し重大なる結果を招くべき恐れありし爲め前項記述せる如く康德元年冬以來屢々中央と接衝を重ね約四萬石の救濟米を配給すると共に平糶資金三〇萬圓の融通を行ひ辛じて窮狀を糊塗するを得た。

又本年春耕に際しては更に金融合作社設置の縣には其の貸出を督勵し、又其の設置なき縣の爲めには春耕貸款を實施し或は早期收穫物の栽培獎勵をなした結果作付面積も三、四五一、一一七陌即ち昨年度に比し二五、四〇二陌の増加を示すに至つた。幸ひにして本年は播種期に於ける降雨量も適度にして、爾後の天候又順調なりし爲め現在に於ては作況良好である。

然るに總じて農村の實情は未だ樂觀を許さず、殊に匪禍水災は農村に致命的打撃を與へ省としては之が全面的打開策の必要に迫られてゐるので本省に於ては左の如き救濟對策を樹て將來之が實現に邁進せんとしてゐる。

A、應急對策

(一) 凶作地方の農民に對する救濟施設

- 1、救濟糧穀の配給
- 2、平糶會の實施
- 3、春耕資金の貸付
- 4、備裝施設
- 5、其他救濟諸事業の實施

(二) 二荒地及び各種未利用地の恢復獎勵

B、根本對策

(一) 農業行政機關並勸業機關の整備充實

- 1、省公署、縣公署農業機關の充實
- 2、省立及縣立農事試驗機關の整備改善
- 3、農會の改善充實

(二) 農業改善

- 1、農業技術の進歩改良
- 2、多角形農業の指導獎勵

(イ) 副業の獎勵

(ロ) 工藝用作物の栽培獎勵

(ハ) 家内工業の指導獎勵

- 3、農作物の品種改良増殖
 - (イ) 優良種苗の普及宣傳
 - (ロ) 種子の消毒
- 4、農業金融制度の確立
 - (イ) 金融合作社の増設
 - (ロ) 糧棧當舖の指導改善
- (三) 農村の組織化
 - 1、保甲制度活用による農村の結成
 - 2、模範農村の設置
- (四) 植林の奨励
 - 1、苗圃設置
 - 2、緑化運動促進
- (五) 江河漁業の改善
- (六) 畜産
 - 1、種牛場、種豚場の設置
 - 2、牧草栽培奨励

京橋圖書館

第二節 林業

京橋圖書館

第一項 分布状態

本省は舊省時代に於ては前清時代封禁の結果最近に至るまで比較的優秀なる森林に蔽はれ、其の面積約千百九十萬陌約五十立方丈億石と稱せられ滿洲國唯一の森林地帯であつたが、新省制により省區劃縮少せられ最も蓄積量豊かな三姓地方を始め濱綏線沿線並に豆滿江流域の森林を失ひ、僅かに松花江及牡丹江上流地域の樺甸、額穆、敦化、舒蘭の四縣を主とし、永吉、磐石兩縣の少量を含む面積九九六、八八八陌蓄積一五八、五一三、〇〇〇立方丈を有するに止まる。而かも其の伐採急なりし爲め嘗て密林に蔽はれた額穆縣の西境老爺嶺の森林の如きは既に疎林と化し今や植林の要を痛感せられてゐる。然し乍ら本省に於ける林業の地位は農業に次ぐ重要産業たるを失はない。

省内森林面積及材積一覽表

(康徳二年十月 實業部林務司調)

縣	名	森林面積(陌)	材積(立方丈)		
			針葉樹	闊葉樹	計
樺	甸	四二五、四〇〇・〇	一七、〇一六、〇〇〇	五三、一七五、〇〇〇	七〇、一九一、〇〇〇
額	穆	三三〇、二〇〇・〇	一三、八八六、〇〇〇	四〇、〇五〇、〇〇〇	五三、八六六、〇〇〇
敦	化	一六八、八〇〇・〇	七、六四一、〇〇〇	二〇、三七六、〇〇〇	二八、〇一七、〇〇〇
舒	蘭	五三、七〇〇・〇	五三七、〇〇〇	四、五五四、五〇〇	五、一〇一、五〇〇
永	吉	一五、〇〇〇・〇	—	一、一七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇
磐	石	一二、五〇〇・〇	—	一、〇三二、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
計		九六六、八八八・〇	三八、〇一〇、〇〇〇	一一〇、五〇一、〇〇〇	一五八、五一三、〇〇〇

▲樹種

針葉樹 テウセンマツ タウヒ モミ類 カラマツ等
 潤葉樹 シナノキ クルミ ナラ類 ニレ類 シオヂ カバ類等

牡丹江流域及松花江流域の樹種は大差なし。

「テウセンマツ」は針葉樹中の主林木にして蓄積量最も豊富にして山脈の中腹並に小山嶽の上部に分布す。「タウヒ」「モミ類」は「テウセンマツ」に次ぐ。

「シオヂ」「シナノキ」「ナラ類」「カバ類」は潤葉樹中最も豊富にして針葉樹と混淆又は森林地帯の上部に分布す。

▲用途

建築材 テウセンマツ タウヒ モミ類 カラマツ
 造船材 テウセンマツ カラマツ
 家具材 シオヂ クルミ ナラ類
 薪材 ナラ類 其他雜木

第二項 出材狀況

本省内木材は比較的搬出の便を有するが爲め伐採も亦盛んに行はれ樺甸縣地方の如き松花江本流上流地よりの木材は松花江により流下せられ額穆、敦化兩縣よりの出材は吉敦鐵路開通前に於ては雙岔河を中心とする冬出潤葉材並に蛟河を中心とする夏出針葉、潤葉兩材の搬出盛んに行はれ拉法河、戈雅河、蛟河、烏林河等松花江支流の森林より伐採せられた木材は編筏せられ松花江本流に依り吉林に出材せられたが鐵道開通後は運搬の確實性、運送日數の短縮、金融の利便等の關係上沿線各驛より搬出せらるゝに至り従來水出八割陸出二割の割合であつたが今や其の地位を轉倒してゐる。現事業區域

たる敦化、額穆、舒蘭、樺甸の四縣よりの出材量次の如し。

(吉林省公省發行「新吉林省概説」)

大同二年度出材數量

康德元年度出材數量

建築用材	八七〇、〇〇〇石	七〇八、〇〇〇石
鐵道枕木	二、〇〇〇、〇〇〇挺	二、三〇〇、〇〇〇挺
電柱	二〇、〇〇〇本	六、〇〇〇本
坑木	二〇〇、〇〇〇本	一六、〇〇〇本
燐寸軸木	三、〇〇〇石	六、〇〇〇石

尙ほ松花江に依る最近木材流下情況は次の如くである。

(吉林省公省發行「新吉林省概説」)

大同元年	大同二年	康德元年
元木十二萬本餘	元木十三萬五千本	元木九萬本餘
六一〇筏	六五〇筏	三百二十筏

第三項 林場と林業公司

民國元年國民政府は所有者無き山林は總て之を國有に歸することゝなし、次いで同年十二月「東三省國有林發放規則」を同三年に「森林法」を公布し國有林の伐採は總て林務局又は森林局に對し踏査申請をなし其許可を受くるを要することゝした(一人に付二百方里以内許可證有効期間二十年)。然るに其拂下に當り使用せらるゝ地圖は不完全なるのみならず拂下境界は河川、山背を以てせし爲め林場の重複を來すこと少なからず、之が爲め常に紛争を醸し、特に此種紛糾は吉敦沿線に多く、黃花松甸子林場に於ける官銀號と各林場との重複せるもの實に三十五個所の多きに上つた。故に滿洲建國以來政府は其整理解決に腐心し遂に大同林業公司の創立を見る事となつた。

又嘗て蒙地開拓の目的を以て移民を奨励し、移民に對しては地券を下附し地上林木は地上權者の自由處分に委ねた事もあつたが、民國九年交通運輸機關の發達に伴ひ地上木材の經濟的價值高まるに及び、利權回收の目的を以て之が接收を計り自ら栽培せる事確實なるものを除いて未だ森林伐採許可證の下附を受けざる以前に於ては其森林が從來公有地及び私有地の範圍内に在ると否とを問はず該森林は凡て國有に歸せしめたので私有地、公有地上の木材伐採に紛議を醸す事今尙ほ少からず、地方團體の圓滿なる發達を阻碍すること夥しいものがある。

斯くて現有森林には國有林、公有林、私有林の外に寺廟學校に對し荃木財産として時の政府より附與せられた寺廟林學有林がある。

今省内林業公司の主なるものに就て其の概要を記述するに次の如くである。

一、大同林業公司

從來松花江上流及び牡丹江上流地方の林業權は始め舊官銀號の所有にかゝるものであつたが後大倉、王子の諸會社を始め各方面より伐採權の爭奪行はれ紛爭絶えざりし爲め滿洲國政府は中央銀行其他權利所有者をして額穆、敦化、樺甸の三縣並に寧安縣南端の林場を返還せしめ國有林とし新たに大同林業公司を設立し同地方の林業を統制することとし大同二年十一月省城内二道碼頭(舊共榮起業會社跡)に創立事務所設置せられた。資本金五百萬圓(鐵路總局二百萬圓、林場權所有者優先株二百萬圓一般公募百萬圓半額拂込)とし本社を新京に置くこととせらる。尙ほ同社に對する造材伐材販賣の統制權附與に就ては全滿木材業者の反對があつたが同社は出材業並に小賣をなさざることを條件として解決を見る事となつた。

舊林場權所有公司次の如し。(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

社名	創立年月	資本金	拂込金	組織	目的	林場面積	立木蓄積	利用材積
共榮起業會社	—	一七、〇〇〇、〇〇〇	五、七五〇、〇〇〇(次ノ五公司ヲ統制ス)	合	辦林業、製紙發電、鐵道業	六八七、〇五八	三八二、〇三三	一六二、九六〇
王富寧造紙公司	民國六年二月	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	滿合	辦林業、製紙發電、鐵道業	一五三、九三八	八一、七七七	一八、三八
子黃川採木公司	民國七年七月	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	林	業	二四、一五五	七四、二八三	一五、九九五
系華森製材公司	民國七年五月	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	滿官商合辦林	業	二八五、四六七	一六三、二〇七	二四、八八
大豐材公司	民國七年十一月	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	滿合	辦林業	六五、五五六	三一、七七一	五、七九八
系(興林造紙公司)	民國七年十一月	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	日類合	辦林業及製紙業	六九、〇〇三	三一、五七五	七、〇六一

二、吉林松江林業公司

民國二年二月吉林省支那人有力者及官銀號の合資組織により資本金小洋一百萬元を以て林業製紙を目的に創立された純支那側法人たりしものである。該公司是濛江縣内に一個所其他縣外に數個所の林場を所有するが創立以來事業不振である。

三、興吉公司

樺甸縣韓家の事業として伐木に従事したが負債整理上滿鐵より民國十二年十一月數回に亘り約八十萬圓の借款を受け林業部は興吉公司として獨立し滿鐵は該公司樺樹林子一帯の林場より枕木を採伐納入せしめ其代金にて貸金を償還せしむる計劃であつたが其後不振の爲め回收困難となつた。經營區域は樺甸縣方面に面積十九萬町步立木蓄積約千三百萬石と稱せらる。

四、額穆縣森林保護救濟民生組合

額穆縣は松花江、牡丹江上流々域の森林地帯を占め一億七千九百萬石の推定材積有し本省優位の林産縣なるに拘らず縣の東半嶺東地區は早くより匪賊の蹂躪する所となり其森林盜伐も盛んに行はれたので同地窮乏農民の救濟、森林保護及び

保甲制度強化の目的を以て康徳元年十二月「額穆縣森林保護救濟民生組合」の設立計劃せられ同月二十六日其許可を得たものである。本組合は舊縣城額穆索に組合總事務所を置き各保に分事務所を設く。伐採地點は馬鹿溝、北大秧、青溝子、官地東馬鹿溝、二道溝、三道溝上掌、四道溝とし前三者は黃泥河子驛、後四者は敦化驛に出材し大同林業事務所に賣渡すものである。事業資金は各保甲内にて民衆所有の土地地照を擔保とし額穆金融合作社より約一萬圓の借款をなし之に充つ。

大同林業事務所は同組合に對し國有林伐採規定を遵守すべきを條件とし前記地區内に於て紅松角材及丸太十萬石以内（但し白松、水曲柳の混入を妨げず）の伐採を許可し伐採期限は康徳二年三月三十一日迄とし搬出期限は康徳二年五月三十一日迄としてゐる。伐採搬出材は全部敦化、黃泥河驛上場渡とし大同林業公司是毎旬一回木材を検收し大同林業吉林事務所或は敦化に於て額穆縣公署の委任せる指圖人に對し其木材代金を支拂ふものとしてゐる。

第三節 鑛 業

第一項 金屬鑛業

本省に産出せらるゝ金屬鑛は樺甸縣に於ける砂金を以て隨一とし産金地十數個所に達し松花江本支流沿岸に分布してゐる。嘗だ今日に於ては夾皮溝を除いては凡て廢鑛となつてゐるが、老金廠及び栗子溝は夾皮溝と共に老韓家の嘗て稼行せし所とし、又色勒河、金銀廠河流域、頭道柳河より五道柳河に至る流域及び金銀廠口子より大小沙河子に至る總延長六百里の間は由來採金夫蟬集し長白山下の黃金國と謳はれた所である。其他樺甸縣寄り磐石縣下に呼蘭川、黑石鎮頭道溝大泉眼、及び同縣の南方帽兒山並びに額穆縣下に煖木條子溝、北大洋、胡家店等の産金地あり嘗て稼行或は試掘せられしこと

あるも何れも廢鑛とせられて今日に及んでゐる。

砂金を除いては磐石縣石咀子の銅、大猪圈鑛洞子の鐵、半截河の鉛及び吉林縣水泉甸子、大藍旗屯の鐵、官馬咀子の鉛等があるが何れも貧鑛にして目下稼行せらるゝものはない。

(一) 夾皮溝

樺甸縣城の東南東一五〇滿里吉林省城を距ること陸路四〇〇里の地點に在る。道光初年の發見に係り所謂夾皮溝金廠の名を以て知られ清朝以來民國を通じ一般鑛業法の治外に立ち老韓家一族と特殊の關係の下に經營せられたものであるが漸次採金額減少し民國四年には日支條約に依り日支合辦經營とせられたが採算面白からずして廢鑛となり、最近に至り大同殖産會社に於て韓家領域の森林企業、農田改善等の事業と共に同金鑛の開發をなすこととなつた。

鑛床は海拔八百米餘の金銀壁嶺の西麓即ち葦沙河の溪源地方に露出せるもので既稼行鑛區は約五平方滿里に過ぎない。從來韓家直營の鑛區を官井子と稱し韓邊外に居住する人民に貸與稼行せしめた鑛區を民井子と稱して日露戰前露人モーズ氏の開坑せる大鼻子井及び大同殖産調査班の開坑せる大日本井は官井子とし鑛床の總延長三、五七〇米にして鑛脈は一條乃至三條、鑛脈の厚さは五尺乃至三丈五尺、砂子の金含量は砂子六十斤に付〇、三匁乃至〇、五匁である。

大同殖産會社は夾皮溝金鑛の開發及韓家領域の森林企業、農田改善等の目的を以て創立せられ事務所を新京、吉林に置き今回東京に於て當會社と同一性質を有する中華企業會社株を合併し百八十萬圓の増資を行ひ資本金四百八十萬圓であるが同會社は更に三百萬圓の増資をなし内百萬圓を夾皮溝金鑛に投資する事としてゐる。

(二) 石咀子

省城の南西二四〇里磐石縣城北三五里にあり、本鑛山の發見は極めて古く嘗だ精鍊法未知なりし爲め開採遅れ光緒三十四年官資を支出し専ら土法を用ひ採鑛せしも成績舉らず宣統二年には上海商人唐鑑章經營に係る商辦磐石銅鑛公司之を繼承

したるものであるが收支償はず民國二年官資十萬吊を支出して官辦に歸する事となつた。其後吉林官銀號より巨資を投じ精鍊設備をなし純銅を精鍊し貨幣鑄造に資せんとしたが經營亦宜しきを得ず債務増加し約十年前休山して今日に至つた。

鑛石は主として黃銅鑛にして品位四%—一〇%其他次生鑛物たる孔雀石、藍銅鑛、自然銅を有し副産物としてタングステン、モリブテン鑛を含有す。

鑛量は水準以上約一二、〇〇〇噸内既採掘量四、〇〇〇噸と算せられ稼行中の年産額粗銅四、五萬斤である。

第二項 非金屬鑛業

本省に於ける非金屬鑛産は石炭及石灰岩にして石炭は比較的各地に分布し品質は何れも良好ならざるも其埋藏量一億二千九百五十萬噸に達すと稱せらる。目下稼行中のものは缸窰炭田（永吉）火石嶺炭田（九臺）奶子山炭田（額穆）及び南大溝、沙河子の炭坑（伊通）とし天合興炭田（樺甸）半拉子門（伊通）及び滿鐵の所有に係る寛城子陶家屯並びに石碑嶺炭田（長春）は休坑中である。

石灰岩は奉吉沿線たる大椅子山、七箇頂子、駱駝磊子（磐石）及び九臺縣飲馬河驛の南方たる石頭口門、平安堡、團山子並びに永吉縣下二道溝に埋藏量相當豊富に存在し品質又良好にして新たに設立せられた大同洋灰股份有限公司は其原料を磐石縣下に仰ぎ石頭口門より團山子に至る間は既に范家一族の稼行に係り范家石灰窰とも稱せらる。

（一） 缸窰炭坑

永吉縣省城の東北約七十軒の地点に位し炭田は缸窰鎮の南西八、六軒の小口前部落附近より北東に延び棒槌溝に至る延長三五軒に及ぶ。九區に分れてゐるが稼行中のものは小頂子（天倉公司）閻家溝（宏升公司）二道河子（東盛公司）棒槌溝（廣泰成德順成）の四區のみである。民國二年開鑛し稼行法は不規則なる殘柱法を適用し斜坑は通常三〇度乃至四〇度

の傾斜をなし五、六米より四〇米内外にして着炭し坑道延長三〇乃至四〇米に及び毎年十月乃至十一月より翌三月までを採掘期としてゐる。比較的確實なる炭層賦存區域は延長約十八軒とし可採炭層は二枚乃至八枚其厚さ計九、八米である。其の豫想埋藏炭量は斜距離三百米迄約七千四百萬噸、同五百米迄一億二千三百五十萬噸に及ぶと云ふ。

概ね褐炭であつて炭質良好ならず僅かに燒鍋油坊用に供せらるゝに過ぎない。

（二） 火石嶺炭坑

九台縣營城子驛北方約四軒の地点にあり、約四十年前、土人張某に依つて始めて土法採掘を行つたもので其後前吉林知府張瀛は道勝銀行吉林分行よりの借款を以て之を買收し保吉公司を組織し採掘に當つたが資金難に陥り停頓の已むなきに至つた。次いで民國五年夏鑛商朱堯佐なる者年額現大洋二千元の借區料を以て之を繼承し名を裕吉公司と改む。更に民國十四年元裕吉公司會計車某裕吉の四圍に於て採掘權を得株主を募集し資金三百萬元の裕東公司を組織したが、其後裕吉の東に於て長春地方儲蓄會の出資に依り五十萬元の裕華公司設立され、又西方鐵道附近に裕西公司の設立を見るに至つた。

炭層は裕吉公司鑛區二枚、被東公司鑛區三枚にして層厚は前者〇、八—九尺後者三—四尺とし、豫想埋藏量大約五十萬噸と稱せられてゐるが炭質褐炭にして良好ならず、京吉鐵路に供給するを最大となし、煖房用、製粉、油坊業、煉瓦窰等工業用に供せられ新京、吉林、哈爾濱、安達、密門、樺皮廠、下九臺に特約販賣人を設置す。

（三） 馬家溝炭坑

火石嶺坑の北東二支里の地点にあつて東原公司の所有鑛區とし炭層不整然にして層厚六尺内外、走行南北約二百間にして東方に二十度乃至三十度傾斜をなす。半無煙炭に屬し埋藏量約百方噸小規模の原始的露天掘により稼行せられ一日出炭量約十噸乃至十五噸である。

(四) 奶子山(五龍屯)炭坑

蛟河驛附近拉法河流域に於ける約五百平方料を占むる蛟河炭田の一部にして蛟河驛の東南方約十料の地点に位する奶子山の丘腹より北西方の區域を占む。

本坑は其西北なる後審坑、南方の唐家歲子杉松街坑と共に古くより稼行せられてゐる。光緒末年蛟河商會長李某資本官帖十萬吊の德興公司を組織し採掘許可を得其後鑛權轉々して民國七年九月高啓明なる者鑛區一、〇二八畝餘を得小規模經營をなしてゐたが民國十五年吉敦線起工と共に正式採掘を企て新たに九〇餘方里に恒る採掘權を得公稱資本哈大洋百五十萬圓の「奶子山煤鑛股份有限公司」を組織し各種の設備を整へ更に蛟河に至る運炭鐵道を敷き新京吉林等には販賣所を設け着々事業の擴張を計り爾來吉林奉天の有力者にして新鑛區の出願をなすもの急増するに至つた。該公司の主なる出資者は張學良孟恩遠張作相張總商會長とし實際投資額約四十萬圓餘に上つたが昨年滿鐵に於て買收し其經營に當る事になつた。

炭層の走向概度西南より北東に走り傾斜急にして稼行區域に於て北西に四〇乃至四十五度を示す。炭層四枚にして第一層一〇尺—一四、五尺第二層二尺—八尺第三層二、五尺—三、五尺第四層一、五尺にして埋藏量第一層のみでも二千二百二十五萬噸と推定せらる。炭質は頁岩の簿層を夾有し良好ならず、良質炭と混合使用するか燒鍋油坊鐵匠等の舊式工業用並に家事用に供し得るのみである。一日の出炭量最大八百噸に達した事もあるが平均三百乃至四百噸とされてゐる。

(五) 南大溝

伊通縣下、郭家店の東南二十八里の地點に位し、層厚二・五尺、五尺、四尺及び三尺の四層より成り埋藏二十萬噸と稱せらる。目下興隆公司に依つて稼行せられ年出炭額一千噸なるも炭質良好ならず。

(六) 沙河子

伊通縣下、昌圖の北東五里の地點に位し、三枚層にして上層三尺乃至四尺、底層五尺にして埋藏量八十四萬噸とし裕昌煤鑛股份公司によつて稼行せらる。年出炭額五千噸前後、炭質は粘結性、灰分を多量に占め良好ならず。

第四節 商業

第一項 概説

滿洲の地は漢人移住してより農業を以て本位とし従つて商業の發達は自ら遅々たるを免れなかつた。即ち英露の資本が鐵道を敷設するに及び始めて滿洲が世界交通路の連絡地となると共に世界經濟への參加となり滿洲農特産物が外國貿易の對象となり貿易殷盛となるに従ひ國內商業も發達して來たもので爾來國內商業市場が諸外商の競争場と化せるも亦自然の勢であつた。然るに遠くは日露戰爭を第一轉期とし近くは滿洲國の成立を第二の轉期とし日本の滿洲國內商業上に於ける地位は急激に躍進し日本商人、日本商品は相當奥地に至るまで進出するに至り新京、公主嶺には同業組合を組織し二千に餘る組合員を擁し又新京、公主嶺、吉林には輸入組合の組成せらるゝあり夫々其發達を企圖してゐる。

吉林省及び附屬地を除く本省内日本商業移民に就て見るに次の如し。(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

移民數		携帶資本推定額	
大同二年	二六五	五四二、九五〇圓	
康德元年	三六六	七、九四三、八九〇圓	(大同洋灰股份有限公司の三百萬圓を含む)
計	六三一	八、四八六、八四〇圓	

各地に於ける滿商の狀況を概観するに近代的城市を除く各城鎮の商舖は依然舊式經營に據り其以下の村屯に在りて攤床或は僅かに行商の手に依りて日用雜貨の供給をなし居る状態で各地移入商品の主なるものは綿布、綿絲、砂糖類、麥粉、

煙草、煤油、鹽、毛織物、綢緞、鐵器、燐寸等である。

本省內滿人商店の狀況次の如し。(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

商店數		使用人數		使用人一人平均收入額	
大同二年		八、二八六戸		五〇、一五三人	
康徳元年		九、一〇二戸		五四、六一八人	
				九三、〇三	

第二項 商業機關

商人の利益保護増進を圖らるが爲め吉林に吉林總商會各縣城に縣商會縣下各主要鎮に鎮商會がある。商會制度は光緒年間に設置せられた商部に於て商法編訂後光緒二十九年十一月商會簡明章程二十六條附則六條を制定せるに始まり三十年には商會董事章程八條を制定し各省に商務局の設置を見、斯くて商部は各省に命じて商會設立を獎勵し東三省に於ける商會は前後して此期に設立せられたものである。始め商務會と稱せしも民國四年十二月商會法の發布により各縣は同法に據り總商會、商會と稱するに至つた。

民國十八年八月には更に之を改めて委員制となし再公布を見たが今日各商會の依據するものは民國四年公布せる商會法にして磐石縣のみは民國十八年の改訂法に依る。其主旨とする所は大同小異にして商工業及び對外貿易の發展を圖ると共に商工業者の福利増進を宗旨とし商工業に關する限り中央或は地方行政官署に建議する事とした。

滿洲國は未だ商會機關に關する法令の制定なく大同元年九月には全國各省商會々長會議を新京に開き將來に對する方針の樹立を計つたが未だ商業機關に關する具體案は發表するの運びとならず舊制を暫行的に援用してゐる状態である。今茲に省内商會の現勢を見るに次の如し。

省内各市、縣、鎮商會一覽表

(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

商會別	設立年月日	入會商戶數	康徳元年度收支決算	備	考
吉林總商會	光緒三十二年十月	五一三	支收 三一、五一四、七五〇 二五、六二三、三七〇	永吉縣屬、烏拉鎮、誠信鎮、樺皮廠鎮あり。	
新京市商會	光緒三十二年	一、二九一	(不詳)	長春縣屬、卡倫鎮、雙城堡、朱家城子小合隆、萬寶山あり。	
九台縣商會	民國九年四月	二一五	支收 一一、七〇八、〇八〇 八、二八〇、八四六		
雙陽縣商會	宣統二年十一月	五四	支收 一一、五九三、一三六 一一、九一〇、八六		
伊通縣商會	光緒二十三年六月	一一九	支收 五、一五〇、九四四 二、八二二、四三〇		
樺甸縣商會	民國元年	八四	支收 一一、六四五、七〇八 一二、六四五、七〇八		
磐石縣商會	光緒三十四年一月	一	支收 一一、三八四、八五二 一三、八四三、八五二		
敦化縣商會	大同元年七月	三七四	支收 一四、一四七、〇二〇 一四、三二二、三三〇		
榆樹縣商會	光緒三十四年三月	一七二	支收 六、二七〇、〇〇〇 九、四六〇、〇〇〇		
長嶺縣商會	民國四年六月	五二	支收 三、七五一、〇〇五 三、七五一、〇〇五		
乾安縣商會		二七	支收 二、六八八、〇〇〇 二、六八八、〇〇〇		

扶餘縣商會	民國十八年九月	一八五	支收	二六、五九三、六五五 二六、五九三、六五五	扶餘縣屬、三岔河、長春嶺、陶賴昭
懷德縣商會	光緒三十三年七月	八〇	支收	六、一八一、八六〇 六、一八一、八六〇	懷德縣屬、公主嶺。
德惠縣商會	清 末 葉	二四	支收	三、四八七、〇〇〇 三、四八七、〇〇〇	德惠縣屬、張家灣。
農安縣商會	光緒三十三年九月	二〇一	支收	五五、〇六五、八九〇 五一、三五〇、八五〇	農安縣屬、伏隆泉。
額穆縣商會	宣統 二 年	一七			
舒蘭縣商會	清 末 葉	三二九			

[illegible]

第三項 各地商況概要

各縣に於ける商業を概觀するに當り、染局皮革業、織業、鞋工、鐵爐、木業等は當然家内工業或は手工業として工業の項に於て述べらるべきものであるが此等は多分に商業的性質を有するが故に便宜本項に併せ記述することとする。

(以下各地商況統計類は吉林省公署發行「新吉林省概説」による)

●
吉
林
市

吉林省に於ける主要取引は糧石、木材、薪炭、棉紗、棉布、山貨等にして其商況活潑とは稱し難い。特に昨年に於ける冷水害に因る背後地農村の疲弊に伴ふ購買力の減退は直ちに本市に於ける商況に影響するに至つた。

糧業は當市に九十餘戸あり、一萬圓以上の資本を有するもの九戸（最大四萬八千圓普通三千圓乃至六千圓）とし資本總額三十七萬圓である。糧石の賣買運輸を業となす外更に錢莊を兼營し爲替の取組をもなすものがある。而して糧石の出廻は各地結氷すると共に漸次増加し年末及舊正月前に於て最も多く其後漸減して五月頃には松花江の解氷に依る増水と夏期に於ける高値を見越し再び増加し九月迄には大方舊穀の出廻は完了す。昨年末に於ける市況を見るに冷水害に因る減收と背後地各縣に於ける防穀令の施行に因り出廻絶え本市に於ける上市減少を豫想せられたが引續く穀價の騰勢は富裕農家の餘剩手持を賣出さしめ稍々活況を呈した。之を前年度十二月中に於ける相場と比較するに次の如し。

年度別	
最高	大豆
最低	高
最高	梁
最低	包
最高	米
最低	小
最高	豆
最低	小
最高	米

大同二年十二月	七・八四	六・七五	五・四〇	三・六〇	五・七〇	三・八〇	八・四〇	六・八〇	九・二〇	七・四〇
康徳元年十二月	一〇・七〇	一〇・〇〇	一三・〇〇	一〇・〇〇	一三・〇〇	一〇・〇〇	一三・五〇	一一・五〇	一九・〇〇	一六・五〇

木材業者は六十九戸一千圓乃至一萬圓の資本を有し資本總額二十四萬七千圓に上り更に月利一分二厘乃至一分五厘の借入をなし營業に従事するもの夥しく、其市況は土建業界と密接なる關係にあり木材の整理輸送は四月に始まり十一月土建工事の終工となる頃より山元作業に移る。當市に上市せらるゝ木材は京圖線に據る陸路と松花江に依る水路を利用せられ相場も亦土建業界の繁閑に隨從し、康徳元年に於ける狀況を見るに滿鐵並に鐵路局の大口需要者が手持材並に米材を社給材とするに至つた事と連雨に依る惡材料の爲めに需要は比較的不活潑であつた。尙ほ十一月二十二日より木材輸出税の改正が行はれ從來従價七分五厘の課税を受けた梁材、板、杭柱其他硬軟木も無税となつたので紅松上材其他特種材の朝鮮向輸出も有利となるに至つた。

木材相場表（一呎當國幣建）

一、吉敦沿線材

種材	年 月 別	元				備	考
		一二尺物	二四尺物	一二尺物	二四尺物		
紅	大同二年十二月	七七	八二	七六	八七	一一・二〇	一・三五
松	康徳元年四月	七五	八三	八五	九〇	一一・二〇	一・三八
同	七月	六〇	八〇	七〇	九〇	一一・〇八	一・二四
同	十二月	五六	八〇	六七	一〇〇	一一・〇〇	一・一五
各材を通じ七月に於ける格安は大口需要の減少と連雨による惡材料に因す、							

二、松花江流筏材

種材	年 月 別	過		二呼頭		長條子		備	考
		高 值	安 值	高 值	安 值	高 值	安 值		
白	大同二年十二月	五八	六〇	五五	六〇	九五	一一・一〇		
松	康徳元年四月	六〇	六四	六五	七〇	一〇五	一一・二一		
同	七月	五〇	五〇	五五	一〇〇	一〇〇	一一・一五		
同	十二月	五〇	五〇	五二	九五	一〇九	一一・〇九		
鹽	大同二年十二月	九五	一一・一〇			一・八〇			
地	康徳元年四月	一〇四	一一・二〇	一〇五	一一・二〇	二・五〇			
同	七月					一・三〇			
同	十二月					一・六〇			
胡	大同二年十二月	九五	一一・一〇			一・九〇			
桃	康徳元年四月	一・三〇	一・五〇			三・〇〇			
同	七月					一・五〇			
同	十二月					一・七〇			
紅	康徳元年六月	七三	六八	六八	六〇	六〇	五五	七月に於ける各材の格安は大口需要の減少と連雨による惡材料に起因す	
松	同 七月	六七	六二	六二	五六	五〇	四五		
同 八月		七〇	六〇	六一	五二	五二	四六		
同 十月		八〇	六五	六六	五七	五六	五〇		

今山貨相場並に出廻高を表示すれば次の如し。

類別	項目
年	別
月	別
葉	煙
草	草
麻	元
木	耳
備	考

[illegible]

酒業者は八戸あり、外に焼鍋にして酒業を兼ねるもの三戸、其資本總額三萬四千圓である。

印刷業は凡て十戸あり、其資本十二萬六千圓である。

其他估衣業、洋貨業、朝鮮貨物業、鐵器業、棚業、醬業、飯業等があるが營業股賑ならず。

○長春縣

本縣々城は殆ど新京特別市に編入せられてゐるので縣下の諸商店は何れも小資本を以て日用諸品を供給し居る程度に止まる。糧棧は七家あり主として卡倫鎮にあるのみで其資本總額五千圓と稱せらる。藥商、雜貨舖、木商は比較的大なる資本を持ち其數も亦多い。主なる商賈としては藥商四十五家（總資本額一萬一百圓）雜貨舖九十一家（總資本額三萬七百圓）木商十五家（總資本額一萬二千五百圓）烟草屋六家（總資本額九百圓）銀製品七家（總資本額六百圓）菓子舖十三家（總資本額千九百圓）果物屋五家（總資本額一千一百圓）飲食店十九家（總資本額一千四百圓）其外鮮貨商三家、金物商二家、皮業五家、酒屋三家、鞋舖三家、古物商一家、本屋四家、畫舖四家、新聞一家である。

○雙陽縣

縣内の商業は活潑と言ふを得ず。商人は多く新京、吉林の卸商に附隨する小賣商人の集合にして食料品、日用雜貨の販賣をなすに止まり、城鎮を除いては店舖を持つて商業に従事するもの極めて少く殆ど攤床、或は行商を營むに過ぎない。移出入品は新京との取引多く、棉布類綢緞、烟草紙類、洋油砂糖海菜、鐵具類等を移入し大豆を移出し其年額三萬石に及ぶ。

●縣内商賈狀況（康德元年末）

業種	家數	總資本額	一年間の銷賣額	店員數
雜貨業	四七	三九、八三〇・〇〇 _円	二二七、六四六・〇〇 _円	二六九 _名

綢緞布疋業	二	一、一〇〇・〇〇	七、七八三・〇〇	一二
朝鮮貨業	四	一、四〇〇・〇〇	一四、七九四・〇〇	五
藥業	四	四、一〇〇・〇〇	三五、五八〇・〇〇	四（雜貨業兼營）
木業	二	九〇〇・〇〇	六、六三一・〇〇	五（木舖）
糧石業	一三	一一、五〇〇・〇〇	二一、七八三・〇〇	六（糧業七、餽品六）
五金業	六	二、三五〇・〇〇	三三、九八〇・〇〇	三（銀匠舖鐵匠爐）

○伊通縣

本縣は事變前相當商業殷盛であつたが、大同元年九月縣城匪襲を受けてより一時は全然停止の状態となり其後漸次回復に向つてゐる。縣城内商賈一ヶ月の賣上高約五萬圓乃至八萬圓と稱せらる。

●縣内商賈狀況（康德元年末現在）

業種	家數	資本總額	一ヶ年銷賣額	店員數
雜貨業	六〇	二六、八九五・〇〇 _円	一六、八五三・〇〇 _円	二六九 _名
綢緞布疋業	三	一、八〇〇・〇〇	一一、五〇〇・〇〇	一二
木業	三	九〇〇・〇〇	二、九〇五・〇〇	二
朝鮮貨業	二	二五〇・〇〇	二、七八三・〇〇	五
書局業	三	九〇〇・〇〇	三、一六七・〇〇	八
藥業	一四	一一、三〇〇・〇〇	四二、七八〇・〇〇	四

成衣業	五	三八〇・〇〇	二、三九〇・〇〇	一四
飯館	八	八二〇・〇〇	六、〇六八・〇〇	五
茶食粮石業	一〇	四、四〇〇・〇〇	三八、一四〇・〇〇	七三 (粮米四、俵品六)
五金業	四	一、三五〇・〇〇	三、三三七・〇〇	二
其他雜業	六	四九〇・〇〇	一、七三二・〇〇	一四 (磁器業、染局鞋業、皮革業)

●磐石縣

本縣商業は嘗て相當殷盛を極めたものであつたが大同元年九月縣城匪襲を受け縣下又匪賊の跳梁を極めし爲め縣城及縣下市鎮の商業停頓し漸次不振に趨むに至つた。本縣より移出せらるゝ物資は縣下並に樺甸方面より集まれる大豆、小豆、精米、蘇子等を主とし外埠の價格に依つて交易せらる。移入雜貨は多く奉天方面より奉吉線に依つて移入せられ棉花、綿布、麥粉、石油、砂糖等を其主要なるものとす。

●縣下商賈狀況(康德元年末現在)

業別	家數	總資本額	一ヶ年銷賣額	店員數
雜貨業	七	四九、〇七〇・〇〇	一八、六七九・〇〇	三五名
木業	三	三、一〇〇・〇〇	七、八三三・〇〇	三八 (木鋪)
朝鮮貨業	一	一〇〇・〇〇	三八・〇〇	一
書局印刷業	二	一、五〇〇・〇〇	一三、〇三八・〇〇	三三 (書局)
藥業	一五	八、五六〇・〇〇	三五、一四三・〇〇	七二
成衣估衣業	一四	一、〇六〇・〇〇	三、五九二・〇〇	五七 (估衣二、成衣一一)

旅館	二	一、二一〇・〇〇	五、六四一・〇〇	四〇
飯館肉業	三	二、一五〇・〇〇	一三、八三三・〇一	一〇六 (飯業二〇、肉業一)
茶食粮石業	四三	一三、八八〇・〇〇	五八、一三九・〇〇	一七三 (烟菓二八、粮米二、菓業三)
五金業	一八	三、三六五・〇〇	七、九六〇・〇〇	五七 (金銀業三、錫鐵業一五)
其他雜業	三三	一一、九二〇・〇〇	一八、〇五〇・〇〇	一八 (轉運、皮業、理髮業、澡塘、鞋鋪、柵書業、鐘表染局等)

●樺甸縣

本縣城は山貨に富める附近奥地の商業中心地として且つ事變前後と雖も匪襲の被害を蒙つた事無く相當殷賑である。其經營組織も相當進み近代的形體を整ふべき過渡期に位するものとも稱すべく其大なるものは百貨店式經營もあり、土民に日用貨物を供すると共に特産の買入をなし、大連營口方面と取引をなしをゐる。移入貨物は之等特産を移出せる船車の歸途を利用し奉天、吉林方面より來るものが多い。最近鐵道沿線諸縣の治安漸次確立すると共に匪賊の本縣並に背後地濛江其他の諸縣に潛入するもの増加し縣下一部の疲弊は少なからず本縣の商業に影響し、殊に地理的にも奥地に位する爲め物價は相當高價である。移入品は布類、石油小麥粉等とし布類は新京、吉林、大連、奉天、營口方面より直移入し、石油、小麥粉は吉林、磐石より移入し其年總額三五六、三五〇圓に上ると云ふ。移出品の主なるものは大豆、蘇子の外葉煙草、線麻、元蘑、山蓂、鹿茸、木耳等の山貨とし吉林を始め大連營口に出荷せられ其年總額八四六、四二〇圓に上る。縣城内に雜貨業者十八家あり、其資本總額一〇一、八五〇圓、使用人二七〇名を有し年總賣上高四六五、三九一圓に及ぶ。

●敦化縣

敦化は鐵道開通前に於ける本縣商業中心地として寧安、樺甸、安圖方面を背後地として間島との取引關係密接であつた

が吉敦線の開通と共に商品の移出入は方向を一轉し該線に依り西方貿易となつた。而して該線の開通に依る附近の開発に伴ふ政治、經濟的發展は自ら購買力を増し人口を増加し、商業亦自ら旺盛となつた。然るに滿洲事變と共に附近の要衝は反滿匪の根據地となり、縣内並に背後地の匪害に因る疲弊は敦化の商業を一時沈衰に向はしめた事もある。次いで滿洲國成立以來漸次治安も確立し又京圖線、拉賓線、圖寧線等の開通あり、敦化の商況は好轉して來たが尙ほ額穆嶺東地區並に樺甸安圖方面等の背後地の回復せらるのに至つてゐない。

縣城に於ける商賈は雜貨商滿商二十八家、日商十家、糧棧滿商五家、日商一家、藥舖滿商六家、日商二家、金店滿商五家、木舖滿商三家、日商二家、錢舖滿商一家である。

◎額穆縣

事變前舊縣城たりし額穆索は敦化を通じ吉林方面との取引盛に行はれ、蛟河は拉法河、吉敦線に據り吉林方面との取引盛に行はれ本縣に於ける二商業中心地をなしてゐたが事變と共に本縣は反滿匪の根據地となり打續く匪害に殆んど開店するものなく僅かに敦化方面より攤床の來り開店するものあるを見るのみとなつた。然るに滿洲國成立後同縣嶺西地區の治安は急速に進み次いで拉賓線の開通あり、早くも大同二年五月頃よりは或は穀物の出廻を見越し或は木材需要増加に刺戟せられて糧棧木材商を始め雜貨商商業蛟河新站に雲集し本縣商業の中心は該地方に移動するに至つた。

縣下滿人商賈狀況（康德元年未現在）

業別	家數	資本總額	一ケ年銷賣額	店員數
雜貨業	八五	五、六九〇・〇〇	一六四、〇七〇・〇〇	二三名
綢緞布疋業	一二	四八、四〇〇・〇〇	一三八、八七〇・〇〇	一三七

木業	五	一、六九〇・〇〇	七、五五〇・〇〇	三六
乾鮮貨業	七	八、一五〇・〇〇	二五、八〇〇・〇〇	三七
書局印刷業	五	一、七九〇・〇〇	五、五〇〇・〇〇	三七
藥業	八	八、七〇〇・〇〇	二七、六五〇・〇〇	三〇
成衣估衣業	一三	五、七〇〇・〇〇	一三、八五〇・〇〇	五〇（估衣七、成衣六）
飯館	一九	一五、〇〇〇・〇〇	三四、七〇〇・〇〇	一〇七
旅館	三	八〇〇・〇〇	？	二
茶食糧米業	五	六、七〇〇・〇〇	三三、三六〇・〇〇	三五（饌業四、製米一）
其他雜業	六	八、三六〇・〇〇	二七、五四〇・〇〇	一九（鐘表鞋業理髮皮業運輸磁器染局等）
五金業	三	一、〇五〇・〇〇	三〇、六五〇・〇〇	九（銀舖三、洋鐵六、鐵鑪一三）

◎德惠縣

本縣に於ける商業の中心は張家灣及縣城とし滿洲事變と共に商店殆ど閉鎖せるも爾來漸次回復し、商況も之に伴ひ好況に向つてゐる、商業は雜貨商、布商、藥商を主とし移出品の主要なるものは滿洲農特産物の外豆油、燒酒、鶏卵等とし移入品の主なるものは綿絲、布類、小麥粉、煤油、糖類、金具類である。

●縣城内及張家灣に於ける商賈狀況（康德元年未現在）

業種	家數	總資本額	一年間の銷賣額	店員數
縣城				
雜貨業	三	二四、三〇〇・〇〇	一三三、六七〇・〇〇	二〇五名

木業	二	四〇〇・〇〇	一、五三・〇〇	七	(木匠舖二)
乾鮮貨業	二	四五〇・〇〇	七四〇・〇〇	五	
藥業	一九	六、二〇・〇〇	三四、八五・〇〇	八四	
車店	二	一四〇・〇〇	一三〇・〇〇	九	
飯館肉業	二	五五〇・〇〇	五、六五〇・〇〇	一三	(肉舖)
茶食粮石	三	五、四九五・〇〇	一三、六二・〇〇	七五	(菓局)
五金業	三	四〇〇・〇〇	七〇五・〇〇	七	(鐵爐二、銀舖一)
其他雜業	四	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一六	(染房二、紙房一)
張家灣					
雜貨業	三	三、四〇〇・〇〇	七、三九・〇〇	一三	
綢緞布疋業	八	五四、五〇〇・〇〇	二五二、三〇四・〇〇	一三一	
木業	五	四、三〇〇・〇〇	三三、二九〇・〇〇	三〇	(木器業)
乾鮮貨業	五	三、一〇〇・〇〇	二五、四二〇・〇〇	三〇	
書局印刷業	二	六〇〇・〇〇	四、九〇・〇〇	一〇	(書筆業石印局各一)
藥業	六	四、一〇〇・〇〇	三三、〇〇八・〇〇	四五	
成衣估衣業	一	一、〇〇〇・〇〇	三、六〇・〇〇	五	(估衣業)
茶石粮石	一三	三八、五〇・〇〇	六〇八、四〇・〇〇	一四三	(粮米二、茶食三、粮業六、製糖二)
五金業	八	一六、二五〇・〇〇	四六、七二〇・〇〇	五〇	(磁鐵二、首飾三、洋鐵製品三、鐵匠三)

鹽面業
其他雜業

鹽面業	二	九、二〇〇・〇〇	六、一四〇・〇〇	一一	
其他雜業	四	五、五〇〇・〇〇	二四、六五〇・〇〇	三三	(捲煙染局三)

◎九台縣

縣城下九台は民國の初吉長鐵路の敷設と共に地利を占め大豆の集散地として發展を遂げ大同元年八月新たに九台縣設置せられ縣城を此地に定められて以來益々發展の機運に向つて來たが三江好匪の蠢動により各商舖閉店の已む無きに至り大同二年に至り再び舊態に復するに至つた。商業は依然大豆を大宗とし今日京圖線隨一の集散地である。雜貨業其他も之に附隨して發達し大豆出廻期には商業股賑を極む。而して大同二年中に於て縣下十二家の閉店ありしに對し新設及擴張せしもの四十家、康德元年中に於て二十六家の閉店に對し二百十八家の新設及擴張を見る事となつた。

移出品の大宗は大豆とし十月頃より出廻開始し十二月一日に於て其極に達し四月を過ぐれば激減し夏季には僅少の小豆粟、高粱等雜穀の移出を見るのみである。大豆は德惠縣を始め隣接縣より集る。大同二年に於ける下九台驛よりの移出量を見るに大豆五、〇九九貨車雜穀二五二貨車に及び移入品は木材、鹽、麥粉、石油、麻袋、紅白糖、綿絲布、毛織物、綢緞等の各品に亘り其移入は冬季に多い。新京との取引は緊密なるも多く少量取引で大量取引は大連(砂糖、綿布類、毛織物類、綿等)哈爾濱(粉類)との間に行はる。

●縣下商賈狀況(康德元年末現在)

業別	家數	總資本額	一ヶ年銷賣額	店員數
雜貨業	六	一三四、三六〇・〇〇	一、四九、六六・五〇	七六七
綢緞布疋業	九	六、一〇〇・〇〇	四八、一〇〇・〇〇	六八
木業	七	一、八九〇・〇〇	三〇、八九・四〇	三三

朝鮮貨業	三九	一〇、七九〇・〇〇	一六九、七三六・〇四	一九三
書局印刷業	四	一、九五〇・〇〇	一七、四九七・〇〇	三四
藥業	五	一四、一〇〇・〇〇	九六、三三三・九〇	一四三
成衣舖	三	一六〇、〇〇	三七〇、〇〇	六
旅館車花店業	八	四三〇、〇〇	二、〇四〇・〇〇	二〇
鹽面業	九	一六、一〇〇・〇〇	五七、一四五・〇〇	一〇三
飯館肉業	六	二、六三四・〇〇	二四、三一〇・〇〇	五 (飯館二四、肉業二)
茶食粮石業	七	一〇三、〇六〇・〇〇	?	五三
五金業	一九	一、四三〇・〇〇	一三六、三四〇・〇〇	九
其他雜業	三	六、七六〇・〇〇	一三〇、八七〇・〇〇	一五 (染業皮館酒局山貨行鞋舖豆腐其他)

尙ほ縣城に於ける粮業者は粮業公會 (一種の組合制度) を組織し大同二年縣に於て設立せる公設市場と連絡をとり公定相場決定馬車運賃の協定等をなし農商兩民の利益増進を圖つてゐる。

○舒蘭縣

本縣は拉賓線の開通を見るまでは交通不便なる山地縣として開發遅れ商業も亦從つて未發達の狀態にありしのみならず王德林匪の根據地として縣城を始め縣下重要主鎮は再三匪襲を被り疲弊甚しく之れが爲め商業の發達を阻害すること少くなかつた。然しながら拉賓線の開通により治安維持上の便宜を得たと共に漸次開發の途開け商業も之れに附隨して發達の機運に向つてゐる。

縣移出品は滿洲特産の外燒油、線麻、黃麻等とし其年總額約五百萬に上り移入品は棉布、絲類、砂糖類、麥粉、煙捲、煤油、醬油、等とし其年總額約三十八萬圓に上る。

●縣城内商賈狀況

業種別	家數	總資本額	一ケ年總銷售額	店員數
雜貨業	七六	五、三〇〇・〇〇	一六、三四〇・〇〇	二八三
朝鮮貨業	五	九〇〇・〇〇	一、〇四五・〇〇	一二
五金業	四	三六〇・〇〇	四九五・〇〇	八
煙捲床子	一三	一、八六〇・〇〇	二、〇六〇・〇〇	三
成衣估衣業	五	三九〇・〇〇	四八〇・〇〇	九
藥業	三六	六、七四〇・〇〇	六、七八〇・〇〇	四〇
洋鐵業	六	五〇五・〇〇	四、七九〇・〇〇	一四
旅店	七	二、一八〇・〇〇	二、四八五・〇〇	三
雜業	三六	四、四二〇・〇〇	五、六三六・〇〇	二

○榆樹縣

本縣の商業は僅かに縣城に於て稍々盛んなるのみで其發達は極めて遅々たるもので土産及諸製品は殆んど地場銷售に當てらる。移入品の主要なるものは鹽、綢緞、棉花、海菜等とし新京、哈爾濱、營口方面より移入せらる。

●縣下商賈狀況 (康德元年端午節現在)

業種別	家數	資本總額	一月より端午節 に至る總銷售額	店員
-----	----	------	--------------------	----

雜貨業	一一	三五、四九〇・〇〇	四七九、七六・八〇	八九三
綢緞布疋業	四	三、〇〇〇・〇〇	三、三九〇・五〇	一九
木業	一七	九、九五〇・〇〇	三〇、八六〇・〇〇	八五
印刷業	二	一、七〇〇・〇〇	四、一〇〇・〇〇	一七
藥業	三	三八、七五〇・〇〇	七九、〇一五・〇〇	一七三
估衣業	一	一五〇・〇〇	三八〇・〇〇	二
茶食糧米業	三五	一七、三三〇・〇〇	四一、〇三〇・〇〇	一三六 (糧業四、茶食店二一)
五行行	一六	五、四二〇・〇〇	一五、一六〇・〇〇	七 (鐵舖八、金銀店八)
其他雜業	四	一〇、五二〇・〇〇	一五、八七〇・〇〇	三

○農安縣

本縣は本省内主要農業縣にして連年匪患に煩はされたが近年治安の安定と共に商業は漸次殷盛に向ひ京大線の敷設は移出入に多大の便宜を與ふる事となつた。移出品の大宗は大豆とし其額約五〇萬石に及び移入品の主要なるものは砂糖綿絲布、麥粉、石油、燐寸、煙草等約二百萬圓の年額に上り、主として新京より入市せらる。最近は更に石炭、密柑の入荷著しく多額に上り本年中に於て前者は六千廬後者は一萬箱に上るものと豫想せらる。

●縣下商賈狀況(康德元年中秋節現在)

業種別	家數	總資本額	一月より中秋節 に至る總銷售額	店員數
-----	----	------	--------------------	-----

綢緞布疋業	二〇	六、三〇〇・〇〇	一、五四九・〇〇	一三八
木業	二四	三〇、九四〇・〇〇	?	一四〇
乾鮮貨業	一〇	一、四七〇・〇〇	二〇、〇三〇・〇〇	五
書局印刷業	三	五、九〇〇・〇〇	一三、〇四九・〇〇	三
藥業	六〇	五、五四〇・〇〇	六、一九五・〇〇	三三
成衣估衣業	一三	一、三三〇・〇〇	八、九二〇・〇〇	一三〇
鹽面業	二	一、二〇〇・〇〇	?	一五
飯館肉業	五	二、七六〇・〇〇	二、六八〇・〇〇	三
旅館車花業	二	三〇〇・〇〇	?	九
茶食糧米業	二	七、七三〇・〇〇	五、三四〇・〇〇	三九
五金業	四九	二、二〇〇・〇〇	三、五〇一・〇〇	三〇五 (金屬製品九、洋鐵一二、鐵爐一九)
其他雜業	四八	一四〇、三三五・〇〇	?	七六 (染紗、皮革、香房、鞋等)

○扶餘縣

本縣々域は水陸の要衝に在ると共に陸路又比較的發達してゐた爲め由來蒙古貿易の中心地として相當廣汎なる取引網を有してゐたが其後洮南、鄭家屯、赤峰及大賚附近の各市場發達するに及び一部勢力を奪はれ且つ北鐵南部線(現京濱線)の敷設に依つて商勢益々衰退に趨いた。然るに近來匪患の減少と共に逐日殷盛に向ひ殊に新京より國道並に京大線の敷設開通を見、新京方面との直取引の便を得肇州方面の特産物は松花江に依ることなく之等新路線に據りて出荷せらるゝ事とな

り商業界の將來は括目に價するものがある。

移出品の大宗は大豆、高粱、小麥、粟等とし年額三、四萬石に及び又鮎、鯉、鱧、鰻等の水産物がある。其額年五〇萬斤多く新京、吉林、奉天に移出さる。又「ブリツスル」(豚毛)の移出少なからず其總移出額約百二十萬圓に及ぶ。

移入品の主なるものは綿布、砂糖、石油、支那茶、烟草、柑橘類、山貨等とし扶餘縣商賈の移入額のみにても約八〇萬圓に上る。

●縣下商賈狀況(康德元年中秋節現在)

業種別	家數	總資本額	一月より中秋節 に至る總銷賣額	店員數
雜貨業	三四	一五、九五〇〇	二四七、六〇四・六二	四七六名
綢緞布疋業	三	一〇、八五〇・〇〇	一七、四九一・七六	七一
木業	三三	一〇、九五〇・〇〇	一一、四六六・三〇	六六
乾鮮貨業	四	二、二〇〇・〇〇	五、九六五・九四	二
書局印刷業	七	三、〇八〇・〇〇	五、一六五・五五	四 (書局四、印刷三)
藥業	一六	一六、八六五・〇〇	四〇、一六六・三〇	二〇
成衣估衣業	一四	二、五三〇・〇〇	四、七六六・三五	四三
飯館	四三	二、〇一一・〇〇	九、六五四・〇〇	二四四
車花店	四	四、八〇〇・〇〇	?	三一
茶食業	二	九、四〇〇・〇〇	四、〇六四・六〇	八〇
五金業	三三	三三、一八五・〇〇	一六、六三二・〇〇	一八七
其他雜業	一二	三四、八〇五・〇〇	一二七、三一七・〇〇	四六三 (山貨行、毛織、染局皮革、鞋類、工、紙工等)

○乾安縣

本縣の商業は僅かに縣城に於て營まれ城外各村屯には商賈らしき商賈なく縣城内に於けるものと雖も其數極めて少なく土民の必需品に屬するものを賣買する小賣商である。市況亦極めて不活潑であり金融機關としても亦見るべきものはない交通の便惡しき奥地なる爲め物價一般に高く、移出品たる豆類穀類は多く開通に出され、移入品たる烟草、麥粉、棉布。は扶餘及開通より移入せらる。

●縣下商賈情況(康德元年末現在)

業別	家數	總資本額	一ケ年總銷賣額	店員數
雜貨業	三三	一四、八〇〇・〇〇	五五、七六〇・〇〇	一五五名
乾鮮貨業	三	九〇〇・〇〇	七、六五二・〇〇	一〇
藥業	三	一、〇〇〇・〇〇	八、四四〇・〇〇	一五
糧米業	一	二〇〇・〇〇	四五九・〇〇	一

○長嶺縣

本縣は遠邊の地で商業概して振はず日用雜貨を供給し居るに止まる。移出特産の集散も無く僅かに四洮線に依り新京、公主嶺に出るものが縣城を通過するに止まり糧穀小賣商あるも所謂糧商と稱すべきものはない。移入品は農安を経て奉天方面と取引せられ新京との取引少なく物價は割高である。

●縣下商賈狀況(康德元年末現在)

業別	家數	總資本額	一ヶ年銷賣額	店員數
雜貨業	七	三、〇五〇、〇〇	一一、五三〇、〇〇	一九名
綢緞布疋業	八	七、一〇〇、〇〇	六五、六六〇、〇〇	四三
木業	三	七五〇、〇〇	三、〇五〇、〇〇	八
乾鮮貨業	四	四、三五〇、〇〇	二、八四〇、〇〇	二四
書局印刷業	五	二、三三〇、〇〇	七、三三〇、〇〇	一八 (書茶文具三、石印局二)
藥業	四	一、三五〇、〇〇	六、〇三〇、〇〇	二三
成衣估衣業	三	三五〇、〇〇	八〇〇、〇〇	九
五金業	一四	二、一〇〇、〇〇	一三、六八〇、〇〇	三六 (磁鐵二、鐵爐五、銀局六、洋鐵三)
鹽、面醬粉業	一〇	一、九〇〇、〇〇	八、三五〇、〇〇	二 (面舖五、粉坊五)
飯館肉業	一〇	七六〇、〇〇	四、七八〇、〇〇	三 (飯館四、肉業六)
茶食粮石業	六	一、八〇〇、〇〇	五、三五〇、〇〇	二三 (茶食三、粮石三)
其他雜業	七	四八〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	三〇 (皮舖三、理髮處四)

○懷德縣

懷德縣に於ける商業中心地は公主嶺であり范家屯の如きも縣内主要商業地をなしてゐる。移出品の主なるものは大豆高粱にして康徳元年に於て五萬一千七百石に達し移入品は大米、砂糖、面粉、煤油、洋布、棉花等とす。

縣下商賈情況 (康徳元年十一月現在)

業別	懷德城	公主嶺	范家屯	其他城鎮	計
糧商	八家	五家	四家	一家	三〇家
燒酒商	二	二	一	三	七
雜貨舖	一七	三〇	一八	三八	一〇三
藥舖	一五	三三	一三	二九	九〇
菸蔬舖	二二	一〇	二五	二	五八
鮮貨舖	一九	七	一五	一二	五三
木舖	五	一四	五	八	三二
棉花舖	一	一	一	一	一
山貨舖	二	四	二	三	一一
金店	四	三	三	二	一二
磁器店	一二	二	七	二	二二
餅舖	二三	三二	一七	八	八〇
其他	一四一	二八二	二五	二四	四七二 (成衣舖、鞋舖、饌局、錫器舖、飯館、理髮舖、估衣舖、澡塘等)
計	二七一	四二四	一三四	一四四	九七二

第五節 工業

第一項 概 説

近代的工業の分野は工業勞働力に恵まれた滿洲に於ては原料品、動力、資本の供給状態、工業用水の良否に左右せらるゝこと多く、舊奉天省が礦産加工工業並に纖維工業地たりしに對し舊吉林省は製粉、製油、製糖並びに釀造等滿洲農特産物を原料とする工業發達を見るに至つた。然るに新省實施以來之等近代的工業中心地たる哈爾濱を失ひ近代的工業上に於ける地位は急激に失墜するに至り石灰工業及び吉林市内外に存する製紙、燐寸、製油、製材等中資本の工業を除いては在來舊式の手工業、家内工業の域を脱せざる燒鍋、油房、粉房、機房、染局、鐵爐、磚窖、皮舖等の雜工業を止むるに過ぎない。然し乍ら之等はよく交通不便なる各地に於て地場の需要に應じ農村生活を潤せる点に於て重要な役割を演じてゐる。特に德惠、樺甸の白酒の如きは美酒を以て知られ更に吉林、新京、哈爾濱を始め其他各地にも移出せらる。

本省の工業的將來を見るに販路としては新京を始め相當廣大なる背後地を有する吉林郊外の地は工業地帯として比較的好條件に恵まれ既に「滿洲國經濟建設要綱」にも奉天、安東、哈爾濱と共に工業地域設定地に指定せられ相當發達すべきものと豫想せらる。之れを原料供給に就て見るに五億三千萬石の材積を有する林産の六割は潤葉樹にして而かも榆、樺類等比較的工業價值少なきもの多く針葉樹は僅かに四割に過ぎないが、國內市場を對象とする限りに於ては他の好企業條件を供ふるに因り製紙、燐寸軸木の原材として充分なるべく、又製粉、製麻、煙草、薄荷等の工業原料の大量的供給は困難なる現況におかれてゐるが治安の回復と共に其の栽培を指導、獎勵するに於ては決して不可能事ではない。

更に燃料として割安な缸窖、火石嶺、奶子山等の炭坑を近くに有し、土地、勞力又比較的安く、工業用水の便（松花江は軟水である）を有し且電力の廉價供給を企圖せられつゝある等の事情よりして製豆、製紙、燐寸は勿論、交通の便を利用し多少の原料を省外より仰ぐに於ては昨今と雖も製麻、製粉等工業の發展し得べき充分の礎地を有すと言ひ得るであらう。

第二項 各地狀況概要

◎ 吉 林 市

(1) 燐寸製造業

吉林燐寸會社、衆志火柴公司、泰豐火柴公司及金華火柴公司の四社あり、總資本金九萬五千圓、ボイラー四、軸木排列機四十六台、抽拔機二十一台、乾燥機四十台と従業員七九〇名を擁し一日の生産能力六十五箱である。

吉林燐寸會社は民國三年四月資本金十八萬圓（拂込額四萬五千圓）を以て創立せられ同四年長春に支工場を省城西關に分工場を設く。十一年資本金を七十五萬圓に増加し（拂込額三十二萬五千圓）十四年五月以來瑞典國際燐寸聯合の投資により經營も同系統の手に歸する事となつたが事變後之を離脱した。

衆志火柴公司はもと元増火柴公司と稱し民國九年創立せられたが成績舉らず其後休業中のものを同十五年吉林燐寸及び金華燐寸に於て十萬圓を出資し事業を繼續する事とし其後は金華燐寸に資金を仰いでゐる。

金華火柴公司是民國十二年四月の創立に係り營業成績稍々良好にして生産額年二萬箱と稱せらる。

泰豐燐寸公司是民國十七年創立せられ年産額二萬箱に上つてゐたが目下休業の状態である。

(2) 製 材 業

目下營業中の製材公司是吉林木材興業株式會社及び製材公司（鴨綠江製材無限公司支店）の二社とし總資本一百十萬圓ボイラー六、鋸機三十二台、従業員三三二名を擁し一日の生産能力八〇〇石である。

其他民國十七年吉林燐寸會社より獨立し資本金五十萬圓株式組織を以て製軸製函をなしてゐる。吉林製軸會社及び永年

休業中の松江林業公司があり又日本人個人製材に濱明製材所吉林製材所がある。

吉林木材興業株式會社は民國九年資本金十萬圓を以て東大灘に創立せられ製材、製函、原木賣買、枕木を取扱ひ工場敷地一、七二六坪、蒸氣機關多管式一台（百二十馬力）を具へてゐる。

製材公司鴨綠江採木公司と大倉組とに於て資本金百萬圓（拂込額五十萬圓）を共同出資し民國七年作業を開始し製材、製函、原木賣買以外に坑木、枕木の伐採を行ふ。

工業場敷地三萬坪餘、蒸氣機關多管式四台（三百馬力）と發電機二台を具へてゐる。

(3) 製紙業

老億隆、西元隆、元隆和の三戸あり、總資本額六千萬圓、碾子五十二、晒紙場十八、水槽三個と従業員六〇名を擁し専ら窓紙（雙操紙）の製造に當り、一日の生産能力二十八疋である。

(4) 織布工業

裕華工廠、富士工廠、振興工廠、天增福等以下九戸あり、總資本額十三萬四千元、手織機百三十五台、従業員二百四十八名を有し、一日の生産能力百三十五疋に上る。

(5) 靴下製造業

福利工廠、德吉工廠、合興工廠、德興工廠、隆記工廠、成順工廠、德隆工廠等以下十三戸あり、總資本額六千餘元、機織機六十三台を具へ従業員百五十六名を有し一日の生産能力百五十斤である。

(6) 石鹼製造業

中華公司、利華公司、會源公司の三社あり、總資本額四千二百元、大鐵鍋三個を具へ従業員十五名を有し、一日の生産能力五十四箱に上る。石鹼は洗濯石鹼に限られ曹達、豆油、牛脂を原料とす。

(7) 製粉業

民國四年頃資本金三十三萬圓を以つて株式會社恒茂火磨公司設立せられ民國十六年頃には一個年の生産高二十五萬袋の多量に上つた。原料は農安、榆樹、扶餘、五常方面より之を仰ぎ其製品は吉林省城は勿論樺甸、額穆、舒蘭、雙陽等を獨占し品質良好、美味なる爲め需要も多かつたが民國十八年頃より格安の米國品に壓倒せられ又露支紛争に際し露人に便宜を圖りし廉を以て操業停止を命ぜられ休業の已むなきに至つた。

(8) 製油業

豆油は農家の食料として、油粕は畜類の飼料として日常必需品たるに拘らず、本市に於ける製油業の發達は遅れ同業者僅かに二戸あるに過ぎず、總資本額三萬四千元、ボイラー二、壓搾機六十四台を備へ七十名の使用人を使用してゐる。

(9) 釀酒業

燒鍋三戸あり、五十四名の従業員を使用す。總資本額八萬五千元、一日の生産能力千二百斤である。

(10) 醬油製造業

同業者三戸あり、總資本額十萬圓、搾機二十六台、貯藏甕二千一百個を備へ従業員六〇名を使用し一日の生産能力五百八十七斤である。

(11) 石灰工業

石灰工業としては大同洋灰股份有限公司がある。本公司は資本金三百萬圓日滿合辦とし本社を吉林に有してゐる。事業としては洋灰製造販賣、洋灰を使用する工事材料の製造販賣並に之に附帶する事業を主とするものである。

本公司は既に大同元年より諸準備調達に當り大同二年七月十七日原石產出地たる磐石縣下大椅子山、七個頂子山、駱駝磊子の地二百十四响八三を買收し盤石驛前に採掘場を置き更に同年十月二日永吉縣哈達灣附近に工場用地として三十二响

八の買収を済し爾來諸準備を整へ康徳元年十一月略々其完成を見たので營業開始の運びとなつたものである。年産能力拾壹萬廬と稱せらるゝも北滿地方に於けるセメント需要の急増に鑑み年産參拾參萬廬への擴張増産を圖つてゐる。

(12) 電氣事業

電氣事業は康徳元年十二月一日滿洲電業股份有限公司の設立と共に全滿電氣事業は之に合併せられ全國的に統制せらるゝ事となつたもので舊來の吉林電燈廠は該公司吉林支店として再生する事となつた。吉林電燈廠は光緒三十一年開業せるもので光緒三十四年には官銀號の經營に移され滿洲中央銀行開業後は同行吉林分行の管理に移さる。資本金國幣換算額二、三〇七、六九二圓全額拂込とし大同二年四月に於ける需要狀況に就ては電燈需要家數八、二一六戸、燈數三五、五四八燈とし電動力としては需要家數二七戸、電力數六五一キロワットと稱せらる。

本廠發電能力二、五〇〇キロにして一、五〇〇キロ一架五〇〇キロ二架を備ふるも既に損傷甚しく且つ電桿電綫の破損もあり根本的修築の必要に迫らてゐたが偶々中央銀行滿電間に吉林電燈廠需要の全電力は新京所在の滿電支店より送電配給するの議纏り實業部の許可を経て大同二年九月十九日契約の正式調印を見る事となつた。此に於て滿電は契約に基き新京發電所構内及び吉林電燈廠發電所構内に容量二、〇〇〇キロボルトアンペアの變壓器二基（後新京には常用三基、豫備一基に變更す）を有し出力三、〇〇〇キロボルトアンペアの送電設備と新京より長春、九台、永吉三縣を通過し吉林に至る送電線（京吉送電線と呼稱す）の架設に當り工事認可後一ヶ月半を経たる康徳元年十月二十日其竣工を見るに至つた。斯く上述の如く政府の電業統制の結果十二月一日日本電燈廠は滿洲電業股份有限公司吉林支店となり今日に及んでゐる。

◎ 九 台 縣

本縣の工業は未だ近代的經營に依るもの皆無にして電氣燒鍋油房を除いては尙ほ商工業の中間に位する家内工業の域に

在り、動力の供給も不充分にして一五〇馬力蒸氣機關一架、五馬力の電動機一架有るに過ぎず。

（以下各縣工業狀況統計類は吉林省公署發行「新吉林省概説」による）

● 縣下工業生産狀況（康徳元年末現在）

種類	戸數	總資本額	生産概要		勞動概要		備考
			一日生産高	單價	労働者數	給料	
油房	五	約六、〇〇〇	八〇斤	〇、一四	一五	一〇	大興油房は馬六頭を用ひて搾油し他の四油房は人力に依る原始的搾油である。工人一人の能力打元豆二石油餅一八個とす。
燒鍋	一	九、一〇〇	一、〇〇〇斤	〇、一〇	一二	一六	酒店を兼ね店員十二名を有す給料四圓乃至十二圓吉林、烏拉街に支店を有す。原料として毎日紅糧大豆、小麥一石六斗より製せる柶子に紅糧九石六斗を使用し石炭四千斤を消費す。
電氣	一	五〇、〇〇〇	七、〇〇〇kw	四〇〇圓	二二	一	光大電燈公司と稱し民國十六年一月創業し一五〇馬力の蒸氣機關一架を備へ電量二、九七五圓である。
精米	一	一、〇〇〇	七石	七、〇〇	二	八	一日の販賣約十圓
磚窖	四	一、六五〇	一、〇〇〇塊	〇、〇一	二八	九	中一は休業、萬利窖は民國十四年四月、孟家窖は大同二年四月創業、業績良好
皮鋪	四	一、五〇〇	二〇件	〇、三〇	一五	一二	
染沙	二	一、五〇〇	四〇疋	一	二一	九	

貴金屬加工	五	七、七〇〇	一八件	一、五〇	四二	主要なるものは祥順盛、協和金店、玉華金店、雙義發金店、慶増宏である。
-------	---	-------	-----	------	----	------------------------------------

○磐石縣

本縣の工業は讓、織布、鑛器製造、製革等を除きては其見るべきものなく之等諸工業も事變と共に全く閉鎖の状態にあつたが爾來治安の回復すると共に漸次事業を開始しつつある。

本縣城外には大同洋灰股份有限公司の原石採掘場あり大同二年秋本縣城に二十五馬力の動力機を使用し電燈の架設を見、始め組合組織にて經營せしも目下實業部の許可を受け公司に改むべく申請中である。

●縣下工業狀況（康德元年末現在）

業種別	家數	總資本額	一ヶ年總銷賣額	店數	備考
燒鍋油房	三	二〇、〇〇〇〇〇	三七、二八二〇〇	一五〇	燒鍋二家資本金一八、〇〇〇〇圓 油房一家資本金二、〇〇〇〇圓
醬院	二	七〇〇、〇〇〇	三、四〇三、〇〇〇	七	

○樺甸縣

本縣の工業は極めて幼稚にして電氣事業を除いては見るべきものはない。油房は舊來の原始的方法を以て搾油してゐるが資本不足なる爲め僅かに冬春兩期に於てのみ事業をなして居り地場の需要に應ずるのみである。製紙業は亂麻を厚料とし毛頭紙、窗戸紙を製し地場消費に當てらる。本縣に於ける燒酒は美酒なるを以て知られ遠く縣外に移出せらる。縣城内に二家の燒鍋あり、四萬圓の資本と百三十七名の使田人を擁し年五七三、六五〇斤の燒酒を釀造してゐる。本縣城に耀樺電燈公司あり。民國十八年資本金現大洋十萬元を以て創設せられ二三〇ボルトの火力發電機を具ふ。本電方は電燈（現在

五〇〇餘燈）動力に使用せらるゝ外縣城を圍繞する警備用高壓線に使用せらる。

○額穆縣

本縣の工業としては製材、製油、製粉、釀酒等であるが何れも舊式經營法に依り近代的機械を使用するものはない。而かも事變以來匪患甚しく事業の繼續は不可能の狀態であつたが二年度に入り治安の恢復と共に製材を筆頭に漸次回復を見るに至つた。

縣下燒鍋、油房、醬院狀況（康德元年中秋節及年末現在）

業別	季別	家數	總資本額	各季に於ける總銷賣額	店員數
燒鍋	年中 秋末節	二	一一、〇〇〇〇〇	八、二五〇〇〇	四六
油房	年中 秋末節	四	二、〇五〇〇〇	二、一〇〇〇〇	一二
醬院	年中 秋末節	一一	六、〇〇〇〇〇〇	二、七〇〇〇〇〇	七七

○敦化縣

本縣の工業は電氣製材業を除いては小規模なる燒鍋、油房あるのみ。

敦化電業股份有限公司は大同二年三月より營業を開始せる日滿合辦會社にして始め二千燈の計劃であつたが爾來電燈用動力用としての需要急増し始め設備せる七十五キロワット發動機を以つては不足を來し十一月更に五〇キロワットの發動機を増設し、目下三千餘燈を有す。本公司は滿洲電業公司の統制下におかれてゐるものであるが、經濟的には獨立してゐるものである。

製材には日本人の經營に依る敦化製材所あり、毎月五萬立方呎の原木製材をなしてゐる。

燒鍋は縣城内に三家あり、總資本額一四、〇〇〇圓一ヶ年の生産額二四〇、〇〇〇斤である。

油房は十一家あり、其資本總額三五、〇〇〇圓、一ヶ年の生産數量合計豆油一六五、〇〇〇斤、豆餅一四一、五〇〇枚にして地方農村の需要に應ず。

○懷德縣

本縣の工業としては公主嶺、范家屯、楊大城子に於て木器製造業、製油業、纖維業、釀造業、製磚業、皮革業等をなすものを主とし何れも手工業の域を出でず。

木器製造業者三十二家、油房七家、織布業者八家、莫大小製造業者四家、釀酒業者七家、釀醬油業者五家、製磚業者十七家、染局十七家、製粉十九家、製紙二家、皮革三十二家、精米二家、鐵匠爐四十家、印刷業一家あるのみである。

○其他各縣釀造製油、製粉業狀況一覽表（康德元年末現在）

縣別	業別	業者數	總資本額	一ヶ年總銷售額	店員數	備考
雙陽縣	油燒房鍋	四三	三五、〇〇〇・〇〇圓	七六、一七・〇〇圓	八〇	二家油房を兼業す
伊通縣	燒鍋	二	一〇、〇〇〇・〇〇	七八、七〇・〇〇	二九	
德惠縣	油醬燒房園鍋	二一七	七六、〇〇〇・〇〇 一、〇〇〇・〇〇 二、一〇〇・〇〇	一、一五四、五〇・〇〇 三、四五〇・〇〇 九、八九〇・〇〇	二九二 七 七	縣城及張家灣の特況とす

舒蘭縣	油燒房鍋	一六七	五、三三〇・〇〇 一四、一〇〇・〇〇	一〇一、九三〇・〇〇 二六三、五〇〇・〇〇	二四一 五〇	
乾安縣	油燒房鍋	三二	二九、一〇〇・〇〇 二一、〇〇〇・〇〇	一四、九七・〇〇 五、四八・〇〇	一〇〇 二七	
長嶺縣	粉燒房鍋	一〇一	三六、六〇〇・〇〇 一、九八〇・〇〇	二七、〇八・〇〇 七、一五〇・〇〇	二六 二二	内五家は面舗とす
榆樹縣	油燒房鍋	二一五	一八、六〇〇・〇〇 七、五〇〇・〇〇	一五、九〇〇・〇〇 一一、五〇・〇〇	六七五 四三	康德元年五月現在
扶餘縣	粉醬油燒房園房鍋	九一〇五	三八、〇〇〇・〇〇 八〇、七〇・〇〇 二、三三〇・〇〇 三、五〇〇・〇〇	三元、八七・六〇 七七、〇九・三三 四、七三・八七 新開業	三三六 三四八 三〇 四	康德元年中秋節現在
農安縣	粉醬油燒房園房鍋	一三三八	一一、七〇〇・〇〇 七、八〇〇・〇〇 三〇〇・〇〇 九〇〇・〇〇	六六五、五〇・〇〇 六九、五〇・〇〇 一五〇・〇〇 二、五〇〇・〇〇	三三八 三八 七 八	康德元年中秋節現在

第六節 其他産業

第一項 畜産業

本省内に於ける畜産業は未だ發達せず、僅かに牛馬類並に農産物運搬の動源として各農家に於てに飼畜するのみである。
又羊、豚、鶏は副業的に飼養せられ多く現地消費に當てられてゐるに過ぎない。
茲に省内に於ける縣別畜類頭數を一瞥すれば次の如くである。

縣別家畜數一覽表

(實業部農務司編 「康德元年度農業統計」)

縣名	牛	馬	騾	驢	山羊	綿羊	豚	狗	鶏	其他家禽
永吉	一三、九四〇	一六、五七〇	八、六七〇	三、六七〇	三、三五〇	—	六、九八〇	六三、一〇〇	二二〇、三五〇	三、八八〇
額穆	九、八五七	二、七四〇	九七四	二、一〇九	四七	六七	三〇、〇三五	一一、二八五	七五、二五四	四、六〇七
敦化	四、〇八〇	三、四四〇	二、二五〇	四三五	一〇〇	三八〇	三、七〇〇	五、六二七	二〇、〇〇〇	四、六三五
樺甸	六、九七三	四、五五六	一、二五〇	七五六	六九	四九	三一、一八〇	二二、五五〇	四〇、五五二	一、一二三
盤石	一、一〇〇	一、九八〇	一、三〇〇	二〇〇	—	八〇	一三、〇〇〇	一一、〇〇〇	一、二七一	一、四九二
伊通	七、九六四	二、五〇六	二、九三八	四、五四八	二、二二三	一、八四二	一八、四三二	五〇、〇〇二	二、八二〇	三、三〇六
雙陽	四、六五	二〇、九七九	二、六八一	三、五六六	二五	一一五	六六、三八一	一三、三四二	五七、二二九	二、三〇〇
九台	八、八六	四八、五〇八	一三、五六二	八、九八〇	二〇	一九三	一二六、五六一	六三、八二七	二九七、八七〇	一五、〇五二
長春	九、〇三三	二八、一〇五	一八、三三八	二、九四五	—	七、六〇〇	一三〇、〇二〇	六五、七〇〇	九九、〇〇〇	一八、五〇〇

懷德	二、四八六	二二、九四五	一五、一七〇	二、四八三	四五四	五、六六〇	一七、六六三	二二、一九二	五三、六七二	一八、三四九
長峰	八三七	一四、五二〇	三、七三八	二、八三八	七二〇	一、九五九	二二、九八七	一七、五二四	二四、七五二	六、一七四
乾安	二、一〇三	九、六九四	二、一四五	一、三八四	一、三五〇	三八四	八、五七二	五、五二六	一〇、〇六五	五〇四
扶餘	七、二五四	二二、八五九	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	三、七六三	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—
農安	二、〇九七	二二、一三八	四、八四二	一、七九八	一八〇	二、〇四七	一〇〇、三六三	六六、八九一	一三五、二六五	一七、四五三
德惠	一、五四八	一四、五九七	五、九四〇	九五六	一、一五	六二〇	六八、九八〇	一一、六七二	一三、二二二	二八、八二九
榆樹	一〇、八九五	三五、一六二	五、三〇九	四、八五〇	一六八	五〇〇	五八、四六一	五八、三二〇	一三九、七六四	五二、九一七
舒蘭	八、七九〇	一七、二五〇	一二、七六五	一、五六〇	—	一五〇	四二、〇三〇	二〇、五三〇	九、七八六	三、二五〇
郭爾羅斯前旗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一〇三、四九八	二九八、五九九	一二四、八九二	四八、〇九八	一一、八九〇	二五、四〇七	七九六、〇二二	六〇八、一六八	一、三〇一、七九〇	五二六、五六〇

第二項 水産業

本省内水産は松花江を主要漁場とし牡丹江鏡泊湖之に次ぐ。魚獲法は極めて原始的にして農民の農閑期を利用して副業的に營まるゝもの少なからざる状態である。
今水産調査表を示せば次の如くである。

縣(旗)別水産調査表

(吉林省公署大同二年度調査)

縣名	漁場	漁具	漁網	漁船	漁戶	魚種類	漁期	出產量
永吉	松花江	攪網子·抄羅子·漁藍·魚鈎·漁筐·漁鯉·系掛網·柳網·拾網·攔河網·攀網·旋網	攪網子·抄羅子·漁藍·魚鈎·漁筐·漁鯉·系掛網·柳網·拾網·攔河網·攀網·旋網	威虎船對船 掛觸船 二隻	六戶 一四名	鯉魚·白魚·鮎魚·鯽魚·黃古魚·邊魚·狗魚	四月—十月	六〇·九〇斤
農安	松花江	漁鈎·漁人·蓋網·波網·攀網·帶河網·鐵焦網	葦河對船 三隻	二戶 一七名	鯉魚·膀頭魚·草魚·根魚·鮎魚·鯽魚	三月—十二月	一九·五〇斤	
扶餘	松花江	抄撈子·砍鈎·大系網·波網·罩網·人網子·拉網	小推船·小桅竿·大花鞋 四隻	三戶 三名	胖頭魚·邊花魚·鯉魚·草根魚·鯽魚·白票魚·鮎魚·狗魚·鰱魚·鰻魚	三月—十月		
敦化	牡丹江	釣網·搬網·柳條網	虎威船 三隻	二戶			二月—九月	四·七五斤
額穆	牡丹江	系網·攀網·撒網·塊網	小威虎船 二隻	三戶			四月—九月	三〇·〇〇斤
郭爾羅斯旗	松花江	柳條彈·魚鈎·小系網·旋網	小手底木船			鯉魚·鯽魚·鮎魚·草根魚·刀魚	三月—十月	
計								一七五·一五斤

第六章 交通・通信

第一節 鐵道

本省に於ける鐵道は舊吉林省内に於ては滿鐵線、濱綏線、京濱線、京吉線、吉敦線、吉海鐵路の幹線を初めとし天圖鐵道、穆稜炭礦鐵路、蛟奶支線等其の延長一、九一〇裡に達し更に第一次第二次鐵道敷設計畫に依り敦圖線(一九二裡)拉濱線(二六八・四裡)圖寧線(二五七裡)京大線(二二二裡)及び牡丹江より佳木斯に至る線(三一〇裡)等新設せらるゝ事となり鐵道交通の發達夥しいものがあつた。其後新省實施以來其の區域は著しく減少せられたに拘らず濱綏線を除く之等の既設幹線の外拉濱線、京大線の新設開通並びに京圖線の全通等あり、愈々鐵道の便多きを加ふるに至つた。今省内のみに付國鐵線延長を一瞥するに次の如くである。

京吉線	一二七、七〇
敦圖線	二二〇、四〇〇
京圖線	三八五、三〇
奉吉線(吉林—海龍間)	一八三、四〇
京賓線(新京—蔡家溝間)	一五六、一〇
拉濱線(拉法—平安間)	一一〇、〇〇
京大線(新京—前郭旗間)	一四八、三〇
奶子山線(蛟河—奶子山間)	一一、〇〇
計	九四四、一〇

第一項 京圖線

一五〇

京橋圖書館

大同二年四月敦圖線の開通に因り同年九月一日より舊吉長鐵路、吉敦鐵路と併せて京圖線と稱し北鮮鐵道に連絡するもので其全延長五二八軒、康徳元年九月十四日始めて新京清津間の直通列車の運轉を開始した。途中拉賓線、圖寧線の培養線を持ち滿洲國內東西を結ぶ交通路として又日滿を結ぶ東西交通路として將來刮目に價するものと云ふべく、北鐵讓渡後と雖も日滿間の東西交通路たるの使命は微動だにせざるべきのみか京大線全通により更に重要意義を有するに至つた。

●舊吉長鐵路沿革

一八九四年當時の吉林將軍長順は本線急設の要あるを密奏した事があるが、其後露國が東省鐵路公司をして支那より東清鐵道南部線敷設權を獲得するや吉長線も亦遼東還附の報酬として東清鐵道支線の名の下に其敷設權を獲得したもので其後一九〇四年日露戰役後日本の敷設せる奉天新民府間の軍用狹軌鐵道を戰後支那に讓渡すると同時に本線合同契約を約し一九〇四年四月新奉及吉長鐵道協約を訂立し翌年十一月日支合同資本を以て敷設の約を結び一九〇九年八月南滿鐵道と支那政府間に借款契約締結され鐵道敷設費五三〇萬圓中二一五萬圓は南滿洲鐵道株式會社より貸與し他は支那政府より之を支出することに決定した。之より先一九〇五年支那は時の吉林將軍達貴の上奏により支那より八十萬兩吉林銀元廠より七十八萬兩の資金支出を計劃し吉長線敷設に着手せんとしたが時偶々日露の和議成り且つ媾和條約に伴ふ日支間協約により遂に合同出資を約したのである。當時吉林省民は利權外溢を名とし之に反對し吉林鐵路公司及公民保路會等を組織して集資自辦を請願せるも奏功するに至らなかつたものである。

京橋圖書館

右借款は償還期限二十五箇年五箇年据置後二十箇年年賦償還と定め借款期間中は日本人技師長及會計主任を任用し營業收入は新京正金銀行支店に預入れ餘剩ある時は殘額中借款元利六箇月分を預金として存置し其餘は支那政府の用に充つる事に規定した。一九〇九年起工以來屢々資金不足し且つ工事中革命起り殊に清國政府の滅亡してより工事の障害多からず、一九一二年漸く全線の開通を見るに至つた。然し乍ら工事の不完全と圖們嶺墜道の着手遅れ、且貨物運賃率制度の杜撰驛に於ける貨物積卸設備の不完全等の爲め馬車輸送増加し營業成績極めて不良であつた。此に於て一九一五年五月日支協約に據り吉長鐵路に關する協約の改訂をなすべく翌年二月より交渉を開始したが纏らず、一九一八年一月漸く滿鐵理事龍居頼三氏と交通部次長權量氏との間に協約の調印成り本鐵道の積極的改善を圖ると共に其營業は南滿鐵道會社の受託經理に歸することゝなつた。

一九一七年一月に於ける第二次借款契約は供款額六五〇萬圓とし第一次借款により既に貸與せる借款額中の未償還額一、九八八、七五〇圓を扣除し殘額四、五一一、二五〇圓を新たに交付せるもので償還期限三十箇年、借款期間中は支那政府より局長を任命し業務を監督せしむる事としたが一切の業務は舉げて南滿洲鐵道會社に委託し日本人三名を選任して工務、運輸及會計の主任に充て其一人を選んで南滿洲鐵道會社の代表たらしめ會社の權利義務を執行せしむることゝした

●舊吉敦鐵路沿革

本鐵道は所謂吉會線の一半をなすもので一九〇八年九月間島に關する日清協約第六條の協定に基き日本が投資優先權を獲得したものである。一九一七年六月十八日西原借款の名に於て吉會鐵道借款豫備契約が北京交通部と特殊銀行團（日本興業銀行、朝鮮銀行、台灣銀行）との間に締結せられ金一千萬圓を前貸する事となり、調印の翌日東京に於て章駐日公使に之を手交した。本豫備契約に準據せる正約は六ヶ月以内に締結さるべき筈であつたが（第八條）前記一千萬圓を政費に流用せる等の爲め民間の反對に遭ひ又他面當事者間に諸種の條件に於て意見の一致を見ることが能はず正約を締結する事なくして荏苒推移し一九二五年の春に至り漸く滿鐵と張作霖との間に本線工事請負に就き協定成り次いで十月二十四日交通部總長葉恭綽との間に調印を完了した。其内容は資金立替工事請負の形式をとり、本線全長約四百支里二ヶ年竣功、立替貸金總額日本金一千八百萬圓全額交付年利九分、工事期間中日本人一名を總工程師に用ひ立替金の未済中は日本人一人を

總會計となし局長の命令に服従せしむることとし局長は工事の監督及全線管理の權を有し本件立替金は軍政各費に流用することを得ざることをし回収は隨時之をなし得、市況の良好なる時は公債發行の商議をなす事を得る事とし又工事竣功後一ヶ年を経て償還する能はざる場合は三十ヶ年賦として完済する事とし嘗て前渡金を交付せる吉會鐵道借款正約締結前の暫行契約として將來吉長鐵道と合併し得べきこと及び合併の際吉林鐵道契約の改廢を提議し得べき事等をも明確に定め所要材料購入に關しては局長の承認を経た後一般市場に於て入札又は指定購買をなすもので其他列車の運轉、工事請負、工事の検査等總て國有鐵道の一般規則に依る事とした。其後葉恭綽去り許世英內閣成立するや新任交通部長龔心湛の部下船政司長凌昭は一九二五年十月二十二日通電を發して契約の内容を曝き本契約を以て賣國喪權行爲であるとなし可成のセンセーションを起したが奉天に於ては張作霖が東三省を以て自治區域となす旨を宣佈し吉敦鐵道に就ても中央の司令を受けず一九二六年一月二十六日吉長鐵路局内に吉敦鐵路建築工程局を設立し吉長鐵路局長魏英武をして局長を兼ねしめ之が進行を計らしめたのである。

●舊敦圖線沿革

本線は一九〇八年九月に於ける間島に關する日清協約によつて吉會鐵道の投資權を留保せしめ將來吉長鐵道を延長して延吉南境に至る場合には更に圖們江を渡つて會寧に達せしめ朝鮮鐵道と連絡すべき事を承認せしめ一切の辦法は吉長鐵道と一律にし日本は其の敷設費の半額を投資するの權を得る事としたのであるが日本は投資權を得たのみで敷設權を得たものでないから着工に就ては何等の干渉權を有してゐなかつたのである。

一九一八年吉會鐵道借款豫備契約締結せられ支那政府は本鐵道敷設費其他必要條件を定め特殊銀行團の同意を求むることとなり、又將來建設費に充つべき資金に就ては日本特殊銀行團は支那政府の爲め五分利付金貨公債を發行し其公債募集によつて得た資金を以て前記前貸金を優先的に返済すべく且つ正約は六個月以内に締結すべき事を定めたが民間側の反

對、當事者間の意見の相違があり、正約の締結に至らず、一九二五年十月本線とは別個に吉敦線の工事請負契約の締結を見るに至つた。一九二八年五月十四日附を以て吉會鐵道中敷設未完成部分たる敦化より朝鮮國境に至る敦圖線に關し交通部と滿鐵との間に工事請負契約の調印を了したが支那側の排日運動等に依り其の敷設極めて困難であつた。然るに滿洲國成立と共に本線の重要性に鑑み其敷設を急ぎ大同二年二月九日には天圖鐵道を買收し之を補修し大同二年五月完成するに至つた。此に於て同年五月下旬より敦圖線の名稱の下に假營業を開始し九月一日より正式營業に移り吉長、吉敦の兩線と併せ京圖線と呼稱せらるゝに至つた。

第二項 奉吉線

本線は奉天、吉林間全延長四四七、六籽、康德元年四月一日より舊吉海鐵路（吉林、海龍間）と舊瀋海鐵路（海龍、奉天間）とを併せ奉吉線と呼稱することゝなつた。

舊吉海鐵路は東三省に於ける外資に依る鐵道敷設熱に刺戟せられた吉林の農、工、商、教各團體が省議會に本鐵道敷設問題を提議したので省議會に於て之を確定し省公署に於て之が許可方を諮つた結果民國十五年十一月十日吉海鐵路建設籌備處なるもの組織せられ現省長李銘書を總辦に任命し資本總額吉大洋千二百萬元中一千萬元を吉林省公署より出すことゝし残り二百萬元は一般商民より募集することに決定した。

斯くて十五年十二月二十日より朝陽鎮を起點とし、十六年二月十三日よりは吉林を起點として測量に着手し三月末完了、六月二十五日開工式を舉行し同時に着工したものである。爾來二ヶ年を費し民國十八年五月十五日全線の開通を見、翌年七月一日には吉海鐵路管理局を設け開通後の營業一切を管掌せしむる事とした。始め資本金吉大洋一千二百萬元の豫定であつたが不足を生じ二千三百萬元に増額する事とした。

舊瀋海鐵路は最初東三省交通委員會の廢止により民國十五年五月官民合辦の奉海公司設立され同年七月工事に着手し翌

年九月には奉天海龍間、同十六年八月には海龍朝陽鎮間開通し始めて全線の開通を見たものである。

上記兩鐵道は滿鐵本線の東側を沿ふて北行し明かに日支滿洲善後條約の並行線拒否條項に抵觸せるを以て當時日本政府より嚴重抗議したが當事者は言を左右に託して遂に建設されたものであるが滿洲事變勃發するや舊政權派の幹部は四散し營業續行不可能となつたので袁金鎧を首班とする地方維持委員會の主唱により鐵路保安維持會を組織し再び業務を開始し滿洲建國後兩鐵道は滿洲國に接收せられ奉吉線として鐵路總局の管下に屬したのである。

第三項 京濱線

本線は嘗て北滿鐵路（もと東清鐵道と呼び次いで東支鐵道或は中東鐵道と稱せられ滿洲建國後北滿鐵路と改稱）中哈爾濱新京間を繋ぐ北滿鐵路南部線をなしてゐたもので、康德二年三月二十三日同鐵路讓渡協定調印後京濱線と改稱せられたのである。

東清鐵道（滿洲里より綏芬河に至る）の敷設は一八九六年九月締結せられた所謂「カシニ―密約」に基くものであるが南部線は一八九〇年偶々獨逸の膠洲灣租借事件起るに及び露國又之に倣ひ同年三月所謂哈巴羅夫條約を締結し旅順、大連の二十五ヶ年租借權を獲得すると共に東清鐵道敷設條約と同一條件を以て哈爾濱より旅順、大連に至る支線敷設權を得若し必要とするときは營口、及鴨綠江の中間に於て遼東半島沿岸の最も便利なる一地點迄支線を敷設するの確認を得た事に基くものである。而して北滿鐵路各方面の工事は哈爾濱を中心として頗る迅速に運ばれ一八九七年春起工し一九〇三年七月には大連旅順に至る支線、牛莊支線に亘る全延長約七千百哩に達する全線の運輸を開始するに至つた。其後一九〇五年日露戰爭の結果「ポーツマス條約」に依り寬城子以南を日本に讓與したが尙ほ總延長一、〇六七哩に及び在支外國鐵道中最長のものであつた。

露國は一八九六年九月東清鐵道會社條約に於て鐵道地帶内に於ける政治軍事上の特權を有し鐵道地帶内は實際上露國主

權の下に置かるゝ如き狀態であつたが一九一八年の露國革命以來革命と共に勃興した幾多の革命委員會に於て爭奪の目標と化し殆んど鐵道管理權の所在不明となるに至り、當時漸く對外的に目覺めて來た支那は此處に乗じて巧みに東支鐵道の回收を企て遂に一九二〇年三月從業員同盟罷業勃發せるを好機として沿線の警備及附屬地帶警察權掌握の爲め露國鐵道守備隊の武裝解除に成功し九月には露國公使及領事の待遇停止を斷行して露國公使の東支鐵道に對する公的地位を失はしめ且つ鐵道地帶内に於ける露國領事裁判權停止の結果支那は名實共に東支鐵道を管理する至につた。但し警察權に關しては當時北京公使團に於て國際公共警察制編成の議ありし爲め暫く舊制に従ふことゝなつたが東支鐵道實權の回收は十月交通部と露亞銀行との間に締結せられたる東省鐵道管理追加契約附屬文書により具體的に實現したものである。

斯くて露西亞の第一次革命以來前後八年を費し、合法的に又は非合法的に露國の得た利權を悉く回收し一九二四年以後完全なる支那側の獨占時代に入り一九三〇年には鐵道附屬地内に於ける訴訟の便宜上東省特別區なるものを設け以て附屬地内に於ける一般の行政を管掌して來たのである。

北鐵讓渡問題に關しては大同二年六月二十六日第一回日滿露三國代表會見折衝以來細目に亘る意見の相違があり調印の運びに至らなかつたが實に交渉開始以來一年七ヶ月の日子と四十回に亘る會談を経た康德二年一月二十二日日本外務省に於ける東郷カズロフスキ―第八次會談の結果兩者間に意見の一致を見、直ちに起草委員會を任命し今次の東郷カズロフスキ―交渉に於て兩者間に解釋の一致せざる微細なる諸點にして蘇聯本國政府より寄せらるべき希望乃至意見は右起草委員會に提出し協定文起草に際し充分考慮をなすことゝし三月二十三日協定文の調印を了し日滿蘇間長年の懸案たる北鐵讓渡問題も茲に解決せらるゝに至つた。

第四項 拉濱線

從來吉林より北鐵南部線（現京濱線）に平行して五常に至る線は屢々計畫せられたものである。即ち民國八年には吉林

省官銀號總辦劉文田等發起となり計畫した事があつたが奉吉確執の餘波を蒙つて停頓し其後當時の吉林省財政廳長蔡運升又計畫したが果さずして轉任となり其後を受けて舒蘭縣長共益公司代表社員峯旗氏等中心となつて盡力したが之亦實現するに至らず民國十七年には滿鐵總裁山本條太郎氏と東省當局との間に新滿蒙五鐵道中の一として交渉せられた幾變遷の歴史を有してゐる。

其後滿洲事變後政治的にも軍事的にも痛切に鐵道敷設の必要を感じた當局は速急に之が建設の計畫を立て吉長吉敦鐵路管理局より大同元年五月二十六日附を以て吉林省公署に吉敦線の拉法站より哈爾濱に至る所謂拉濱線建設を請願し省公署は之を中央交通部に諮つて認可を経各縣長に對し協助保護方を訓令した。

此に於て大同元年五月末より測量を開始し其占用地は吉長、吉敦鐵路局の購地暫行章程により辦理せられ大同元年六月十八日起工、關係縣より警察隊を派遣して建設の保護を仰ぐ事とし一面鐵路局自體に於いても拉濱線護路隊を組織し之が保護の任に當り大同二年十一月竣工大同三年一月より假營業を開始し同年九月一日鐵路總局の經營下に本營業を開始したのである。

第五項 京大線

本線は新京より松花江、嫩江の合流點たる大賚に至る鐵道で延長二二二杆、民國十七年東三省當時所謂新滿蒙五鐵道中の一線として嘗ては種々の問題を惹起したが大同二年二月九日附交通部令に基き本線の建設は康德元年四月二十日滿鐵に委任せられたものである。

敷設工事は始め順調に進捗したが昨夏の水災に依り著しく遅延し元年九月中には新京農安間六二、六杆の開通を見る可き豫定であつたものが十二月上旬漸くにして其敷設を見、直ちに假營業を開始した。本年一月農安より郭爾羅斯前旗内扶餘對岸の地に至る八五、七杆の工事成り一月十五日より新京前郭旗驛間一四八、三杆の假營業を開始し更に前郭旗、大賚

間は六月十五日より假營業を開始したが此等新京大賚間の所謂京大線は大賚白城子間（假營業なくして直ちに本營業にかゝる）全通と共に十一月一日より本營業に移る事となつた。

從來扶餘方面の特産大豆は背後地たる肇州、長春嶺、茂興站、們土坑官地等各地より多量に出荷し第二松花江の舟運に依り京濱線、松花江驛に出で南下してゐるが本線の開通は根本的に此の系統を打開し出廻特産は殆んど全部新線經由にて新京に出荷するものと思量せらる。

第六項 奶子山線

本線は京圖線蛟河驛より奶子山に至る十一杆の省有鐵道とし専ら奶子山炭礦の運炭の目的を以て敷設せられたもので一九二九年一月竣工し蛟奶支線と呼稱し吉敦鐵路管理局に委任經營せしめたが大同二年三月鐵路總局に移管せられ康德元年四月一日より奶子山線と改稱せらる。

第二節 水 運

舊吉林省管内に於ては松花江を始めとし牡丹江、圖們江、烏蘇里江等其支流と共に殆んど省全體を網狀に蔽ひ各々水運の便を供してゐたのであるが新省に於ては其大部分を失ひ僅かに第一松花江に依るのみである。

第一項 松花江の水運

松花江は源を長白山脈に發し奉天省濛江縣を南北に貫流し本省樺甸縣永吉縣を過ぎてよりは舒蘭九臺の縣界及榆樹德惠の縣界を流れ扶餘縣は本江を隔て、農安乾安の兩縣に相對し、其下流に於て嫩江と會し所謂第二松花江の本流をなす。其兩岸には十數港の埠頭を有してゐる本河川は概ね水深淺く處々に急灘ある爲め汽船の航行し得る所は少い。今之を吉林上流、吉林陶賴昭間、陶賴昭扶餘間、扶餘哈爾濱間に分ち概觀すれば次の如くである。

(一) 吉林上流

吉林上流は山嶽地帯を流るゝが故に急灘淺瀬多く汽船の航行に適せず獨木舟、筏及薪炭、農産物を積載する小民船を通ずる程度に止まり省城に近き五十籽餘の間小蒸汽を通じ得るのみである。

(二) 吉林陶賴昭間（一九九籽）

本區間は水深三呎乃至五呎、河幅三百米乃至五百米あり、解氷期間中は吃水の淺い汽船及び荷船の往來があるが吉林下流十籽餘に所謂九站の險灘があり奔流なる爲汽船と雖も遡航困難である。更に四十籽餘にして烏拉街の險灘があり狹水道なる爲め減水甚しい時は舟航は阻止せらるゝが此地より下流は平地地帯をなし河幅廣く水流緩かである。

(三) 陶賴昭、扶餘間（一六二籽）

本區間は河幅廣く一籽に達し減水せる時と雖も四百乃至五百米あり、扶餘附近は増水時には四籽乃至五籽に及ぶ事がある。水深は一般に淺く二呎に過ぎない所があり、且つ年々水路の變移甚しく處々淺瀬を生ずるが爲めに汽船の航行は困難である。蓋し伊通河並に飲馬河より流出する土砂は合流點下流の河床に堆積し且つ流水の爲めその位置を變ずるが爲めである。一九〇六年以來屢々該區間の汽船航行を計畫したが資本缺乏の爲め成功するに至らず、僅かに哈爾濱、扶餘間航行の小汽船が貨物、旅客の都合により増水期に於て年數回廻航せしことあるのみである。然るに一九一五年以來利國輪船公司は毎年數回吉林扶餘間の航行をなす事となつてゐる。

要するに第一松花江水運の未發達は河流の地形にも因るが亦上流地方の特産物は總て南方若しくは東方に搬出さるべきものなるに拘らず江水は北流し南滿市場との連絡なく且つ特産物の出廻期には結氷して舟航不可能なる上に吉長、吉敦、吉海の各鐵道に依るを便利とする事も主要因たるを失はない。

(四) 扶餘、哈爾濱間（一六八籽）

扶餘の下流四哩の地点に二、三呎内外の淺瀬があり、減水時航行に支障を來すことがあるは三岔口に於て嫩江を合してよりは急に水量増加し普通八呎減水時と屬も四呎以上あるのみならず扶餘の下流十二哩の地點は汽船の夜間航行も自由にして舟航の便がある。

松花江は解氷期前五箇月余即ち四月下旬より十月下旬乃至十一月上旬に至る間を除けば航行盛んに行はれ沿岸諸村に水運の便を與ふること大なるものがある。尙ほ松花江結氷期及解氷期に就て最近數十年間に於ける平均月日を見るに結氷期十一月十日解氷期四月十五日とされてゐる。

今松花江に依る最近物資輸送状況を見るに次の如くである。（水上警察局調）

年 度 別	項 別		上流地方より輸送さるゝ物資	下流地方より轉送さるゝ物資
	入港船舶總數	同人員		
大同元年度	約一、二〇〇隻	約三、〇〇〇名	豆子約二十五萬石 蘇子約三萬石	小豆約三萬石、粉條五萬石、線豆三萬石、鹽魚約五萬石、乾魚約二萬五千斤
大同二年度	約一、〇〇〇隻	約二、〇〇〇名	豆子約二十二萬石 蘇子約一萬五千石	なし
康德元年度	約九〇〇隻	約二、一〇〇名	豆子十六萬石、小米一萬石 粉條一萬斤、線豆三千斤	なし

〔註〕右表によれば大同二年以後下流地方よりの輸送物資皆無の如く見受けらるゝが唯記載漏に過ぎず實際には上流地方よりの輸送物資中に若干含まれ居るものと思はる。

尙ほ吉林より哈爾濱に至る埠頭を列記すれば次の如し。

地 名	河岸の位置	埠頭間の距離	吉林との距離	備 考
○吉林	左	一籽	一四、五	
○九站	左	一四、五	一四、五	

○烏拉街	右	二〇、三	三〇、八	埠頭は哨口と稱し市街を距る東南八滿里
○四家子	右	二七、〇	六、八	缸窖の西四十滿里
○黃茂屯	右	七、五	六、三	主として缸窖炭の積出港
○溪浪河	右	一六、五	八五、八	舒蘭河とも稱す
○白旗屯	右	一八、〇	一〇三、八	埠頭は霍家船口と稱す白旗屯の西八滿里
○法特哈門	右	二三、七	二七、三	
○老河身	右	一〇、五	一三、八	黑林子の西四〇滿里主として積出港
○牛拉山子	左	五、〇	一四、八	
○朱家船口	左	七、五	一五、三	
○秀水甸子	右	三、〇	一五、八	秀水甸子の西南一八支里、驚龍崗と稱す
○五樹	右	四、五	一九、三	埠頭は老牛道と稱し五棵樹の南五滿里
○松花江	左	二二、二	二九、五	
○五家站	右	四〇、七	二六、二	埠頭は達口溝と稱し市街の東南八滿里
○八里營子	左	二八、〇	二八、二	
○烏拉木	左	三九、〇	三七、二	市街を去る一五滿里
○扶餘	右	八六、五	四三、七	
○肇州	左	一一、一	五七、八	市街の南一〇滿里
○達戸	左	二四、〇	五五、八	
○長春嶺	右	三四、七	五八、四	埠頭は代池と稱し西北八滿里

(○北潯州)
(○哈爾濱)

右 左

七六、五
七五、三

六六、〇
七三、三

〔註〕 1、本表中航程は航行速度及び目測更に土民航業者の言を參酌せるものである

2、○印は汽船寄航埠頭

3、括弧内埠頭は濱江省所管の分を示す

第二項 松花江航運沿革

一八五八年愛琿に於て極東總督「ムラヴヨフ」伯が支那政府と所謂愛琿條約を締結した。後同年七月伯自身二露國商人を伴ひ汽船「アムール」號に搭乗し江口より三十露里餘を廻航したが之れ松花江上に於ける汽船航行の嚆矢である。爾來露國は幾度か遠征隊を組織して調査と貿易に従事せしめたけれども上流吉林に至る迄廻航し得たのは一八九五年の事である。翌一八九六年には約五十萬布度の鐵道建設材料、穀類を輸送して哈爾濱迄來航し、一八九七年以後黑龍江汽船會社、黑龍江商事汽船會社、其他個人汽船が新たに松花江を一航行路線とし一八九八年には東支鐵道も之に参加するに至つた。

斯くの如く露國は一八五八年の愛琿條約、一八六〇年の北京追加條約及一八八一年の「セント、ピーターズバーグ條約」に依り更に一九一〇年露支兩國間に於ける松花江航行に關する議定成り完全に松花江に船舶を廻航する權利を得たのである。然るに支那が松花江に汽船を馳驅したのは民國七年春の事で黑龍江省督軍鮑貴卿の後援の下に江口迄下航せしを嚆矢とす。其後露支共にその汽船數は増加したが一九一七年露國に革命起る迄は完全なる露國の獨占下にあつたものである。革命の餘波極東に及び其勢力の動搖に乘じ日本を初め外國汽船會社抬頭するや支那人の注意を喚起し他面露國船舶所有者は

過激派に依る沒收を懼れその所有船を哈爾濱に廻航して賣却せんとする者續出せし爲め支那船舶業者は安價に之を購入する事を得た。

當時商人陳陶怡なるもの盛んに露國船を賣收し資本の不足を來したので航業發展の目的を以て交通銀行の補助を受ける事とし當時の外交部長曹汝霖、黑龍江省督軍鮑貴卿の援助を得て民國八年には資本金二百萬元となし成通航業公司なるものを設立し、購入汽船二十九隻拖船二十隻に及び中國輪船公司としての第一聲を揚げたのである。一九二〇年に至り支那官憲は吉林、老小溝間の露國船舶の航行を禁止し次いで一九二四年には佈告を以て露國を始め外國汽船の航行を禁止し一九二六年遂に支那側は埠頭と共に東清鐵道河川汽船部の船舶を回收し東北海軍部江運部を設け管理せしむるに至つた。

然るに支那汽船會社相互の競争の爲め半官的なる成通航業公司も營業不振となり解散し、東北航務局と改組して官營事業とし東清鐵道航務課の財産回收に依り松花江船舶の大多數は東北航務局の所屬船となつた。然し乍ら國境河川問題未解決と沿岸貿易不振の爲め船舶業者相互の競争を防止する爲め一九二六年東北航務局、東北海軍江運處、東亞輪船賬房、奉天航業公司、滬濱航業處、濱江儲蓄會等により其の所有船五十二隻を糾合して「シンジケート」を組織し東北航務聯合會と稱し東北航務局樓上に事務所を設くる事としたが、當時黑龍江省政府の直營に係る數種の大小船舶業者の奪貨挑戰と下流地方に於ける農商人の猛烈なる反對に遭ひ本「シンジケート」も改組の余儀なきに至り民國十九年二月東北江防艦隊司令の指示の下に三十六船主聯合大會を開き聯合營業大綱を可決し「トラスト」の名を哈爾濱官商聯合會と定めたが同年七月東三省當局は突如事業許可取消の通告を發した。其後滿洲國成立後は各船主間の從來の如き競争防止の爲め大同二年四月再び各船主を以て「シンジケート」を組織し哈爾濱聯合航業會の成立を見るに至つたものである。

第三節 空 運

滿洲に於ける地上交通機關は其發達未だ全からざるのみならず沿線亦不安の域にあるもの尠からざるに反し其廣大なる地域は概して平原にして氣流、氣象共に航空の好條件を具へてゐるものであるが由來永く外國航空機の通過地として航空文化の恩恵に浴せざる状態にあつた。然るに滿洲國政府は日滿兩國を結ぶ最も迅速なる連絡交通路の新設と歐亞を結ぶ空の大幹線完成の爲め民營の航空會社をして之に當らしめ政府は之が保護助長するの方針をとり更に大同元年十月二十六日資本金國幣三百八十五萬圓全額拂込（滿鐵出資百六十五萬圓、住友合資會社出資百二十萬圓、滿洲國政府出資百萬圓）を以て日滿合辦滿洲國法人「滿洲航空會社」の創立を見るに至つた。本社を奉天に、支社を東京に置き、奉天、大連、新義州、錦州、朝陽、凌源、承德、赤峯、新京、吉林、敦化、龍井村、圖們、哈爾濱、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、大黑河、北安鎮、佳木斯、富錦、寧安の各飛行場には出張所を設け滿洲國內及其隣接國側の旅客、貨物郵便物等の航空輸送、航空機の修理及機體の製造組立其他の事業の經營に當る事とした。

本社の事業開始は奉天、大連間を除き大同元年十一月三日を期して行はれ日本中島飛行機株式會社製「壽」型四八〇馬力發動機を裝備せる八人乗及六人乗の「フォッカー」式及二人乗「ブスモス」式旅客機を使用してゐる。

本省内關係航空路次の如し。

- 一、奉天—新京—哈爾濱線
航空回数 每日一往復
- 二、新京—吉林—延吉—龍井村線
航空回数 每週二往復（火・土）
（十二月一日より朝鮮清津まで延長豫定）
- 三、新京—哈爾濱—チ、ハル線
航空回数 每日一往復
- 四、齊々哈爾—洮安—新京線
航空回数 每週二往復（木・土）
- 五、新京—奉天—平壤線（新義州線）
航空回数 毎日（月曜を除く）

第四節 道路

第一項 路線

古來滿洲の主要道路は首都を中心として放射狀に作り省城或は主要都市を連絡したもので従つて歷朝首都の移動に伴ひ道路も亦自ら變遷せられ清朝時代には首都北京を中心として四方に通じ其省城を結んだものを官馬大路或は官路と稱し省城を中心として各縣城を連絡せるものを大路と稱し各地方村落間に於て官路及び大路を連絡するものを小路と呼稱してゐた。

本省に於ける道路の中心は吉林を第一とし新京之に次ぐ。

吉林よりの主なる放射道路次の如し。

○吉林—雙陽—伊通—開原—奉天—北平

○吉林—拉法—額穆索—沙蘭站—寧安

沙河鎮—老頭兒溝—延吉—琿春

○吉林—烏拉街—榆樹—阿城（阿勒斯克略）

○吉林—舒蘭—陶賴昭—扶餘（伯都訥）—齊々哈爾—璦琿

○吉林—磐石—海龍—清原—奉天

樺甸

然るに之等舊來の諸道路は夏期降雨の際は泥濘膝を沒するが如き惡道路をなし殆んど交通杜絶さるゝの狀態にあり、僅かに十一月より翌年三月に至る間に於て全地凍結し河川溝渠は爲めに橋梁の要なく道路外の地は赤裸の空地をなし其の通行自由となるが故に一年中の交通運搬は多く此の間に於けるゝの狀態であつた。

此に於て政府は（一）國防及治安の維持（二）内政機能の敏活と經濟力の増進及疲弊農村の救済（三）鐵道補足等の見地より道路の新設補修を企圖し道路を國道、縣道、區道、里道に分ち區道里道は専ら縣並に鄉村に於て補修をなし、縣道は國庫補助の下に省並に縣に於て其補修に當り國道建設の爲めに大同二年三月三日新たに國務院直屬の國道局を設置したのである。而して曩に國道建設籌備事務に當つた關東軍特務部が立案せる十ヶ年六萬千建設計畫を基本とし國道三ヶ年七〇〇〇千建設計畫を樹立し之に要すべき經費一千五百萬圓は建國公債を以て支辦せらるゝことゝなつた。

斯くして大同二年度末までに三、七〇〇千建設を完了し之が經費七四〇萬圓を費したのであるが第三ヶ年度即ち康德元年度に於ては之を一般財源に移し當初の計畫に多少の修正を加へ總額一、四六〇萬圓を以て約三千千を建設する事としたのである。

更に康德二、三年度に於ては一、九九〇萬圓を以て三五〇〇千を建設する事となり斯くの如くにして康德三年度末に於ては四、二〇〇萬圓を投じて約一〇、二〇〇千の國道を建設する事となるのである。

今本省内に於ける主要計畫路線の建設概要を見るに次の如くである。

（一）公主嶺—伊通間 五〇、八千（大同二年度施行）

本線は大同二年七月十八日より起工し二ヶ年を閲して康德元年七月三十日竣工、工費一五三、〇〇〇圓を要す。

（二）新京—伊通間 六七、七千（大同二年度施行）

本線は大同二年七月二十三日より工事着手し爾來二年餘を経て康德元年八月十五日竣工、工事費二〇三、〇〇〇圓を要す。

（三）公主嶺—懷德間 四五、三千（大同二年施行）

本線の工事は大同二年六月着手し康徳元年六月三十日には公主嶺黑林子間二十二杆を竣工次いで黑林子懷徳間二十三杆は康徳元年七月十日着工翌年六月竣工し、工費一五八、〇〇〇圓を要す。

(四) 新京—吉林間 一〇八、八杆(大同二年度施行)

本線は大同二年六月工事に着手し康徳二年六月十五日竣工同時に盛大なる竣工式を舉行す。

本道路はコンクリート、アスファルト其他種々の試験舗装をなし國道局の誇りとするもので路面坦々として自動車にて二時間餘にして京吉間一〇〇杆を繋ぐものである。工事に際しては國道局に於て米國より「グレーダー」「スクレーパー」「エレベーター」の舗装機械十數臺を購入して施工したもので總工費一、〇五二、〇〇〇餘圓に及び舗装費の一部四六七、五〇〇圓は本省に於て負擔する事とした。

(五) 敦化—寧安間 二一九杆(大同二年度施行)

本線は軍用道路として日本關東軍の起工に係るものであるが更に大同二年七月國道局に於て改修に着手し康徳二年六月竣工を見るに至る。工費五三三、〇〇〇圓を要す。

(六) 新京市環狀線 四八、七杆(康徳元年度施工)

本線は康徳元年十月工事に着手し康徳二年十月迄には伊通川橋梁を除き全部竣工する事となり、工費二三四、〇〇〇圓を要す。

以上本省内既成主要路線建設の大要であるが此外目下工事中のものとしては新京—公主嶺間六九杆、五常—榆樹間五二杆、伊通—盤石—樺甸間一四九杆等があり何れも康徳三年秋竣工の豫定である。

第二項 自動車運輸

從來長途自動車營業をなさんとする者は中華民國制定の長距離自動車公司條例及長距離自動車公司許可證發行規則に據

り各省に於て管理規則等を制定し省長營業許可をなし、事業出願者は中華民國人に限り一ヶ年を限度としたが各省區々にして舊吉林省に於ては實業廳主管の下に出願者に對し省長許可を與へ自動車鑑札を附與し汽車換照費として毎年大洋十二元を三期に分ち納付せしめてゐた。

然るに各省とも許可税及車捐の増收に重きを置き一路線に數人多きは十數人に許可せる例もあり従つて自然營業者間に競争を生じ、採算を度外視せる運賃を以て營業し或は不合理なる經營方法に依り車輛の改善、道路の補修等を顧慮せず事業成績振はず冬期に於ける副業的氣分を以て營業せらるゝ狀態であつた。之に鑑み地方交通機關として又文化産業開發及び治安工作上普及發達を助長せんが爲め國內同一の法令下に之を統一し又特許に就ては一定方針の下に交通部大臣之を總括することゝなし以て國內に於ける事業全般の統制を計ることゝなつた。此に於て交通部より大同二年二月二十五日(訓令第四十三號)「長距離自動車營業の許可に關する件」發せられ「從來各官廳より長距離自動車營業の許可證を受けたる者は須く三月二十五日迄に管轄縣公署及省公署を経由し本部に届出づべし、若し期限内に届出を爲さざる者は直ちに其營業許可を取消す」ことゝせられ又同年五月三十一日(教令第四十三號)交通部の官制を改正し自動車運輸事業の統制は該部の管轄に歸せしめらるゝ事となつた。斯くて從來舊吉林省公署實業廳に於て主管せる長途自動車營業許可の件は大同二年六月十四日を以て交通部に移管した。而して國營自動車運輸事業の經營は國有鐵道の滿鐵委任經營と共に其の附帶事業として等しく之を委任する事となり爾來同社は鐵路總局をして之が經營に當らしめてゐるのである。

新法令自動車運輸許可章程並に自動車交通營業法は目下審議中に係り同年十一月二十三日訂正書式調査案に關する件發布以來自動車運輸許可章程を援用しつゝあり、事業の健實なる發達を期せんが爲め從來の濫許制を排し一路線一營業主義を採ると共に基礎鞏固なる經營者を許可するの方針である。

管内長途自動車國營路線 (鐵路總局經營)

(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

區	間	經過地	程	興業費
新	新	大平嶺、大水河	一一一、三	一〇九、二五〇、〇〇
京	扶	農	一六四、〇	一七五、一八四、〇〇
扶	餘	安	二二三、七	二一八、九七〇、〇〇
化	海	寧	二〇一、〇	
餘	洮	大賚、安廣	七〇〇、〇	
合	計			

管内長途自動車民營路線

(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

區	間	經過地	程	興業費	備考
新	新	十里嶺堡	四八、〇	一二五、〇〇〇、〇〇	昌圖驛—法庫開原—康平間も兼營す
新	伊	大南屯	七二、〇	三五、〇〇〇、〇〇	日滿合辦會社
新	雙	范家屯	五六、〇	五〇、〇〇〇、〇〇	日本人經營會社
公	主	大黑林子	四六、八	五〇、〇〇〇、〇〇	日滿合辦會社
公	主	靠山屯	五二、〇	五〇、〇〇〇、〇〇	同
吉	林	樺甸	二五二、〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	滿人經營會社
吉	林	岔路河	七二、〇		
合	計				

吉	林	舒	蘭	日	旗	屯	一	二	四、〇	五〇、〇〇〇、〇〇	滿人經營會社
合	計						七	一	二、八		

第五節 土木事業

第一項 概説

建國以前の土木行政は全く無統制にして道路の如きは單に軍閥の自己活動に必要な軍事道路の築造にのみ専念し、河川の如きは何等施設することなく松花江及其支流たる伊通河、飲馬河、牡丹江は毎年降雨期に於て氾濫し人畜に及ぼす影響夥しく水運上及農産業上利する所皆無の狀態であつた。建國後本省は民政部(土木司)指揮監督下に在來道路の維持修築及河川の改修に力め省内道路行政の面目を一新し河川改修工事等も大いに業績を擧げてゐる。本省に於ては橋梁の新築改築の如く専門的技術を必要とするものを除くの外出來得る限り住民賦役の方法に依り道路の修築工事を進め緊急止むを得ず縣財政逼迫の場合に於てのみ國庫補助に依る方針の下に施工しつつある爲め大同二年度解氷期より康徳元年度結氷期迄に於ける省内賦役工事に依る修治道路の總延長は實に一〇七六軒の多きに上つてゐる。

大同元年度に於ては未だ諸制度整備せず土木事業の見るべきものなく國庫補助に依る都邑土木施設費約五萬圓を以て主として吉林市の道路の改修及吉林市松花江沿岸の護岸工事を進行へるに過ぎない。

大同二年度に於ては土木維持費及地方土木事業費に依る道路の維持改修、堤防護岸の改築の外災害復舊費五二、〇〇〇圓を以て依蘭、方正、樺川(以上現三江省)、穆稜、東寧、寧安(以上現濱江省)双陽の護岸改修工事を施工する事とした。

康徳元年度に於ける土木事業は一市九縣に實施せらるゝものにして主要工事は昨秋滿洲國大演習に際し國庫より道路改

修費八、六五〇圓の支出を得て長春縣及首都警察廳並に民政部（土木司）との協力の下に大屯行幸道路の改築を行ひ又昨夏の大洪水の爲め流失せる延平橋（現間島省）の應急架設に際しては改修費中より四千圓を支出して至急之が修築を完了した。災害復舊費一六、〇〇〇圓は伊通、德惠兩縣の護岸堤防の改修工事に充て目下工事實施中である。而して農安、新站兩都邑に就ては都邑計畫樹立の爲め實地測量及航空寫眞測量は既に完了し民政部に於て計畫決定案に付關係各方面と目下交渉中なるを以て近く事業實施に着手し得る豫定である。尙ほ吉林市に於ては從來滿洲中央銀行の經營に係る上水道事業を吉林市營と爲すべく康德二年八月五十萬圓の起債以て擴張工事を施工としてゐる。

康德二年度土木事業費としては民政部より道路維持費一四、四九四圓、護岸維持費三五〇圓、道路加修費一〇、五四七圓護岸復原費一〇、〇〇〇圓、特種橋梁架設費四四、二四五圓令達せられたるを以て先年度と同様重點主義に基き緊急必要なるものより施工せんとす。即ち縣道の改修及び縣道上及五〇米以上の橋梁の架替或ひは主要河川の堤防護岸改修等其の主なるものとし目下着々工事進捗中である。

第二項 實施狀況

以上概記せる處を以て更に其の實施狀況に就て見るに大同二年度及康德元年度に於ける土木維持費及地方土木事業費に依る工事狀況並に大同二年度解氷期より康德元年度結氷期迄に於ける賦役工事は次の如くである。

大同二年度土木費配付及實施概要

（民政部土木司調）

縣名	配付額		實施額		施行概要
	道路維持費	護岸維持費	道路維持費	護岸維持費	
額	1110.00		1110.00		補修縣道直營工事

樺甸	90.00		90.00		補修縣城至大醬缸道路請負工事
磐石	200.00		200.00		補修雙烟路直營工事
伊通	210.00		210.00		補修城內道路直營工事
同陽		200.00		200.00	縣城護岸工事直營工事
雙陽		6,000.00		11,203.66	縣城改河工程直營工事
九台	110.00		110.00		補修三區三岔河橋直營工事
長春	320.00		320.00		修築軌道草溝木橋直營工事
長嶺	310.00				修築長嶺路請負工事
乾安	120.00				補修縣道直營工事
扶餘	190.00				補修縣內主要木橋直營工事
德惠	220.00				補修德張汽車路直營工事
榆樹	220.00				補修橋梁道路直營工事
計	2,680.00	200.00	2,880.00	11,203.66	

康德元年度土木維持費及地方土木事業費工事一覽表

（民政部土木司調）

縣名	箇所名	工種	延長 (米)	幅員	工費	費目	施工方法	着手年月日	摘要
吉林	大馬路	道路鋪裝	二、二三四	一一・四〇	五、六七・三	土木維持費	請負	康德元年十月十四日 十一月十日	竣工

河南街同	一、四七五	五・六〇	七、三〇〇・〇〇	同	十一月五日 十二月廿四日	竣工
大馬路同	二、一二四	一・二〇	四、五〇〇・〇〇	同	二年六月十五日 七月十五日	竣工
小計			一七、四二七・三		市費支出 一五七・七三	
永吉四區口前道路改修	一、〇〇〇	七・〇〇	三、九〇〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年六月廿五日 八月十日	七月三十日竣工豫定なりしも 七月二十八日水害の爲延期
小白山同	一、五〇〇	六・〇〇	一六、六〇〇・〇〇	同	八月一日	施工中
小計			二〇、五〇〇・〇〇		八五〇圓土木維持費より支出	
額穆一區蛟河橋梁架設	四	五・五〇	四、七〇〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年五月二十五日 六月二十日	竣工
小計			四、七〇〇・〇〇			
敦化二區馬號木橋架設	五	四・〇〇	七、四〇〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德二年五月二日 六月廿二日	竣工
二區小石頭同	一〇	四・〇〇	三、六〇〇・〇〇	同		
二區大石頭同	二五	四・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	同		
四區劉家店同	五	四・〇〇	五、四七〇・〇〇	同		
小計			二、一〇〇・〇〇			

河南街同	一、四七五	五・六〇	七、三〇〇・〇〇	同	十一月五日 十二月廿四日	竣工
大馬路同	二、一二四	一・二〇	四、五〇〇・〇〇	同	二年六月十五日 七月十五日	竣工
小計			一七、四二七・三		市費支出 一五七・七三	
永吉四區口前道路改修	一、〇〇〇	七・〇〇	三、九〇〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年六月廿五日 八月十日	七月三十日竣工豫定なりしも 七月二十八日水害の爲延期
小白山同	一、五〇〇	六・〇〇	一六、六〇〇・〇〇	同	八月一日	施工中
小計			二〇、五〇〇・〇〇		八五〇圓土木維持費より支出	
額穆一區蛟河橋梁架設	四	五・五〇	四、七〇〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年五月二十五日 六月二十日	竣工
小計			四、七〇〇・〇〇			
敦化二區馬號木橋架設	五	四・〇〇	七、四〇〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德二年五月二日 六月廿二日	竣工
二區小石頭同	一〇	四・〇〇	三、六〇〇・〇〇	同		
二區大石頭同	二五	四・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	同		
四區劉家店同	五	四・〇〇	五、四七〇・〇〇	同		
小計			二、一〇〇・〇〇			
磐石街間山呼南道路改修	二、四〇〇	五・五〇	四、〇〇〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德二年六月一日 七月一日	竣工
小計			六、〇〇〇・〇〇			
同 黑魚廟路面改修	二、〇〇〇	八・〇〇	二、七〇〇・〇〇	同		
同 橋梁修理	三〇	八・〇〇	七、五〇〇・〇〇	同		
同 蓮花泡護岸道路	四〇〇	八・〇〇	一、八〇〇・〇〇	同		
同 樺甸一區城內護岸	五、〇〇〇	八・〇〇	七、五〇〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德二年五月一日 六月廿七日	竣工
伊通一區城內路面工	一、六〇〇	七・五〇	四、〇〇〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德二年五月二十三日 七月十五日	竣工
同 橋梁架設	六	五・五〇	五、二〇〇・〇〇	請負		
同 同	五	一〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	同		
同 同	五	四、〇〇	七、六九〇・〇〇	同		
小計			二、八二〇・〇〇			
周家窰橋梁架設	二〇	五・五〇	六、二〇〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年九月末日竣工 工豫定	縣公署より未報告
雙陽						

縣名	道路工事		橋梁工事		工費人員		摘要
	延長	幅員	延長	幅員	金額	人員	
九台城內	小計	道路改修					
小計		八四三			四、六五〇・〇〇	地方土木事業費請負	康德二年六月十二日竣工
大屯	道路改修	一、四一五・〇〇			八、六五〇・〇〇	地方土木事業費縣直營	康德元年九月十日竣工
小計					八、六五〇・〇〇		縣費支出 一、六五〇圓
合計					七、一〇三・七三		市縣費支出 一、八〇七圓七三

自大同二年解永
至康德元年結永

各種別賦役工事一覽表

(民政部土木司調)

縣名	道路工事		橋梁工事		工費人員		摘要
	延長	幅員	延長	幅員	金額	人員	
長春							
榆樹	六五〇・〇〇	一〇・〇〇			三、〇〇〇		五〇圓土木維持費
雙陽	三〇・〇〇	一〇・〇〇			三、〇〇〇		一五〇圓土木維持費
德惠	二〇・〇〇	一〇・〇〇			二、〇〇〇		一五〇圓土木維持費
伊通	二六・〇〇	一〇・〇〇			一、四一〇・〇〇		一五〇圓土木維持費
舒蘭	一五・〇〇	一〇・〇〇			一、五〇〇		一五〇圓土木維持費
懷德							

縣名	道路工事		橋梁工事		工費人員		摘要
	延長	幅員	延長	幅員	金額	人員	
九台	四・〇〇	六・五					
長嶺							
永吉	一一〇・〇〇	一〇・〇〇			三、〇〇〇		
農安	三〇・〇〇	一〇・〇〇			三、〇〇〇		
乾安	一〇・〇〇	一〇・〇〇			二、〇〇〇		
扶餘							
樺甸	九・〇〇	一〇・〇〇			二、〇〇〇		
磐石	一、〇六・〇〇	六、〇〇			九、五〇、〇〇〇		四〇〇圓土木維持費 より飯代として支出
計							

第六節 通信事業

第一項 郵務

事變前に於ける滿洲の郵政を見るに一九一三年東三省は東三省郵界となり奉天に管理局を設け舊吉林省内に於ては長春（現新京）吉林哈爾濱に一等郵局を設けてゐたが後東三省郵界は南北滿洲の二郵界に分割せられ哈爾濱に管理局を設け北滿洲郵界を管轄せしむる事とした。従つて本省は哈爾濱郵務管理局の管轄下に置かれ長春、吉林に一等郵局を設け其他の重要地に二、三等郵局及代辦所及信櫃を設け必要に應じては市中の要所に信箱、信筒を設置し村落には郷間信櫃其他の集配

機關を置き、而して此等郵便物遞送は汽車による汽車郵路、汽船による輪船郵路、民船による民船郵路、配達夫による郵差郵路の四に大別さるゝが交通機關の見るべきものなき舊吉林省に於ては前三者に比し郵差による遞送が最も重んぜられてゐた。郵差には歩差、馬差の二とし、豫め發着時間表を作成して豫定日時間に遞送せしむる事としたが重要都市間を除いては普通二日又は三日に一回とし甚しきは一週一回配達したのである。

滿洲國政府は大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し新たに郵便切手端書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する條例を正式發表した所、南京政府は之に對し滿洲郵政封鎖令を發し、七月二十四日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが政府は緊急善後策協議の結果實力を以て接收することゝなり二十五日完全に接收を終へ郵務司に於て國內の郵政を統制し奉天、哈爾濱に郵政管理局を設置し重要都市の順序に一、二、三等郵便局を設くることは從來と異なる處はなかつた。

康德元年十二月一日地方行政制度改革の實施せらるゝや之と呼應し交通部は郵政局官制第四條に依る郵政管理局管理區域を改正し同日より實施することゝなつた。即ち奉天、哈爾濱の外更に新京に管理局を設け本省は鎮東、安廣、洮安、洮南、開通、瞻榆、突泉、雙山、梨樹、昌圖、開原、西豐の各縣及間島省、興安南省と共に新京郵政管理局の管理下に歸する事となつたのである。

本省管内所在郵局名稱、位置及取扱事務

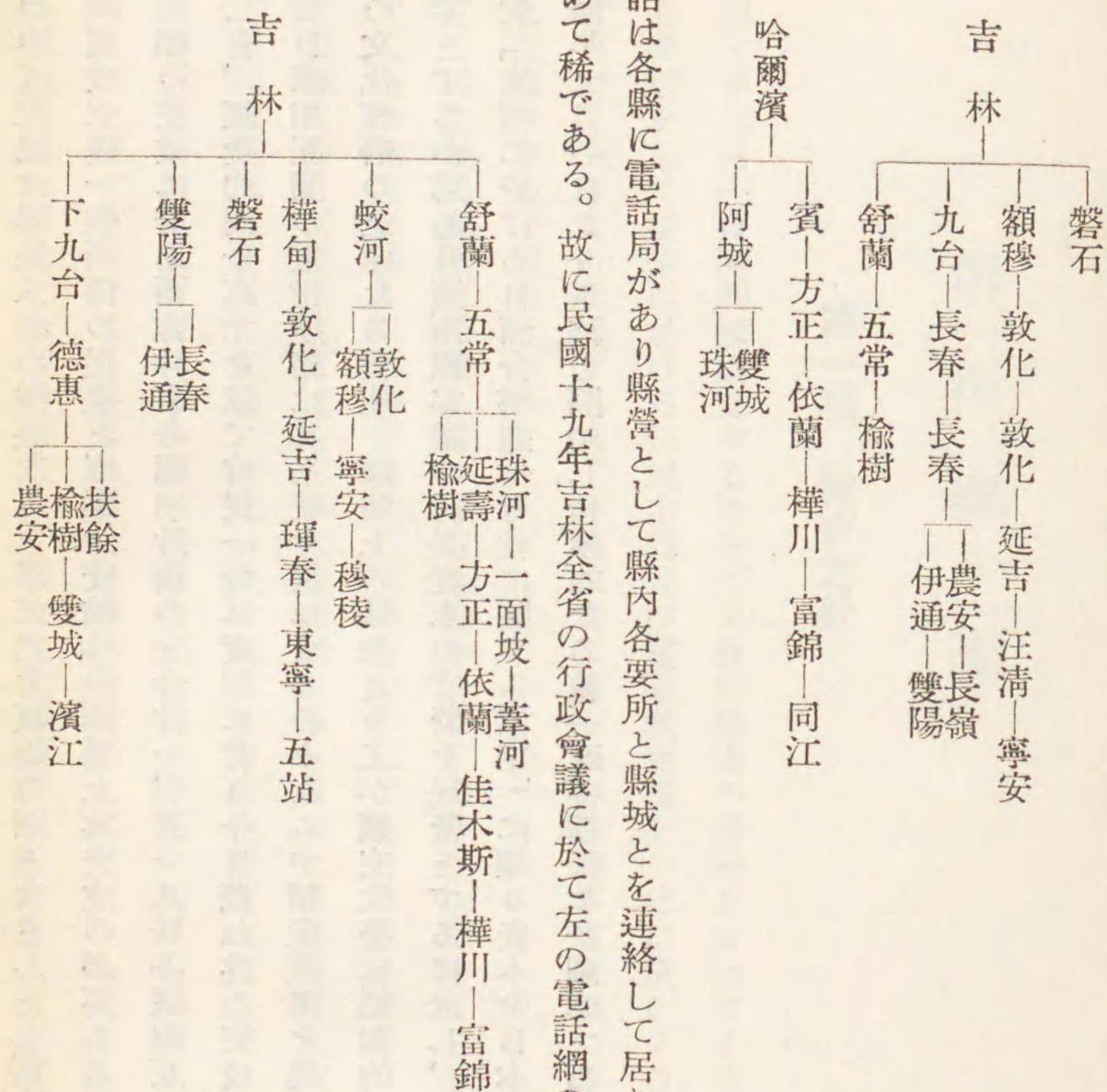
(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

局名	位置	別配	價格表記書狀	價格表記箱物	代金引換通	爲替振出	爲替拂渡	外國當拂爲替限の	國內特殊小包	外國小包	外國代金包	郵便貯金
----	----	----	--------	--------	-------	------	------	----------	--------	------	-------	------

△新京郵局	新京特別市大馬路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△新京頭道溝郵局	新京特別市富士町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△新京二道溝郵局	新京特別市二道溝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△新京三道街郵局	新京特別市三道街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△吉林郵局	吉林市河南街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△吉林西江沿郵局	吉林市西江沿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△吉林車站郵局	吉林市車站	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△吉林商埠地郵局	吉林市西大馬路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△樺皮廠郵局	永吉縣樺皮廠鎮西大街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△烏拉街郵局	永吉縣烏拉街鎮北大街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△扶餘郵局	扶餘縣城北大街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△三岔河郵局	扶餘縣三岔河	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△長春嶺郵局	扶餘縣長春嶺鎮西大街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△德惠郵局	德惠縣城西大街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△張家灣郵局	德惠縣特別區哈長路張家灣站鐵道西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△老燒溝郵局	德惠縣特別區老燒溝站西北街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△磐石郵局	磐石東十字街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△烟筒山郵局	磐石縣烟筒山鎮大十字街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

從來滿洲に於ける通信網は極めて幼稚の域を脱せず鐵道に沿ふ電信以外には凡そ次の系統があつた。

電話は各縣に電話局があり縣營として縣内各要所と縣城とを連絡して居り、縣城相互間或は省城間を連絡してゐるものは極めて稀である。故に民國十九年吉林全省の行政會議に於て左の電話網の完成を企圖した。



右の中既設線は單線八番の鐵線なるを以て之を複線の銅となさんとし舊建設廳の努力にも拘らず完成に至らなつた。

滿洲國成立後一般利便の促進と軍事治安維持の關係上其完成の必要あるを以て清鄉委員會に於ても亦治安維持會に於ても交通網の完成に努め舊吉林省各縣内計畫の分合計一、五一八軒各縣相互連絡に必要なもの合計一、二八四軒、總計二、七〇二軒、經費約四十萬元を以て官民一致其實行に當り今日概ね其の完成を見るに至つた。

他面日滿相互間の電信連絡は其系統を異にするのみならず制度運用を異にし且つ施設の差甚しく圓滑を缺いてゐたが滿洲國の文化經濟の急速なる發達と國防上の見地より之が擴充改善は絶對的に必要となり而かも之が爲めには莫大なる資金を必要とするが爲め日滿兩國協議の結果從來の官營を民營とするに決し、大同二年五月十五日兩國間に批准せられた條約第一號「滿洲に於ける日滿合辦通信會社に關する協定」に據り資本金日本金五千萬圓を以て「滿洲電信電話會社」設立せられ同年九月一日より事務を開始し積極的な統一改善擴張を企圖してゐるのである。

第七章 文 教

第一節 總 說

第一項 教育方針

大同元年三月一日滿洲國成立するや先づ文教局建國の精神を宣明にする必要あり、次いで同二十五日國務院令第二號を以て各學校をして從來に於ける三民主義及び黨義教科書を一律に廢止すると共に王道主義の下に國家觀念の培養禮儒の尊重を旨とせる文教方針を提示した。本省に於ても立國の精神び文教部の方針に則り吉林省教育方針を定め以て具體的實現を期したのである。即ち

- 一、三民主義國民黨義に換ふるに王道主義を以てし、王道の眞義に基き建國の理想を明暢にし國家觀念の涵養に力む
- 二、人格の陶冶を基本にし勤勞自助の精神を振作し、以つて道德教育の確立を期す
- 三、環境に即し、實生活に適應する教授訓練を施し以つて産業教育の徹底を期す
- 四、國民生活に必要な知識、技能を授け健全なる身體發育の促進を計る

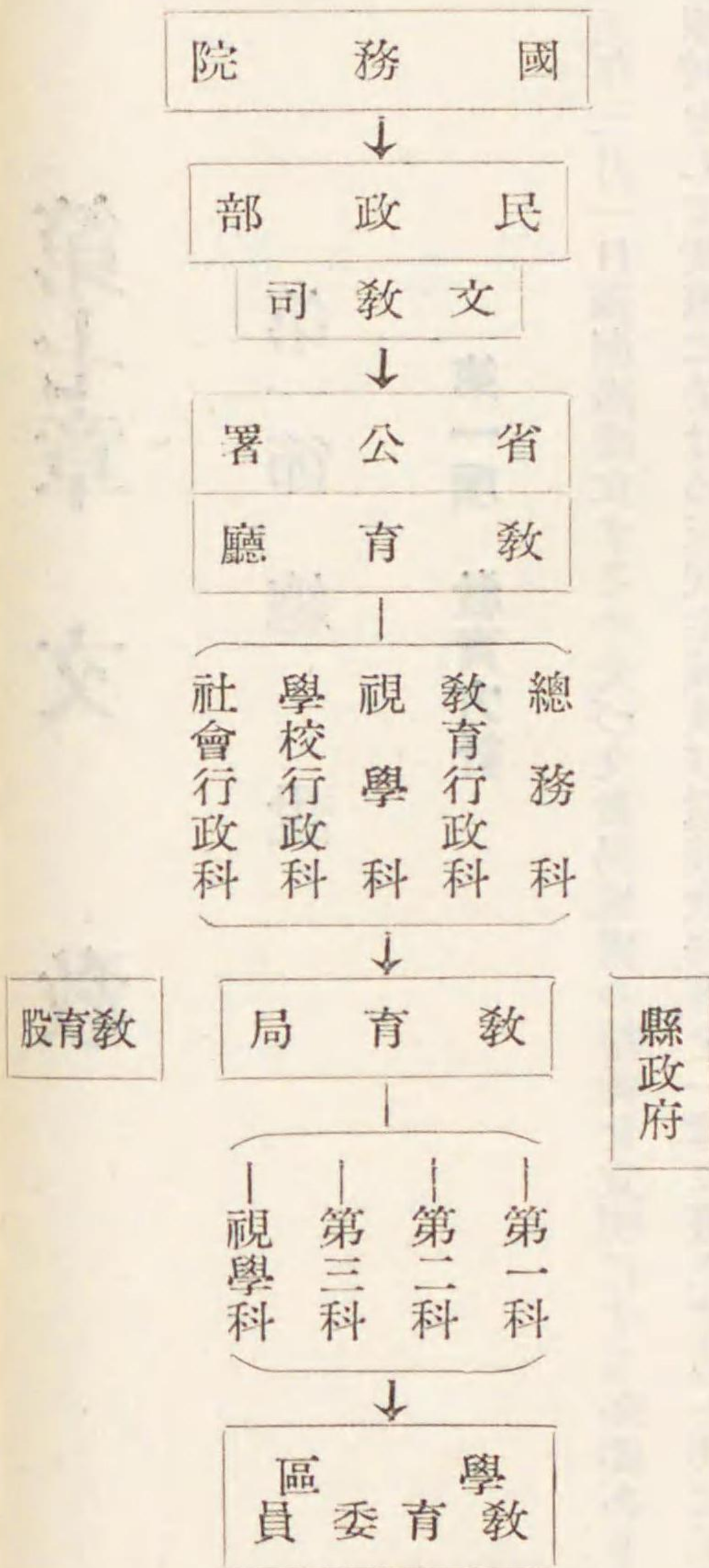
以上の教育方針に基き教材の一大取捨を行ふと共に授業に當り常に補足的講授をなさしめ日語を普及せしむるにも單に語學の上達を期するのみならず眞の日本精神の理解と日本文化の吸収を目的とし仍つて以て混然たる日滿融和の精神を把握せる第二國民の涵養をなさんとした。學校其他の施設方面に於ては先づ國民普通教育の普及を圖らんが爲め事變以來未

だ開校するに至らざるもの、開校を促進し縣立中學校は遠からず之を省立に移管し縣をして専ら小學校教育に當らしめ民衆學校を増設し又目下漸次完成を遂げつゝある。集團部落には複級小學校を設置するの方針を採るの外私塾、私立學校を指導監督し小學校教員の檢定、諸研究會、講習會を設け質的向上を期し從來文科偏重主義中學校に實科を増設し更に農業學校を新設し工科中學校を充實せしめ産業教育の普及を期し且つ女子中學校に家事、裁縫、手藝科を新設し以て第二國民の母としての素養を涵養せしめん事を期す。

第二項 教育行政機構

教育行政機構に就ては建國以來三次に亙る改革が行はれたが今之について沿革的に摘記すれば次の如くである。

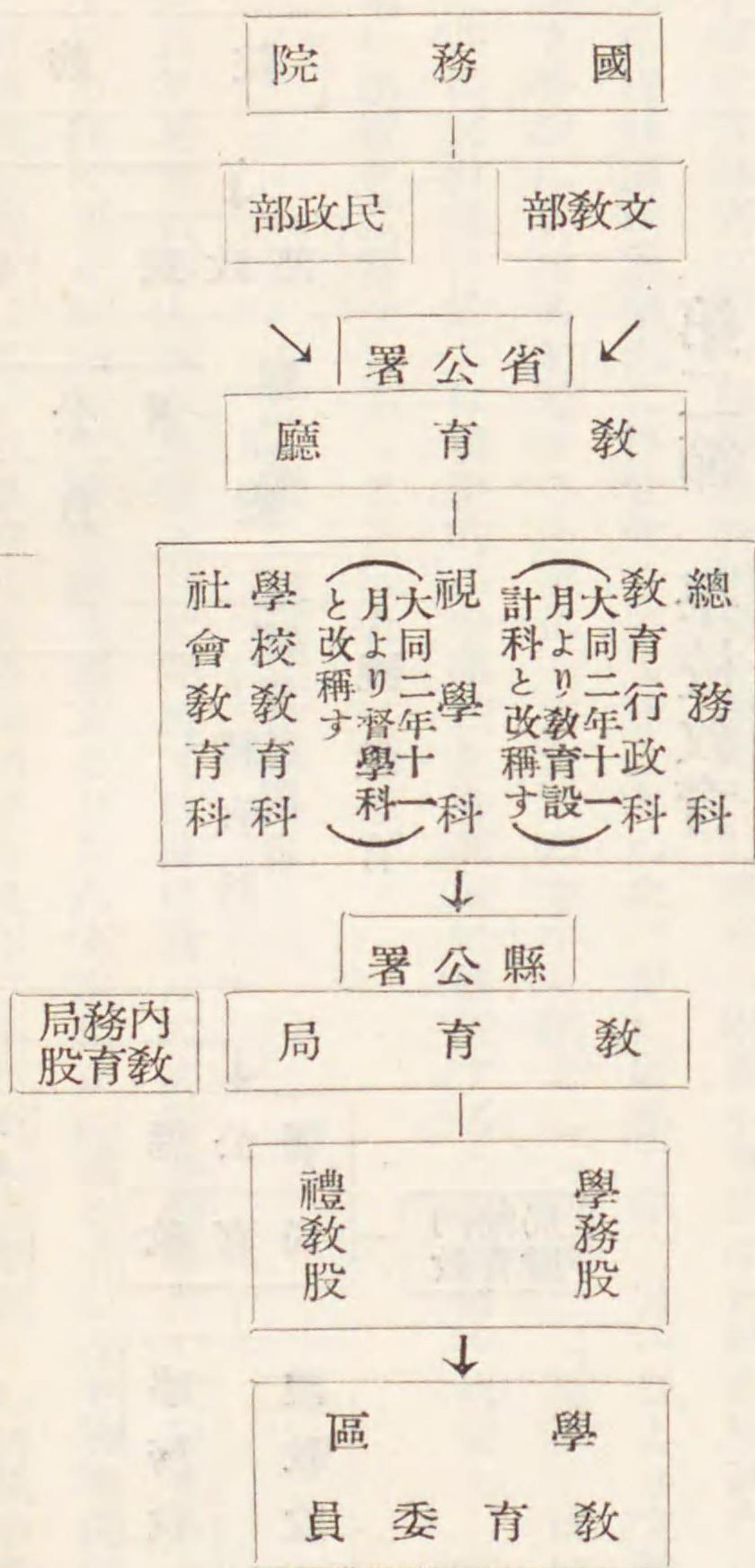
(一)大同元年三月九日付教令により各部官制公布より大同元年七月二十五日に至るまでの教育行政機構關係統表



(註) 一、大同元年七月二十五日文教司廢止せられ新に文教科設立せられ省公署教育廳は民政部及文教科の指揮監督を受けることゝなり教育廳學校行政科を學校教育科に、社會行政科を社會教育科に改稱す

二、大同二年七月五日教令第五四號を以て縣官制公布せられ「縣文教事務は縣公署內務局にて掌轄し特に必要と認めたる場合は民政部總長に呈請し教育局を設置することを得」と規定せるも本縣制が從來の縣制度に比し變革甚しく且現狀に則せざるとに依り遂に施行せられざりしたため縣に於ける文教行政機關も何等の變更を見ず。

(二)大同二年九月十二日民政部訓令第五三三號縣公署改組辦法に依る教育行政機關系統表



(三)康德元年拾二月新行政制度實行後に於ける文教行政機關系統表

の二部に分れてゐる。

省立各中學校に於ける授業數は一週二十五時間省立小學校は二十四時間乃至三十三時間とし其教科目次の如くである。

◎ 省立吉林兩級中學校初級部
省立吉林長春初級中學校
省立吉林女子初級中學校
省立吉林女子師範學校初級部
教科目

修身、經學、國文、日語、英語、歷史、地理、數學、自然、音樂、書畫、作業、體育

◎ 省立吉林兩級中學校高級部教科目

共修科目。公民、經學、國文、日語、英語、數學、史地、體育
專修科目。文科、國文、日語、英語、心理、論理、地理、歷史
理科、數學、博物、物理、化學、圖畫

◎ 省立吉林師範學校
省立吉林長春師範學校
省立吉林女子師範學校高級部
教科目

經學、公民（社會、法制、經濟）教育（心理學、及論理學、教育學、教育史、教育行政、教授法）國文、日語、
歷史、地理、數學（代數、幾何、三角、算術）博物（生物學）物理、化學、醫學、音樂、書畫、作業、體育

◎ 省立吉林工科兩級中學校

初級部教科目

經學、公民、國文、日語、英語、史地、數學、化學物理、製圖、實習、音樂、體育

◎ 省立吉林工科兩級中學校

高級部機械科教科目

經學、國文、日文、英語、數學、理化學、工場管理、簿記、製圖、實習

◎ 省立吉林工科兩級中學校

高級部土木科教科目

經學、國文、日文、英語、數學、理化學、測量、製圖、實習

◎ 省立吉林女子兩級中學高級部教科目

共修科目。公民、經學、國文、日語、史地、作業、音樂、體育

專修科目。第一部 衛生醫學、藝術、教育

第二部 日語、英語、數學、自然

◎ 省立吉林師範學校日本語教員養成部教科目

公民、教育、經學、國文、日語、史地、數學、自然、作業、音樂、體育、書畫、醫學

◎ 省立師範附屬小學校教科目

修身、國語、日語、歷史、地理、算術、自然、書畫、作業、音樂、體操

尙ほ日語教育に就ては滿洲國成立後日滿特殊關係に鑑み、大同元年三月より省立第一中學、省立師範、省立工科中學、
省立女子中學、私立毓文中學及私立文光中學の六校に日本人教師を任命し全校生徒に一週二時間宛教授するの外民衆の爲
め日語學校を開設すると共に各市縣を督勵して日語教授を開講せしめた結果縣私立中學校並に小學校に於て日語を教授す
るもの多數に上つてゐる。此に於て日語教員補給の爲め立省吉林師範學校に日本語教員養成部を添設し（修業年限三ヶ年）
又康德元年四月十四日、日本語教授研究會を創設し其の向上を圖つてゐる。

第三項 學校現勢

(一) 學校と兒童就學

本省に於ける學校は省立、市縣立及私立に分たれ私立學校には本國人經營のものと外國人經營のものとがあり、更に所謂學校と稱せらるゝもの以外相當多數の私塾が各地に存立し地方子弟の教育に貢獻する處大なるものがある。

事變當時閉校の已むなきに至つた學校の回復状態を見るも前項記述せる如く既に九〇%に達し兒童數に於ても就學率日に良好となり、吉林市、額穆、懷德、乾安、德惠、榆樹の諸縣に於ては既に全部回復せりと稱せられてゐる。現在省内學校數としては幼稚園より専門學校に至る各級約九〇〇校に及び私塾も亦之と略同數にして之等兩者を合すれば一千八百に垂んとする事となる。

就學兒童に就て見るに永吉、磐石、伊通、額穆、扶餘、舒蘭及び懷德の諸縣は未だ事變前の數に達せざるも省全體として之を見るときは殆んど其數に達し敦化、樺甸、榆樹諸縣の如き遙かに之を凌駕してゐる状態である。然し乍ら經費其他の都合上尙ほ未開校の回復或は増設困難なるが爲め各級に於ける收容兒童數を増し教授をなしつゝあるものあり、而して之を學齡兒童數に比較するときは僅かに二〇%を占むるに止まり、磐石、農安兩縣の如きは六乃至七%に過ぎず。本省教育の普及は前途尙ほ遼遠なるものありと言はねばならない。而かも新省は舊省中比較的教育の進める諸縣を所管し其數に於て殆んど舊省の半に達するにも拘らず尙ほ斯くの如き状態である。

新省管内建國前後學校實況比較表

(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

年 度	校 數	級 數	學 生 數	教 員 數	備 考
民國二十年	九八三	—	七七、五五四	二、八一四	懷德を含むも郭爾羅斯を含ます
大同二年三月	四四一	九三八	四二、一三八	一、四八六	〃

康德元年七月
康德二年七月

七七四
八九二

一、五八六
一、七八三

七一、三一五
八二、八五三

二、〇五四
二、二九一

〃
懷德、郭爾羅斯を含む

公私立學校實況

(康德二年七月現在 吉林省公署教育廳調)

縣 名	校 數	級 數	學 生 數	教 員 數
吉 林 省 立	一五	一二一	四、五五四	二二一
吉 市	二八	一三三	七、八九九	一五九
永 吉	九九	一五七	八、一九九	二五二
舒 蘭	五〇	八〇	三、〇〇二	九四
德 惠	六〇	九三	三、四四二	九七
農 安	二四	八八	四、一〇五	一一三
長 嶺	一六	二六	一、二一三	三四
長 春	六一	九七	四、二九四	一〇五
雙 陽	四七	七二	二、五八一	八五
伊 通	六四	一〇六	三、四〇〇	一二六
磐 石	一三	五五	二、二五一	七五
樺 甸	一八	五四	二、二五五	五九
敦 化	八	二五	一、二七四	三三

合	郭	懷	乾	扶	榆	額
爾	爾	德	安	餘	樹	穆
計	斯	德	安	餘	樹	穆
八 九 二	一	一 四 二	一	三 八	九 七	二 八
一、七 八 三	二	二 五 三	六	一 〇 七	一 四 二	四 六
八 二、五 八 三	九 〇	五、一 三 四	四 五 八	五、九 四 八	六、三 七 三	一、七 七 八
二、二 九 一	四	三 六 二	八	一 三 一	一 五 一	五 六

一九〇

外人設校概況統計表

(康德元年七月末現在 吉林省公署發行「新吉林省概説」)

地 別	校 數	高 級	初 級	總 計	滿 男	滿 女	日 男	日 女	鮮 男	鮮 女	總 計	滿 男	滿 女	日 男	日 女	露 男	露 女	英 男	英 女	總 計	全 年 經 費	經 費 來 源
吉林省	一																				八 七、四 〇〇	教育廳及教會補助
永吉縣	四	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一 九、四 九、三 九	滿鐵居留民會教會 天主教四處補助
舒蘭縣																					一〇 五、〇 〇〇	北滿鐵路局補助
德惠縣	一	三	四	七																		
農安縣																						
長嶺縣																						
磐石縣																						
伊通縣	一	一	一	二																	七 〇〇	學生負擔
雙陽縣																						
敦化縣	一	一	一	二																	一、七 二	民會滿鐵補助
額穆縣																						
榆樹縣																						
扶餘縣	一	一	二	三																	一、二 〇〇	丹麥教會
乾安縣																						
九台縣																						
懷德縣	一																					
永吉縣																						
總計	二	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四 九、〇 七三	

備考 本表中には舒蘭縣よりの報告なきを以て含まず

私塾概況統計表

(康德元年十二月末現在 文教部學務司編「全國學校統計」)

市縣名	種別	私塾數	塾生		計數	教職員		計數
			男	女		男	女	
吉林市		三六	八三四	一四	八四八	三六		三九
永吉縣		八五	一、七二九	九九	一、八二八	八六		八六
額穆縣		三	三〇		三〇	?		?
敦化縣		八	一四四	六五	二〇九	八		八
樺甸縣		三一	五五〇	三八	五八八	三三		三三
磐石縣		八	一九五		一九五	八		八
伊通縣		三九	五一六		五一六	三九		三九
雙陽縣		一二八	二、八六八	七六	二、九四四	一二八		一二八
九台縣		一三	二二二	四五	二六七	一三		一三
長春縣		八二	一、六九二	七五	一、七六七	八二		八二
懷德縣		一四	二〇六	一七	二二三	一四		一四
長嶺縣		九三	一、八五三	七三	一、九二六	九三		九三

乾安縣	三五	七一二		七一二	三五		三五
扶餘縣	一九	六〇二		六〇二	一九		一九
農安縣	三九	八八六		八八六	三九		三九
德惠縣	三五	七五四	二六	七八〇	三五		三五
榆樹縣	一九九	三、三二八	七六	三、四〇四	一九九		一九九
舒蘭縣	二六	四三二		四三二	二六		二六
總計	八九三	一七、五五三	六〇四	一八、一五七	八〇三		八〇四

(二) 教員の配置

事變と共に閉校となり、殆んど俸給の發給をも受けず休職の状態に在りし各教員を復活せしめ、夫々開校準備に當らしめしが、一方治安回復圈の擴大するに伴ひ就學兒童は逐年増加し、今日に於ては事變前の其を凌駕するに至り、一部に於ては學級増加を必要とするに至り又、縣財政は教員の充分なる配置をなすを許さず、一學級に多數の生徒を收容教授し居る状態である。日語教員に就ては大同元年に於て省城に在る省立學校及び私立毓文中學及び文光中學(教育廳補助學校)に既に配置し漸次各地省立學校に及ぼす傍ら各縣市立學校に對し日語教授を督勵せる結果各市縣に於ても日語教員を採用し今日に於きては縣下重要鎮に於ける學校にも其配置を見るに至つた。

從來師範學校卒業生は其就職極めて不良にして僅かに縁故者の就職するを見るに止まり、従つて此等教員は質的にも極めて低位に在るを以て財政の許す限り成績優良なる卒業者を採用し教員の補充をなすと共に不良教員を整理し學校教員の

向上、普及を圖るは當面の緊要事として鋭意實行中である。

(三) 國定教科書の配給

(1) 配給組織

滿洲國は國定教科書配給の爲め「滿洲國販賣圖書同行組合」を組織せしめ奉天に奉天事務所を置き、新京、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、承德に夫々分局を設け指定書店をして之が配給をなさしむ。本省は新京分局及び吉林分局の配給區域に屬するものである。

成文厚(新京) 新京市、雙陽、德惠、懷德、伊通
新京分局(德和昶(新京) 新京市、長春、農安、扶餘
胡魁章(新京) 新京市

大和書店(吉林) 吉林市、永吉縣
吉林印刷局(吉林) 吉林市、九台、額穆、敦化各縣
吉林分處 成文厚(吉林) 吉林市、舒蘭、榆樹各縣
新文書店(延吉) 延吉

直接配給

(2) 皇帝登極紀念無料配給

滿洲事變以來の匪患に農村の疲弊甚しく登校兒童は激減せしのみならず登校兒童と雖も唯出校教授を受くるのみで教科書は勿論學用品を有するものは殆んど無く僅かに都市に於ける學校に於て之を見るに過ぎなかつた。此に於て登校兒童に對し出來得る限り教科書の無料配給をなし仍つて以つて王道建國精神の普及を圖るは極めて必要なるのみならず其影響する所甚大なるは言ふを俟たざる處であつたが當時政府並びに縣財政は到底之を許さず且つ未だ新教科書の編纂に至らず僅かに舊來の教科書にして建國の精神に反するものを廢棄せるに止まる狀態に在つたので教科書の無料配給の如きは到底望み得なかつた。

然るに昨年三月一日滿洲國の發達も順調に進み帝制を實施するに當り之を記念し初めて無料配給を行ふ事とした。斯くして新吉林省管内に於ける所要總數二五三、八三五冊に及び其全部の配給するは不可能なるを以て先づ一七六、七〇五冊を限り之を配給する事とした。

今此等配給狀況に付新吉省管内の分を見るに次表の如くである。

省内市縣立小學校教科書配給狀況

(康德元年度 吉林省公署調)

省	縣	別	無料教科書要求數	分	配	數	不	足	數	有料教科書購入數
立			二、四六八			二、二一四			二五四	一、四八八

合	舒	樺	扶	懷	敦	德	額	乾	長	伊	長	榆	永	雙	九	磐	農	吉
計	蘭	甸	餘	德	化	惠	穆	安	春	通	嶺	樹	吉	陽	台	石	安	市
二五三、八五五	一〇、七五〇	八、三二四	二一、一〇三	二八、九七二	三、八八八	一四、二四〇	八、二九九	一、一八〇	一八、一三四	八、〇三八	七、六〇四	一八、六七六	二七、〇一七	一三、一七五	一九、七五五	四、八一〇	一〇、六〇三	二六、八一九
一七六、七〇五	七、六二二			一八、九一八	三、五六二	八、九一四	七、六八九	一、〇五〇	一二、六九八	四、一五一	四、〇六〇	一五、五〇六	二五、三四八	八、五一	一六、〇五五	一、五九七	七、六七八	二六、一三二
七七、一五〇	三、一二八			一〇、〇五四	三二六	五、三二六	六一〇	一三〇	五、四三一	三、八八七	三、五四四	三、一七〇	一、六六九	四、六六四	三、七〇〇	三、二一三	二、九二五	六八七
一〇〇、八八〇						六、九三〇		一、二二四		一〇、九六八	三、五九〇	一四、四九四	二八、四七〇		一八、二四四			一五、四七二

第四項 留學生

本省に於ける留學生はもと省費生、縣費生、蒙旗費生及び自費生と別れてゐたが滿洲國成立後省費生、縣費生の留學生を廢し均しく官費留學生として諸外國に留學せしむることゝなつた。即ち大同二年七月より省縣兩費留學生を文教部に移管し省縣に在つては官費留學生の推薦を爲すに止まる。又蒙旗費生は旗族教育の促進人材養成の爲め指定の旗款收入を以て本省旗生學費として之を補助するものである。

留學生としては日本(關東州、滿鐵附屬地日本諸學校を含む)中國及歐洲諸國に分つ事が出来るが特に日滿特殊關係に鑑み留日學生の數益々多きを加ふる状態である。而して中國への留學生は自費を除き康德元年度以降は廢止せられてゐる。今本省内官費留學生の現況を見るに康德二年六月末現在に於ける文教部調査によれば日本内地四十六名關東州及滿洲國內日本諸學校二十四名歐洲一名計七十一名に上つてゐる。

又蒙旗費生としては同上調査によれば日本内地三十二名關東州及國內日本側諸學校三百八十八名歐洲二名計四百二十二名と稱せられてゐる。

尙ほ參考の爲め過去二ケ年間に於ける留學狀況を表示すれば次の如くである。

留學生一覽表

(吉林省公署發行「新吉林省概説」)

大 學	學 費	學 級 別		國 別 費 別		年 度 別											
		日	英	獨	佛	米	中國	合計									
省 費	四	二	四	一	二	一	二	一	四	官 費	四	四	二	一	二	一	三

總計	高等專門				學校程度				程度			
	省費	縣費	自費	蒙旗費	省費	縣費	自費	蒙旗費	自費	蒙旗費	計	程
五三	一二	三	?	二	一七				一〇	四	?	度
四									四			
四									四	二		
四									四	二		
三									三	一		
二〇					一一	一一			九	九		
八八	一二	三	?	一三	二八	一三	?	二	三二	一八	?	
	官費	自費	蒙旗費	計	官費	自費	蒙旗費	計	自費	蒙旗費	計	
六七		二九	二	三一	一六	七	四	二七	九	二	三	
四									四			
二									二			
一									一			
二									二			
六九		二五		二五	七	七			三七		三七	
一四五		五四	二	五六	一六	一四	四	三四	四〇	二	五五	

第三節 社會教育

第一項 概 説

克く舊來の惡習を矯正し醇正美俗を保持し優良誠實にして剛健なる國民を以て醇厚健全なる社會を創生せんが爲めには社會民衆に對する教育の普及徹底は緊必なる重要事である。由來滿洲に於ける學校教育は義務教育に非ざりし爲め就學者は一部の子弟に限られ其數全人口の一割に過ぎず、無學文盲なる者九割の多きに上ると稱せらるゝ時社會民衆教育に對する施設は最も緊要であると云はねばならぬ。民國末に於ても既に民衆教育館、民衆教育講演所、民衆問字處、識字處、閱報所、民衆運動場、民衆茶園等設置せられ、失業者、廢業者並びに無學者に對し就學の途を開き又職業技能を體得せんとする民衆に其機會を與ふると共に廣く民衆の性情を陶冶し其知識増進を圖り身體の鍛鍊に資せしめたが教育資格者の缺如と諸維持費乏しきが爲め或は其維持困難なるものがあり或は設備の不完全なるものあり停止或は單なる形式的存在と化せる状態であつた。而かも滿洲事變と共に民衆教育機關閉鎖の已む無きに至つたもの少くなかつたので滿洲國成立後學校の復舊普及を圖ると共に民衆教育機關の回復に努め三民主義黨義に關する教育並に圖書の閱覽を停止し王道主義と建國精神に基く教育を講じてゐるのである。

第二項 民衆教育機關

民衆教育機關の中樞たる民衆教育館は民衆學校、圖書館、閱報處、博物館、講演所其他各種社會教育施設を綜合聚集して一體としたものであり、最も社會教育の機能を發揮してゐるものである。只現在の實情に於ては經費の不足其他の事由により完全なる綜合施設を有するものは極めて少なく、他は單獨に辦理せられ或は民衆學校とし閱報處とし博物館とし講演所等として夫々獨立經營せられてゐる状態である。今康德元年末に於ける調査に就て見るに省内の民衆教育館と稱せらるゝものは十七ヶ所である。而して民衆學校は三十五ヶ處とし圖書館の數は五ヶ處、日語學校十六ヶ校を算してゐる。

民衆教育館概況統計表

(康德元年十二月末現在)
吉林省公署發行「新吉林省概況」

京橋圖書館

所管 機關別	種別	所在地	設立年月	職員數	保藏圖 書目數	平均每日 閱覽人數		全年經 費豫算	資產數	備	考
						男	女				
教育廳		省城後魚行	民國十一年四月	一四	二、一九八	二三五		一、一八八、六九		日語校四處民衆校二處閱報處一處講演所三處民衆茶園三處體育場一處を設く	
吉林市		樺皮廠	民國三年四月	三	九六七	三五		二、一〇一		圖書閱報講演問字問事等の部を設く	
永吉縣		縣城	大同二年十一月	三		三〇		一、二八八、一五〇		民衆學校一班を附設す	
舒蘭縣		縣城	民國十九年七月	三	一、九七六	三〇		二、〇三四		書報講演民衆校問字問事書信處を附設す	
德惠縣		縣城	康德元年七月	一		三八		七、二三		縣に合計四ヶ所を設く	
農安縣		縣城	民國四年七月	三	六三五	一〇		一、四六六		圖書部一處を設く	
長嶺縣		縣城	民國十九年八月	二	五九	三〇		一、二六		講演部を設く	
磐石縣		縣城	民國十九年七月	三	七五	三		七、二三		縣に合計四ヶ所を設く	
長春縣		縣城	民國十九年七月	三	七五	三		七、二三		縣に合計四ヶ所を設く	
雙陽縣		縣城	民國十九年七月	三	七五	三		七、二三		縣に合計四ヶ所を設く	
伊通縣		縣城	民國十九年七月	三	七五	三		七、二三		縣に合計四ヶ所を設く	
敦化縣		縣公署東院	民國十九年七月	三	七五	三		七、二三		圖書室、講演所、閱報所等を設く	
額穆縣		蛟河街	康德元年七月	三	七五	三		七、二三		日語學校、講演部を設く	
榆樹縣		縣城	民國十三年	三	七五	三		七、二三		圖書部を設く	

京橋圖書館

民衆教育館所辦事業概況統計表

(康德元年十二月末現在)
吉林省公署發行「新吉林省概況」

廳市 縣別	項別	室數	民衆閱報所	講演部所	民衆運動場	民衆茶園	問字問事處	民衆俱樂部	備	考
教育廳	書報閱覽室	五〇	民衆閱報所	九〇	五〇〇	四五	一五			
吉林市	民衆閱報所	一	講演部所	一						
永吉縣	民衆運動場	一〇	民衆茶園	三〇						
舒蘭縣	問字問事處	一	民衆俱樂部	一						
德惠縣	民衆俱樂部	一〇	民衆俱樂部	一						
農安縣	民衆俱樂部	一〇	民衆俱樂部	一						
長嶺縣	民衆俱樂部	一〇	民衆俱樂部	一						
長春縣	民衆俱樂部	一〇	民衆俱樂部	一						
雙陽縣	民衆俱樂部	一〇	民衆俱樂部	一						

閱報所附設在教育館內

總 計	懷 德 縣	九 台 縣	乾 安 縣	扶 餘 縣	榆 樹 縣	額 穆 縣	敦 化 縣	樺 甸 縣	磐 石 縣	伊 通 縣	雙 陽 縣	長 春 縣	長 嶺 縣	農 安 縣	德 惠 縣	舒 蘭 縣
三五	一〇	一		二	一		一	一		一	八	四		一	二	
三	一〇	一		二	一		一	一		一	八	四		一	二	
八七	二八五	一〇			二四			三五		三〇	一六九	一七八		一	五五	
四〇六	八七	二〇		八〇	六		四			一五	一二五			三〇		
一、二三	三七二	三〇		八〇	三〇		四	三五		四五	二九四	一七八		三	五五	
四一四	一二三				二四						二〇九			八		
五五五	二二	三			六						二六九				二七	
九六九	一四四	三			三〇						四七八				二四五	
二七	四	一			一						三			八		
三八	一〇	一		三	一		一	二			九	四		二	四	
	一	½		½	½		½	½		½	½	½		½	½	
二、四六	八〇			九	一四〇		六四			五	三〇			五〇		

職とす
教育館内に附設せられ教員は兼

康徳元年五月調

康徳元年五月調

教育館内に附設

[illegible][illegible]

圖書館概況統計表

(康德元年十二月末現在)
(吉林省公署編「新吉林省概說」)

廳市縣別	所在地	設立年月	職員數	保藏圖書冊數	每日平均閱書人數	全年經費	資產	備	考
教育廳	省城維新街	宣統二年(省立)	五	四八、三〇一	一三五	一三五	五、九一六	六三、八四〇	館長蘭弘逸
吉林省									
永吉縣									
舒蘭縣									
德惠縣									
農安縣									
長嶺縣									
長春縣									
雙陽縣									
伊通縣									
磐石縣									
樺甸縣	第一校院內	康德元年三月	二	二、二四四	三〇	三〇	四八〇		館長李樹芬
敦化縣	教育館內	民國十九年八月	一	五三	三〇	三〇			
額穆縣									
榆樹縣									

日語學校

(康德元年十二月末現在)
(吉林省公署發行「新吉林省概說」)

扶餘縣	縣城大西門外								
乾安縣									
九台縣									
懷德縣	縣城	民國十六年二月	二	六、二七五	二〇	二〇	九四八		館長趙鐘喬
總計			一〇	五七、三八二	二四五	二四五	七、三四四	六三、八四〇	

設立者別	項別	學校數	學生數	一週授業時數	修業期	間
吉林省		四	一二〇	一二	六ヶ月	
吉林市		一	三五	一二	六ヶ月	
永吉縣		一	四〇	一二	六ヶ月	
舒蘭縣						
德惠縣						
農安縣						
長嶺縣						
長春縣			二六九	一二	六ヶ月	
伊通縣		一	五二	一二	六ヶ月	
雙陽縣						

樺甸縣	磐石縣	敦化縣	額穆縣	榆樹縣	九台縣	懷德縣	合計
三	一	一	一	一	一	一	一六
四三	三〇	五七	八三	七二九			
一	一	一	一	一	一	一	一
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	二ケ年			

尙ほ其他社會教育機關としては問字處五、閱報處三、通俗講演所七個處がある。

第三項 文教團體

文教團體は之を教育、教化、體育及び宗教の四種の團體に分つを得べく本省に於ける、教育、教化、體育諸團體中代表的なるものに付概観するに次の如し。

(一) 教育團體

教育團體たる教育會は既に舊政權時代に發布せられたる「吉林省教育會規程」並びに「吉林省各縣教育會現行章程」に據り省並に縣に組織せられたもので滿洲建國直後暫行的に之を遵照せしめてゐたが新政府當局は其改組の要を認め本省は大同二年十二月二十九日「吉林省暫行教育會規程」並びに「吉林省教育會臨時改組辦法」を頒布し教育會法發布せらるゝに至りて各教育會は之に據らしむる事とした。

斯くて本省内には滿洲帝國教育會吉林省分會以下一市十六縣に各支會を有してゐる。

省教育會及各市縣支會概況一覽表 (康德二年五月末現在)

名 稱	成立、及改組時期	職員人數	會員人數	常年經費
滿洲帝國吉林省分會教育會	清宣統三年十二月成立 大同三年一月十四日改組	二二	一三八	三、四〇〇元
吉林市支會	康德元年四月成立	一二	三四三	三〇〇元
永吉縣支會	大同三年一月十三日改組	一四	八七	八四〇元
長春縣支會	大同三年一月廿六日改組	二	一〇八	三八五元
九台縣支會	大同三年一月改組	七	一二八	四六二元
德惠縣支會	大同三年二月改組	一一	一三〇	四六一元
農安縣支會	大同三年二月五日改組	八	一三〇	三二三元
雙陽縣支會	大同三年一月二十日改組	九	一二四	二七六元
伊通縣支會	大同三年一月十日改組	三	八八	七〇〇元
長嶺縣支會	大同三年三月一日改組	六	六四	三〇五元
扶餘縣支會	大同三年一月廿五日改組	五	二一	一〇〇元
乾安縣支會	大同三年二月十一日改組	五	六〇	八八〇元
舒蘭縣支會	大同三年	一〇	五四	三六〇元
額穆縣支會	大同三年一月廿五日改組			
敦化縣支會	大同三年二月一日改組			
樺甸縣支會	大同三年一月十七日改組			
磐石縣支會	大同三年一月十七日改組			

同	懷德縣支會	一							
同	榆樹縣支會	大同三年二月二日改組							
合	計		一六五	一七	一四	一三〇	一六五	九、五三一	元

(二) 教化團體

● 萬國道德會

本會は吉林總分會を置き分會を漸次各縣に増設し道德を提唱し社會福祉の増進、風教の刷新を宗旨とし學校經營、施藥、救濟等社會事業を營んでゐる。

本省內同會の事業狀況を示せば次表の如し。

省内各市縣萬國道德會及所辦學校概況表

(康德元年五月末現在)
吉林省公署發行「新吉林省概況」

市縣別項目	會數	會員數	全年經費	所辦		學數	學生數	職員數	經費	所數	每日講入人數
				學校數	班數						
吉林省	二	三〇	一、一〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
永吉縣	三	八四	一、一〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
德惠縣	三	三五〇	四、三〇八、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
農安縣	一	一四	一、五、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
雙陽縣	一	一〇〇	六〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
伊通縣	一	一八〇	六〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一

磐石縣	一	七三	七三、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
榆樹縣	一	二五五	九〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
扶餘縣	一	一五	六〇〇、〇〇	一	一	一	二	二	一	一	一
九台縣	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一
合計	一五	一、二二一	一〇、八三一、〇〇	七	七	七	二五	二五	一三	一、四七	五

(註) 舒蘭、長嶺は不詳

● 童子團

滿洲國政府は少年團の社會教育上に於ける重要性に鑑み建國後間も無く少年團の任意組織を禁止し傍ら其統制方法に就き研究を重ねつゝあつたが大同元年九月八日「童子團組織綱要」「童子團滿洲國聯盟規章」「童子團訓練方針」を定め之を各省區市公署に分ち爾後童子團の組織は該章程に依據せしめて省區市長に於て其組織を許可せる時は之を本部に呈報せしめ童子團聯盟に加入せしむることとした。斯くて吉林に於いても大同二年春童子團組織の準備進められ同年四月「滿洲國吉林童子團規則」定められ十一月當時の教育廳長榮孟枚を團長とする吉林童子團組織せられ本部を教育廳に置いた。次いで農安、雙陽兩縣童子團の組織を見、現在省内に於ては左表の如き四童子團を有してゐる。

省内童子團狀況一覽表

(康德元年十二月末現在)
吉林省公署發行「新吉林省概況」

團名	成立年月	幹部員數	現團員數	活動概況
吉林省童子團	大同二年十一月	一二	一四〇	全團員舉つて各般の社會工作に活動す

農安縣童子團	康德元年九月	一〇	四八	本團は經費捻出の爲め團員募集中にして近く擴充せらるゝ事あるべし
雙陽縣童子團	康德二年一月	八	三〇	本團は成立後日浚く未だ活動の見るべきものなし
懷德縣童子團	大同二年六月	一七	二三〇	本團事業は頗る發展し團員の實質向上を圖り新國家構成優秀分子養成に努めつゝあり
總計		四七	四四八	

(三) 體育團體

本省には大滿洲帝國體育聯盟吉林省事務局がある。始め大同元年四月大滿洲國體育協會設立せらるゝや同年九月省長を支部長とする同協會吉林支部設置せられたが康德元年七月一日同協會は大滿洲帝國教育聯盟と改稱吉林支部も亦同吉林省事務局となつた。

吉林省事務局は之を吉林省公署教育廳内に置き本省内各種運動競技會支部を以て組織せられ教育廳長張書翰を理事長とし省公署各種運動競技協會支部及び各縣體育會より夫々評議員を選出し其他理事常務理事及び名譽顧問若干名あり、體育聯盟中央事務局との連絡、管内各縣體育運動團體の統制聯絡、管内各縣體育運動團體の事業補助各種運動競技會の後援運動競技の指導獎勵、代表選手の派遣其他運動競技に必要な事業に關する事項に當るを目的としてゐる。

第四項 特殊教育

▲私立助産學校

民國二十年六月設立せられ學生中には女子中學校、女子師範學校等の卒業生もあり、康德元年十二月現在にて生徒六十名教職員十七名である。經費は年額約四千五百圓で省の補助を受けてゐる。

▲吉林男女職業盲聾學校

吉林にあり、學生十數名を有し聾盲者に對し特殊職業教育を施す。

▲吉林育嬰堂

吉林にあり、孤兒を收容し之が養育指導をなす。

▲吉林游民習藝所

娼妓廢業者に職業的技藝を授くるもので所内は染色、木工、織物の三科に分る。永吉縣の管理する所であつたが康德元年七月一日より濟良所と共に市に移管せらる。

▲吉林濟良所

吉林市立とし娼妓廢業者の救済收容施設である。

▲吉林省立工藝講習所

本所は舊省立工藝廠及び舊省立女工廠を合併し康德元年七月一日より吉林省立工藝講習所と改む。舊省立工藝廠は前吉林民政使謝汝欽氏宣統元年五月に功德院の廟産を接收し之を基金となし貧民習藝所を設立し各處の貧民を收容し技藝を教授せしに始まる。翌二年四月名を工藝教養所と改め、巴虎門外青蓮寺に工廠を設立し省庫より年一萬圓の補助を受け合併に至る。

舊女工廠は前吉林省政府實業廳に於て女子實用職業と自立を提唱し民國十四年春季文廟東隣天壇舊址に設立せられたものである。

所内は總務科と教務科とに分かれ總務科は事務部にして教務科は男子部と女子部に分る。男子部は木工、地毯、製菸製鞋、製布の五組に、女子部は毛織、平布、製襪、手綉、機綉、滿服、洋服の七組に分る。講習年限三個年、宿舍各費及び食費月五圓は本所より支給す。

▲旗務工廠

前清時代吉林全省内旗人の生計を補救する目的を以つて各所に旗務處を設立せられたもので宣統元年七月統合の目的を以つて各旗務處の預金及び官兵旗產其他の各款を以て吉林省城内に大規模の旗務工廠を設立するに至つた。廠内監工部は織工科、木工科、鞋工科の三科あり、別に販賣處を設く。宣統以來二十有餘年屢々戰禍、匪略を蒙り經營困難に陥ること數回に及んだが克く之を維持し昨今漸く挽回の曙光を見るに至つた。

第四節 宗教

第一項 概 說

本省内に於ける在來の宗教は佛教、儒教、道教、回教、喇嘛教其他の雜教とし外來のものとしては基督教（新舊）希臘教及猶太教等がある。爾來支那に於ける宗教は其種類少ししないが其の内容及各宗個々の信徒數に至つては實に微々たるものであつた。國家的保護統制又は政策的に獎勵せる佛教、儒教、喇嘛教の如きは一時的又は一地域的に隆盛を見たることなしとしないが根底的に全國民衆の信仰を得た事は尠く亦一宗教殊に秘密結社的内容組織を有する教義が地域的には相當なる浸透力を有したこともあるが統制的綜合的傳播を見た例極めて少ない。之れ其の社會組織並に國民性の然らしむる所であると思はる。外來宗教特に基督教の如きも各派傳導部並に宣教師を派して布教に力めつゝあるが事實上に於ては教義よりも其の布教機關本國の經濟的若くは政策的背景を根據として傳播力を有してゐたので換言すれば彼等の附屬事業を基礎として波及せるもの多く眞の信仰として民心を把握したのは極めて稀である。拳匪事件庚子亂等に於ても宣教師の迫害を受けた例に徴するも決して對宗教的の迫害に非ずして其の背後に在る本國を對照として惹起せるのである事は疑ふべくもない事實である。其他宗教の普及情況も多くは利害關係を基點とせる地域團體的關係に依つて特色付けられてゐる

と言ひ得るであらう。滿洲に於ける宗教に關しては據る可き文獻資料に乏しく調査の精密は期し得ないが今本省に於ける各宗教の普及狀態を概説する事とする。

第二項 諸 宗 派

(一) 佛 教

本省に於ける佛教は舊省時代より舊奉、黑兩省に比して比較的普及してゐた。而して佛教が本省に傳播されし年代及び布教情況は之を審かにするを得ないが古代文獻に徴するに約二千年前に相當の傳播を見、遼金時代（一千年前）には所謂佛教文化華やかなりし事を窺知する事が出来る。前清康熙年間外藩統治策として喇嘛教を利用してより一時佛を祀ることが盛んであつたが光緒年間學校教育興隆を來し寺院を改めて學校となし廟產は勸學の主旨より之を學校に歸屬せしめたる爲め自然佛教の一大衰退期を來し寺廟の廢棄せらるゝもの簇出するに至つた。

民國初年佛教再び盛んとなり更に進んで哲學的に研究する者漸く多からんとしたが廟產既に無く僧侶四散せる後であつた爲め其の恢復も微々たるものであつた。然し乍ら中央官途にある人々は此の方面に意を用ひ僧學校を建て僧教育會を興し各省の僧團は聯合して中華佛教會を組織し漸次復興の緒に就かんとし中華佛教會は各種の學校傳習所の設立並に講演、社會事業勃興を主とし別に説教、慈善事業を興したのである。而して各省各縣に佛教會の支部を置き全國佛教徒の連絡を保持することゝした。本省内に於ても事變前迄は各地に佛教會の支部があり本部との連絡を保つてゐたが事變以來聯絡を斷ち其の活動を休止するに至つた。

佛教に關聯せる慈善事業の主なるもの擧ぐれば次の如し。

1、廣濟慈善會 (佛の慈善を説き貧民に衣食を施與す)

2、五義慈善會 (同上)

3、中國佛教會 (著しき活動を見ず)

(二) 道 教

道教は老子を祖としたもので、元來宗教と稱し得ないものであつたが後世に至り偶像を設けて冠婚葬祭を行ふこととなり、教派も龍門、金山、華山、金會等所謂三十六宗七十二派を生ずるに至つた。其の寺院を觀、官、廟と稱し奉天千山の廟は最も有名である。本省内に於ては龍門派に屬するもの多く其の廟宇隨所に存在してゐる。佛教の僧侶に相當する道教の傳道師は道士(清居、伙居の別あり)と呼び多くは醉生夢死の生活をなし世道人心を教化するが如きは望む可くもない。

道教は老子の所謂「無爲にして化す」を根本とし「吉福にして不老長生し自然と合化し行く」に在り、儒教が其の本來の高遠なる哲學的思想を失つて一般民の儀禮的宗教と化したるに反し道教は其の國民性を基調とせる實生活の理想と合致せる爲め觀、宮、廟(娘々廟、關帝廟、武聖廟、城隍廟)等苟くも滿洲人の住する都市村邑には之を見ざる所はない。

(三) 儒 教

孔子の集大成せる儒教は子思、孟子、荀子によつて祖述せられ漢に至つて國教の形式となつた。爾後歷代の尊崇を得、宋代に及んで高遠なる哲學思想を加味して所謂理學を生じ現在行はれてゐる儒教は専ら此等宋代の理學殊に朱熹の學を宗とし之を正統としてゐるものである。

惟ふに儒教は宗教的色彩を有するも純然たる宗教と異り宗教團體と云ふ可きものなく、僅かに智識階級に屬する有志間に研究され居るに過ぎなかつたのである。滿洲國建國宣言發せらるゝや澎湃として孔道研究興隆し各地に孔道研究會組織せられ一時衰退を極めし儒學は再び其の黎明期を現出せる觀がある。

吉林の地に初めて儒教の傳はつたのは隋唐の時代と推定され、往時漢族文化の進出と共に相當の普及を見たものであるが其後一時中絶の形にあり、清朝に至り再び漢人文化を吸収し八旗散丁の強制的滿洲移住(乾隆九年)と同時に其の文化を再び滿洲の地に移したのである。故に本省に於ける儒學興隆に伴ふべき文廟も其の建立比較的新らしくて其の數も少ない。

由來儒教は學の道として將又治國の方略としては不拔の存在であつたが宗教としては微力にして強固なる信仰團體組織なく従つて儒學の衰微は文廟維持の困難を來し或は各界の人士に依るか或は所有地の利息により又は教育費、省庫等より支出を仰ぎ漸く維持されたものでは維持困難なる爲め祭祀も行はれず荒廢其の極に達したものである。

建國後各縣に令して文廟の復活を爲さしめ春秋二季の祭典を壯嚴に行はしめ銳意之が復活に努めつゝあり、本省内に於ける文廟としては長春文廟、永吉文廟、農安文廟、德惠文廟、伊通文廟、磐石文廟、敦化文廟、榆樹文廟、扶餘文廟、懷德文廟等多きに上つてゐる。

(四) 回 教

「マホメット」教は唯一至上宇宙創造の神「アラール」教にして眞の宗教と云ふ可きものは他にないと信じ平和、安全、救済、恭敬を意味する「イスラム」を以て自己の宗教に名付けたものである。即ち該教の神は「イスラム」の神であつて基督の神に外ならない。回教が支那並に滿洲方面に傳來せし狀況は詳かでないが漢唐時代其の勢力は天山南北路方面に達し都護府を置いて統治せしめたが余りに異國的なりし爲め唯單に勢力範圍に止りて西域人(土耳其人)の活動舞台として殘されしに徴しても其の文物の來往を察知し得べく其後彼等は次第に蒙古地方に入つて六朝末頃には相當隆盛となり安史の亂鎮定に力を致してより次第に勢力を扶植するに至つた。滿洲に於ては遼河上流地方に及び高勾麗其乘襲を恐れて長春

奉天間に長柵を築いた事實等よりして中央亞細亞民族の東漸と共に彼等の宗教たる回教の傳播されたことも首肯する事が出来る。

省内に於ける現況を見るに教徒の多くは下層階級に屬し屠牛、製革、旅館、浴場等を營み、永吉、長春縣下に盛んに行はれ清真寺、禮拜寺は吉林、新京、農安、扶餘等のものが有名である。

回教徒は佛教、道教と異り其の色彩も鮮明にして從來は異教徒を惡むものであつたが教徒間は親密にて團結心強く異教徒とは婚姻をも結ばず（現今此の風習は漸次失はれつゝあり）更に著しき特徴としては豚肉を食せず牛羊肉を常食とし屠羊は必ず祭長の指令を俟て之を屠殺し出所不明の肉類は之を食せざるを普通とす。故に市場には回教徒専門の料理店があつて之を清真館と稱してゐる。其他に回教徒子弟を教育する清真學校がある。

（五）基督教

基督教の滿洲進出には悠久の歴史がある。耶蘇舊教（所謂天主教）は一八三八年佛人宣教師を滿洲に派し布教せしめてより當時支那内地より來り開墾に従事するものゝ中に教徒となるものも多く、彼等は總て其の宗教の庇護を受けてゐた。此が爲め之に歸依する者益々増加し當時信徒二千人前後なりしものが近年に於ては信徒既に十萬を越ゆると稱せらる。本省内に於ては永吉、長春、磐石等の諸縣最も盛んである。

耶蘇新教（長老會）に就ては民國前四十四年及四十二年英國宣教師支那に渡り各分擔を定めて布教に従事し教會學校を設立し民國前二十年の頃關東大會と合して關東長老會を組織し自ら信徒、政治規則を定め其の方針及び堂會分立に就きては長老會本部の指圖を仰かざる事としたのであるが之即ち關東教會自治自立の初めである。

民國前四年長老會を大會に改め遼東、遼西及吉林の三區會を増設し民國十一年に至つて全國長老會は倫教會、公理會を

組織し關東大會は中華基督教會關東大會と改稱し、同時に兩支會は本部に屬し宣教師も本大會の管下に服務せんことを希望するに至つた。更に參事部を組織して執行機關と爲し民國十六年に至り兩支會宣教師等中華基督教會に服務することゝなつた。本會は行政と工作の便利の爲め範圍内の工作地を十六教區に分ち吉林も一區會となり其の區會の下に吉林教區、海龍教區、長春教區、榆樹教區、阿城教區、呼蘭教區（舊吉林區會）の六教區を設くる事とした。

關東教會の下に支會二四五個所があり堂會六九、小學校五四、初級中學男子七、女子四、男女高級中學各一、醫學校一男子醫院一〇、女子醫院一〇、聾啞學校一、瞽目學校一を舊奉天、吉林、黑龍江省等の各地に經營した。

又基督教青年會は基督教會の分會として組織せられたが現在に於ては同會より分離獨立する事となつた。基督教の信仰研究を主たる目的としたものであるが現在に於ては語學、社會事業の研究或は會員相互の親睦を計る爲めに利用せられ宗教的色彩は稀薄となつてゐる。

（六）家裡教（在家裡）——達摩清淨佛教會

中華民國安清幫と稱せらるゝもので長江沿岸地方並に中部支那一帶に於ては青幫とも稱してゐる。忠、孝、悌、仁、義、禮、智、信を其の宗旨とし幫員は師弟間は父子の如く相互間は手足の如く義氣を標榜し外に對しては弱きを扶け強きを挫くを以て其の主義綱領としてゐる。家裏は其の初明朝時代周祖陸祖によつて専ら達磨の臨濟禪を傳へ清初に至り翁祖、鉢祖、潘祖は其の衣錢を受け之に儒、道兩教を加味して家裏を形造り康熙帝天下を統一するや人心の安定を三祖に囑し潘祖を以て本祖として杭州に家廟を修し民心の安定に當らしめたのである。

滿洲に家裏の進出せし系統は頗る複雑にして滿人が京津地方に入りてより歸來傳道せられたものが山東省方面よりの移民に依るもの南支方面の妓樓業者等に依つて傳播せられたもの等があり、其の幫員も凡ゆる階級を集めて相當の潛勢力を

有するに至つた。

滿洲建國以來家裏は滿洲國独自の立場よりして完全に南支より分離し達磨清淨佛教を信條とし不良會員の淘汰を行ひ純然たる宗教團體を組織し以て滿洲國在家裏を統制せんとして其の具體策並に表現運動に就て種々劃策し滿洲國在家裏同志會を組織し康徳元年四月には家裏を達磨清淨佛教會と改め會員の獲得と統制に努むるに至り其の會員數其他詳細に關しては充分なる資料を得るに至つてゐない。

(七) 在裏教

觀世音菩薩を本尊とし聖衆古佛(假想佛)の靈光利益によつて自ら八戒を守り後世安樂を主眼とし自ら清淨を持す。即ち其の教義は佛道儒三教を混合佛教の法、道教の行、儒教の禮を取り正心修身、克己復禮を宗旨とし八戒を嚴守し教祖、邱祖、羊祖の位碑を祀る。而して本教は所謂各種の宗教的結社と同様に明確なる系統は明かならず或ひは白蓮教の一派と稱し或は明末楊萊如が道士程揚旺に龍門派の道學を學び神示によつて之を創立したものと稱せられてゐる。觀世音菩薩を禮拜するも體系ある教典なく教義は口傳にして八戒(香、紙、像、鶏、猫、犬、煙、酒)の内煙草、酒を二大戒とし嚴正なる禁酒禁煙を標榜してゐるが其の入會、脱會は極めて簡單に行はれ、一生涯の在裏と一年若くは數年の在裏とがあり何等の制裁、秘密なく在裏なる事を表明して酒烟の饗應を辭するものである。

本省内に於ける在裏信者は頗る多數に上り各階級人士を網羅し各所に在裏公所を設置し月に數回同志會合して各自修養をなし公所を主宰する同教の達光、領正より法話を聽き祖師の靈光利益を祈り、八戒を守り未來、冥福を祈願する事としてゐる。

(八) 道院と世界紅卍字會

道院及世界紅卍字會は宗教運動として滿洲國人間に隱然たる勢力を有するものである。道院は民國九年十二月山東省嶺縣に於て洪解空、劉福祿の兩名が老祖(道院の祖神)の神憑に基く亂示に依り「太乙北適直經」と名付くる綱典を集結し道場を縣名に依つて之を濱壇と祚したが道院の濫觴である。

亂示とは支那古代より傳はる一種の御筆先に類するもので、老祖とは天地萬物の始祖即ち大道の根源とし儒教に云ふ道を人格化したるものである。民國十年陰曆二月九日淮安縣人杜乘寅が山東省海南に開教すると共に濱壇を改めて道院(老祖の本體)と稱す。

世界紅卍字會は道院の分院とも云ふ可きもので紅卍字會の名は太陽の如く恩惠の廣大無限なるを意味し又卍字は吉祥雲海と祚して佛相を象徵す。故に世界的に宣傳し其の會員信徒たる者には種族國境等の差別なく、而して道院に對して不即不離の關係にあつて先づ道院に於て靜座内觀の修養を積み更に紅卍字會にて社會事業たる善行の實踐を標榜してゐる。即ち道院と紅卍字會とは異體同心であり紅卍字會は道院内に附設せられた一分課と見らるべく道院の信徒は一面紅卍字會の會員である。

本省城に紅卍字會の設立を見たのは民國十一年にして其の運動の歴史は僅々二十年に過ぎないが北滿邊僻の地にまで傳道せられ三二〇餘の支部を有してゐる狀況である。而して民國十八年には世界婦女紅卍字會設けられた。此等紅卍字會の實施しつゝある事業は左の如し。

- 1、貧民子弟教育のための學校經營
- 2、山東地方より移住せる貧民に對し公共團體と協力して衣食を惠與し移住民を斡旋す
- 3、天災、饑饉の際罹災民救助のため義捐金の募集救濟
- 4、會報發行

事變後は衰微甚しく殆んど有名無實の状態に陥つたが康徳元年三月新京に於て第十周年記念を舉行し全國代表を召集今後の積極的活動を劃策してより漸次挽回しつゝあるが如くである

(九) 其 他

尙ほ建國以後人心の安定と地方治安確立と相俟つて諸宗教團體の活動著しく盛んとなつたがその顯著なるものを擧ぐれば次の如くである。

1、孔學會

趙欣伯（元立法院長）等同志を募つて孔子崇拜を提唱して自ら之が指導に當つた。而して孔學會を組織し大同元年十一月二十日奉天に於て發會式を舉行し儒教思想宣揚に努むる事となつた。

2、萬國道德會

本會は民國七年山東省濟南に於て當時神童と稱せられた江希張の創業に係り爾來同九年青島に移り同十七年北平に本據を移し總籌備處は依然として濟南に存置してゐた。吉林に於ては旗人常冀忱なる者前記江希張の教義に共鳴し自ら率先し入會すると共に専ら道德會の宗旨を宣傳し民國十五年には名譽會員たるの推舉を受け同時に吉林總分會として主旨の宣揚方を委囑せらるゝに至つたもので其後濟南事變によつて山東方面との連絡絶たるゝや本工作の一切は瓦餅に歸し本部に於ても打續く戰禍のため殆んど有名無實となつたが滿洲建國成るや曩に江希張の教を受けた王鳳儀（奉天）同志を糾合して道德の培養並に民心の教化を目的として萬國道德會を興し大同二年文教部の批准を経新京に總會を設けて全國に其の主旨の擴充を期し同年八月一日吉林省總分會の設立を見るに至つた。

本會の主唱する所は十八常戒三大禁戒を守りて民心の教化、慈善を普及することを目的とし儒、道、佛、基督、回、各教祖並に科哲學の創始發明者を供祀し之を七院と稱してゐる。孔教院、基督教院、佛教院、回教院、科哲學院、總院即ち之れである。

3、大本教

本教の滿洲進出は民國十三年出口王仁三郎の蒙古訪問に初り世界紅十字會の日本震災慰問を契機として兩者の提携機運漸次濃厚となり滿洲事變前奉天に人類愛善會滿洲聯合會を設置して滿洲に於ける既成宗教團體との提携に力め事變勃發するや人類愛善會を隸下に置いて其開拓工作の主力を滿蒙に注ぎ大同二年一月には新京に於て在裏教との提携に成功し更に九月萬國道德會、十月世界大同佛教會と聯繫し各地に支部を設立して銳意信者の獲得布教に努め康徳元年十二月には本省内二十八ヶ所（磐石、吉林、永吉、九台、懷德、扶餘、榆樹等）の支部の設立を見るに至つた。

上述の如く事變に依りて萎微沈滞せし諸宗教團體も治安の確保と人心の安定と相俟つて漸次積極的宣道工作を開始し原有宗教團體以外にも朝鮮大宗教（檀君教）の進出或は日本佛教各派の僧侶派遣等によつて滿洲宗教界漸く活氣を帯びて來たが以上は單に各宗教の表面的觀察に過ぎず個々の宗教團體自體に確固たる統制なく且つ秘密結社の色彩を有するもの尠からず、正確なる調査統計を表示することは出来ないが今茲に其の概數を示せば次の如くである。

省内宗教分布概況表

吉林省公署教育廳調査（康徳元年五月現在）

縣別	佛 教		道 教		回 教		天 主 教		基 督 教		道 德 會	
	寺庵者	信徒數	廟觀者	信徒數	寺廟者	信徒數	教堂者	信徒數	教堂者	信徒數	會者	信徒數
永 吉	110	1011	10、五九六	二五、二八三	五、八六三	10	10	11、一五三	1	10	七、四四	四、四五
吉 林 市	111	111	11、三四五	八、五八	11、一四四	三	10	1、四三三	11	10	七、五二	三
三 道 河	111	111	11、三四五	八、五八	11、一四四	三	10	1、四三三	11	10	七、五二	三

九	舒	榆	德	農	扶	乾	長	懷	長	雙	伊	磐	樺	敦	額
台	蘭	樹	惠	安	餘	安	嶺	德	春	陽	通	石	甸	化	穆
一四	二一	一〇	一	三	三	二	四		一〇	一六	四	四	三	四	二
四	一〇	二二	二	二	二	二	四		六	三	一四	四	一	四	三
九〇	九六	二六、〇三八	三〇、五二二	五八	一、〇一六	五	一六〇		一、〇六一	五五三	七五五	五、一〇〇	五三八	五〇	三、二四七
	九	二七	一四	二二	三	一	二		二	二	三	一	二	四	六
	七	二九	九	七	一	一	二		二六	二六	八	三	一	二	二
	一、五八三	一、四三四	一四、七八六	一、一五八	五〇七	五	一二三		七五五	四八八	六三四	六、八八五	二九七	六〇	二、八四六
	一	三	一	二	一					一	一	一	一	一	一
	一	三	一	三	六					一	一	二	一	一	二
	二六	四七〇	一〇四	四三	九、〇〇〇					六、三八八	七五九	一七六	三三五	四九	
一	四		三	一		一			四	一	一	一	一	一	
一	四		三	一		一			二	一	一	一	一	一	
七五	三五六		二六二	四〇〇		一、〇五〇			一九八五	一四四	四三三	三〇〇	一五		
二	六	一	一	一					一	一	一	一	一	二	
二	七	二	二	一					一	一	一	一	一	三	
一〇	二九	四〇	一六	一〇〇					一〇一	八五	一三八	三三〇	一〇七	四	
一	一	三	一	一						一	一				
										一〇〇	一八〇	七五			

第八章 社會・衛生

第一節 社會事業

第一項 概説

滿洲國は王道立國を國是とし建國以來民衆の爲めの政治を標榜し國利民福を計り、特に社會事業は其の社會行政上の重大事業たるに鑑み民衆を災患より救ひ人民の福祉を増進して來たのである。

即ち中央に於ては民政部地方司に社會科を設けて専ら以て賑恤救済、公私社會事業の助成發達を圖ると共に地方に於ける社會事業行政の監督助成に任ずる事とし又地方に於ては各省公署民政廳行政科並びに各縣公署内務局に於て夫々社會行政を辦理する事としてゐる。更に他方此等行政の補助機關を設置して社會事業の連絡統制並に協調を計る事の事業遂行上緊急なるに鑑み大同元年十月社會事業家懇談會を國務院會議室に開催して官民各方面の意向を徴した結果舊奉、吉、黑三省及新京、哈爾濱兩特別市に夫々官民合同社會事業聯合會を組織し更に上記各地方社會事業聯合會を聯絡統制せんが爲め大同三年二月民政部内に中央社會事業聯合會を組織した。而して本聯合會は各地事業團體と統制連絡を保ち全國該種事業を統制し補助し逐日活動を進めてゐるのである。

社會事業に就て先づ特筆大書すべきは 皇帝陛下は夙に人民の福祉休戚を御宸念あらせられ社會事業の發展に大御心を注がせ給ひ執政にあらせられし大同元年三月御内帑金二十萬圓の御下賜あり又登極大典に際して特に社會事業振興の御思召を以て御内帑金一百萬圓を御下賜遊ばされ國務總理大臣に優握なる勅語を賜つたのである。此に於て政府は恩賜金を以て恩賜財團普濟會を設立し各種社會事業の奨励、醫藥救療の普及に資し以て濟生の方途を講じ聖意の高厚に酬ひ奉らん事

を期したのである。

此外政府としては中央社會事業聯合會を経て各地方團體に對し年々補助を與へ銳意事業の振興人民の福祉増進に努め、災禍救済義倉制度確立、方面委員制度助成、阿片吸飲禁止運動等萬般の社會事業に意を用ひてゐるのである。

第二項 建國以降の本省內救濟事業

今本省（舊吉林省當時に溯る）に就て上記社會救濟事業を見るに大同元年六、七月の交北滿一帶連日の降雨により各河川は未曾有の汎濫を來し農民の被害夥しく其の範圍亦廣地域に亘り罹災民六〇萬の多きに上つた。仍つて省公署は東北水災救済委員會を組織し放濟員を派遣、窮民收容所の急設と共に粟（九、〇〇〇石）鹽（一、八五〇袋）等を配給し經費二三〇、二四〇圓を投じて救済に充てたのである。而して之が全面的救恤資金として省公署より總計四四三、〇〇〇圓を醸出せる外執政御下賜金五萬圓、中本省割當一萬圓、省長一萬圓、中央北滿水災救済委員會救恤費五〇萬圓中より本省割當五萬圓計五一〇、〇〇〇圓餘を配給し専ら罹災民の救済に努むる處があつた。又冬季に入り、酷寒を控へて衣食住なき被害民の爲めに更に二十一萬圓を據出して衣服食料の配給をなす事とした。此等糧食、衣類配給並に救恤金に就て縣別割當を見るに次の如し。

救濟糧穀縣別割當

（吉林省公署民政廳調）

縣別	種別	大同元年夏季			縣別	種別	大同元年冬季		
		米	鹽	棉			米	棉	衣

經費	資 賓 縣	八〇〇石	經費	資 賓 縣	五六〇・〇〇	經費	資 賓 縣	一、二〇〇套
	依 蘭 縣	三、〇〇〇		依 蘭 縣	八五四・八〇		依 蘭 縣	四、六三〇
經費	富 錦 縣	二、七〇〇	經費	富 錦 縣	一、〇四五・二〇	經費	富 錦 縣	三、六〇〇
	方 正 縣	四二〇		方 正 縣	二、五〇〇・〇〇		方 正 縣	一、二〇〇
經費	樺 川 縣	九〇〇	經費	樺 川 縣	二、五〇〇・〇〇	經費	樺 川 縣	一、二〇〇
	同 江 縣	一、〇〇〇		同 江 縣	四、九六〇・〇〇		同 江 縣	一、五〇〇
經費	計	八、八二〇	經費	計	四、九六〇・〇〇	經費	計	一五、二〇〇
		二二三・四〇〇圓			二二〇・〇〇圓			二二〇・〇〇圓

執政慰問金 中央救濟金 配給表

（吉林省公署民政廳調）

縣名	依蘭	富錦	同江	樺川	方正賓
執政慰問金	二、〇〇〇圓	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
中央救濟金	一四、〇〇〇圓	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
縣名	榆樹	扶餘	農安	和龍	德惠
縣名	陽	陽	陽	陽	陽
執政慰問金	八〇〇圓	六〇〇			
中央救濟金	二、〇〇〇圓	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇

雙	八〇〇	二、〇〇〇		
河	八〇〇	二、〇〇〇		
城	八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇

翌大同二年度は幸ひ天候順調にして植付状況も比較的可良なりし爲め農民は漸く愁眉を開き再生の思があつたが康徳元年六、七月の交一月餘に互る降雨により省内を貫流せる諸川の氾濫を來しその被害豫想外に甚だしきものがあつた。此に於て省公署は水災籌賑委員會を召集し、應急對策を講ずる處あり、中央に對しては救濟案を作成して救濟費令達方を申請したのである。之に對し中央より取敢へず十六萬圓の發給を受け、又復舊事業費として約三萬圓を申請し之を各縣の實情を參酌して特に必要と認めらるゝ十八縣に分配した。更に 皇帝陛下に於かせられては特に水災に對し御宸襟を惱まし給ひ御内帑金六千圓を下賜あらせられたので皇恩を廣く省民に頒つべく被害程度に關係なく各縣二百圓を三十縣に配給した然るに水害と冷害の爲めに農作は不作を來し冬季に入るや食料の不足續出し春耕期に入つて既に播種種子の欠如を來して翌年度耕作に影響する事あるべきを慮り省當局は金融合作社に依る資金の融通を促し漸く春耕の緒に就くを得た。されど本年六、七月所謂青黃不接の期に至るや民食愈々欠乏し遂に磐石、樺甸兩縣等は餓死者續出するの慘狀を來したので、中央、省並に縣當局相呼應して救濟米の發給、義捐金の募集等に狂奔し又復舊工事に着手し凡ゆる救濟策を講ずる處あり、既に早期作物に依つて食料の不足漸く緩和され辛じて愁眉を開くに至つた。而して本年度の作付良好ならずと雖も今後天災に見舞はるゝ事なくば最も災害甚だしかりし磐石縣に於ても本年度收穫後、來年度收穫期まで辛じて生活の資を得るであらうと思はるゝ。

此等康徳元年度より本年最近までに於ける救濟費及賑糧の縣別配當を表示すれば次の如くである。

康徳元年度水災救濟金縣別割當額明細表

(吉林省公署民政廳調)

縣	名	難民救濟費	家屋集結費	其他復舊施設費	計
榆	樹	二四、〇〇〇	三、八〇〇		二七、八〇〇
德	惠	五、〇〇〇	六、六〇〇		一一、六〇〇
伊	通	二四、七〇〇	四、八〇〇		二九、五〇〇
敦	化	三、五〇〇			三、五〇〇
雙	陽	五、〇〇〇			五、〇〇〇
樺	甸	九、三〇〇	三、六五〇		一二、九五〇
和	龍	六、五〇〇			六、五〇〇
磐	石	三、〇〇〇	五、六〇〇		八、六〇〇
延	吉	四〇〇			四〇〇
長	嶺	一、〇〇〇			一、〇〇〇
汪	清	二、七〇〇	三〇〇		三、〇〇〇
濛	江	五、〇〇〇			五、〇〇〇
賓		七、八〇〇			七、八〇〇
五	常	一四、〇〇〇	三、五〇〇		一七、五〇〇
舒	蘭	一、〇〇〇			一、〇〇〇
農	安	五、八五〇			五、八五〇
依	蘭			八、二五〇	八、二五〇

(吉林省公署民政廳調)

縣		樺	磐	伊	九
名		甸	石	通	台
配					
給					
額		三、六五〇圓	五、六〇〇	四、八〇〇	一、四〇〇
縣		扶	德	榆	
名		餘	惠	樹	計
配					
給					
額		三、三五〇圓	六、〇〇〇	三、八〇〇	二九、二〇〇

(吉林省公署民政廳調)

縣	磐 樺 伊 永
名	石 甸 通 吉
第一次配給額	四、〇〇〇圓 一、五〇〇 一、〇〇〇 九〇〇
第二次配給額	四〇〇 三〇〇 二〇〇 三〇〇

(吉林省公署民政廳調)

[illegible]

康德元年度恩賜糧穀縣別配給割當表

(吉林省公署民政廳)

二二〇

縣別	配給數	縣別	配給數
永吉	二七八石	懷德	一三九石
敦化	一三九石	伊通	二七八石
舒蘭	二七八石	雙陽	一三九石
盤石	四一七石	樺甸	二七八石
額穆	一三九石	計	二、〇八五石

又本年二月下旬窮乏最も甚だしかりし永吉、敦化、樺甸、磐石、雙陽、榆樹、九台、舒蘭等八縣參事官を召集し貧窮者救済及縣内糧食の需給並に穀價の調節を計る爲め此等諸縣に平糶會の組織並に運用に就て協議する處あり、之が資金として中央より三〇萬圓の融通を受け左表の如く之を諸縣に配給した。

平糶會資金縣別配分表

(吉林省公署民政廳)

縣名	貸付額	設立年月日
永吉	六〇、〇〇〇圓	大同元年十二月十七日
敦化	三四、〇〇〇	大同二年二月五日
樺甸	五〇、〇〇〇	大同二年一月五日
磐石	四〇、〇〇〇	大同二年二月八日

雙陽	三〇、〇〇〇	大同二年二月十五日
榆樹	二〇、〇〇〇	大同二年三月七日
九台	二六、〇〇〇	康德元年十二月十二日
舒蘭	四〇、〇〇〇	康德二年三月二日
計	三〇〇、〇〇〇	

第三項 社會事業團體

本省に於ては社會行政機關としては省公署民政廳に行政科を置き又各地には吉林市政籌備處地方科各縣公署内務局があり夫々所管の事務を司る事としてゐる。

今省内社會事業團體としては官營に屬するものと民營事業とに分れ吉林市初め各縣内に大小區々に存置せられてゐるのであるが民營機關は設立後概ね日尙ほ淺きに拘らず其の活動概ね活潑にして成績又顯著なるものあるに反し省又は縣市の經營下にある所謂官營機關は稍々もすれば經營其の人を得ざると財政困難の爲め却つて其の成績見るべきものなき狀態である。

而して民營機關の特徴とする處は其の何れもが宗教的色彩濃厚にして彼等事業家が社會的に有力なる勢力を有し世界紅卍字會、萬國道德會、理善勸戒烟酒會等の有する地方勢力極めて大なるものがある。今此等團體に就て地方別概要を見るに次の如くである。

官營 社會事業團體一覽表

(康德二年六月)
(滿洲國社會事業聯合會發行)
(滿洲國社會事業概要)

○吉林省

官 營 事 業			民 營 事 業		
名 稱	設 立 者	目 的	成 立 年 月	事 業 及 設 備 内 容	
吉林國立醫院	大同元年九月一日省立病院として引繼かれ康徳元年七月一日國立に移管となる	廉價又は無料を以て患者の治療をなす	光緒三十四年七月	醫療事業に従ひ現に醫師十名、藥劑士二名、看護婦十二名、其他使用人六十數名あり、國內醫療機關中最も完備せるものである 別に醫學校を附設す	
永吉縣公署	永吉縣公署	游民及阿片中毒者其他を收容し、之に技術を習得せしめて自活の途を與ふ	民國十六年九月	木工科、織布科、縫紉科、印刷科、製鞋料、金工科等あり現在收容人員約三十名	
永吉縣公署	永吉縣公署	窮民救濟並に孤兒養育	乾隆三十七年十月	現收容人員二百餘名	
吉林省警察廳	吉林省警察廳	娼妓生活を厭ふ妓女、虐待驅使に堪へざる婢女等を收容保護す	民國二年三月	現收容人員七名、讀書、識字、學習、手工等を授く	
萬國道德會	王可知新耕	道德心振興	大同二年八月	宗派は儒敎にして會員一百三十名、道德宣講、疾病治療、子女敎育等を行ふ	
世界紅十字會	魁覺空	災患救濟及び世界平和促進	民國十一年六月	儒、釋、道、耶、回五敎合同し貧民救濟、施藥、施粥、難民收容所を設け施衣、施藥、施粥を行ふ	
吉林廣濟慈善會	趙寧章	貧民救濟慈善會執行	民國十一年十一月	冬季施粥、施衣を行ひ又死者埋葬、供養等をなす 別に育嬰堂を附設す	
吉林省城慈善院 附屬育嬰堂	吉林廣濟慈善會	貧困子女、孤兒及私生兒收容	民國十四年三月	育嬰堂、貧兒學校、簡易工廠等を建て無算貧困子女の救済に任ず	

官營事業	
名稱	名
額穆縣救濟院	
設立者	目
額穆縣公署	罹災及貧困老人子女收容
的	成立年月
救濟	大同二年二月
事業及設備內容	
	施粥廠、施療部、救濟部、恤老部、慈幼部、底寒所

官 營 事 業				
名 稱		設 立 者	目 的	設 立 年 月
敦化縣救濟院		敦化縣公署	私嬰及一般殘廢者鰥寡孤獨貧困者救濟	大同二年十一月
事 業 及 設 備 內 容				
私嬰收育及殘廢無靠貧民收養の二部に分ち現在收容貧民七十五名延人員八千餘名に及ぶ				

民	營	事	業
名稱	世界紅十字會 樺甸辦事處	萬國道德會 樺甸分會	戒煙酒會
設立者	劉胡春 劉悟誠	李秦魁 高文承 秦仲顯	劉鵬儒
目的	災民救濟	道德宣揚	二月禁戒煙酒
設立年月	大同二年十一月	康德元年七月	民國十三年二月
事業及設備內容	冬季臨時施粥廠を設く 前年度救護實數二千八百五十六人	創設日淺く施設見るべきものなきも 現に會員二百五十名を有す	會員二十名を有し煙酒勸戒に努む

官 營 事 業	名 稱	設 立 者	目 的	設 立 年 月	事 業 及 設 備 內 容
伊通縣 地方救濟院	伊通縣公署	幼老無靠貧民救濟	大同三年一月	男女別に收容室を設け院長以下各係を置く 收容人員三十六名	

●雙陽縣

民營事業	萬國道德會 伊通縣分會	萬國道德會 伊通縣分會 會員一同	人類教化及救濟	民國十二年六月	孔教を宗派とし會員三十名より成り 男女義務學校民衆學校及施粥鍋各一 個處を設く
世界紅十字會 伊通分會	上記會員一同	慈善事業	康德元年四月	施粥、學校等を經營し施藥施粥を行 ひ又死者を埋葬供養する等慈善救濟 事業をなす	

◎長嶺縣

民營事業		官營事業	
名稱	設立者	目的	設立年月
雙陽縣社會救濟會	雙陽縣公署	救濟及教化	康德元年一月
新五台山向善普及佛數分會	王正君	佛學研究、公益慈善事業提倡	康德元年五月
世界大同佛教會	丁慎修 蔡雨亭	佛教宣化人心挽救	康德元年五月
萬國道德會 雙陽縣分會	王天爵	家庭和睦、習俗改善、人心教化	大同元年四月
		牛痘施引所、施療所、施捨棺木掩埋骨等事業を行ふ	事業及設備内容
		佛數を宗派とし會員十三名平民學校を建立した種痘阿疾を行ふ	
		佛教を宗派とし會員約一三〇名佛教布教、人心教化を行ふ	
		家庭教育研究社、傳習班、難民棲流講演社等設置す	

○扶餘縣

民營事業		官營事業	
名稱	設立者	目的	設立年月
扶餘縣道德會	總 會	智識普及道德宣揚	民國十二年三月
扶餘縣慈善會	李 鶴 山	貧困者救濟施療	大同二年五月
扶餘縣立救濟院	扶餘縣公署	貧困者救濟施療	民國五年十月
佛敎を宗派とし會員約四〇名 養濟院、施粥鍋、施捨棺、貧民學校 種痘、道路補修等の設備あり	佛敎を宗派とし義務學校一校あり	春秋二季種痘防疾	

○農安縣

官營事業		民營事業	
名稱	設立者	名稱	設立者
農安縣救濟院	農安縣公署	萬國道德會 農安分會	同上會員
目的	設立年月	目的	設立年月
無業游民救濟及養老、施療	民國十八年十月	道德宣揚家庭教育慈善事業	民國十二年七月
事業及設備內容		事業及設備內容	
游民所、習藝所、施醫所		宗派——孔教、會員——約一〇〇名 男女義務學校（男一〇〇名女九〇名） 家庭教育補習班三班、家庭教育講演 社三班、育嬰堂	

德惠縣

民營事業	
名稱	博濟慈善會分會
設立者	陳奎忠
目的	貧民救濟道路修築
設立年月	康德元年九月
事業及設備內容	宗派、孔教、會員二七〇名、施粥及賑救

●榆樹縣

名	稱	設立者	目	的	設立年月	事業及設備內容
會善會萬國道德會大嶺分會		高沈商豐起子年吾元	道德宣揚王道宣傳		民國九年慈善會設立 大同元年道德會設立	養濟所、貧民學校、講演團
榆博濟縣慈善會		李張劉姜張萬連殿廼福海臣忠傑和	慈善、賑救		民國六年二月	宗派儒教、會員一百三十一名 講演班、施粥、施衣、施療防疾、施棺、貧民義務學校、養濟院等
同林子分會	右	王峻嵐	風俗改善、人心教化、世		民國十二年	宗派儒教、會員二十四名 貧民救恤、道路橋梁修築
同秀水甸子分會	右	蕭劉品萬三祥	道路補修、賑恤事業路		大同二年三月	宗派佛敎、會員四十八名 貧民救恤、道路橋梁敷設工事
同右大于屯分會		李劉于勝萬喜富年恩	道路修築、賑恤事業		民國十七年二月	宗派、佛敎、會員五十二名 卡路河石橋架設(會員出費)

●九台縣

名	稱	設立者	目	的	設立年月	事業及設備內容
世界紅卍字會		閻曜化	災患救濟、世界平和促進		民國十八年	會員二十七名 春夏施療、種痘、防疾
萬國道德會		趙九阜	道德宣揚		康德元年四月	宗派孔教會員十五名 講演宣揚人心教化講演

業	事	營
萬國道德會分會	王景春	道德宣講
九台縣道德分會	朱春榮	民智啓發、家庭教育、大
全國理善勸戒會	姜蘭階	勸戒煙酒
理善勸戒會	馬登臣	勸戒煙酒
普善堂	孫明珍	勸戒煙酒
九台縣直接公所	張德山	勸戒煙酒
九台縣理善分會		
靜善堂		

第二節 協和會吉林省事務局

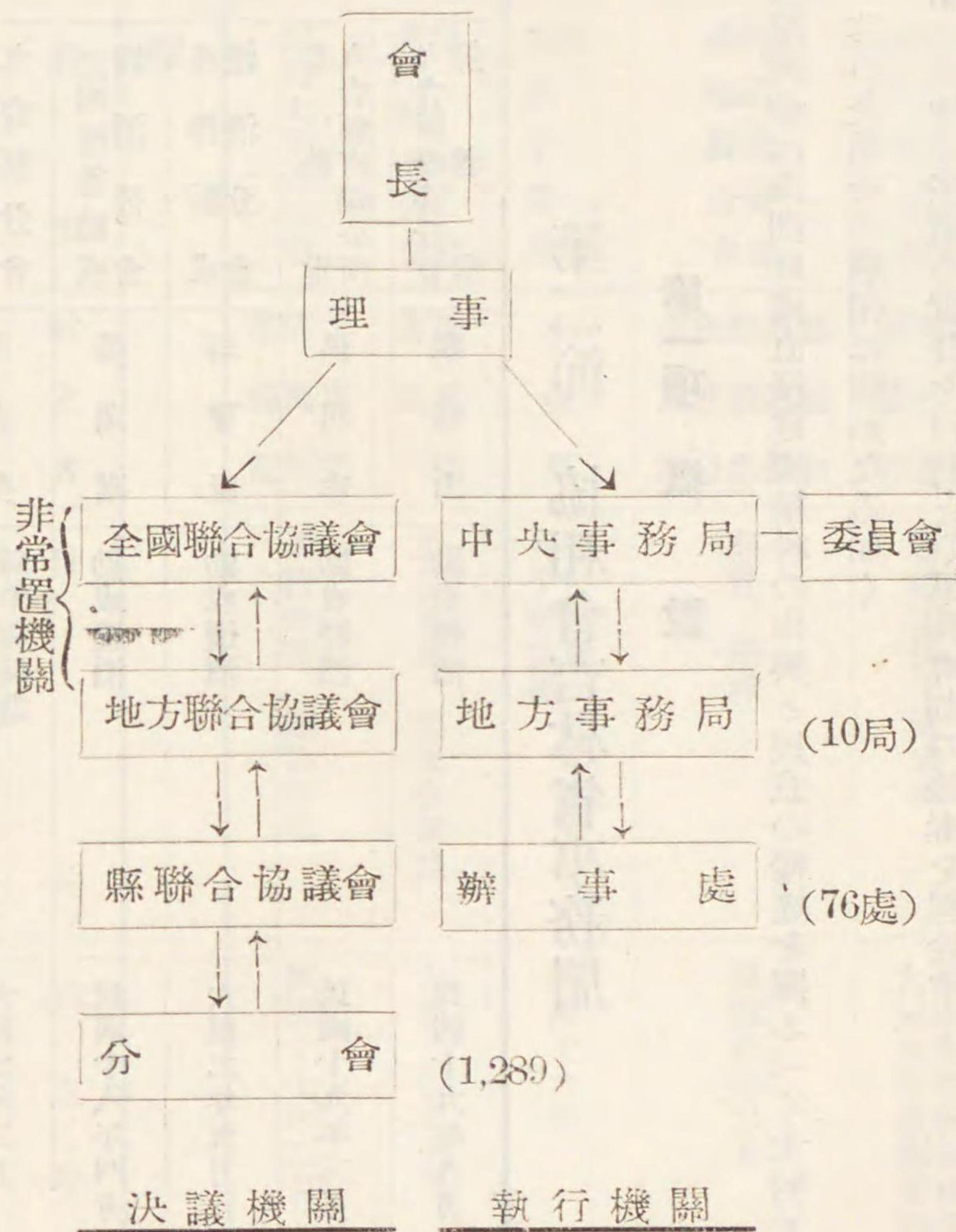
第一項 概 說

滿洲國協和會は滿洲建國直後建國精神の作興と民意の暢達を圖るべく大同元年七月二十五日國務院會議室に於て發會式を擧げ、其の表明せる綱領に明かなる如く

- 一、宗 旨 王道の實踐を目的とし軍閥專制の餘毒を剷除す
- 二、經濟政策 農政を振興し産業の改革に勉むることにより國民生存の保障を期す
共產主義の破壊と資本主義の獨占とを排す
- 三、國民思想 禮敎を重んじ天命を樂しむ

民族の協和と國際の敦睦とを圖る

を三大目標とし次の如き統制機關と組織とを以て建國思想の普及宣揚、匪徒の剿討宣撫、人心の教化指導に努め民族協和の樂土建設の爲め建國以來活動を續けてゐるものである



而して協和會を構成する分會は職業別、民族別、地域別、宗教別等の少なきは五人多きは數百千人を以て組織され其の數現に一、二八九に及び全滿各地に普く存在してゐるのである。該數は整理完了の分のみを擧げたのであるが更に未整理の分を加ふれば約三十萬となる見込である。

即ち吉林事務局は中央事務局の管下にあるものであるが今之が沿革と創設以來の事業概要を述べれば次の如し。

第二項 事務局沿革概要

大同二年一月中旬滿洲國協和會中央事務局々長謝介石及協和會理事中野琥逸氏と吉林省公署實業廳長孫輔忱及省長顧問三橋政明氏等との間に協和會吉林地方事務局開設に對する援助方要望の折衝あり、其の結果孫廳長三橋顧問等の配慮に預つて事務局設置の機運醸成促進され城内財神廟胡同舊吉林法政大學校舍を借受け四月廿四日事務を開始したのである。

爾來吉林の地は政論盛んに行はるゝ土地柄故好ましからざる流言に中傷せられ又事務上技術上の不備支障なしとしないが兎も角も公正を持して逐次向上に趨き今日に及んだのである。

△ 開設當時の事務局内組織

局長—副局長—事務長—
總務科
地方科

△ 開設當時管下辦事處配備

(地 名)	(縣 名)	開 設
永吉辦事處	永 吉	八 月
磐石辦事處	磐 石	九 月
濛江辦事處	濛 江	九 月
敦化辦事處	敦 化	十 月

△ 現吉林省事務局現勢

● 事務局の組織



● 管下辦事處

(管下辦事處)

(開設年月日)

新京辦事處	大同二年九月一日
農安辦事處	大同二年十月
磐石辦事處	大同二年九月十五日
敦化辦事處	大同二年九月一日
懷德辦事處	康德二年九月十六日
扶餘辦事處	康德二年八月一日
額穆辦事處	康德二年九月八日
德惠辦事處	康德二年八月廿七日
舒蘭辦事處	康德二年八月一日
樺甸辦事處	大同二年十二月十四日
九台辦事處	康德元年五月一日

双陽辦事處

康德二年九月二日

第三項 事務局事業概要

協和會は其の創設の使命に鑑み其の事業としては

- 1、精神工作 國家觀念、建國々是、東方道德の徹底振興諸運動、換言せば新興國民精神涵養の諸工作之に屬す
- 2、厚生工作 國民生活上に於ける凡有一切の摩擦不便の排除是正工作乃至、より圓滑に、より豊なる生活の運営諸工作之に屬す、民族間、官民間、宗教間、勞資間其の他治安、經濟或は智識慾上に於ける摩擦は元より貧民の保護助長救済等の工作悉く然りとす

- 3、宣德達情工作 政府の眞意を傳へ民間の眞情を上達する工作にして各民族共に明朗にして不安なき善政を順次期待實現すべきものとす

に三大別する事が出来る。今之等に就て創設以來の事業概要を摘記すれば次の如くである。

本事務局は管下辦事處の配備工作と同時に王道宣化の目的を達成せんとする全體的民心安定宣撫工作を計畫し先づ左の如く工作を三期に分ち實施する事とした。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 第一期 | 自大同二年五月 | 至大同二年九月 |
| 第二期 | 自大同二年十月 | 至大同三年一月 |
| 第三期 | 自大同三年二月 | 至康德元年五月 |

而して之れが實施は行政官廳との緊密なる連結の下に現地尊重を原則せる計畫を樹立し漸進的進展を期したである。

△ 第一期工作

(イ) 工作方針

地方民心の安定を確立する前提工作として先づ管下主要地に辦事處を開設し、宣傳網の擴充に努むると共に各種調査をなし基本工作資料の蒐集を計り隨時建國精神の普及に努力して國內整備の度合に順應して思想建國運動と併行して適切なる工作を計畫し國民の福祉増進に努むると共に民族協和の實を擧げる事に邁進す。

(ロ) 事業概要

1、農民大衆の信仰を利用して建國の大義を認識せしむ可く北山廟會の祭事に一大宣傳工作を実施す(自五月十九日至同月廿一日)

2、端午節を利用して民衆を公園に集め、民族協和及建國精神普及の大宣傳を実施す。

3、識學運動と共に學生大衆に建國精神の普及を期し運動の第一歩として學生層に對する精神講演會を実施す。

4、濛江縣及隣接各縣は交通極めて不便なる爲め在住者の民度極めて低く且つ共匪、土匪の根據地たるの觀あり、省公署より派遣せる政治工作班に協力合作し局員二名を長期派遣す(自七月十一日至八月二十日)

5、省城を中心とする地方の治安維持を側面より援助するの目的を以て縣公署と連繫し建國精神の普及を期す。

6、白頭山下に僻在する未開地の現況を知り今後の宣撫工作に資し亦同地方に於ける共匪對抗宣傳上の資材を得る爲め濛江縣の現況を聞く座談會を開催す。

7、印度獨立運動の先驅者にして東洋民族意識の熾烈なる志士ブラタツプ氏及ナイル氏を招き白色人種の露骨なる東洋侵略の野望を滿洲人に説得し進んで全東洋永遠の平和確立は大亞細亞主義の實現にある所以を明かにし民衆の啓蒙資料となす可く東亞大同大講演會を開催す。

尙ほ此の機會に東洋人の東洋を建設するの氣運を醸成す可く東省日報、吉林日報に協力を求めて地方民衆に唱導す

ると共に内鮮滿各機關の首腦者を網羅せる座談會を催す。

8、滿洲國體育協會吉林支部、文教部と協力し建國紀念第二回大運動會に参加す。

9、九・一五慶祝民衆運動會を開催、日本の滿洲國承認の意義及日滿不可分關係の徹底を期す。

10、九・一八紀念日當日は日本人居留民會主體となつて各種の紀念行事計畫實施せらるゝに當り滿洲國側を誘導して之に参加し(一)磐石事變犠牲者慰靈祭に局員三名を派遣し、(二)活映協會との合作冬期宣傳を開始し、(三)滿博見學團の組織を編成し三班に分ち大連の之が博覽會を見學せしむ。

其他日滿經濟連鎖工作として滿洲見本市に滿商を参加せしめ日滿商業の合作經濟聯繫を計る。

△ 第二期工作

(イ) 工作方針

第二期工作は地方に於ける組織確立なき爲事務局主體となつて各種工作を擔當實施したが管下辦事處の開設と同時に逐次機能をして波紋狀に王道宣化をなし、又内部的には事務局組織の整備又辦事處の設置並に辦事處及各分會との連絡に當るの外工作關係の記録整理を行ふ事とす。

(ロ) 事業概要

1、〇〇本部隊宣撫班との協力に依る從軍宣撫工作を実施し、三班を編成して敦化、磐石、吉林地區の工作に當らしむ。

2、南部警備隊の圖寧線附近の討伐に際し從軍宣撫員四名並に映畫班を派遣す。

3、永吉辦事處に於ては民衆教化の實踐運動として映畫を利し教化工作映畫大會を開催す。

4、難民救済を實施河北省の農民十六名(二家族)滿洲國の樂土に憧れ戰禍を避けて來吉したが寄るべき知人は新京

に移住して途方に暮れてゐるので之等を收容し新京に移送救済する事とした。

- 5、農安方面にペストの發生を機として市中に衛生思想の普及を計るべく防疫宣傳を實施す。
- 6、敦化辦事處に於ては各種工作の參考として全縣下の現勢調査を完了す。
- 7、敦化映畫大會を開催、該地方に於ける民衆の啓蒙を圖り、吉林事務局より局員二名派遣す。
- 8、第十師團東宣撫官、安武參事官等と協力し建國精神普及宣傳委員會を組織、建國の大義を闡明にす可く縣内工作班を四班に分ち工作を實施す。

- 9、日滿鮮各有力者より敦化を中心とした各種事情を聞く爲め毎月一回座談會を開催する事とす。
- 10、〇〇部隊に従軍し長期に亘り巡回宣撫工作を實施す。
- 11、承認使節一行の活動を上映し、日滿不可分關係を認識せしむ。
- 12、磐石辦事處に於て防疫宣傳を實施す。
- 13、縣下及縣外の工作を實施、吉林より局員二名派遣す。
- 14、農村振興會を設立し荒廢せる縣下農村を自力更生へ誘導す。
- 15、追悼會を開催、滿洲建國の尊き犠牲となりたる日滿軍人の追悼を執行す。
- 16、農村振興會に依囑して地方農村事情を調査す。
- 17、濛江辦事處に於ては民心安定に即せる宣傳を實施す可く市街宣傳を行ふ。
- 18、講演會を開催滿洲國の現状を強く認識せしむ。
- 19、日語學院を設立、日語普及に努む。

△第二期工作

(イ) 工作方針

第一、第二兩期に於ける事務局又辦事處自體の強化整備に依り省行政に順應せしめ又辦事處は縣行政の側面的援助を行ふ可く其の活動を縣單位とし現地尊重の原則に基ける方針を樹立す。

(ロ) 事業概要

- 1、敦化辦事處に於ては縣警察隊の依囑に依り同隊講習期間中處員の精神教育をなす。
- 2、敦化辦事處にては日滿兒童演藝會を開催す。
- 3、日本皇太子殿下御降誕奉祝會を開催す。
- 4、省公署と協力し東北六縣の政治工作に参加す。
- 5、磐石辦事處に於ては吉海鐵局と合作春耕種子の無料貸下げを實施す。
- 6、事務局に於ては分會代表の要望に依り帝政實施促進委員會を組織す。
- 7、樺甸辦事處に於ては縣警察隊の討匪行に従軍宣撫す。
- 8、南部警備隊の討伐に宣撫班を派遣局員四名参加す。
- 9、帝政實施に當り管下辦事處をして其の帝政の意義を徹底せしむ可く指令を發し、之れが記念事業を實施せしむ。
- 10、帝政實施に關し民衆大會及學生大會を開催す。
- 11、全國縣聯合協議會に参加す可き人員を選定す。
- 12、磐石辦事處に於て水稻種子貸與をなす。
- 13、管下主事會議を開催す。
- 14、管下辦事處に工作用として協和藥を配布す。

△ 最近に於ける主なる事業

1、第二獨立守備隊司令部の第四回東滿國境方面宣撫工作に参加、敦化、蛟河、九台各辦事處より工作員を派遣す。
2、東南防衛地區治安工作に管下各辦事處を督勵動員し原地尊重の原則に依り軍の意圖に基く工作方針を指示し之を遂行せしむ。

3、盟邦日本の我國承認茲に三周年に際し承認記念大會を催し日滿不可分關係を高唱す。

4、九・一八事變四周年記念行事を盛大に舉行す。

5、磐石辦事處に於ては縣内共產匪に對し殲滅工作を實施し之を三期に分つて各分會を動員す。

6、皇帝陛下吉林御巡幸に際し分會の奉拜團を組織す。

7、吉林事務局に於て第一次吉林地方聯合協議會を開催す。

8、中央事務局に於ける第二回全聯協議會加人員の選定を決定す。

9、吉林省公署實業廳農務科の吉林省内綠化計畫に参加、管下辦事處をして聯繫實施せしむ。

10、北山廟會に際し無慮六十萬の參拜者に對し宣傳工作を實施す。

11、皇帝陛下御訪日回鑾國民慶祝大會を實施、日滿不可分關係の再認識を與ふ。

12、學生層に對し教育廳と連絡して日滿一德一心の精神を注入す可く皇帝陛下御訪日寫真展覽會を開催す。

13、上層階級の協和會に對する明確なる認識を深めしめ其の援助を懇請する目的を以て協和會發會三週年紀念を開催す。

14、皇帝御訪日紀念映畫大會を開催、一般民に對する建國の意義と日滿不可分關係の再認識を與ふ。

15、吉林省に於ては歷年の匪禍の爲め耕作面積著しく減少せるのみならず昨年七、八月の交連日の降雨に依り作況振は

ず遂に未曾有の凶作を招來したので省公署は中央との數次に亘る折衝に依り全國救濟糧穀七萬石の内約三萬三千石の配布を受け之を以て磐石縣外九縣の極貧者救済に充て一方平糶會を組織し中央より三十萬元の融資を受けて糧食の調節を計る等行政的の救済方法を講じたのである。此秋に當り吉林事務局に於ては省公署と協力し之れが救済の應急策として廢物品（古新聞、古靴、マツチ等）を募集し十九箱分を取纏め各縣羅災民に急送す。

16、永吉辦事處に於ては同縣農村の救済を實施なすため義捐演藝會を開催、淨財二千六百元を取纏め縣公署を経て貧農に頒つ。

17、皇帝御還幸後發布されたる回鑾訓民詔書の競書地方大會を實施す。

18、皇帝御訪日を機として日滿不可分關係を特に學生層に反映せしむる爲め學生演說大會を實施す。

19、東南防衛地區の宣撫方針に各機關と協力し之に参加す。

20、日本關東軍指導、日滿軍警官民協力の下に行はれた康徳二年度秋季肅清工作に参加し、管内各辦事處を督勵して工作を行ふ。

第三節 衛生行政

第一項 概 説

滿洲建國前に於ける衛生行政及施設は何等見るべきものなく嘗だ社會事業的性質を帯びた有名無實の施設が存在してゐたに過ぎないのであるが建國以來當局は衛生施設の重要性に鑑み中央民政部に衛生司を置き地方各省には警務廳内に衛生

科を設け各市に衛生科各縣に警務局衛生股を置き其の行政系統の下に衛生行政事務を掌らしむる事としてゐるのである。
此の外民政部直屬機關としては吉林國立醫院同附屬醫學校、吉林國立戒煙所、ペスト防疫調査隔離監視所を設立すると共に地方各縣に公醫を配置し衛生施設の萬全を期する事としたのである。尙ほ臨時施療班を各地に派遣し施藥施療し民衆をして眞に王道國家の恩澤に浴せしめん事に努めてゐるのである。

第二項 衛生施設

建國以前の衛生施設は全く有名無實にして何等見るべきものなき實情に鑑み、建國以來當局は醫療施設の急速なる充實醫療の社會的普及は最も重要なものとして衛生行政の整備官公立醫院の新設改善並公醫の配置巡廻施療等に因り衛生狀況の改善を計りつゝある事は前述の通りであるが今年と共に改善充實せられ其の實效顯著なるものがある。今省内に於ける衛生施設を概説するに次の如くである。

(一) 吉林國立醫院

本院は建國前より存置してゐたものであるが大同元年九月一日省立病院として省公署に引繼がれ建國當初に於ける醫療上最も活躍した歴史を持ち康德元年民政部本部の醫療機關統一方針の下に七月一日國立移管となつたものである。

該院には醫師十名藥劑師二名看護婦十二名其他使用人六十數名を有し國內病院中最も完備せるものの一とされてゐるが今康德元年七月より今年六月に至る一ケ年間患者數及收入額を月別に表示すれば次の如くである。(民政部衛生司調)

月 別	入 院	外 來	計	收 入 額
康德元年七月	八八〇	三、四四八	四、三二八	二、三二四・五五
同 八 月	九四三	三、六二五	四、五六八	二、六六九・一〇

同 九 月	八九九	三、二八三	四、一八二	二、六四六・八〇
同 十 月	八九六	三、四三四	四、三三〇	二、六九一・三五
同 十 一 月	七五一	三、三四二	四、〇九三	二、五九六・七〇
同 十 二 月	七七一	二、九五八	三、七二九	二、七三五・六五
康德二年一月	八七五	二、九一四	三、七八九	二、三九二・九〇
同 二 月	九一二	二、四一〇	三、三二二	一、七三五・五五
同 三 月	一、一三八	三、一九八	四、三三六	三、三八一・六五
同 四 月	一、〇八一	四、二六六	五、三四七	三、三四四・二一
同 五 月	一、〇一七	四、四九五	五、五一二	三、二九六・一三
同 六 月	一、二四九	三、九〇六	五、一五五	三、〇八五・八一
合 計	一、四一二	四一、二七九	五二、六九一	三二、九五〇・四〇

(二) 吉林國立醫院附屬醫學校

本校は建國前既に存在してゐたのであるが内容外觀共に何等見るべきものなき有様であつた。然るに建國と共に省管轄の下に省立醫學校として更生する事となり、大同元年生徒五十名を募集收容し爾後着々文教の本義に基き吾國唯一の醫育機關として其面目を一新するに至つたのである。

偶々康德元年七月一日吉林省立醫院國營に移管するや同附屬醫學校として民政部本部直屬となり現在に於ては生徒總數一五〇名を有し、吾國將來の衛生行政の中堅人物養成に遺憾なきを期し卒業生は目下軍醫公醫防疫官佐教員等着々活動しつゝある状態である。

(三) 吉林國立戒煙所

由來滿洲に於ける阿片吸飲の習弊は其の傳統久しく民衆の間に瀰漫し牢固として之を斷禁する事は不可能の狀態である。滿洲建國以來當局としては此の弊風除去に腐心してゐるのであるが現下の實情に徴して急激なる禁止は却つて實績を擧ぐる所以にあらずして密癮者を激増せしむる事となるべきを慮り斷禁主義に基く漸減主義を執つてゐるのである。即ち(一)既存の吸飲者には醫藥の意味に於て吸食を容認し、(二)癮に陥らざる吸食者には治療を施し(三)新吸飲は嚴禁するの方針を採りつゝあり、戒煙所は前述(二)の役割を以て其の使命に實效を收めてゐるのである。

(四) ペスト防疫部

全滿ベスト特定地域十七縣四旗中五縣一旗は本省に屬し、年々ペスト發生に依り該地方民の生活は脅かされ一旦之が發生する事あらんか、其の部落は其生活の根據たる家屋田畑を捨て、移動する狀態である。

政府は建國と同時に此に鑑みる所あり、防疫員を派遣し之が防疫に努力して來たのであるが、到底暫行應急的施設を以てしては其萬全を期すること不可能であるから、康德二年六月南滿洲鐵道株式會社と協同し之が撲滅を期することとなり、第一着手として本省下に左記の如くペスト調査離監視所の設立を見るに至り既に實績大いに見るべきものあり、一般民衆の福祉に多大の貢獻をなしてゐるのである。

今本省内に於ける施設を一覧すれば左の如し。

哈拉海調査所——
——(滿洲國) 農安、哈拉海、陶賴昭、各隔離所
——(滿鐵) 郭爾羅斯前旗、密門隔離所
——(滿洲國) 高家店、長嶺、乾安、前郭羅斯王府監視所

京橋圖書館

(五) 公 醫

醫療機關の地域的偏在を除去し僻陋の地に在る人民殊に貧農をして醫療の恩澤に浴せしむると共に公衆衛生思想の普及徹底を圖り、以て衛生狀態の改善に努むる事は現下の重大事たるを失はない。之れ實に公醫制度を設くる所以に外ならず、當局は目下五ヶ年計畫の下に最少限度各縣一公醫配置完了の目的を以て銳意計畫を進めてゐる。

かゝる趣旨の下に設置された公醫の活動は單に駐在地方の人民診療のみに止らず該地域に於ける最高の技術的指導者として公衆衛生一般の指導調査研究を包含するのである。省下に於ける公醫配置地は扶餘縣、長嶺縣、乾安縣、榆樹縣、農安縣、樺甸縣の縣である。尙ほ福民券收益金を以て公醫診療所に當つべき福民診療所の建設をなしつゝあり、省内農安縣、扶餘縣公醫診療所は即ち之れである。

京橋圖書館

第九章 司法・檢察

第一節 概 説

司法運用の適否は直ちに民生に重大なる影響を及ぼし延いては國家興廢の岐るゝ所たる事は古今の事例に徴して明かな處である。此の意味に於て一國の司法制度を確立し其の運用の公正を期するは治國平天下の最大要件でなければならぬ。我滿洲國は王道國家であり司法に於ける王道とは「辟以て辟を止め、刑は刑無きを期す」であるから建國以來司法部の方針も此の見地より全國を擧げて舊來の司法制度整備に傾倒された。

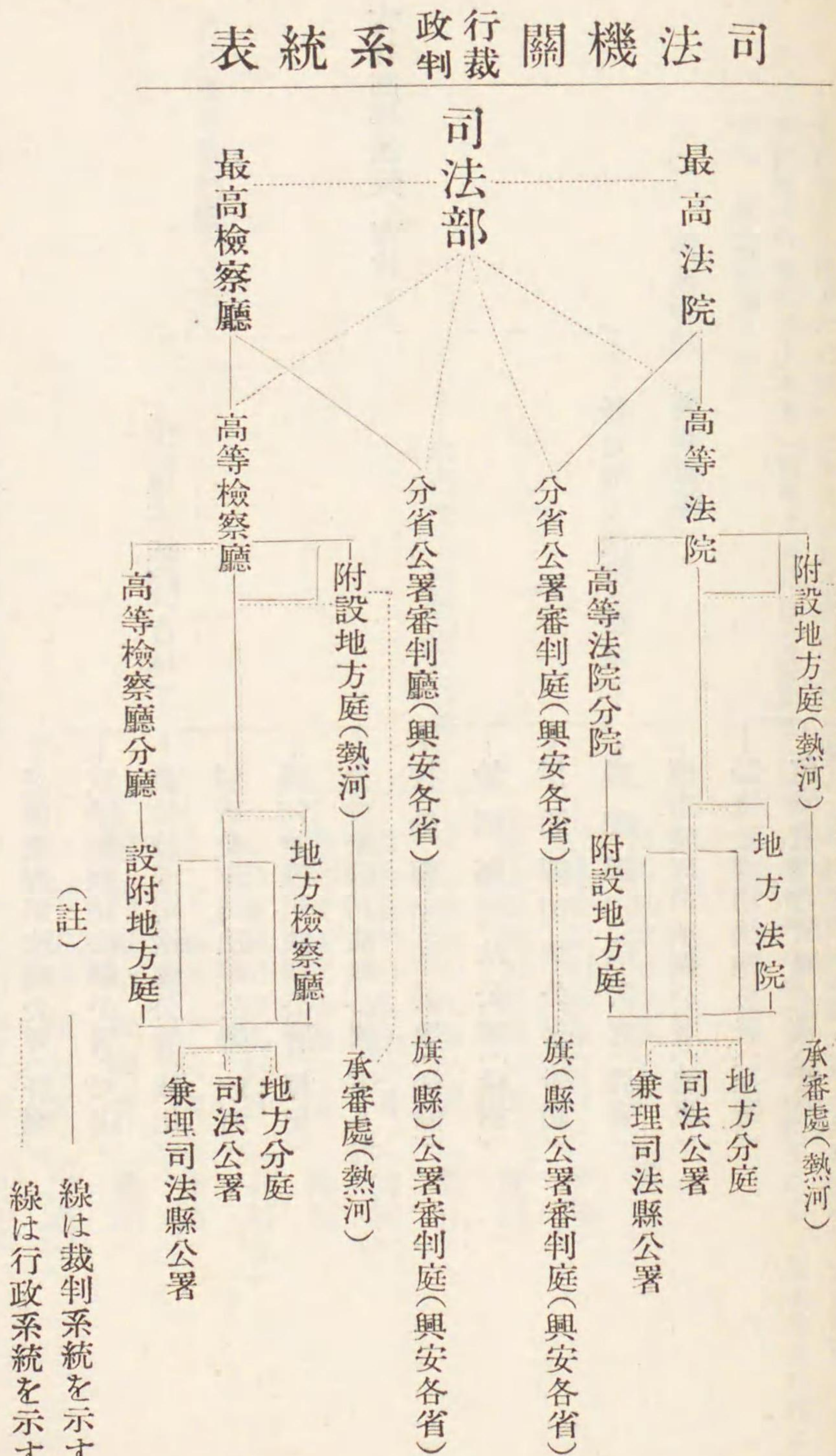
由來滿洲の司法制度は張軍閥の專制に委せられ司法機關の如き一般人民の幸福を念として設けられるものでなく恰かも軍閥搾取機構の一部を形成せる如き觀を呈し嚴正なるべき司法の運用は極度に歪曲せられて法の威信地を拂ふ有様であつた。

我司法部は此に鑑みる處あり、建國以來常に司法の公正を保障する爲めに制度の改革、人事の刷新を目標として銳意努力を續けて來たのである。

要するに建國以來の司法部の業績は初期は言ふまでもなく他部のそれと同じく基礎的組織の整備であり續いて建設又は改良計劃の實施時代に入らんとしてゐる。殊に領事裁判權の撤廢を前提として先進日本の司法官吏を任用して司法官の質的向上を計ると共に行刑制度の改善刷新を計り一面司法部法學校を開設して司法人材の養成を圖つてゐる。

現行審判機關は四級三審制をとり中央最高法院の下に各級審判機關を設け又檢察制度に就ても最高檢察廳の下に法院と

同様審級系統を設けてゐる。今現行司法機關系統を圖示すれば左表の如くである。

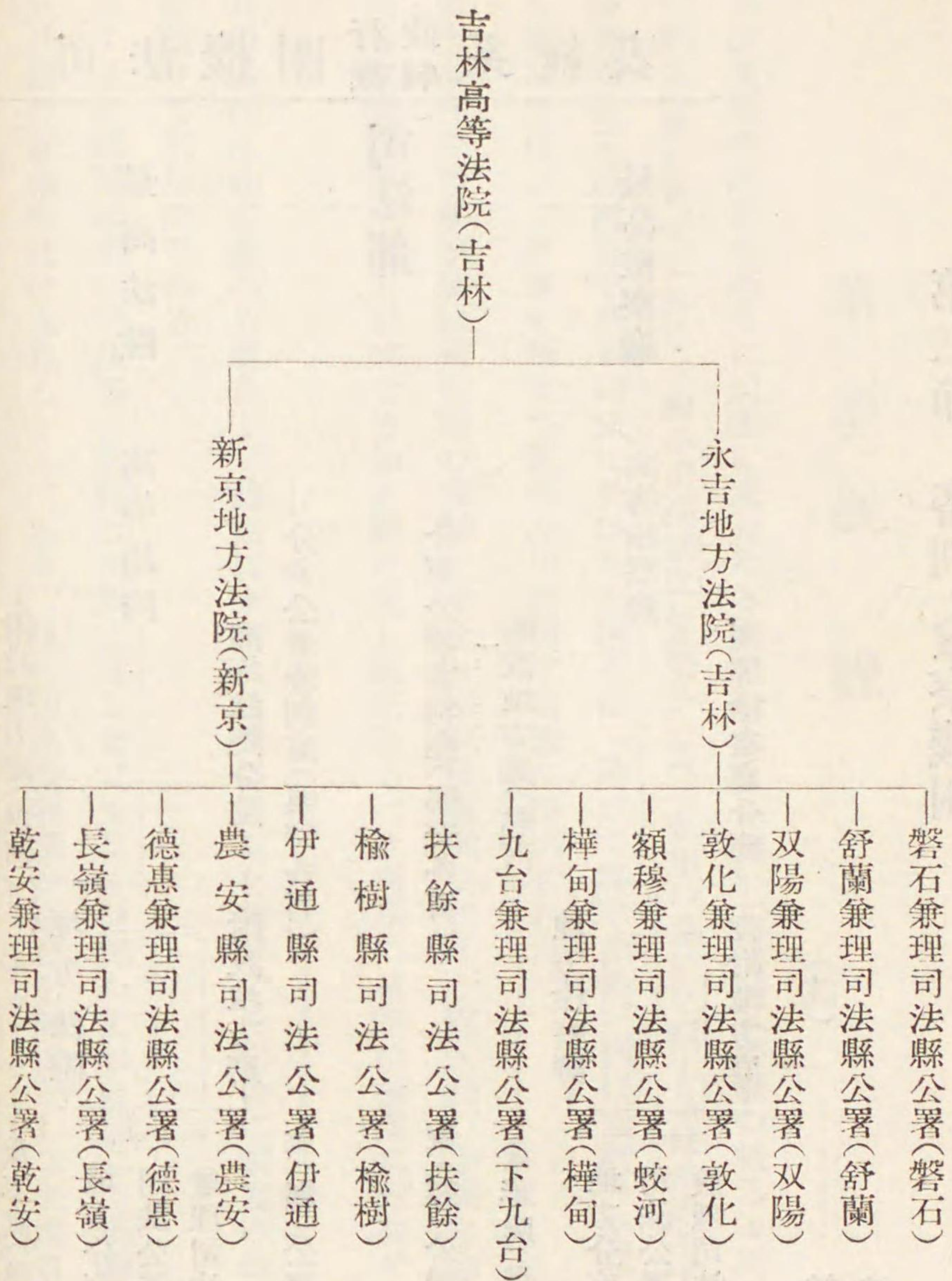


第二節 審判・檢察機關

本省内に於ける司法機關は吉林に一高等法院及新京吉林に夫々新京、永吉地方法院があつ各縣に司法公署及兼理司法縣公署があり、縣長は該公署所管々内の司法事務を代行する事になつてゐる。

右審判及檢察機關に付本省市縣に存在するものを審級により摘記すれば次表の如くである。

(一) 司法機關(審判機關)



(奉天高等法院)

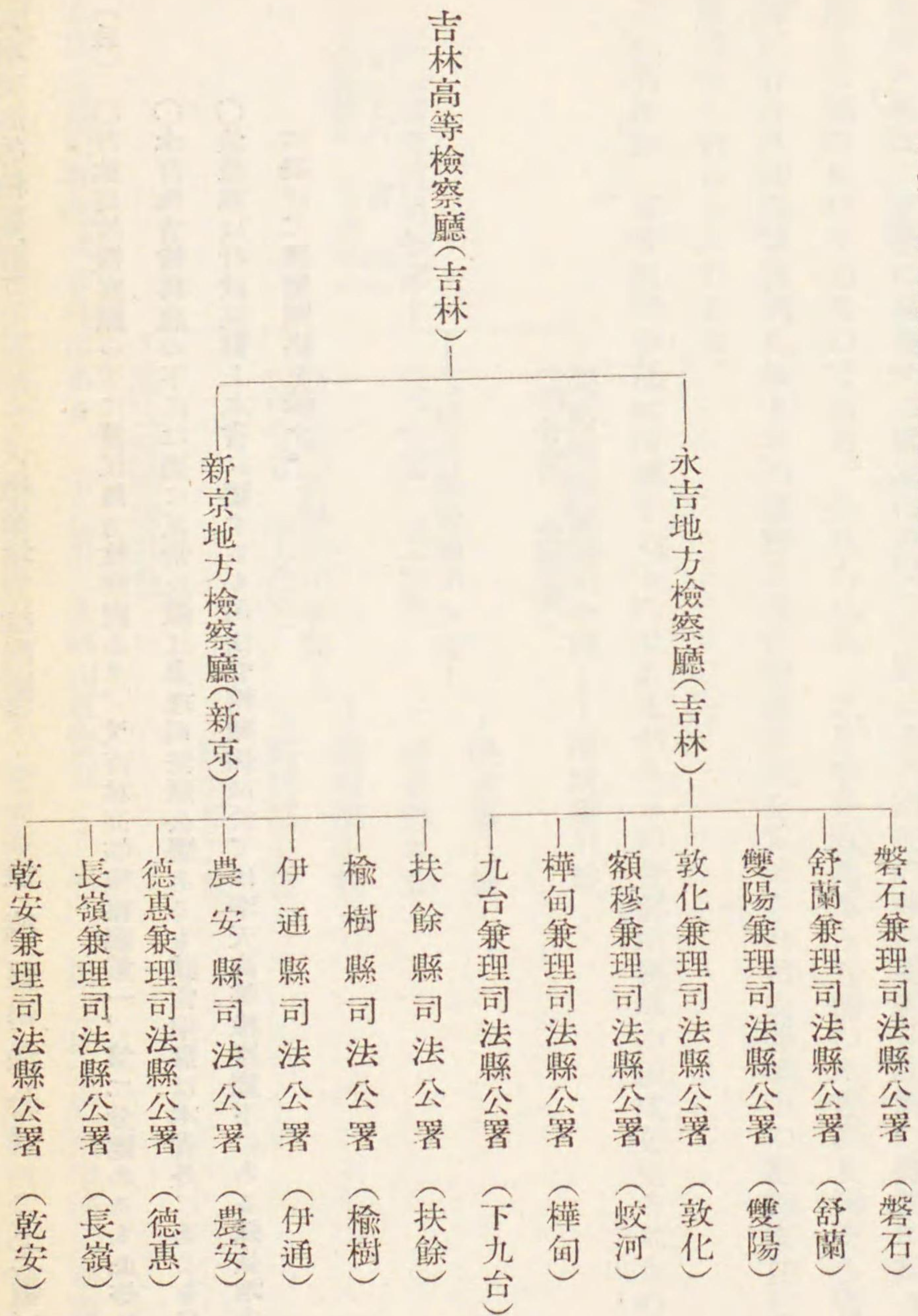
(鐵嶺地方法院)

懷德縣司法公署(公主嶺)

[註]

○吉林高等法院の下に濱江地方法院あり、又吉林高等法院第一、第二分院あるも此等は本省外なるを以て茲に摘記せず。
○永吉地方法院下には別に五常及濛江兼理司法縣公署あるも該兩縣は本省に屬せざるを以て摘記せず。
○懷德縣は行政區域上本省に屬するも司法管轄關係に於ては本省外の奉天高等法院下にある鐵嶺地方法院に屬するを以て便宜其の隸屬關係を示す。

(二) 司法機關(檢察機關)



(奉天高等檢察廳) — (鐵嶺地方檢察廳) — 懷德縣司法公署 (公主嶺)

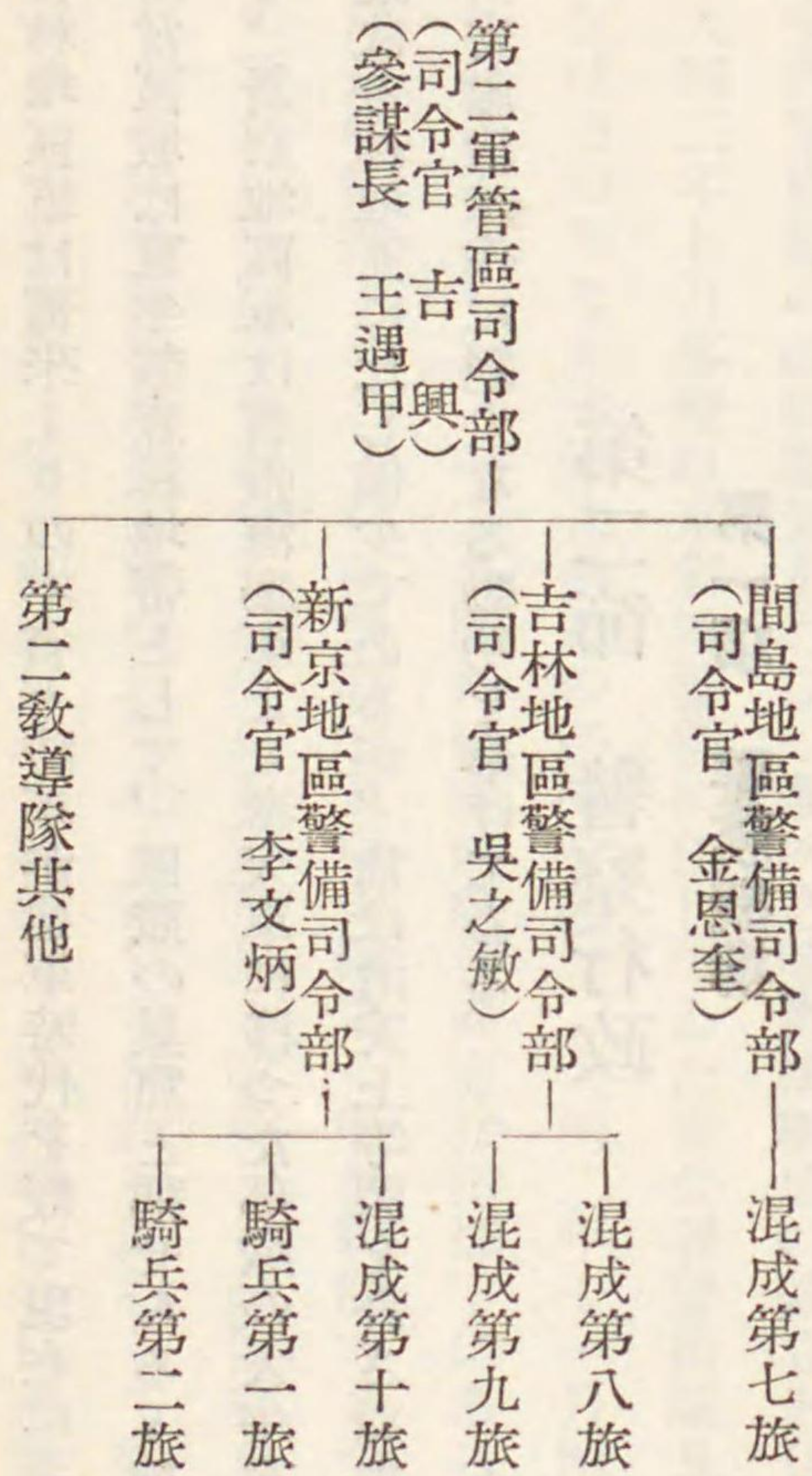
〔註〕 ○吉林高等檢察廳の下に濱江地方檢察廳あり、又吉林高等檢察廳第一、第二分廳あるも此等は本省外あるを以て摘記せず
○永吉地方檢察廳の下には別に五常及濛江兼理司法縣公署あるも該當兩縣は本省外にあるを以て摘記せず
○懷德縣は行政區劃上本省に屬するも司法管轄關係に於ては奉天高等檢察廳下にある鐵嶺地方檢察廳に屬するを以て便宜茲に掲げて隸屬關係を示す。

第十章 軍事・警察・治安

第一節 第二軍管區司令部所屬軍

我國々軍は 皇帝に直屬せる國家の軍隊で平時は國內治安の維持邊疆及江海の警備に當り一旦有事の際には盟邦日軍と共同して國防に任ずるものである。全兵力八萬、之を中央直轄軍と五個の軍管區及興安各省二軍管區よりなる陸軍及江防艦隊に分たれ陸海軍條例に依り其の任務及擔任警備區域を定められ治安警備上の絶對責任を負ひ國民をして王道治下に安居樂業せしむるものである。

吉林省は第二軍管區司令部に所屬するものであるが今日司令部所屬軍の編成を見るに次の如し。



本軍管區司令部は吉林にあり、もと第三及第四軍管區より成り、第三は本省東半部間島省を、第四は本省西半部と龍江省南部舊洮遼地方を警備區域としてゐたのであるが、先般區域の變更より上記の如くに分たれたもので、もと第三地區に

屬してゐた間島省は別に間島地區として獨立の警備司令部をおく事となり、本省は東西兩半部に吉林地區及新京地區警備司令部を以て管轄せられてゐる。

吉林地區軍は舊來よりの本省々防軍が建軍時代を経て現在に至つた部隊を主とし、混成第八、第九の兩旅より成り、之が擔當區域は東半部森林地帯として、匪賊の巢窟と稱せらるゝ地帯であつて本地區不斷の討匪は其の功績を稱揚せられてゐる。新京地區軍は舊張海鵬軍より奉天軍に移つた部隊の大半を占め混成第十旅と第一、第二の騎兵兩旅より成つて居り匪亂は吉林地區に比し僅少であるが、尙ほ治安上等閑を許さぬ地域である。兩地區軍共に日夜省内治安の確立に任じ、地方治安肅清工作に絶大なる勳功を擧げてゐる。

第二節 警察行政

第一項 警務機構

全國警察行政に就ては官制上中央民政部大臣之を掌理し（興安各省を除く）、民政部警務司に於て之を管掌し、地方に於ては各省に省公署警務廳を置き、夫々全省内の警務を管掌せしむる事としてゐる。

即ち本省公署に於ても省公署に警務廳を置き省下警察機關を統轄し、吉林市に吉林警察廳を、各縣に警務局を設け、夫々警察署を配して治安の維持に任じてゐる。

(1) 省公署警務廳

警務廳は總務廳、民政廳、實業廳、教育廳と同様省公署を構成する一部門をなし警務、特務、保安、司法、衛生の各科及督察官を置き省下警察機關を指揮監督し省内の警察及衛生事務を管掌す。

(2) 吉林警務廳

廳長は省長の指揮監督を受け吉林市内の警察及衛生を管掌し、市内に五警察署、四十五分駐所を配置し、其の總員約一

千名である。

(3) 縣警察局

縣長は省長の指揮監督を受け一般行政及警察行政を管掌してゐるが、警務局長は此の補助機關として警察行政を掌る。而して縣内を數區に分ち、區には警察署を置き更に樞要の地點に數個の分駐所を配して縣内警察行政を執行してゐる。此の治安の情勢に鑑み主として特殊の縣には警察隊を特設して治安の維持確保に任じてゐる。

第二項 各縣警察隊

省内治安の確立は、最前線たる各縣警察隊の整備充實が最も必要なる事は言ふを須ひざる處である。由來無統制無訓練に馴致された警察隊の淨化統制には幾多の困難を伴ひ、其の間反叛逃走するものもある状態であつたが、極力慰撫に努め逐次省内警察隊の改編整備を行ひ、漸次之等機構編成の確立を見るに至つた。

即ち大同二年七月事變以來省城警備に任じてゐた省公署警衛隊及省會警察隊大隊は、其の編成上各指導系統を異にし、統制を欠けるのみならず淨化整理の必要を認め、大同二年十一月兩者を合して省會警察隊と改稱し警務廳長の單一指揮下に入らしむる事とした。一方各縣には従前縣長の直接指揮下にある保衛團あり、匪賊を招撫して編成せる職業的自衛團あり公安局長の指揮下にある行政警察官及保安隊ある等無統制であつたが大同二年來各縣の保衛團を大半整備し、保安隊と合併して新たに警察隊を編成し公安局を警務局と改稱、行政警察を管掌せしめ警察隊を警務局長の指揮下に入るゝ事とした斯くして省内各縣警察機關の整理鞏化と警官の淘汰を斷行して質的向上を計り同時に形式化せる自衛團の如きは之を徹底的に改革して新たな保甲制度に基く純然たる義務奉仕の自衛團たらしむる事とした。今や各縣警察は人員の選定、給與の改善、編成裝備の改善、教育、訓練、質的向上等に於て面目を一新してゐるのであるが更に從來極力精兵主義を採り來つた方針を改め討匪能力を向上せしむべく警察力の増加を必要とする場合は財政關係、治安關係を考慮して中央の基準の

如く人口五百に對し警察官一名を目途として増員を許可してゐる。今各縣警察隊の現勢に就て見るに次の如くである。

省内各縣警察現勢一覽表

康德二年六月末現在 (吉林省公署警務廳調)

二六〇

市 縣 別	種 別	警察署及 隊數	分駐所數	現 員 計	裝 備		
					小銃	拳銃	機關銃
吉林警察廳	行政警察 警察隊	四 二	四 一	九三八 一八四 (85) (3)	八二六 一八八	五〇七 一七	三
永吉縣警務局	行政警察 警察隊	一 八	二 八	六三〇 二二五 (9) (6)	六四七 二二七	二三〇 一九	七
額穆縣警務局	行政警察 警察隊	三 五	四 九	一〇八 三五一 (7) (6)	二四 三一五	一六 九	三
敦化縣警務局	行政警察 警察隊	二 五	八 四	二四六 一六一 (7) (6)	二八三 一五二	八九 五	一
樺甸縣警務局	行政警察 警察隊	二 八	五 三	五〇四 一六二 (6) (7)	四三七 一一七	一三〇 一四	四
盤石縣警務局	行政警察 警察隊	六 六	二 五	四一六 一六二 (7) (6)	六八五 五四五	一〇二 二	二
伊通縣警務局	行政警察 警察隊	五 八	一 九	一七三 三七〇 (6) (1)	一五七 三三七	一 三一	二

雙陽縣警務局	行政警察 警察隊	一 六	二 三	五四六 二〇〇 (8) (5)	八三四 二二三	四〇 三	二
懷德縣警務局	行政警察 警察隊	八 四	一 五	一五五 一一三 (5) (5)	一五一 一〇四	三〇 一五	一
長嶺縣警務局	行政警察 警察隊	一 八	四 五	一三三 九二 (5) (5)	八七 八六	一三 四〇	一
乾安縣警務局	行政警察 警察隊	一 四	二 四	三〇三 二一六 (7) (5)	一九四 二〇七	二五 一	一
扶餘縣警務局	行政警察 警察隊	二 八	一 八	三四七 一九二 (5) (1)	三九七 二〇八	二九 三	一
農安縣警務局	行政警察 警察隊	二 五	一 〇	一五九 二二四 (6) (6)	一五八 二二一	二四 六	一
德惠縣警務局	行政警察 警察隊	二 六	一 〇	五三一 二〇八 (8) (6)	四五一 二〇一	五七 二四	一
榆樹縣警務局	行政警察 警察隊	九 二	一 〇	一七七 三六七 (8) (6)	一二二 二八〇	二八 二一	四
舒蘭縣警務局	行政警察 警察隊	三 二	一 一	一四二 一六 (6) (6)	二七九 一一六	九四 二八	一
九台縣警務局	行政警察 警察隊	六 二	一 五	五三二 五七三 (6) (6)	五七三 七六	一 二	一

合	計	行政警察	一〇八	一九一	六四三	六、四六一	一、五二一	六
	警察隊		四一	三七	二、四七九	三、三四七	一九〇	二八

(註) ()内は日系警官を示す

第三節 治安概況と肅清工作

本省は由來其の地理的環境と歴史的特殊性により匪賊蟠踞の巢窟として知られ特に建國當初は滿洲事變以來潰亂兵、保安隊、自衛團等の背反匪化せるもの及土匪團の蜂起等の爲め極度に治安紊亂し康徳元年夏季は其數十數萬の多きに達したと稱せられてゐる。當局は之が肅清の第一着手として大同元年十月下旬省城に省清郷委員會を延吉及哈爾濱に地方清郷委員會を組織し専ら匪賊の招撫及討伐を敢行し官吏及日滿軍警一致協力して治安恢復に努むる事とした。特に同年十一月初旬軍部の吉長道一帯討匪工作に際し省公署より政治工作班を派し又十二月末東北各縣の討匪工作實施せらるゝや穆稜、佳木斯に地方清郷委員會を設け省より同様工作班を派し清郷工作に努めた。然るに翌年二月日本軍の熱河出動により警備手薄の機を窺ひ敗殘兵は忽ち集結して匪團の横行を見るに至り同年三月虎林密山等數縣に於ては縣城襲撃に見舞はれ混亂状態に陥つた。

斯くて速かに縣治安維持機關の淨化統制を行ひ警務機構の基礎を確立し以て匪賊の蠢動、反抗分子策動の餘地なからしむると共に軍警の素質向上並に能力増進を圖り逐次治安維持の主任務を擔當せしむる方針の下に大同二年六月十日中央治安維持會設立せられ省に於ては清郷委員會を廢して省治安維持會を設け各縣には地區警備隊長の指導する縣治安維持會を設置する事となつた。之に依つて縣警務機構の淨化整備、地方不正規武裝團體の解除、從來の職業的自衛團の解除と保甲連坐制による自衛組織の促進、戸口調査の勵行、隱匿武器の回收、警備通信網の完備等に努むると共に他面日滿軍警の討

匪工作を續行し省より政治工作班及縣行政の指導班を送り全面的討匪宣撫の兩面工作を實施したのである。

然るに其後匪亂依然として已まず康徳元年に入つてより依蘭の謝文東事件、大刀會匪事件、汪清縣一帶の中國、仁義、靠山等合流匪、伊通、磐石地方に於ける共產匪、普通匪の合流、京圖、奉吉沿線の鐵路襲撃の續出等々枚舉に遑あらず、此間に處して治安維持會はよく軍部の討伐と相伴つて諸工作を行ひ爲めに全面的に影響を蒙る如き匪害はなかつた。尙ほ康徳元年九月從來の吉林省治安維持會は軍管下の關係上東南防衛地區及東防衛地區各治安維持會に二分せられ之に伴ひ地區治安維持會も其の管下名稱に變更せらるゝ事となつた。而して東南防衛地區治安維持會は舊地區司令官の行ふ日滿軍の治安工作と併行して省公署と共に警務機關の鞏化、警官農の訓育指導に當る事とし各地に工作指導班を派し諸般の治安工作を實施したのである。次いで康徳元年十二月地方制度の改革により管轄區域縮少せられ從來治安上最も厄介視された間島地區、依蘭地區、濱江地區及綏寧地區は夫々間島省、三江省及濱江省に分讓せられ本省としては匪賊地帯として主に東部山林地帯に限らるゝ事となつた。即ち現在に於ては敦化東方縣境に出沒する共匪、舒蘭東北縣境に跳梁する德林匪、樺甸、額穆、敦化縣境に蟠踞する雙勝周太平匪、磐石縣の紅軍等は其の主なるものである。其他小集團鼠賊の出沒あり、殊に前年の水災により農村窮乏せる爲め衣食に窮し時としては鐵道破壊、村落襲撃等暴行を敢てし其の勢力輕視を許さないものがある。即ち長春縣以西諸縣は殆んど平穩に歸し唯だ夏季、季節匪若干出沒するのみであるが從來大集團匪の跳梁地帯とされてゐた舒蘭地方は最近德林匪討伐により好轉の徴を示し唯南部奉天省境の群小共產匪の蠢動及東部間島省隣接地方の共產匪が依然不穩計畫を敢行し神出鬼沒の不安状態を持續してゐる。然しながら日滿軍警不斷の掃蕩と治安維持會、省當局の懸命なる現地工作により他面保甲制度の確立、民間武器の回收等があり、軍警官民一致協力して治安工作に力めつゝある爲め現在に於てはさしにも猖獗を極めた匪徒も其數七、〇〇〇に激減し而かも殘存匪賊は東部濱江省境、奉天省境等山間の僻地にあつて打續く討伐逃避に疲弊し銃器糧食の補充に苦しみ匪勢、匪數共に衰微甚だしく昔日の倂は見るべくもない状態である。も

とより治安状況は未だ安堵を許さず、此後一層の積極工作を必要とするものである事は言ふを俟たざる處であるが、斯くの如くして肅清工作の全面的努力が遂行さるゝならば本省治安恢復は蓋し遠きに非ざるべしと思考せらるゝのである。尙ほ前記治安維持會に於ては之が指導の下に治安維持宣撫工作の實施機關として夫々中央、省、縣宣撫小委員會が置かれてゐるのであるが今該宣撫小委員會の組織及宣撫工作要領を附記するであらう。

◎吉林省宣撫小委員會規則

- 一、吉林省內滿洲國側各機關ノ治安維持ニ關スル宣傳業務ヲ統制スル爲メ吉林省宣撫小委員會ヲ設ク
- 二、委員會ハ中央宣撫小委員會ノ統制ノ下ニ省治安維持會委員長ノ指導ヲ受ケ省内ニ於ケル宣撫實施ニ任シ且ツ省内各縣旗宣撫小委員會ノ指導連絡ニ任ス
- 三、委員會ニ委員長一、委員若干名ヲ置ク
- 四、委員長ハ總務廳長、委員ハ吉林省公署各廳當務關係科長協和會事務局長ヲ以テ之ニ充ツ
- 五、委員會ニ事務主任一、事務擔當者若干名ヲ置ク
- 六、事務主任ハ事務長ノ命ヲ受ケ委員會一切ノ事務ヲ掌理ス
- 七、事務擔當者ハ事務主任ノ要求ニ依リ各廳又ハ協和會事務局ヨリ適宜差遣ス
- 八、經理ニ關シテハ前ニ之ヲ定ム

◎吉林省宣撫小委員會宣撫工作要領

一、方針

- (一) 省宣撫小委員會ハ省内宣傳機關ノ機構確立ヲ促進シ統制アル指導ノ下ニ匪賊剿滅工作並ニ治安維持組織ノ鞏化ニ努力ス

二、要領

(一) 任務

省並ニ各縣旗ノ宣傳宣撫機關ヲ一環トスル機構ヲ確立シ對內宣傳宣撫ノ主體タル實力ヲ具有セシム

(二) 宣撫ノ重點

- (1) 最近ノ匪賊ノ傾向ニ鑑ミ各種ノ方法ヲ以テ匪民分離ヲ目的トスル對住民啓蒙宣傳、匪賊滅殺ノ目的ヲ以テスル對匪諸工作ヲ勵行スル如ク指導ス。

- (2) 治安維持工作ニ伴フ宣傳ハ特ニ保甲制ノ普及徹底民間兵器ノ調査回收ニ重點ヲ指向ス

- (3) 逐次實現セラル、治安工作上ノ諸施設行政施設利民施設等ヲ宣傳資料トシ以テ人心ヲ把握ス

更に本省に於ては今や他省と共に日本軍指導の下に省宣撫小委員會其他軍警官民協力して秋季肅清工作を實施し省治安確立上顯著なる効果を齎してゐるのであるが其の指導要領を示せば次の如くである。

◎秋季肅清工作指導要領

一、組織

イ、省宣撫小委員會ハ宣撫指導班ヲ組織シ秋季治安肅正工作ニ伴フ的確具體的ナル宣撫計劃ヲ樹テ縣旗ノ宣撫實施並ニ

治安工作ノ促進ニ當ラシム

ロ、宣撫指導班ハ縣旗宣撫工作班ヲ指導スルト共に縣旗ニ於ケル宣傳各機關相互ノ連絡ヲナシ之ヲ統制ス

二、期間

秋季治安肅正工作ニ伴フ宣撫工作ハ概ネ三期ニ分チ之ヲ實施ス

第一期 準備期間

イ、宣撫指導計劃ニ基キテ各縣旗或ハ各地域ニ適切ナル實施計劃ヲ立案ス
 ロ、宣撫指導班ハ各工作ニ必要ナル情報ノ蒐集整理ヲナシ必要ニ應シ縣旗宣撫機關ヲシテ豫備宣傳ヲ實施セシム
 ハ、縣旗ニ從軍宣撫班ヲ編成セシム

ニ、縣旗從軍宣撫班ハ該縣旗治安工作隊宣撫班ニ屬ス

ホ、縣旗ヲシテ省宣撫班指導計劃ニ則リ縣旗從軍宣撫計劃ヲ立案セシム

第二期 實施期間

各縣旗ノ實施スル從軍宣撫工作ヲ統制指導ス

第三期 同上（肅正後）

イ、日滿軍肅正後ノ治安維持組織ノ増進補強ヲ圖リ再ヒ匪賊ヲシテ蠢動ノ余地ナラカシム

ロ、民衆ヲシテ自衛自立ノ觀念ヲ涵養セシムルト共ニ日滿軍警並ニ行政機關ニ滿腔ノ信賴ヲ置カシムル如ク指導ス

三、宣撫ノ重點

イ、匪民分離

ロ、保甲制度ノ普及徹底

ハ、民間兵器ノ調査回收

ニ、民心ノ把握

四、宣撫方法

イ、宣撫即實行ヲ第一トシ實質的宣撫ヲ實施スルコト

ロ、民衆トノ接觸ヲ計リ省ノ行ハントスル所ヲ徹底セシムルコト

ハ、カメテ地方民衆ノ意嚮ヲ察知スル如ク努ムルコト

ニ、宣撫資料ハ治安維持上ノ諸施設並ニ行政上ノ實施事項等直接民衆ニ利害關係ヲ及ボス可キ卑近ナル例ヲ舉ケテ抽象的ニ亘ラサルヲ要ス。

五、編成

イ、指導班ニ班長一班員若干ヲ置ク

ロ、班員ハ省公署職員以外ニ協和會職員ヲ加フ

ハ、指導班ニ企劃系、連絡系、現地指導系ヲ置ク

ニ、企劃系ハ全般的企劃統制ニ任ス

ホ、連絡係ハ中央並ニ各縣關係機關トノ連絡ニ任ス

ヘ、現地指導係ハ縣旗公署ニ駐留シ縣旗宣撫工作ノ立案企劃並ニ連絡ニ任ス

但シ必要ニ應ジ縣旗宣撫班ト行動ヲ共ニシ之ガ指導ニ當ル

第四節 保甲制度

凡そ國內治安維持の爲めには軍警の充實は當然であるが更に一般民衆の自警自衛に基く援助を得るにあらざれば到底其の全きを得る事は不可能である。殊に滿洲舊軍閥治下に於ては施政行はれず治安紊れ民衆自體が進んで自警自衛の途を講

するに非ざれば安居する能はざる状況にあつた爲め必然的に自衛團の發達を見保甲制度なるものが生れたのである。然るに之等は官憲の威令行はれざると匪賊横行の爲め概ね形式化し職業化して地方民より税金を徴收し殊に事變當時の混亂に乗じて統制紊れ地方住民の自治自衛機關たるの任務は忘却せられ保甲の制全く地を掃ふの狀態であつた。

此に於て滿洲建國後大同二年七月治安維持會の設立を見るや先づ不良保衛團の淘汰整備を行ひ自衛團商團保衛附團等は之を徹底的に革正し新たなる保甲制度に基く純然たる義勇奉仕の自衛團たらしめん事を企圖したのである。之より先大同二年四月教令第二十六號を以て暫行保甲條例及暫行保甲條例施行準則、次いで同年十二月教令第九十六號を以て暫行保甲法を公布し民政部令第二號を以て暫行保甲法施行細則を定め更に大同三年民政部訓令第九十五號を以て之が實施に關する訓令を發したのである。保甲條例保甲法共に舊慣を參酌し保甲の制を設け隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持せんとするものである。

今暫行保甲法の大要を述べれば次の如し。

(1) 本法の施行せられるは當分の間人口極度に稀薄なる興安各省を除く地域(保甲法附則第二項)とし奉天市哈爾濱特別市の如く省、區長官に於いては治安の状況に依り本法の施行を要せずと認めらるる地方は民政部大臣の認可を得て施行せざることを得る事(保甲法第二十三條)として保甲制度が必ずしも永久的施設たるを要せず國民の政治思想の發達警察制度の充實改善と共に將來は斯かる制度の不必要なる時期來るべきことを豫想してゐるのである。

(2) 保甲制度は大體從前の比閭隣里保甲等の制に則り、先づ戸に基礎を置く牌を最小單位とし凡そ十戸を以て編成し村又は之に準すべき區域(鎮又は郷の如き)内の牌を以て甲を編成し一警察署管内の甲を以て保を編成するものとし例として市街地に於ける甲のみは凡そ十牌を以て編成せしむることとし、尙ほ地理上交通上其他特別の事情に依り縣長又警察廳

長は一警察署管内を二保以上に分つことを得る事とした。又保及び甲には住民の緊急の危害を警戒防禦するため其の地居住の壯丁を編成して自衛團を組織せしむることとした。

(3) 各保甲及牌には各長を置き警察署長の指揮監督を受けて盜匪の警防に努め褒賞救恤、自衛團の事務監督經費の徴收戸口調査及銃器取締に付き警察官吏の補助等の事項等を掌らしめ、其等の任務遂行の爲め保及甲に於いては夫々規約を設け此の規約遂行のため褒賞並に五圓以下の過怠金の規定を設け、更に住民を教誡して同様犯罪事件の發生を防止するため牌を單位とし牌内の住民にして内亂罪、外患罪、銃砲取締規則違反其の他直接治安に重大なる關係を有する罪を犯したものであるとき其の牌内各家長に對し警察署長に於いて各々二圓以下の懲罰金を課し得る連坐責任制度を採る事とした。

(4) 從前の自衛機關が職業化し役員及び團丁が多額の俸給を受け益々地方民を窮乏せしむるの結果を招來し自衛機關本來の使命を没却し傭兵に類する自衛團の發生も尠からざりしに鑑み保甲法實施に當つてはそれに要する費用を最小限に縮限し一般民衆の負擔を軽減せんとして保甲牌の役員及自衛團は全部其の土地の住民を以てし事務費其他警備出動の際に於ける現物給與等に要する費用等已むを得ざるものは此の制度に依つて利益を享受すべき各家長の負擔とし所有土地其他の資産に應じ公平に分擔せしむるものとした。

更に本省に於ける保甲制度實施狀況を見るに暫行保甲法公布せられてより省治安維持會は各縣治安維持會を指導して保甲制度の確立と其の運用に努め康徳元年九月以來各縣に治安工作班を組織せしめ省よりは縣工作指導班を派し治安恢復の重點を保甲制度の確立に置き保甲指導員の養成保甲長の訓練等を實施してゐる。然しながら保甲牌の役員及自衛團の幹部中には依然文盲無智なるものがあり保甲制度の眞義を理解せしむるに困難を感じてゐる狀態で各縣共保甲牌の區劃及名稱、役員の選出等形式的方面は略々完成したが規約の作成實施、所要經費豫算の編成及其の賦課徴收、牌内の戸口調査及銃器取締等は尙ほ充分實行されず、而かも治安の關係上常時警備を必要とする爲め已むなく無報酬の原則を行ひ得ざる狀

態である。

今省内保甲制度の實況を示せば次の如し。

各縣保甲制度實施狀況表

康德二年三月現在 (吉林省公署警務廳調)

縣別	類別	警察數	保數	甲數	牌數	自衛團數	自衛團員數
永吉	額穆	三八	一一八	一一一	六、九九六	八	二、四八五
敦化	敦化	五三	一一一	一一一	一、三一七	一一	一、一五七
磐石	磐石	八五	四八	九〇二	二、四五九	三一	五、七二一
伊通	伊通	六八	二〇六	二、四四	二、一〇二	四八	二、〇三〇
雙陽	雙陽	六八	一一四	三、四四七	三、六八五	七一	二、四六六
懷德	懷德	五五	八一	五四	六、〇二七	八一	一、三七一
乾安	乾安	八八	九六	四、三四九	一、九八〇	一一	二六、五二七
扶餘	扶餘	三四	一七一	七四三	五、七〇七	一九	六二九
農安	農安	六五	三〇八	三、四二	三、〇二〇	五七	一、四一三
德惠	德惠	六五	二六六	四、七五四	四、七五四	六一	三、三六六

總計	九 舒 榆	一〇三	一七二	三、二二二	五四、五四六	六六四	五九、七六一
計	台 蘭 樹	六 五	六 九 一八	八 九 二七六 六三一	四、〇八六 二、九六二	五五 八 一一	九一四 六九三 八五二

第十一章 都市・邑鎮

第一節 都市

◎ 吉林

吉林は松花江に臨んで市街は長く東西に延び南に山を負ひ北には遠く吉林盆地を控へ風光明媚にして誠に「滿洲の京都」たるの名に背かない。此地は原名を吉林烏拉を呼ぶ。滿洲原語で吉林は「沿」烏拉は「江」の謂にして「江に沿ふ」と言ふ意味であると言ふ。往昔明の時代東北征伐の爲め此地に水軍の根據地を置き清朝の順治年間西比利亞遠征の際此地で戰鬪艦を造つた因縁から別名を船廠と言ふ。康熙年間始めて城壁を作り寧古塔將軍が駐して以來全省の首都となり後、永吉府或は永吉縣更に又吉林省の首都として幾變遷し民國二十年九月十八日張作相省長の不在中滿洲事變勃發し熙洽參謀長は同月二十八日他省に率先して獨立を宣言し自ら吉林省長官となつたのである。

斯くして吉林は本省の政治中心とし現に吉林省公署ある外、各種官衙があり、本省の中樞をなしてゐる。面積一二、三二五平方料、人口一四三、二五〇人と稱せられてゐる。

商業方面に就ても往年東支鐵道開通當時は一時衰退に傾かんとしたが吉長鐵道（現京吉線）の開通と共に南滿方面との取引頻繁となり更に最近は京圖線全通により北鮮三港に連り、北滿穀物の大連、北鮮兩經路分岐點として重要視せらるゝに至つた。吉林市場の勢力圏内と目すべき松花江の沿革地方は其の地勢兎角對外貿易の不活潑を免れぬとは謂へ尙ほ松花江を利用して搬出さるゝ木材は吉林の生命とも言ふべきもので省城東端の東大灘は木材の陸揚場として夏季は流筏江面を蔽ひ江岸には巨材山積して木材都市の盛觀を呈するのである。従つて附近一帯には製材所木材商等が軒を連ね東滿第一の

木材市場たる面貌を示してゐる。斯くの如く吉林が木材の大集散市場たる事は自ら又此處に木材市場を生み製材業、燐寸製造業等隆盛を極めてゐる。

今此等商工業市場に就て康徳元年九月に於て數字的に一瞥すれば次表の如くである。（鐵路總局發行「京圖沿線背後地經濟事情」）

△ 資本金五千圓以上を有する商工業者數

（滿人側）

雜貨	四八	織布	六	糧棧	一二二
陶磁器	七	染物	一	錢業	一二
果務	二	製靴	五	燒鍋	三
金細工	一一	印刷	二	果子製造	二
建築	二〇	皮革製造	一	製藥	一四
精米	二	金物	一	醬油製造	三
製香	二	油坊	六	磚瓦窯業	一
燐寸製造（日滿）					四
計					一七五戸

（日本人側）

雜貨	八	ゴム靴	二	綿布	一
金物	二	貿易	一	運送	三
計					一九戸

(鮮人側)

雜貨 一

一般市況は農產品價格の未曾有の暴落、農村購買力の減少に依り漸次凋落の趨勢に在り、在住邦商の如きは昨年初め敦圖鐵道工事の終了に依る工事景氣の消失、續いて京圖線の全通、近くは拉濱線の開通に伴ふ商勢範圍の縮少、同業者の續出、決濟狀態の惡化等々の惡材料の蝟集に依り經營難に陥りしもの多く之が金融策に狂奔して居る狀態である。

吉林に於ける工業の見るべきものは製材、製紙、製粉、燐寸、油坊、釀造業等であるが近來不況のため僅かに操業を繼續しつゝあるに止まり其の他石鹼、織布、製麻、製皮、精米等の雜工業があるが、何れも土法に依る舊式工業であつて其の生産高も極めて僅少である。大同二年度に於ける市内の主なる工業狀態は次の如くである。(鐵路總局發行「京圖沿線背後地經濟事情」)

種別	工場數	生産高	種別	工場數	生産高
油坊	二六	四五六、〇〇〇圓	味噌醬油	一七	八五、〇〇〇
釀造	三	八四、〇〇〇	澱粉	五	一一三、〇〇〇
煉瓦製造	一一	六八、〇〇〇	製藥	二五	五六三、〇〇〇
製材	二	八五〇、〇〇〇	印刷	二四	二三五、〇〇〇
製布	一一	三二八、〇〇〇	家具木器	九一	七二八、〇〇〇
製紙	三	七、〇〇〇	皮革	二〇	五〇、〇〇〇
燐寸	四	四八〇、〇〇〇	靴下	一三	八〇、〇〇〇
火柴	六	九、〇〇〇	サイダー	二	三二、〇〇〇

尙ほ吉林は前述の如く風光明媚にして「滿洲の京都」たるの名を恣にしてゐる處であつて名勝舊蹟多く北山、龍潭山、小白山、阿什哈達の石壁等々其の最たるもので吉林觀光協會は躍起となつて之等名勝の宣傳と觀光客の誘致に努めてゐる。

◎敦化

敦化は所謂高原地帯(海拔五〇〇米)の盆地の内にあり、敦化縣の中心として嘗つて又吉敦線の終點たり、京圖線に沿ひ此地方著名の邑鎮である。敦化は清朝の末期に唐代高麗の遺蹟と稱せられた舊名鰲東城を改稱したものであるが鰲東城は今僅かに縣城の東南四支里の地牡丹江の左岸に廢墟として取殘されてゐるに過ぎない。

敦化は現在人口一三、九八六、戸數二、九〇四戸と稱せられてゐる。

官衙としては敦化縣公署、專賣分署、稅捐局、鹽倉、森林事務所分所等其の數十指を屈し中央銀行支行、商務會、農務會等もある。

交通運輸方面に就て見るに此地を中心として鐵道自動車道路等の便あり、東は延吉、間島方面に北東は寧古塔方面に、西は新開、富爾兩嶺の峻路を越へて樺甸に、南は馬號を経て牡丹嶺の難路を越へ安圖方面に、北は吉敦線に沿ひ吉林に通ずる各路線がある。但し當地方一帯は雨量多き爲め夏期は道路頗る粗惡にして旅行には少なからず困難を感じるも冬期結氷期中は何れの道路も自動車可能路となつてゐる。又航空路としても新京、吉林、敦化、龍井間を一週三回往復し陸空兩方共に今後益々利便を加ふるものと豫想さる。

更に商業方面の消長に就て沿革的に見るに鐵道開通前に於ける敦化の商取引は近距離にある間島方面に日常必需品の大

部分を需め生産の移出先は亦間島方面を主とし僅少なる一部が水路によつて寧安方面に送られてゐた。然るに民國十七年十月吉敦鐵路の開通によつて當地方に於ける經濟的大動脈が作られ移住者の激増と沿線各産業の開發を促進し一般商界は異常な伸長を遂げたのである。之と同時に商品の移出入經路に一大變革を來さしめ從來の間島貿易は忽ち萎靡して輸出入共に吉敦線による事となり僅かに日本製棉花類のみが昔ながらに驛馬により間島方面に移入さるゝのみとなつた。爾來敦化は鐵道の終端驛として間島、寧安、安圖方面に對し吉林系貿易の中繼市場となり一方縣公署の所在地として地方行政の中心たるの好條件を占め商況日に進む狀況であつた。然るに民國十八年夏當地方輸出品の大宗たる木材に對する官銀號の林業閉鎖政策が行はれ其の結果は斯業界に一大變動を與へ同時に吉林官帖の慘落に遭ひ一般商況は痛烈なる打撃を蒙り之が爲めに倒産するもの續出し鐵道開通當時の繁榮の夢は一朝にして消へ去つて了つた。次いで民國十九年農作物の收穫頗る良好となり背後地方面との取引漸次復舊して僅かに愁眉を開かんとする矢先偶々滿洲事變の勃發に際し吉林軍は各地の險害に據つて治安の攪亂を企て地方良民に對し暴行の限りを盡し爲めに難を他に避くるもの續出して居住者の激減を來した。隣縣額穆、寧安、安圖等は兵匪の最も大なる慘害を蒙つた地方で而かも此等は敦化との取引上最も重要な相手方であつた事は如何に敦化商況に深刻な打撃を與へたかを推察するに難からざる處である。從來敦化より四隣背後地に向け中繼輸送しつゝあつた商品は輸入品の約六割を占むる大量であつたが大同二年初期は僅かに從前の二割となり尙ほ京圖線の全通によつて從來の吉敦線終點驛としての立場を失ひ又圖寧線の敷設によつて寧安地方の背後地を縮少し僅かに鏡泊湖以南を保有するに止まつた。斯くの如く背後地を侵蝕されて現在は安圖縣方面をその背後地とすべく交通其他の企圖が市民の考査に上つてゐる。

又敦化地方は由來本省内に於て最も匪賊の出沒著しい處とされ舊政權時代に於ては匪賊襲來により市街の過半數を烏有に歸した事もあり、滿洲建國後三回に亘り王德林匪其他の砲火を浴びた事もあつたが現在は當局の治安肅清工作と民衆

の協力により漸次治安恢復し平和に甦つた。

尙ほ此地は滿洲國都邑計畫の指定地となり又經濟背後地である安圖縣と一層密接なる關係を保たんが爲め道路を改修し同縣の農産、林産、礦産物を積極的に搬出するに於ては往年の繁榮を幾分にも恢復さるゝ事であらう。

◎ 公主嶺

此地は公主陵とも稱し古來公主の靈柩を納めた神靈の地として著名な靈場である。由來此地は靈場として著聞せるのみで一見荒寥たる一寒村に過ぎなかつたものであるが、往昔露國が此の地を以て軍事上樞要の地とし苦心經營に當つた結果漸次移住者多きを加へ日露戰後滿鐵附屬地となり滿鐵の經營に移つてから當地方の發達に拍車をかけ殊に滿洲國成立以來漸次新興都邑の面容を整ふるに至つた。

公主嶺は懷德縣公署の所在地にして國都新京より三十八哩の地點に位し陸路伊通の西九十支里懷德の南方亦略ぼ同距離の地にあり。又鐵道を背景として伊通、懷德地方等に於ける農産物の出廻を誘致し市況は年と共に殷盛となり特産の搬出夥しく滿鐵沿線特産市場として屈指の盛況を呈してゐる。一般産物としては大豆其他農作品にして特産は高粱、粟、包米豆粕、燒酎、醬油等とし滿鐵の設置にかゝる農事試驗場あり銳意農事研究に意を用ひてゐる。

行政に就ては滿鐵附屬地内と附屬地外とに分れ附屬地内は滿鐵之を管掌し地方事務所の管轄に屬してゐるが附屬地外は滿洲國側の行政管下におかれてゐる。

第二節 邑 鎮

◎ 蛟 河

蛟河は嘎雅河、蛟河の兩流が拉法河に注ぐ處にある。鐵道敷設前に於ては經濟水路の要點として此等河川を利用して松花江に至り吉林樺甸方面との交易が盛んであつて老爺嶺以東、張廣才嶺間に亘る一帯を其の背後地としてゐた。吉敦線開

通以來水路に依る交通は漸次衰へ移出入貨物の経路も一變し加之滿洲事變後は匪賊の横行甚だしく異常な沈衰を見せた。然るに大同元年三月縣公署が額穆より此地に移され更に拉濱線が開通してより一般産業の勃興氣配を見せ之によつて至大の好影響を蒙る事となつた人口一、六六六人、戸數二、二〇三と稱せられてゐる。

一般市況に就て見るに此地は額穆縣内農産、木材、石炭の集散地であつて殊に木材は其の代表的のものとし、陸運と河運の兩便によつて搬出せらる。尙ほ此地は京圖、拉濱兩線の北滿向中繼市場として將來相當の發展を期待せられてゐる。

○ 下九台

下九台は京圖沿線にあり、國都新京に近く著名の特産物集散地として知られてゐる。市街は平野にあり、往時晒爾台と稱せられ驛の東方一支里の上九台に對してゐる。

九台縣公署の所在地にして人口二、五七二人 戸數一、九四五戸と稱せられてゐる。

一般市況に就ては現在金融機關なく僅かに國際運輸と大興公司及質店が之を代行してゐるに過ぎない。穀物出廻概況に就て見るに大豆は大同二年に於て全く從來の例を破り當地を初め遠くは榆樹縣、德惠縣等より著しく出廻り更に從來北鐵南部線沿（現京濱線）及新驛出廻の物迄當地に流入し爲めに出廻範圍は著しく擴大され國線第一の大豆集散地となつた。斯くの如き出廻の激増を見るに至つた所以は縣當局が穀物市場を設けて公定相場を發表すると共に斤量検査を嚴重にし從來の弊風を一掃せる事と背後地の治安確立せる事等によるものであらう。

○ 王爺府

王爺府は郭爾羅斯前旗王府の所在地にして後旗と區別して南公爺府或は單に公爺府と稱し扶餘（伯都訥）の東南九十五支里松花江の左岸に位す。王爺府並に村落は西北流する松花江を距る僅かに三支里乃至五支里の低地に江に沿ひ高さ二百餘尺の丘麓に位してゐる。江畔の低地は南北約十四、五支里に及び北半は若干の耕地を有するが他は殆んど牧地である。

戸數二百餘、人口二千數百と稱せられ概ね蒙古人にして牧畜に従事するものである。

公爺府前面數町の地には數百年を経過せる榆樹林立し自然の公園を形成し、前方三支里を離れて北上する松花江の清流あり、江畔の羊群帆影一眸の下に集り頗る景勝の地である。

○ 樺皮廠

樺皮廠は吉林を距る二十一哩余の地點にあり京圖沿線の驛にして人口六、七一四人、戸數、一、一八一と算せられてゐる。市街は驛の南方五支里の地點に位す。樺皮廠の地名は清朝の初め此地に廠を設け樺皮を以て弓箭及馬鞍を造つた事に因んで其の名を生じたと謂はれてゐる。

此地は由來特産市場として知られ大同元年七萬四千廐の驛出を見たが翌二年には六萬廐に減じ近來は次驛孤店子が新たに混保制度を實施した結果幾分其の盛況を奪はれた感がある。

又此地附近には沼澤多く釣魚の好適地として知られてゐる。

○ 伊 通

伊通は伊通河の左岸にあり、東南約五十支里にして薩龍山、庫勒嶺を控へ北方亦五十五支里余にして哈蘭達嶺の山脈起伏し此兩山脈の間に横はる平野の中央に位す。

伊通は伊通縣公署の所在地にして人口約一萬五千、戸數約二千五百と稱せられてゐる。

商工業に就て見るに伊通は新京、公主嶺方面に通ずる國道に沿ひ大弧山及小弧山等の大小邑鎮を控へ又東南伊通河の上流には營城子あり、碧石縣に通じ經濟上樞要の地位を占めてゐる。輸移出入農産物は大豆、蜀黍、陸稻、小麥、葉煙草、麻、藍、豆油等を主とし公主嶺を経て南方に移出せらる。又移入雜貨としては綿布、綿糸、石油、燐寸、洋蠟燭、砂糖、木材等にして概ね移出の経路に依り移入せらる。

工業としては製粉業、搾油業、油坊業、酒造業あるも何れも小規模にして特記すべきものはない。

◎ 農 安

農安の沿革を古往に遡ればもと郭爾羅斯前旗の放牧地にして久しく荒蕪に委ねられてゐたものを清朝に至つて蒙古王と借地養民の契約を結び其の地方を開放し光緒八年分防照磨を置き同十五年農安縣として獨立し農安は之が縣城として新京を距る北西百四十支里隆安府の舊跡に當る處である。

人口約二萬と稱せられ京大線に沿ひ新京との距離著しく短縮され又新京へ通ずる國道あり、當地方の重鎮となつてゐる。當地の產物は主として農產穀類にして毎年秋季收穫後九月下旬より出廻り始め其の最も盛なるは十一月下旬より十二月中旬迄である。市街は周圍七支里の土壁を以て繞らし大小七個の門あり、南北約二支里東西約一支里、東西南北の四區に分たれてゐる。北街、南街、西街は道幅稍々廣くして車馬の往來便であるが東街は斜面上にあつて平かならず極めて不便である。街衢は十字街を中心として四方に走り大街は商況殷盛にして大商舖軒を並べ秋冬穀物出廻期節中の如きは雜沓を極め昔日の頽勢を挽回し活氣ある市場となつてゐる。當地商店として重なるものは穀物商、雜貨、燒鍋、磨坊、油坊、質業等兼營するもので、工業としては燒酒釀造、製油製粉業等何れも小規模舊式設備にして、其の發達進歩は遅々たるものである。舊だ勞力の低廉と原料の豊富なる爲め企業上便宜多く、此地有力者が其の經營に當り自然地方産業を主宰する状態を呈し其の勢力驚くべきものがある。

◎ 雙 陽

雙陽は雙陽河に沿ひ吉林伊通街道上吉林を距る二百支里の地にあり、雙陽縣の縣城であるが由來政治的よりも商業的に發達した市街である。殊に從來農產市場として著名の地であり、商業比較的殷盛にして毎年出穀期間は牛馬車の往來多く市内雜沓を極むる状態である。

◎ 磐 石

磐石は往昔靺鞨の時代より女真人種の占據する處となり支那文化の圈外にあつたが明代に蒙古地方より扈倫種族來往し輝發國を建設し東西に其の雄を振つたもので縣境輝發古城は其の舊都である。後輝發國は清の太祖の滅す處となり爾來二百餘年の間本縣南境は奉天圍場として封禁地帶となり荒蕪に委せられてゐたが、同治年間及光緒初年の頃より多數流民竄入し私墾する者相繼ぐに至り、時代の進展と共に何時までも封禁地帶として放置するに忍びず、光緒八年荒地を開放して伊通州の一部となし招民開墾を奨め、磐石山なる地に巡檢を置き地方の保安に任じ、漸次人口の増加に伴ひ同十三年巡檢を廢し伊通州の分州となす。此頃より磐石山は市街を形成するに至り同二十八年同州の一部を割いて磐石縣を新設したもので磐石は縣の中央に位し人口一萬數千を數へ、吉林の西南三百七十支里、新京又は公主嶺東南二百九十支里の地として當地方の重鎮である。

市街は磨盤の東南麓に位し東北は山を負ひ西南には僅かに開闢地あれども四邊山岳をめぐらし高さ二丈二尺周圍約四支里に亘る城壁を有し城内に縣公署初め官衙商店あり稍々殷盛である。商業としては布疋雜貨を主とし農產物は新京公主嶺方面に移出せられてゐる。

◎ 樺 甸

樺甸は輝發河の上流に位し吉林、朝陽鎮間道路を以て通じ、輝發河右岸に沿ひ大小商家軒を並べて市況活潑である。人口約五千人と稱せられ樺甸縣城にして穀類、葉烟草、麻、石炭等小量の產がある。

◎ 舒 蘭 (朝陽川)

舒蘭は吉林の北方百四十支里に在り、もと朝陽川と稱してゐた地であるが置縣後縣名(舒蘭)を呼ぶもの多きも今尙ほ舊名朝陽川を唱ふるもの亦少なくない。舒蘭縣縣城なれども之を中心とする縣内は概ね地積大なる山嶽多くして耕地面積

少なく人口比較的稀薄である。従つて商工業發達せず特記すべきものはないが只だ附近には石炭の産出に富むと稱せられてゐる。

◎ 德 惠

一名大房身とも稱し德惠縣城であるが、産物としては見るべきものなく、人口少なく商業未だ發達せず、僅かに附近農村を中心とする一小市場に過ぎない。

◎ 審 門

一名張家灣と稱す。京濱線に沿ひ新京の北方四十八哩、人口一萬に及び市街は舊鐵道附屬地及張家灣(俗に道外と稱す)の二地域よりなる。

此地は京濱線中重要な穀類集散地の一にして冬季は商人の來集するもの多く殷盛を極めてゐる。従つて糧棧、雜貨、油坊等多く露國人の經營に係るもの多し。

◎ 長 嶺

長嶺は渤海時代の名稱にして蒙古郭爾羅斯前旗の游牧地なりしものを、清朝に至つて蒙古王と借民養民の契約を結び、農安縣として獨立せるものゝ西方一部を割き、光緒三十四年置縣せしもので俗に長嶺子と呼び鄭家屯の東北二百六十支里にある。人口五千と稱せられ市街稍々整つてゐるが農産物としては特記すべきものなし。

◎ 扶 餘 (伯都訥)

伯都訥は上古肅慎の地として其の歴史古く、北は松花江本流を隔て、肇州縣に對し、又第二松花江を隔て西及西南は南郭爾羅斯旗に、南は農安縣に、東南は德惠縣に相對し、東は榆樹縣に接し、東北は拉林河を以て雙城縣と境してゐる。而かも扶餘縣城として縣の西端に位し交通の便あり、人口五萬を算し當地方有數の要衝に當つてゐる。

市街は松花江に臨み、城内城外二大區劃に分たれ、市街中央に於て東西南北に交叉する十字形の大街をなし、特に東大街南大街は大商館軒を並へて商業殷盛である。

此地は由來農産物の集散地として知られ、就中大豆小麥等其の最たるものにして解氷期は水路により、結氷期は陸路搬出搬入せらるゝを常としてゐる。

又一般商業方面に就ても當市は西南北の三方面悉く江を隔て、蒙古地帯に接し、對蒙貿易上極めて有利な地歩を占め、且つ水陸の交通自在にして商業上重要な地歩を占め、殊に近來國道、鐵道の開通等により將來發展性を持つものと思はれる。又當地は由來河川に沿ひ水産の魚獲多きに上つてゐる。

工業としては磨坊、油坊、燒鍋、紙坊、粉坊等であるが何れも舊式にして規模小さく、多く穀物商、雜貨商等の兼業となつてゐる。

◎ 榆 樹

榆樹は雙城堡の東南百六十支里、肥沃なる平野の間にあり人口約一萬を算し榆樹縣々城である。

市街は周圍を土壁を以て繞らし、其の上に榆樹の繁茂鬱生せる爲め遠望小森林の觀がある。街衢は不規則なれども南北に通する大街には商家櫛比し可成り殷盛である。

當地産物は他地方と同じく穀物類であるが、多くは京濱沿線各驛に直送せられ、當地に集中するものは多く食料又は製造工業原料として消費せられ、他地方に送らるゝもの極めて少なし。又燒鍋、油坊、製粉、染色等の小規模工業あるも大方他地方と同じく特記すべき事はない。

第十一章 結 論

第一節 治安確立——治安第一主義

本省は由來所謂吉林モンロー主義を標榜し廣汎なる地域を擁して嚴然獨立の形態をとり複雑微妙なる政治關係を有し政治上特殊の問題を胚胎してゐたものであるが滿洲建國以來中央集權制の確立と地方行政制度の更改を企圖し漸次本省舊來の傳統的因縁舊套を打破し省政の明朗化と人心の刷新を計つたのである。次いで省制改革の斷行を一劃期として從來行政上治安上特殊地域視せられた東部北部の外廓地帯は間島、濱江及三江の各省に移讓せられ地域の縮少と相俟つて行政の對象簡明となり省政運行比較的圓滑を期し得る事となつた。

されど本省の當面せる最も緊要なる問題は依然治安の問題である。本省は其の地理的環境と歴史的特殊性により由來匪賊の巢窟とせられ、殊に滿洲事變の後を承けて治安の紊亂その極に達したのであるが、日滿軍警並に中央政府當局の不斷の討匪肅清工作により治安漸く恢復の緒に就き、殊に先般省區域の縮少により治安上の痛とされ來つた特殊地帯を他省に分讓する事となつたので本省治安の状態は著しく良好となり治安恢復の日も遠きにあらざるべしと思惟せらるゝに至つた。然るに本省東部森林地帯は西半平原地帯と人文交通産業に於て異り東半は依然として匪賊の猖獗蠢動するあり樂觀を許さざる情勢に置かれてゐる。此等の地方は奉天遼寧兩省の所謂東邊道地區と密接なる地理的配在を保ち間島省と境を接して特殊な關聯を有するが故に此等三省の聯合討伐工作を行ふ必要あり現に之を實施しつゝあるのである。而して匪賊討伐工作のみを以てしては匪徒の再起を見る事となり之を繰返すに於ては到底肅清を期すべくもなく討伐後引續き治安の確保工作を續行する必要あり省當局並に治安維持會が主となり逐次工作員を派して其の全きを期してゐるのである。斯くし

て現存匪賊をして其の安住の地無からしむる樣徹底的肅清確保を期すべきである。

されば省としては治安確立を以て第一義とすべき時期にあり、日滿軍警民一致して治安第一主義を以て進まなければならぬ。

故に本省當面の問題として最も重大なるは警務行政の確立にあり、次いで民生の根本問題たる産業開發を計り同時に教育の普及發達により建國精神、國家觀念の涵養に努め文化開發の大業を全ふすべきであると思考せらる。

然らば之等重大問題に付其の將來の方針を検討し省政運行の指標を明かにする必要があるを以て次にその大要を記述し以て本省政の結論とする。

第二節 警務行政方針

上述の如き治安第一主義の下に於て、警務行政の確立更新は緊急の問題であり、警察は各防衛地區並に各地治安維持會と一層密接なる連絡を期し、治安確立の目的に邁進すべきであるが、之れが爲めには内は警察機關の整備鞏化と、自衛力たる保甲制度の確立を促進し、外は匪賊剿滅、銃器回收、戸口調査等重要工作に力を用ふべきである。今此等警務行政將來の方針に就て概要摘記すれば次の如し。

一、警察機關の整備鞏化

(1) 行政警察定員の増加

行政警察官の定員は其の素質裝備待遇改善問題と密接不可離の關係にあり、管内の廣狹、地勢、交通、通信、戸口分布地方産業、住民等の情形殊に治安關係等を考慮して決定すべきものとし、之に就て中央に於ては人口五百名に對し警察官一名を目途とする方針であるが、本省に於ては之を基準とし地方實情を參酌して都市人口二百名、都市外人口五百名に對し夫々警察官一名を配する方針を以て定員の合理化全省の統制に資する處あらしめんとす。

警察隊は尙ほ當分之を存置する事を必要とするが、之は行政警察力の整備に伴ひ漸減主義を以て進まんとす。

(2) 配置と編成

從來の行政警察配置は、警察署を以て執行中心機關とせざりし爲め警察署は甚だ微力なるを免れず、今後は其の管轄區域、人員配置、編成、分駐所設置等大いに研究改善し警察重點主義を以て進まんとす。

(3) 教育訓練

警察訓練所を各縣に設け、警察精神の鍛練、實際的智能技術及武術訓練を施し、幹部を養成すると共に警察署長の教養を高め署長中心主義確立を促進せんとす。

(4) 警察官待遇改善

待遇は警察官志氣活動の基礎をなし、その素質に至大の影響を及ぼすものであるから之が改善を考慮する必要あり、被服俸給、旅費、治療費等細目的制度規定を確立すると共に、一方淘汰と進級、拔擢、補充の適切を期し人事刷新向上を計る事とす。

(5) 裝備改善

行政警察官は當分相當の武裝を整ふる必要あるも、現在警察用銃器は舊式にして使用久敷きに亘り機能低下して、充分其の用に堪へざるものがあるから之が補充を必要とし、又輕機關銃を配給して一署一銃の標準を以て警察力の増進を計り又警察専用電話を架設し其他萬般の裝備に付各地の實情に即して之が充實を計らんとす。

(6) 統制確立

縣警察機關の統制は警察局長をして任ぜしむべきものとし、首席警務指導官之を直接補佐し任務遂行に當らしむるを要し、行政警察、警察隊、補助機關たる保甲牌自衛團等系統を以て警察局長の統制に入る、事とし此の方針を以て統制の確立鞏固を計る事とす。

二、警察補助機關の整備指導

警察補助機關の整備指導として先づ保甲制度の確立を計り、之が爲めに各縣に保甲指導員養成所、保甲訓練所等を設置し保甲法の眞義徹底を期し、自衛團は義勇奉仕的青年訓練所式のものに純化せしめんとす。

三、治安工作の重點

(1) 剿匪

本省に於ては東半部山岳森林地帯を匪賊の巢窟とし、治安最も紊亂せるを以て此後の工作に於ては特に隣縣との連絡を計り「討匪に縣境なし」の主義の下に隣接縣の聯合討伐を行ひ、各縣相互に討匪工作の研究情報交換各種連絡に遺憾なきを期する事とす。

(2) 戸口調査

戸口の調査は施政の根本的基礎であり、之が動態を知る事は豫防警察上亦緊要なる事であるが現在地方の實情は之が徹底を期し得ざる憾がある。治安上に於ても之が調査の要切實なるものがあるから此後一層警察力を以て之が促進を期す。

(3) 銃器回收

民間武器の調査回收は既に一應行はれ、現に賞金を提供して鋭意努力されつゝあるものであるが未だ調査漏れ多く隠匿せらるゝもの少しとしない。斯くの如きは治安確立上重大なる支障を來す事大なるべく更に一層之が徹底を期する必要がある。

四、郭爾羅斯前旗の警政刷新

本旗の警制は未だ參事官警務指導官の配置なき爲め、之が指導は該旗日軍獨立守備隊の力を俟ちつゝあり、該旗には巡防騎兵現在四百餘名を有するのみで、他に警察力なく同騎兵は事實上兵兼警たるを以て遂次警察智識を與へ警察執行機關

たらしむるを要す。又從來同旗境一帯を一種の安全地帯とせる匪賊に對し、隣接縣と連絡し其の跡を絶たしむるは當面の緊急事である。

其他省警察當局としては更に一層警察本來の使命たる民心の動向に留意し、民意の暢達を計ると共に阿片吸飲、罌粟栽培の如きは治安問題と關聯あるを以て之が取締を嚴にし、傳染病の豫防撲滅を計る等將來萬般の警務行政の刷新を計らんとしてゐる。

第三節 産業開發方針

上述せる如く本省は治安の確立を以て第一義とし、警務行政の確立鞏化を計らんとしてゐるのであるが、更に民生の根本たる産業に就ては左記の如き八大綱目の方針を樹て、將來益々之が實現に邁進せんとしてゐる。

- 一、多角農業の指導獎勵
- 二、農業技術の改良進歩
- 三、農村金融制度の確立
- 四、農村の強化
- 五、農地制度の確立
- 六、造林の獎勵
- 七、商業の保護獎勵及改善
- 八、工業の保護獎勵及改善

即ちこれであるが、今各項につき從來實施せし事項及び將來實施せんとす計劃の概要を述べん。

一、多角農業の指導獎勵

從來の農業は多く普通作物を主とする單一農業にして、其の結果一度天災に遭遇せんか忽ちにして困窮に陥るべきは從來の例に徴して明かなる所である。

故に將來は

- (一) 養豚、養鶏、養蜂、養鹿、柞蠶飼養及藥草、山貨採取等の副業獎勵。
- (二) 菸、蘇子、麻類、把柳工藝用作物の栽培獎勵
- (三) 製叭、製繩、柳細工、絨氈等の家内工業指導獎勵

を行ひ農家の危険率を緩和せんとす。

二、農業技術の改良進歩

一項に於て述べた如く多角農業を獎勵すると共に、一面農作物の品種改良、農具の改良、肥料の研究等農業技術の改良進歩を計ること肝要である

(1) 農産物品種改良

農産物の品種改良に就ては建國以來銳意努力して來た所で、公主嶺農事試驗場に於て改良せる改良大豆(黃寶珠)は品種大粒にして、旱魃に強く在來種に比し一割乃至五割の増收を得且つ油含有量に於て一、五乃至五%の増加を示し且つ著しく早熟種である。よつて將來は在來種を此種に置換へんとしてゐるのである。大同元年度に於ては永吉縣に二八〇石、大同二年度には永吉、九台、伊通、雙陽、舒蘭、榆樹、扶餘の七縣下に普及し更に雙陽、九台、德惠、農安、懷德、伊通の六縣に採取圃を設置し其の收穫物を以て普く縣下に播布することゝした。

更に粟大白種に就て述べんに、本種は在來種に比し一割乃至一割五分の増收あるを以て、康德元年度にては伊通、懷德

長春、九台、德惠の各縣に約一〇、〇〇〇疇の種子を配付した。

次に黑穗病豫防の爲め康德元年度に於ては永吉、敦化、懷德、伊通の四縣に於て高粱及粟計三、八四〇石の消毒を行つたが結果は極めて良好であつた。よつて本年度より區域を擴大し更に消毒數量の増加を計らんとす。

(2) 農具の改良

現在使用せらるゝ農具は極めて原始的のものにして能率上らず、將來は安價にして有效なる脱穀機、唐箕精選機等の使用を奨励し、以て能率の増進を計らんとす。

(3) 肥料の研究(堆肥の奨励)

吾國の現情に於て人造肥料を使用するは經濟上至難の事に屬するを以て、差當り堆肥の奨励をなし以て耕作地力の減耗を防がんとす。

三、農村金融制度の確立

(1) 春耕貸款、商工貸款實施の續行

建國以來匪禍水害に悩める農民救済の爲め、本省公署に於ては大同元年度に於て省庫金を贖出し、省下の農民を救済したが二年度以降に於ては中央政府と接衝の上、農民及び商工民に對し夫々左記の如き貸款を斡旋し以て急難を救つて來たのである。

即ち大同元年以降此等春耕、商工貸款は農工商民の危急を救ふ上に於て至大な効果を齎せるものなるが故に、本省に於ては將來も必要に際しては之を繼續實施すべく中央に要望せんとする方針である。

(2) 金融合作社設置

前述春耕貸款は危機に瀕せる窮乏農村に對する應急對策であるが、農村の復興には常設的庶民金融設置の必要あり、政府

は金融合作社を設立し以て農民小口金融の機關たらしめんとした。今や省内に於て設置をみたるものは磐石、永吉、額穆、九台、双陽、伊通、榆樹、懷德、長春の九縣とし近く設置をみんとする縣に農安、扶餘、德惠がある。よつて殘余の樺甸、敦化、長嶺、乾安、舒蘭にも可及的速に設置せられんことを中央に要望せんとす。

(3) 當舖の増設

金融合作社は目下擔保貸(擔保地券)のみなるを以て、之が恩恵を受けるは主として中農以上に限られ、小農は之が恩恵を受けること少く、之が不便を補はんが爲め大興公司をして成るべく各縣に其の經營になる當舖の設置方を慫慂せる結果、現在に於ては永吉、額穆、敦化、樺甸、長春、九台、雙陽、伊通、農安、懷德、德惠の各縣に設置を見たが尙ほ舒蘭、榆樹扶餘、磐石、長嶺、乾安の各縣にも至急設置方を要望してゐるので大興公司に於ても之が設置方考慮中である。

(4) 糧棧の設置

政府に於ては農產物穀價維持の爲め農業倉庫設置の意圖を有してゐるが、全國的に實現する迄には相當の時日を要するので、本省としては各農產物價維持の爲め大興公司の如き機關をして糧棧を各縣に設置せしめ、之に農產物の受託、倉荷證券の發行、運送又は販賣の仲介、倉荷證券を擔保とする金融等の事を行はしめ、農民取得の増進を圖らんとし目下其の立案考究中である。

四、農村の鞏化

(1) 保甲制度活用による模範村の設置

建國以來匪禍水害の爲め極度に窮乏に陥れる農村の復興を、一時に全般的に斷行することは困難なるを以て、省の方針としては左記の如き條件を以て一縣に一個の模範村を設置し之に凡ゆる助成をなし、以て完全なる部落を構成せしめ爾餘の鄉村をして之に倣はしめんとす。

- 一、治安關係良好にして能ふくんば縣城に近く指導に便なること
 - 二、適當なる中心人物又は篤志家存在し將來模範村建設の指導者たり得ること
 - 三、村治の成績よく道路の補修、共同防衛等に實績を示せるもの又は其の可能性あること
 - 四、農牧林地の適正なる配合あること若しくは其の可能性あること
- 之が爲め康徳二年度に於ては伊通、九台、双陽、榆樹、磐石の模範村に差當り六〇〇圓宛の補助費を支給し農事の改良に當らしむることとし、康徳三年度以降は更に此の内容を擴充し省内全縣に及ぼさんとす。
- 模範村建設の綱領及び實施項目を示せば左の如し。

イ、建設綱領

一、農事の改善

二、農村の緑化

三、生活の安定

四、鄉村自治

ロ、實施項目

一、經濟調査

二、保甲制度の徹底

三、村落自治の發揚（村會の組織）

四、農事獎勵

五、農牧林地の適正分配

六、植樹及造林

七、地主小作の協調

八、品評會の開催

九、負債の整理

十、生活改善

(2) 模範農民の指導訓練

農村開發中最も重要な要素は指導者の養成にあり、省に於ては康徳元年度より省立農民訓練所を設置し省内五縣より一縣當り五名を選抜入所せしめ、一般農事に對する學術、實科を教授してゐるが、其の成績極めて良好なるを以て更に三年度以降は内容の擴大充實を行ひ之が繼續實施に當らんとす。

(3) 義倉制度の確立

農村不時の災害に備へ、天災地變による農民の困苦を豫防し、之を可及的に輕少ならしめんとして義倉制度は漸次普及しつつあるが、將來一層之が發達助長を計り農村をして安居樂業せしめんとす。

(4) 農會の改良充實

農會は事變後各種事情の爲め會員激減し會費收入も殆んどなく、縣よりの補助によつて辛じて其の形骸を止めて來たが大同二年度縣制改組以來補助金の支出停止され何等本來の機能を發揮し得ず今日に至つてゐる。

然るに農本國たる吾國に於ける農業の開發、農村の更生は急務中の急務であるが、之が爲には農業行政機關の充實と共に農民の自覺による農會の復活に依らざるべからず。依つて農會法正式發布迄は、現在民國十六年農會條例を基礎とし、之に左記の如き改正を加へ以て農民の自治團體たると共に農業行政補助機關としての實を擧げしめんとす。今農會改良の

要點として省當局の立案を示せば次の如くである。

一、農會を縣農會、保農會の二級制とす。

二、保農會の會員の資格は左の二種とす。

イ、保農會に在つては耕地、牧場、原野等の土地を有するもの又は其の地區内に在つて農業を經營するもの（但し三天地未滿の地主及び五天地未滿の純小作人を除く）

ロ、縣農會に在つては保農會を以て會員とす

三、農會の組織

イ、保農會 保區域内の農會々員資格を有するもの十人以上の發起によつて之を組織す

ロ、縣農會 保農會の會員を以て組織す

四、會員の入會

農會設立せられたるときは其の地區内に於て會員たる資格を有するものは總て之に加入したるものとみなす。

五、農會の職員

農會に左の職員を置き會長之を任免し専ら事務の掌理に當らしむ。

保農會 勸導員、調査員、庶務會計員。

縣農會 技術員、勸導員、調査員、庶務會計員。

六、農會の經費

農會の經費は會員之を負擔す。但し政府は豫算の範圍内に於て農會に補助費を支出するを得。

農會々費を賦課せんとする時は左の賦課方法及び金額の制限による。

イ、會員割 一人につき入會の折五角を限度とす

ロ、會員の資格要件たる土地の大租割 大租の百分の二〇を限度とす

七、農會の事業

農會は左記の事業を行ふものとす。

1、農業の指導獎勵に關する施設

2、農業に従事するもの、福利増進に關する施設

3、農業に關する研究調査

4、其の他農業の改良發達をはかるに必要な事業

五、農地制度の確立

滿洲國の眞の王道國家具現は土地問題の徹底的解決にあり、又滿洲國農村問題の解決にあるてふ見地より、政府は銳意之が根本政策の樹立に腐心し、中央の土地調査委員會を設置し内外の學者、有識者を網羅し、康德三年度より積極的活動をなさんとしつゝある。

本省に於ても從來の舊習慣を調査し、尙ほ清丈清賦の方法を検討し良きものは之を尊重し惡しきものは之を捨て、以て舊軍閥時代に於けるが如く人民の困苦を顧す國家は只財政上の見地より土地整理をなせるが如き惡習を除かんとす。

(1) 地券の統一

現在本省に於ては地券の種類甚だ多く、又その地券面上の面積は課税面積にして實際面積は四至により辛ふじて保たれ又民間紅契が地券の作用をなししつゝある現狀は、人民の權利を保護する上に困難を感じるものであるから、今後地券の統一は最も緊要の事である。

(2) 土地經界の劃定

從來各所有地相互間の經界は當該所有者のみ之を知り、爲政當局は之を知らず之が爲め隨所に流弊を見つゝある現状なれば、先づ各自の土地經界を爲政當局をして明かならしむる事とし、以て人民權利の保護に任せんとす。

(3) 地目設定變更並に等則決定。

從來は地目の設定變更なく爲めに人民は從來使用し現在に於て使用收益せざるものに就ても、その納税の義務を免るゝ事が出來ず、故に種々の不便不利があつた。尙ほ土地の等則は大清時代に於ては存置してゐたが、民國以後之なく人民は現在一様に田賦を納めつゝあり、之を改正せんとす。

(4) 土地權利審定

土地に關する權利は複雑にして所有權、地上權、永佃權、典權、抵當權、貸借權等あり、今日地券、登記制度の不完備により複雑になりつゝある土地權利の審定をなさんが爲め中央に於ては土地兩定法を作成せんとし目下研究中である。

(5) 實施測量の可及的速かなる實施

本省に於ては從來人民の自報によりその權利を設定した處多く當局より實地に測量せる地方は至つて稀である。

故に自報升科の規程は康德二年十二月二十七日を以て期限滿了するが故に、期限前速かに浮多を升科し以て將來に於て測量實施する場合の困難を除去せんとす。

然し乍ら自報浮多升科は之を停止するも四至内の浮多に就ては、國家は飽迄民地として之を保護し、人民の不利益なることは絶對之をなさず、今後一般人民の意向を尊重する方針である。之を要するに今後滿洲國が土地行政を確立し土地調査をなさんとするも、一方人民と共に土地利用を増進し他方課税の輕減を圖るを眼目とし、從來の正當なる權利は之を保護すると共に權利を明らかにし、同時に人民の之に對する義務を切實に實行せしむる事とし官民一致以てその完を期せんとす。

とす。

(6) 二荒地の復興

本省管内既耕地面積は民國二十年度に於て二、七五七、〇九〇陌なりしも、建國後の打續く匪禍水害の爲め康德二年春耕期に於ては一八七、五四七陌の二荒地を生じ、之が爲め作物收穫量に於て二二五、九四四疍、價格に於て一一、九七七・六二八圓の減收を示し農民收入の大激減となつた。よつて之が回復利用を講ずることは農業開發上緊要の要事であると言はねばならぬ。よつて本省に於ては特別の機關を組織し之が復興に當らんとす。

六、造林の獎勵

荒廢山野に對する復舊綠化運動は治山、治水の根源にして農村の繁榮産業の振興亦之に依存する處尠しとしない。

本國土地の實體を見るに一般に荒廢するもの少なからず、飛砂は耕地を埋没し雨量寡少の爲め旱害の因をなし、山林荒廢の結果は水源地枯渴或ひは洪水の慘禍を齎す事となる。

故に本省に於ては此に稽ふる處あり、綠化事業は「先づ學校より家庭、家庭より近郊山野へ、近郊山野より一般山野へ」てふ過程を以て造林の獎勵を行はんとし、之が爲め康德三年度よりは

(1) 省立苗圃を省城に設置し樹苗の養成に努むると同時に

(2) 帝政紀念綠化運動による苗木の無料配付を更に擴大せんとす

仍つて差當り省城を經る近郊山野約一萬二千陌の區域内に於て、耕作地以外の未立木地を選定し成るべく速かに造林を完成し、一は以て省城の風致林とし、一は以て薪材、電柱、坑木其他一般用材生産の用に供する經濟林として、森林造成の目的を達せんとす。

(3) 公有林の設定

我國の農耕は春夏半歳に限られ秋冬半歳は凍結の中に呻吟するの已むなき状態にあり、斯くの如き自然的に制約された半歳の生産力を如何に按配するやは、農を以て國本とする我國の農民生活を左右するものであると言はねばならぬ。即ち冬期間の森林伐採、薪炭採取乃至牧畜は農民生活の保證上不可欠のものとし、我國林野經營は冬期農民の勞動力を充分消化し得る様計畫立案するを要し、農村には必ず牧野を備ふると共に薪炭備林設定の要あるは論を俟たざる處である。更に省内特殊の縣に於ては地方費の膨脹は民力と相容れざるものある状態にあるを以て、縣財政調整上特殊財源として地方公布林を設置するの必要なるものあり、本省は逐次中央當局と接衝し之が樹立に意を用ひてゐる。

七、商業の保護獎勵改善

(1) 商會の指導改善

省下現在の商會は民國四年の商會法によつて設立せられたもので、商工業の調査改善、統計の作成、商品の原產地證明、商工業者の紛議調停、商工業機關の設置等を目的とするものであるが、實際は何等事業の見るべきもなく經費の大部分は人件費に費消され居る現状にあるを以て、將來は商會豫算の編成、運用の指導を行ひ可及的人件費を縮少し事業費を増加し、以て業務の改善を計り眞に商業者の福利増進機關たらしむる必要がある。

之れが爲めに中央に於ては商會法改正發布の計畫あるも、之が實現までには猶ほ相當の期間あるを以て、取敢へず民國四年商會法の不備を補ひ以て省下商會の刷新を計らんとす。

(2) 商店經營の合理化

由來滿洲は農本主義を以て國を樹て生計を營んでゐるもので、商業方面への進出極めて少なく商店經營は極めて舊式なるを免れず、都會地の一部大商店を除いては近代的經營運行せらるゝものなき實情にあるが故に、今後本省實業廳に於ては之が近代化を計り合理的經營をなさしむる事とし、其の一着手として講習會を開催し合理的指導に任せしめんとす。

(3) 物價の調節

現在國內商業交易の實情を見るに日常需品の配給機關の整備を欠き、卸賣小賣商人共其間に何等の統制なく各目別個に賣買契約を結び、従つて業者間の賣買値段區々にして一定せず又消費者としても小賣値段の當非を判斷するに困難なる状態である。故に業者間の統制聯絡物品配給の調整を欠き民衆生活を不安ならしめてゐたものである。依つて斯かる弊害を防止し、物價の調節配給の調整を計り消費者生活を安定せしめんが爲めには卸賣小賣市場を設置し以て生活必需品配給の合理化、物價の妥當公正と共に衛生設備を講ぜしめ意を保健に用ひ以て厚生の実を挙げしめん事を期す。

(4) 共同仕入資金の融通斡旋

概ね商業は其の規模小さく資金豊富ならず、従つて信用程度極めて薄弱なるものである爲め物品の仕入に就ても前金取引の已むなき状態にあり、商人間に何等共同聯繫なき爲め其の仕入も個々に行はれ、殊に最近日本品の需要多きも信用程度、規模、資金狀況等不明にして商人相互間何等共同陣營を有せず、資金欠如せる爲め少なからぬ不利不便を甘受せざるを得ない實情にある。斯くの如き情勢に鑑み當局としては商人相互間の共同聯繫を計り物品の共同仕入、資金の融通を圓滑ならしむる爲め輸入組合の設立を援助し以て商人の利便、共存を計らんとす。

(5) 新販路開拓指導

由來滿商の販路は極めて小範圍に限られ、近代的商業交易網備はらざるを以て商人自体としても進出不振を來すのみならず、消費者に就ても必需品の購入に就て種類品質價格等不利を蒙る事あるべきに鑑み、商品陳列所を設置して商業交易の振興を企圖し、更に交通路線殊に本省を縦貫する京圖線の利用を研究し販路開拓に資する處あらんとす。

八、工業の保護獎勵改善

(1) 中小工業の保護獎勵

滿洲工業としては未だ新式大規模工業發達せず依然小規模なる燒鍋、油房、磨房等の諸工業を普通とするものであるから、之等工業者に對し保護獎勵の方途を講じ業界の振興を助長せしむる事は最も緊要であるといはねばならぬ。

(2) 新制度量衡の普及宣傳

新制度量衡の普及に就ては實業部權度局と相呼應して商民の認識を深めしむる事としてゐるが、未だ之が普及徹底には相當期間と努力を要するものと思考せらるゝが故に、此後一層之が宣傳に努め特に特賣店を促して新計器の充實せしむるを緊急としてゐる。

(3) 地方工藝の指導獎勵

滿洲に於ては由來小規模なる家内工業行はれ、又農民の副業として各種工藝品の珍とすべきものもあるも現在に於ては遅々として振はず、將來に於て之が指導獎勵さるゝならば相當見るべきものあるべしと思考せらるゝので、缸窰の甕、扶餘の毯氈等の如きその尤なるものと言ふべきであらう。

京橋圖書館

第四節 教育普及刷新方針

更に滿洲建國の理想實現と建國精神の普及作興は、滿洲國將來の最も重大問題たる文教行政の使命最も緊要なるものであり、之が大意に就ては既に前章に記述せる處であるが、本省としては中央文教部の方針に基き銳意文教の刷新向上を計らんとしてゐる。即ち、先づ事變直後閉校せる學校の復活を圖り、課程の改善教科書内容の充實を行ひ、學校教員の整理素質の向上を計り又社會教育方面に於ても民衆教育館、圖書館の整理恢復、日語學校の増設、文廟復興文教團體の調査監督に努めてゐるのであるが將來文教上當面の問題として過般中央に於ける各省總務廳長會議に於て本省總務廳長より提出せられたる事項を摘記すれば次の如くである。

京橋圖書館

(1) 教科書の充實

(1) 國民思想の涵養上最も留意すべき年齢にある青年を教育すべき中等學校の教科書は未だ發行されざる爲め、已むなく民國時代發行のものを使用せざるを得ない現狀に鑑み、至急初等教育書の普及と共に中等學校の教科書を編纂頒布せしむる事

(2) 窮迫せる國民一般生活の現狀に鑑み小學校教科書は當分無料配給せらるべき事

(3) 民衆學校教科書及社會教化用諸冊子の編纂配布をなすべき事

(二) 學校教授用參考書其他圖書出版頒布

學校教授用參考書、學生課外讀物、國民思想涵養に關する冊子、産業開發に關する參考書、高尚にして大衆的な國民文學、國民藝術娛樂に關する出版物等國民の心の糧となるべき讀物を適宜大量に發刊し、以て外は民國發行出版物の國內流入を防ぎ内は國民文化建設に資せしむる事。

(三) 縣立中等學校の省立移管

省としては國民教育の重點を初等教育に置き、縣旗市をして之が改善普及をなさしむる方針であるが、一面此等縣旗市の財政を見るに小學校のみならず中等學校に至るまで經營せしむる事とすれば、却つて初等教育普及の財的餘裕を殺がれ初等中等諸教育共に運營上財政的苦境に陥る事あるべきに鑑み、現存縣立八中等學校を三ヶ年計劃を以て省立に移管し、其の餘力を初等教育に向くる事の適切なるを思ひ之が實現の爲め中央當局と極力接衝する意向である。

加之學校體系よりするも、初等教育は縣旗市をして行はしめ中等教育は之を省經營とし、高等教育は國家の直營とする事が妥當にして教育の完璧を期し得るものと思惟せらる。

(四) 學校教職員身分待遇規定の制定

現在に於ては兒童教育指導の重任に當るべき學校教職員の身分待遇等に關する規定の制定公布せられざる爲め、之等教職員は一般官吏に比し甚だしく不利な立場に在り、従つて優秀なる人材の採用頗る困難を來し、之が引いては子弟教育上重大なる影響あるべきに鑑み、速かに規定を制定し身分給與の確定を計るべき必要切なるものあり、省當局としては銳意中央に提議して之が實現を促進してゐる。

(五) 日系教育指導官の配置

治安の恢復に伴ひ企圖せらるべきは國民教育就中縣旗市に於ける初等教育の作興である。然るに現在地方の社會教育、學校教育の現情を見るに、依然として舊政權時代の組織と制度を踏襲し殆んど進歩改革の見るべきものはない。

治安維持並に地方行政等の諸方策漸く確立せられ、警務産業等の方面に有力なる日系指導者配置せられ、着々其の効果をあげつゝあるに於て、少くとも教育局、科を存置せる地方に教育指導官を配置し、以て國民教育を作興せんとし之亦銳意中央と接衝實現に努めてゐるのである。

第五節 結 論

以上縷述せる處に依り本省々政の概要を闡明したのであるが、之を要するに本省は滿洲建國と共に因習久しき舊套を脱却して王道滿洲國の治下に新政の衣を更へ、昨年十二月地方行政制度の改革を劃期として省政の更新せらるゝあり、新猷漸く其の緒に就かんとしてゐるのである。

顧るに往時滿洲に於ける治安の紊亂其の極に達し殊に本省の如きは其の最も甚きものであつた。軍閥蟠踞して暴戾耽政を恣にし、舊來の陋弊牢として掃ふべくもなく、産業振はず民生衰へ、省政混沌として生民塗炭の苦しみに懊惱してゐたのである。されば滿洲事變勃發するや本省は逸早く獨立の旗を擧げ、舊政權の桎梏に惱める省民は糾然として獨立の傘

下に集ひ、滿洲建國の聖業に參劃した事は蓋し故なきにあらずと言ふべきであらう。斯くして建國茲に三年有半、今や新生滿洲國は建國創業の第一期より建設の過程に入り、凡百の庶政日に整ひ、國運駸々乎として發展途上に躍進してゐるのである。本省に於ても之と其の歩調を一にし、今や省制確立の基礎工作を終へて省政更新の本格的軌道に乗出し、治安の確立、産業の開發、文化の向上等萬般の省政は面目自ら新たなるものがある。

然しながら具さに稽ふるに、治安回復せりと雖も未だ全しと言ふべからず、寧ろ治安確立の事業は前途に幾多の難關横はり、省政刷新せられたりと言ふも未だ理想と相隔ること遠く、外面些か其の相貌を整へたるも内實必ずしも之に伴はず省政の將來此れより益々多事なるを思はしむるのである。即ち本省は今や建設の第一段階に踏出したるに過ぎず、其の整備充實は懸つて將來にありと言ふべきであらう。

されば省政當局は中央と相呼應して既定方策の運行全きを期し、銳意目的遂行に邁進しつゝある事は既に明かなる處であつて、やがては治績省境に普く、四百六十萬の省民は其の惠澤に浸り、熙々として新政を謳歌するも蓋し遠きにあらざるべしと思はるのである。殊に本省は首都新京を中心として全滿の中樞を扼し、交通四通八達し、豐穰なる物資を包藏して全滿十四省中最も多幸なる將來を約束せられてゐるものである。

康德二年十一月

國務院總務廳情報處



